

地方分権に関する基本問題についての
調査研究会報告書・専門分科会

(座長：堀場 勇夫)

平成 22 年 3 月

財団法人 自治総合センター

は し が き

我が国においては、地域の活力を引き出すための地方分権・地域主権改革の推進が引き続き重要な課題となっている。

地方分権改革については、平成 12 年の地方分権一括法により、機関委任事務の廃止、国から地方への権限移譲が、平成 16 年から平成 18 年にかけての「三位一体の改革（国庫補助負担金改革・税源移譲・地方交付税改革）」により、3 兆円の税源移譲の実現などが行われたところである。また、平成 18 年 12 月の地方分権改革推進法の成立を受け、翌平成 19 年に発足した地方分権改革推進委員会は、平成 20 年 5 月 28 日から平成 21 年 11 月 9 日の間に第一次勧告から第四次勧告を政府に提出した。

政府はこれを受け、これらの勧告の内容を盛り込んだ「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」及び「国と地方の協議の場に関する法律案」を閣議決定したところであり、今後、国と地方の協議の場における議論を通じ、引き続き地方分権・地域主権改革を進めることがより必要である。

このような種々の改革の進展を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について、先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成 20 年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきたところである。

平成 21 年度においては 4 回の研究会を開催したところであり、本報告書は、その成果を取りまとめたところである。

我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、(財)全国市町村振興協会と(財)自治総合センターが共同で実施したものである。

平成 22 年 3 月

財団法人全国市町村振興協会
理事長 谷 合 靖 夫

財団法人自治総合センター
理事長 二 橋 正 弘

地方分権に関する基本問題についての調査研究会

・ 専門分科会 委員名簿

座長	堀場 勇夫	青山学院大学経済学部教授
座長代理	中井 英雄	近畿大学経済学部教授
	石田 三成	小樽商科大学商学部学術研究員
	井田 知也	大分大学経済学部准教授
	加藤美穂子	札幌学院大学経済学部講師
	菅原 宏太	京都産業大学経済学部准教授
	中澤 克佳	東洋大学経済学部講師
	西泉 彰雄	東北大学大学院法学研究科准教授
	平野 隆	一橋大学大学院法学研究科教授
	星野菜穂子	和光大学経済経営学部准教授
	柳原 光芳	名古屋大学大学院経済学研究科准教授
	湯之上英雄	千葉商科大学サービス創造学部専任講師

目 次

第1章 平成21年度調査報告

- 河川行政と政府間機能配分 1
- 地域差と民営化 39
- 公立病院と地方交付税
 - ―高知県2町を事例として― 74
- アメリカの連邦補助政策にみる分権的構造
 - ―Child Care政策を中心に― 95

第2章 参考資料

- 地方公共団体財政健全化法 145
- 過疎対策 162
- 平成22年度地方財政対策の概要 172
- 平成22年度地方税制改正の概要 179
- 第三セクター等の抜本的改革 250

第 1 章

平成 21 年度調査報告

河川行政と政府間機能配分

小林 航* 石田三成†

はじめに

2007年4月に設置された地方分権改革推進委員会は、総理大臣に対して第1次勧告(2008年5月)と第2次勧告(同年12月)を行い、2009年5月現在、第3次勧告に向けて審議を行っている。そのなかでも道路と河川は特に重点が置かれており、第1次勧告では一般国道と一級河川直轄区間に関する管理権限を、原則として都道府県に移譲することが提言された。

この提言を我々はどう評価すべきであろうか。経済学では、伝統的機能配分論において国家公共財は国の役割、地方公共財は地方の役割としているが、道路や河川のように地域間でスピルオーバーを持つような地方公共財については、確たる答えを用意していない。これは、中央政府(または上位政府)による直轄、地方政府に委ねて定率補助金で誘因を付与する、地方政府間の交渉に委ねる、といった様々な選択肢が考えられるためである。

そこで本稿では、さしあたり河川行政に焦点を当て、わが国の政府間機能配分がスピルオーバー対策の観点から見てどのように位置づけられるかを検討する。本稿の構成は以下のとおりである。まず第1節で河川管理政策における国と地方の役割分担のあり方について経済学の視点で検討し、第2節で実際の制度について整理する。第3節と第4節では、国直轄事業と地方が行う事業のそれぞれについて、費用負担の仕組みと実態を分析する。第5節はまとめである。

* 財務省財務総合政策研究所主任研究官

† 小樽商科大学商学部学術研究員/財務省財務総合政策研究所客員研究員

1 河川管理政策の経済学

1.1 河川の経済機能と政府の役割

河川には、利用者に様々な便益をもたらす経済資源としての側面と、洪水等によって周辺住民に被害をもたらす災害発生源としての側面がある。

前者については、川で泳ぐ、川の水を飲む、発電や灌漑等に用いる、川の魚を食べる、あるいは不要な水を川に流す、といった形で様々な利用方法があるが、これらには全て競合性がある*1。どんなに水が抱負に見える川でもその水を灌漑や発電に大量使用すれば、飲料水として利用可能な水量が減少するし、川の自然浄化能力を超えた汚水を流せば、飲むことや泳ぐことはできなくなり、川魚も死んでしまうかもしれない。したがって、排除性を持たせずに共有資源として放置すると*2、過剰な取水や排水が行われることが予想される。そこで政府に求められるのは、河川に関する水利権や排水権の適切な配分である。

後者については、氾濫の危険性が高い土地には住まない、氾濫したときの避難場所を確保しておく、堤防の建設等によって氾濫を防ぐ、といった様々な対応策があるが、このうち、堤防建設や避難場所の確保は非競合性と非排除性を持つ。したがって、これらを潜在的被災者たちによる自発的供給に委ねると過小供給に陥ることが予想されるため、政府による適切な供給が求められる。

1.2 地域間外部性と政府間機能配分論

それでは、こうした役割をどのレベルの政府が担うのが望ましいだろうか。伝統的機能配分論では、マスグレイブが分類した政府の三機能のうち、所得再分配機能と経済安定化機能は中央政府が担い、残る資源配分機能はその便益が及ぶ範囲に応じて選択すべきとされる。したがって、その便益が全国に及ぶ国家公共財は中央政府が供給すべきであり、便益が特定の地域内で完結する地方公共財は、その地域を管轄する地方政府が供給すべきということになる。ここで悩ましいのは、その便益が全国にまでは及ばないものの、特定の地域内では収まらないような資源配分政策の役割分担をどうするかという点である。

河川の場合、短いものであれば市町村のような基礎自治体の管轄内で完結することもあがるが、長い河川、あるいは支流の広がり大きい河川であれば、都道府県のような広域自

*1 競合性とは、ある人が消費することによって、他の人の消費機会が減少するという性質を指す。

*2 排除性とは、対価を支払わないなどを消費から排除することを指す。

治体の管轄内ですら完結しないものもあろう。後者のような河川については、権利配分や洪水対策のいずれにおいても、上流地域で行われた政策の影響が下流地域に及ぶ。また、1つの河川が特定の地方政府の管轄内で完結していたとしても、その流域内に広域道路があれば、治水の便益は他地域に及ぶであろう。したがって、河川管理政策は大なり小なりの地域間外部性、すなわちスピルオーバー効果を生みやすい。

このような地域間外部性を持つ政策の役割分担の形態としては、主に3つの選択肢がある。1つは中央政府がその政策を直接実施するというものである。この形態の利点は、地域間外部性を内部化できることであり、欠点は、中央政府と地方政府との間に情報の非対称性がある場合に、政策需要の地域差に対応するのが困難になることである。ただし、非対称情報が問題となる場合には、地域間外部性の内部化も不十分な形でしか期待することはできない。

2つ目は、地方政府がその政策を実施し、中央政府が定率補助金やその他の規制手段で介入するというものである。この形態の利点は、地域の実情を把握した地方政府が担当することにより、政策需要の地域差への対応が可能になることである。他方で、定率補助金や規制手段を用いて外部性の問題を緩和するとしても、補助率や規制値を設定する中央政府に十分な情報がなければ、やはり十分な効率化を期待することはできない。

3つ目は、同じく地方政府がその政策を実施し、外部性の内部化についても地方政府間の交渉に委ねるというものである。この形態の利点は、地域間外部性も含めて地域の実情を把握した当事者同士で問題の解決に当たれることであり、交渉に伴う取引費用が無視できるほど小さければ、コースの定理が示唆するように効率的な資源配分の達成が期待される。他方で、取引費用が大きい場合には、交渉が行われず、もしくは行われたとしても成立せず、外部性の内部化は実現しないであろう。

1.3 費用負担

最後に、政策実施にともなう費用負担のあり方について整理しておこう。費用負担は効率性と公平性の両面から問題になりうるが、効率性の観点は特に重要であり、費用負担のあり方次第では、政府間機能配分の議論にも影響が及んでくる。河川管理政策の場合、治水のための施設建設やその維持修繕にかかる費用が特に大きいため、いわゆる地方公共財の供給費用を念頭に置いて議論する。

まず、便益が全国に及ぶほどではないような地方公共財供給を、中央政府が一般財源を用いて実施するとしよう。このとき、一方では便益を受けていないのに費用だけを負担する人が存在し、他方では便益に見合った費用を負担せずに済んでいる人が存在することに

なる。これは財政余剰 (net fiscal benefit) の地域間格差をもたらすという意味で水平的公平性を阻害することになるが、それに加えて、政策の意思決定にも影響が及ぶ可能性がある。例えば、中央政府が公共財供給の是非を検討するために、便益を受けると思われる人々にその便益の大きさを尋ねるとしよう。このとき、費用を過小にしか負担せずに済む人は、便益を過大に申告する誘因を持つであろう*³。あるいは、中央政府に様々な圧力を加えることでその意思決定に影響を与えることができるとしよう。このとき、費用負担が少なく済む人は、過大な地方公共財供給を中央政府に求めるであろう*⁴。その結果、公共財の便益が過大評価されることになるのであれば、それは中央政府が河川管理政策を担うことのデメリットに数えるべき要素となろう。

次に、そのような政策を地方政府が実施し、中央政府が定率補助金を用いて外部性の内部化を図るとしよう。このとき、定率補助金の財源が外部便益を受ける地域から徴収されるのであれば、効率性と公平性の両面から望ましいと言えるが、中央政府の一般財源から賄われる場合には上記と同様の問題に直面する。ただし、補助率が一律である場合には、その補助率を決定するための便益調査や、補助率決定に影響を与えるための活動は行われなくなるかもしれない。

最後に、地域間外部性の内部化を地方政府間の交渉に委ねる場合を考えよう。このケースでは、外部便益を受ける地域から、それに見合った負担金が事業を実施する地域に提供されることによって交渉が成立すると考えられるので、必然的に受益者負担の側面を持つことになる。しかしながら、当事者間に情報の非対称性がある場合、それを埋めるために交渉費用が増すことになる。その場合には、便益の計算方法やそれとともなう費用負担の方法について、中央政府が何らかのガイドラインを示すことで交渉が円滑に進むことが期待できる。

2 日本の河川管理政策

2.1 河川管理者

わが国の河川関係法令の中核をなす河川法*⁵では、その規定が適用される河川として一級河川と二級河川を区分し (法第 3 条第 1 項)、一級河川は国土交通大臣が指定 (法第 4 条

*³ 他方で、厳密な受益者負担原則を適用すると、過少申告の誘因が発生する。

*⁴ Persson and Tabellini(1994) を参照。

*⁵ 1964 年 7 月 10 日公布 (法律第 167 号)。この河川法は、1896(明治 29) 年に制定された旧河川法を全面改正して新たに制定されたものである。以下、本文中のかっこ内で法令等を参照する際に、法とあるのは河川法、施行令とあるのは河川法施行令、施行規則とあるのは河川法施行規則を指すものとする。

第1項)、二級河川は都道府県知事が指定(法第5条第1項)することとなっている。一級河川の管理者は国土交通大臣であるが(法第9条第1項)、一部の区間については、それを指定したうえで事務の一部を都道府県知事に行わせることができる(法第9条第2項)。この区間を指定区間と呼び、残りの区間を直轄区間と呼ぶが*6、表1に示したように、河川延長で見ると指定区間のほうが圧倒的に長い(直轄区間は一級河川の総延長の約12%)。

二級河川の管理者は原則として都道府県知事であるが(法第10条第1項)、その河川の一部が政令指定都市の区域内にある場合には、市長の同意を得たうえで指定区間を定め、市長を管理者とすることもできる(法第10条第2項)。また、2つ以上の都道府県にまたがるような河川については、指定の際には知事間で協議を行い(法第5条第2項)、管理方法についても協議によって定めることができる(法第11条第1項)。また、これ以外に市町村長が指定して河川法の諸規定が準用される河川を準用河川と呼び(法第100条)、それ以外の河川は普通河川と呼ばれる(法第100条の2)。また、ここでいう河川は「公共の水流及び水面」であるとされ(法第4条第1項)、そこには湖沼も含まれる*7。

表1 河川の種類と権限・事務配分

河川の種類	指定・管理	事務執行	河川延長	
一級河川直轄区間	国	国	10,584km	7.3%
一級河川指定区間	国	都道府県	77,366km	53.7%
二級河川	都道府県	都道府県	35,816km	24.9%
準用河川	市町村	市町村	20,283km	14.1%

(出典)『国土交通白書』(平成20年度版)より。河川延長は2008年4月30日現在

それでは、一級河川や二級河川はどのような根拠に基づいて指定されるのであろうか。実は、河川法やその関係法令では、一級河川や二級河川の指定基準は明示されておらず、一級河川については関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会と関係都道府県知事の意見を聴くこととされている(法第4条第3項)。二級河川については、関係市町村長に意見を聴くとともに(法第5条第4項)、それが他の都府県の境界に係るものであるときには、その都府県の知事と協議しなければならない(法第5条第2項)。

他方で一級河川は、国土保全上または国民経済上特に重要な水系を政令で指定し、そこ

*6 直轄区間の事務の一部は、地方整備局長や北海道開発局長に委任することができる(法第98条)。

*7 例えば、琵琶湖(滋賀県)、猪苗代湖(福島県)、山中湖(山梨県)などは、いずれも一級河川である。

に係る河川のなかから国土交通大臣が指定することとなっており、この水系を一級水系と呼ぶ。そして、この一級水系の指定基準と、一級河川における指定区間の指定基準については、河川法施行規則に具体的に明示されている（施行規則第1条の2および第2条の2）^{*8}。

本稿の関心事との関係でこれらの指定基準の特徴を整理すると、主に以下の2点に要約できよう。1点目は、2つ以上の都府県にまたがり、治水・利水・環境保全上の利害調整をする必要があると認められる水系や河川区間については、一級水系となり、直轄区間となるということである。これは、スピルオーバーの存在と利害調整の必要性が認められるものについては国が直轄管理するということの意味する。2点目は、流域面積が大きい、河川管理に高度の技術を要する、勾配が急である等の理由で管理が困難、地方公共団体の負担の軽減を図る必要がある、といったスピルオーバーとは直接的には関係のない基準も多数含まれているということである。実際、表2に示すように、全国にある109の一級水系のうち、約半数は水系全体が1つの都道府県内で完結するものである。

表2 一級水系の内訳

区分	水系数	直轄区間	指定区間	合計
1つの都道府県内で完結する	53	4,039	19,466	23,505
わずかに複数の府県にまたがる	12	847	6,861	7,709
複数の都府県にまたがる	44	5,694	50,656	56,350
合計	109	10,581	76,983	87,564

（出典）地方分権改革推進委員会第47回（2008年5月15日）事務局作成資料より。

2.2 水利権の配分

河川管理者が担う重要な役割の1つが、河川利用に関する権利配分である。河川法令研究会（2007）によれば、河川の利用形態には、自由使用・許可使用・特許使用の3種類があるという。自由使用とは、一般公衆が河川管理者からの許可等を要することなく自由に使うことができるものであり、水泳、家事用水の取水、洗濯、釣り、散策などがこれに含まれる。許可使用とは、その使用が他人の使用を妨げるなど、その効用に支障を及ぼすおそれがある場合に、一般的にその使用を制限し、申請に基づいてその制限を解除して使用

^{*8} これらの指定基準は、第2次地方分権推進計画（1998年）における勧告を受けて、2004年度より明示されたものである。

を許容するものであり、河川区域内の土地に工作物を新築・改築・除去することや(法第26条)、一定量以上の汚水の排出などが含まれる(施行令第16条)。最後に、特許使用とは、一般人には許されない排他的使用権を特定人に設定するものであり、河川の流水の占用(法第23条)や河川区域内の土地の占用(法第24条)がこれに当たる。流水占用の主な用途は水力発電、上水道、灌漑用水、工業用水等であるが、表3に示すとおり、一級河川においては、灌漑用水が件数の71.7%を占め、発電用水が最大取水量で見た場合の取水量の86.7%を占める。

表3 一級河川における流水占用の状況

	水道用水	工鉱業用水	灌漑用水	発電用水	雑用水
件数	7.1%	4.3%	71.7%	8.8%	8.1%
最大取水量	1.0%	0.9%	11.0%	86.7%	0.3%

(出典) 河川法令研究会(2007)より作成(2008年4月30日現在)

さて、これら水利使用の許可権は河川管理者にあるが、その役割分担について整理しておこう。まず、一級河川における特定水利使用の許可権については、直轄・指定を問わず全区間において国土交通大臣が有する。特定水利使用とは、発電および大規模上水道・大規模工鉱業用水・大規模灌漑用水である*⁹。それ以外の水利使用については、直轄区間においては地方整備局長(or 北海道開発局長)が、指定区間においては都道府県知事が許可権者となるが、このうち中規模上水道・中規模工業用水・中規模灌漑用水については国土交通大臣の認可が必要であり、*¹⁰、これらは準特定水利使用とも呼ばれる。また、二級河川における水利使用の許可権者は都道府県知事であるが、特定水利使用については国土交通大臣の認可が必要とされる*¹¹。つまり、概ね重要度の高い順に、大臣が許可権を持つ、知事が許可権を持つが大臣の認可が必要、知事が許可権を持ち大臣の認可は不要、となるが、そこではスピルオーバー問題が明示的に考慮されているわけではない。

*⁹ 河川法施行令第2条第3号。ここで略した「大規模」とは、取水量が1日につき最大2,500m³以上か給水人口が1万人以上の水道、取水量が1日につき最大2,500m³以上の工鉱業用水道、取水量が1秒につき最大1m³以上か灌漑面積が300ha以上の灌漑用水を指す。

*¹⁰ 河川法第79条第1項、河川法施行令第45条第4号、および第20条の2を参照。ここで略した「中規模」とは、取水量が1日につき最大1,200m³以上か給水人口が5,000人以上の水道、取水量が1日につき最大1,200m³以上の工鉱業用水道、取水量が1秒につき最大0.3m³以上か灌漑面積が100ha以上の灌漑用水を指す。

*¹¹ 河川法第79条第2項第4号、河川法施行令第47条。

2.3 河川の整備

河川管理者が担うもう1つの重要な役割が河川の整備であり、水害の防止や水資源の開発を目的として行う河川工事^{*12}や、汚泥の浚渫や竹木の伐採等の河川維持策がこれに含まれる。また、河川工事には、ダムや堤防といった河川管理施設^{*13}を設置し、河川に従前以上の機能を付与してその積極的増進を図ろうとする改良工事と、河川について生じる機能低下を原状に回復するために行う修繕工事がある(河川法令研究会 2007)。河川法では、この河川管理施設が水位や流量等を考慮した安全な構造を有するものとするために、その技術的基準を政令で定めることとしている(法第13条第1項および第2項)^{*14}。参考までに、地方財政統計から河川海岸費の状況を見てみると、平成18年度は総額1.57兆円の支出がなされており、このうち普通建設事業費は約9割を占め、維持補修費とあわせると93.7%にのぼる(表4)。

表4 地方決算における河川海岸費(平成18年度、百万円)

	都道府県	市町村	純計額	
人件費	35,882	19,481	55,362	3.5%
維持補修費	36,412	12,495	48,906	3.1%
普通建設事業費	1,298,327	143,029	1,419,641	90.6%
その他	28,596	16,759	43,546	2.8%
総額	1,399,217	191,764	1,567,455	100%
構成比	89.3%	12.2%	100%	—

河川整備を実施するに当たり、河川管理者は河川整備基本方針と河川整備計画を定めることとされている。このうち、河川整備基本方針は水系ごとに作成するもので(法第16条)、一級水系については国土交通大臣が行い、二級水系(二級河川が存する水系)については都道府県知事が行う。また、河川整備計画は基本方針に沿って整備を実施すべき区間について定めるもので(法第16条の2)、一級河川の直轄区間については地方整備局長や北海道開発局長が、指定区間と二級河川については都道府県知事が作成する。ただし、都

^{*12} 河川法では、河川の流水によって生ずる公利を増進し、または公害を除却・軽減するために河川について行う工事を河川工事と呼んでいる(法第8条)。

^{*13} 河川法では、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯、その他河川の流水によって生ずる公利を増進し、または公害を除却・軽減する効用を有する施設を河川管理施設と呼んでいる(法第3条第2項)。

^{*14} この政令を河川管理施設等構造令という。1976年7月20日政令第199号。

道府県知事が河川整備基本方針や河川整備計画を作成する場合には、国土交通大臣の認可や同意が必要となる^{*15}。したがって、基本方針と整備計画のいずれにおいても、最終的には国が水系ごとに責任をもつ体裁になっており、スピルオーバー問題にも一定の配慮が払われるものと考えられる。

それでは、これらの河川整備にかかる費用はどのように負担されるのであろうか。河川法では、河川の管理に要する費用は、一級河川の直轄区間については国、指定区間と二級河川については都道府県が負担することを基本としつつ（法第 59 条および第 60 条第 2 項）、直轄区間における都道府県の負担と、指定区間および二級河川における国の負担について定めている。具体的には、直轄区間で国が行う大規模改良工事については 3/10、その他の改良工事については 1/3 を都道府県が負担することとなっており（法第 60 条第 1 項）、指定区間で都道府県が行う緊急改良工事については 2/3、大規模改良工事については 5.5/10、その他の改良工事については 1/2 を国が負担することとなっている（法第 60 条第 2 項）。また、二級河川については、改良工事に要する費用の 1/2 を超えない範囲で国が負担することとされているが（法第 62 条）、河川整備基本方針に沿って実施される改良工事については、国の負担はちょうど 1/2 とされている（河川法施行令第 37 条第 2 項）。

表 5 改良工事に要する費用の負担

河川の種類	国	都道府県
一級河川直轄区間	67-70%	30-33%
一級河川指定区間	50-67%	33-50%
二級河川	0-50%	50-100%

このように、一級河川については、費用の 50% 以上を国が負担するが、前述のように、一級河川の指定は必ずしもスピルオーバーの程度に応じて行われているわけではなく、日本ではいかなる大河川でも全国にわたるようなものはない。したがって、少なくとも国と地方の関係においては、受益に応じた費用分担は行われていない。

表 6 は、国と地方の決算データを用いて、河川工事費に関する国と地方の負担割合を試算したものである^{*16}。まず、国直轄事業では、地方が約 30% を負担している。一級河川直轄区間に対応する数値が 30% を下回っているのは、北海道や沖縄県に対する特例措置

*15 一級河川の指定区間に関する河川整備計画については、河川法第 79 条第 1 項と河川法施行令第 45 条第 1 号を、二級河川の河川整備基本方針や河川整備計画については、河川法第 79 条第 2 項第 1 号を参照。

*16 本表の作成方法については、補論を参照。

およびその他の後進地域に対する特例措置*17によるものと思われる。次に、補助事業では、地方が約 50% を負担している。このなかには、一級河川指定区間と二級河川における工事のうち、国庫負担の対象になる事業が含まれる。

表 6 国と地方の負担額と負担割合（直轄事業、補助事業、単独事業）

単位：百万円

	国負担 a	地方負担 b	負担割合 $b/(a+b)$	負担金等	計
国直轄事業	603,986	252,592 (251,958)	29.5%	50,886	907,464
補助事業	(393,051) 416,200	418,278	50.1%	2,540	837,019
地方単独事業		258,327	100.0%	1,562	259,889
計	852,939	933,299		54,998	1,786,238

（出典）地方財政統計年報、国土交通省主管歳出決算報告書、内閣府主管歳出決算報告書および治水特別会計歳入歳出決定計算書より作成（いずれも平成 18 年度）。

3 国直轄事業

2.3 節では、河川の管理に要する費用を国と地方の 2 者でどのように配分するのかを見てきた。それでは国や都道府県知事が実施した改良工事の便益が複数の地方公共団体に及ぶときに、果たして受益に応じた費用分担は実際に行われているのだろうか。

そこで以下では、河川管理施設の新改築によってその便益を受ける都府県が複数に及ぶときの費用分担の実例として、紀の川水系大滝ダムと木曾川水系連絡導水路事業を紹介する。まず 3.1 節で特定多目的ダム法施行令で定められている用途別の費用分担について確認してから、続く 3.2 節で都府県間の費用分担について略説する。

3.1 特定多目的ダムの用途別の費用分担

通常、ダムには洪水調節、水力発電、灌漑用水道、上水道あるいは工業用水道の確保等といった用途があり、これらのうち複数の用途を併せ持つダムのことを多目的ダムという。特定多目的ダム法*18は国土交通大臣が一級河川で建設する多目的ダム（以下、特定

*17 後進地域に対する特例措置については 3.2 節で述べる

*18 1957 年 3 月 31 日公布（法律第 35 号）。

多目的ダムという)のダム使用权、ダムの建設および管理について規定し、同法施行令は特定多目的ダムの各用途がそれぞれ建設費をいくら負担するかを決める「分離費用身替り妥当支出法」と呼ばれる計算方法を定めている。表7では、数値例を交えて「分離費用身替り妥当支出法」による各用途の費用分担を例示している。その方法を簡潔に述べれば以下の通りである。

表7 分離費用身替り妥当支出法

建設費 ¹ (100とする)	用途 X	用途 Y	用途 Z
分離費用 (a_i)	20	10	10
残余共同建設費 ($A = 100 - \sum a_i = 60$)			
妥当投資額 (b_i)	100	60	50
身替り建設費 (c_i)	80	70	50
$d_i = \min\{b_i, c_i\}$	80	60	50
按分対象額 ($d_i - a_i$)	60	50	40
按分比率 ($e_i = (d_i - a_i) / \sum (d_j - a_j)$)	60/150	50/150	40/150
残余共同建設費の負担額 ($f_i = Ae_i$)	24	20	16
負担額 ($a_i + f_i$)	44	30	26

(出典) 長谷部 (2006) より引用。

1 単純化のために専用施設費を0とする。

いま、ある特定多目的ダムが X、Y、Z という3つ用途を持つものとしよう。まず、用途 X は自身の分離費用を負担する。分離費用とは、用途 X を切り離し、Y と Z の2つの用途だけに資するダムを建設したときにかかる費用を、実際の建設費から控除したものであり、いわば用途 X の限界費用である。これを3つの用途について求めて合計しても、通常は建設費総額に満たない。分離費用の合計額を上回る建設費のことを残余共同建設費と呼ぶが、これは3つの用途を全て取り除いてもかかる、いわば固定費用に相当する。用途 X は分離費用の他に、この残余共同建設費に用途 X の按分比率を乗じた額をも負担するが、按分比率を求めるための按分対象額は、用途 X の妥当投資額と身替り建設費のうち小さい額から分離費用を控除したものとして定義されている。ここで、身替り建設費とはある用途について多目的ダムと同じ便益が得られる施設等を独自に設置したときに要する費用のことをいい、妥当投資額とは多目的ダムを建設することで得られる各々の用途が受ける(現在価値になおした)便益のことをいう。つまり、固定費用の負担も概ね受益額に応じて配分されるのである。

3.2 地方間の費用分担

河川法によれば、国土交通大臣又は都府県知事は、自らが行う河川管理によって本来費用を負担しない都府県が著しい便益を受けるとき、その便益を享受する都府県に対して河川管理に要する費用の一部を負担させることができるとされている（法第 63 条）。たとえば、A 県内で堤防の新改築工事を行うことによって B 県に及ぶ氾濫を抑えることができる場合や、ダム建設により下流の C 県で生じる水害を防ぐことができる場合、当該工事を行う国土交通大臣あるいは A 県知事は、便益を受ける B 県あるいは C 県にも受益者負担の観点から負担金を求めることができる。しかしながら、河川法では国土交通大臣（A 県）が B 県や C 県に負担金を求めるときには、あらかじめ B・C 県の知事の意見を聞くこと（B・C 県の知事と協議をすること）を義務付けているだけで、どのようなルールに従って B 県や C 県に負担を求めるかまでは明記されていない。実際、国直轄事業では複数の都府県に便益が及ぶ事業のような事業も多く、地方整備局は事業ごとに地方間の費用分担ルールを定め、都府県と協議をしているようである^{*19}。

地方間の費用分担の実例として、紀の川水系大滝ダムにおける費用分担について見てみよう。大滝ダムは紀の川水系紀の川の上流、奈良県吉野郡川上村に位置し、近畿地方整備局が 2012 年の竣工を目指して建設している多目的ダムである。その用途として治水、利水、発電の 3 つがあり、各用途の費用負担は上述の「分離費用身替り妥当支出法」によって決められ、その結果、建設費のうち治水が 79.20%、利水が 20.30%、発電が 0.50% を負担する。このように各用途の費用分担を決めることを（一次）アロケーションと呼び、以下で述べるように、ある用途について費用分担を決めること二次アロケーションと呼ぶ。

治水ではその便益が奈良県と和歌山県に及ぶことから、二次アロケーションを以下のように行い、両県が負担する費用を決めている^{*20}。まず、治水が負担する費用を 100 としたときに、そのうち 50 を身替り建設費のシェアで、残りの 50 を妥当投資額のシェアで 2 県に按分し、国と奈良県が負担する割合と、国と和歌山県が負担する割合をそれぞれ求める。奈良県内と和歌山県内に帰属する身替り建設費の数値と妥当投資額の数値をもとに負担割合を求めると、身替り建設費については 50 のうち 9.4 を国と奈良県が、40.6 を国と和歌山県が負担し、残りの妥当投資額 50 のうち 22.1 を国と奈良県が、27.9 を国と和歌山県分が負担することが決まる。したがって、国と奈良県が負担するのは合計で 31.5（9.4 + 22.1）、国と和歌山県が負担するのは合計で 68.5（40.6 + 27.9）となる。

^{*19} 国土交通省河川局河川計画課へのヒアリングより。

^{*20} 近畿地方整備局河川部担当者へのヒアリングより。

次に、国と奈良県が負担する 31.5 のうち、河川法第 60 条第 1 項の規定により、原則として国はその 7 割の 22.05 ($= 31.5 \times 70\%$)、奈良県は残りの 3 割の 9.45 ($31.5 \times 30\%$) を負担する。ただし、奈良県は後述する後進地域特例の適用団体であるため、計画当時の奈良県の財政力指数から国負担は 1.13 倍に引き上げられ、国は 24.92 ($= 31.5 \times 70\% \times 1.13$)、奈良県は残りの 6.58 ($= 31.5 - 24.92$) を負担する。

同様に、国と和歌山県が負担する 68.5 のうち、河川法の規定により、国は 47.95、和歌山県は 20.55 を負担する。和歌山県も後進地域特例の適用団体なので、国負担は 1.21 倍に引き上げられ、最終的に国は 58.02 ($= 68.5 \times 70\% \times 1.21$)、和歌山県は残りの 10.48 ($= 68.5 - 58.02$) を負担する。

建設費用全体からみると、建設費用のうち治水が占める割合は 79.2% だから、建設費用のうち、奈良県分については国が 19.74% ($24.92 \times 79.2\%$)、奈良県が 5.21% ($6.58 \times 79.2\%$) を負担し、和歌山県分については国が 45.95% ($58.02 \times 79.2\%$)、和歌山県が 8.30% ($10.48 \times 79.2\%$) を負担する。

表 8 大滝ダム建設事業の負担割合

用途別	奈良県	和歌山県	和歌山市	橋本市	計
治水	24.95%	54.25%			79.20%
うち国負担 ¹	19.74%	45.95%			65.69%
	(17.47%)	(37.98%)			(55.45%)
うち地方負担 ¹	5.21%	8.30%			13.51%
	(7.48%)	(16.27%)			(23.75%)
利水	10.15%	1.30%	5.95%	2.90%	20.30%
うち国負担					
うち地方負担	10.15%	1.30%	5.95%	2.90%	20.30%
発電 ²					0.50%
計	35.10%	55.55%	5.95%	2.90%	100.00%
うち国負担	19.74%	45.95%			65.69%
うち地方負担	15.36%	9.60%	5.95%	2.90%	33.91%
その他 ²					0.50%

(出典) 近畿地方整備局「大滝ダムの建設に関する基本計画(第 5 回変更)について」より作成

1 かつこ内は後進地域特例が適用されないとしたときの負担割合である。

2 発電に関する費用は関西電力が負担している。

後進地域特例とは、後進地域の開発に関する公共事業の実施を推進することを目的として、前年度の財政力指数が 0.46 を下回る都道府県を対象に国直轄事業および補助事業の

国負担割合を引き上げる特例制度^{*21}で、その根拠法は後進地域特例法^{*22}である。後進地域特例では国の負担割合を以下の算定式に基づいて引き上げ、後進地域特例適用後の国の負担割合が 0.9 を上回る場合には 0.9 を上限としている。

$$\text{引き上げ率} = 1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

$$\text{後進特例適用後の国の負担割合} = \min\{\text{引き上げ率} \times \text{国の負担割合}, 0.9\}$$

また、特定多目的ダムではないが、木曽川水系で建設が予定されている木曽川水系連絡導水路事業における費用分担も興味深い。木曽川水系連絡導水路事業は、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）という治水の観点と愛知県および名古屋市の工業用水を導水するという利水の観点から、揖斐川、長良川および木曽川の上流部と、長良川および木曽川の下流部をそれぞれ導水する事業である。この事業は平成 27 年度の竣工を目指して中部地方整備局が事業を進めていたが、平成 20 年 9 月からは水資源機構に継承されている。

木曽川水系連絡導水路事業の一次アロケーションは分離費用身替り妥当支出法で行われ、総建設費のうち治水に 65.5%、利水に 34.5% が割り振られる。このうち治水は岐阜県、愛知県および三重県が便益を受けるので、各県への二次アロケーションは取水口的位置から各県に帰属させる水利権量を求め、そのシェアを用いて行われる^{*23}。その結果、水利権量のシェアは岐阜県が 17.0%、愛知県が 75.5%、三重県が 7.5% となり、治水のうち地方が負担する 30.0% 分をこの割合で按分している。

^{*21} ただし、後進地域特例が適用される事業は、後進地域特例法で「開発指定事業」として定められている事業で、河川、海岸、砂防施設、道路、港湾等の施設に係る事業のうち、災害復旧事業、都道府県が負担しない事業、通常とは異なる国の負担割合が適用されている事業（例えば北海道や奄美群島における特例）を除いた事業が対象となる。河川については河川管理施設の改良工事に関する事業のうち、小規模河川改修事業で総額が 5000 万円未満の事業が除外される。

^{*22} 1961 年 6 月 2 日公布（法律第 112 号）、正式名称は後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律である。後進地域特例法は、1957 年から 1960 年にかけて制定された東北開発促進法、九州地方開発促進法、四国地方開発促進法北陸地方開発促進法および中国地方開発促進法の財政特例措置と、既に制定されていた北海道開発法で規定されている財政特例措置をまとめるために作られたという経緯がある。

^{*23} 中部地方整備局河川計画課担当者へのヒアリングより。

4 地方が行う事業

4.1 補助事業における費用負担

地方が行う改良工事は、国からの補助金を受けて実施する補助事業と、国からの補助金を受けずに実施する単独事業に分けられる。このうち補助事業については、既述のように、河川法では一級河川における地方の負担割合を 1/3 から 1/2、二級河川では 1/2 以上と規定している。地方の決算データを用いて補助事業における地方の負担割合を求めると、表 9 のように一部の団体を除いて地方負担割合はおおむね 40% から 60% 程度である^{*24}。

北海道と沖縄県の地方負担率が 50% よりも低くなっているのは、補助事業についても河川法における特例措置や沖縄振興特別措置法による特例措置が設けられていることによる。

北海道内の二級河川のうち一部の二級河川では、国土交通大臣が自ら工事を行う区間として指定する指定河川と呼ばれる区間と、北海道知事が工事を行う区間が並存している（施行令第 41 条第 1 項）。現在、指定河川が並存している二級河川には声間（こえと）川水系と標津（しべつ）川水系の 2 水系 8 河川があり^{*25}、それ以外の二級河川には指定河川として指定されている区間はない。北海道知事が河川整備基本方針に沿って実施する改良工事で、一級河川の指定区間内で行う工事については、国はその費用の 2/3 から 8/10 を負担し（施行令第 42 条第 4 項）、二級河川のうち指定河川として指定されなかった区間で行う工事については、国はその費用の 5.5/10 から 3/5 を負担する（施行令第 42 条第 6 項）。また、沖縄県については、同県内に一級河川はなく、二級河川に国土交通大臣が直轄する区間と沖縄県知事が管理する区間がある（沖縄振興特別措置法第 107 条第 1 項）。沖縄県知事が自身の管理する区間で沖縄振興計画および河川整備基本方針に沿った改良工事を行う場合には、国はその費用の 9/10 を負担する（沖縄振興特別措置法施行令第 38 条第 1 項）。

特例措置が設けられている北海道と沖縄県を除いても、地方負担率は新潟県の 41.6% から東京都の 61.9% と大きな幅がみられる。この理由には地方公共団体が選択した補助金の補助率の違いがあると考えられる。補助金には法律に交付の根拠がある法律補助と法律

^{*24} 本表の作成方法については、補論を参照。

^{*25} 例えば声間川および標津川は、その中・下流部が二級河川として指定され（上流部は普通河川）、下流部が指定河川として指定されている。

表9 国と地方の負担額と負担割合（補助事業、都道府県別）

単位：百万円

都道府県	国負担 a	地方負担 b	負担割合 b/(a+b)	都道府県	国負担 a	地方負担 b	負担割合 b/(a+b)
北海道	38,059	28,271	42.6%	京都府	5,913	6,318	51.7%
青森県	5,377	5,706	51.5%	大阪府	16,065	17,262	51.8%
岩手県	5,491	5,379	49.8%	兵庫県	18,942	20,347	51.8%
宮城県	5,497	5,243	48.8%	奈良県	4,302	4,580	51.6%
秋田県	6,741	6,345	48.6%	和歌山県	4,624	4,964	51.8%
山形県	4,754	4,687	49.6%	鳥取県	4,518	5,183	53.4%
福島県	6,774	7,057	51.0%	島根県	5,510	5,687	50.8%
茨城県	3,081	3,814	55.3%	岡山県	4,252	4,646	52.2%
栃木県	4,573	4,572	50.0%	広島県	8,239	8,778	51.6%
群馬県	3,025	2,886	48.8%	山口県	8,406	9,256	52.4%
埼玉県	8,828	9,136	50.9%	徳島県	4,358	4,317	49.8%
千葉県	7,391	8,916	54.7%	香川県	4,753	4,651	49.5%
東京都	3,021	4,900	61.9%	愛媛県	6,584	6,809	50.8%
神奈川県	11,268	15,755	58.3%	高知県	2,989	3,129	51.1%
新潟県	36,432	25,907	41.6%	福岡県	14,374	19,413	57.5%
富山県	4,932	5,211	51.4%	佐賀県	4,380	4,784	52.2%
石川県	4,948	5,706	53.6%	長崎県	6,111	6,544	51.7%
福井県	15,642	13,386	46.1%	熊本県	6,440	5,925	47.9%
山梨県	5,815	6,625	53.3%	大分県	9,083	7,904	46.5%
長野県	8,604	8,104	48.5%	宮崎県	8,085	6,895	46.0%
岐阜県	6,385	6,492	50.4%	鹿児島県	12,624	11,374	47.4%
静岡県	8,385	10,188	54.9%	沖縄県	5,303	924	14.8%
愛知県	11,222	11,755	51.2%	合計	395,695	388,952	49.6%
三重県	8,578	8,123	48.6%	北海道・ 沖縄以外	352,333	359,757	50.5%
滋賀県	5,017	5,125	50.5%				

(出典) 都道府県決算状況調（平成18年度版）より作成。

に交付の根拠がない予算補助に区別することができ、一般的には予算補助は法律補助よりも低い補助率（高い地方負担率）が設定されていることから、法律補助よりも予算補助を相対的に多く受け取った地域ほど地方負担率は高くなると考えられる。表10では国土交通省河川局が所管している補助金のうち代表的な補助金を法律補助と予算補助に分けている。この表からも分かるように、予算補助の補助率は法律補助のそれよりも低い（地方負担率は高い）ことが確認できる。

なお、後進地域特例によって国負担率が引き上げられたために、地方負担率に差が生じたとも考えられるが、これは妥当ではない。確かに北海道と沖縄県を除いた45都府県を対象に地方負担割合（平成18年度）と財政力指数（平成17年度）との相関係数を求

表 10 河川関連の補助金の種類（例）

	事業名	地方負担 割合	根拠法令
法律 補助	基幹河川改修事業		
	内地一級一般	50%	河川法第 60 条第 2 項
	内地一級大規模	45%	河川法第 60 条第 2 項
	内地二級	50%	河川法第 62 条
	北海道一級	33%	河川法施行令第 42 条第 4 項
	北海道二級	45%	河川法施行令第 42 条第 6 項
	沖縄	40%	沖縄振興特別措置法施行令第 38 条第 1 項
	砂防事業	50%	砂防法第 13 条
	急傾斜地崩壊対策等事業	50%	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 21 条
予 算 補 助	堰堤改良事業		
	貯水池保全事業	67%	
	下流河道改良事業	67%	
	堰堤改良事業	60%	
	特定地域堤防機能高度化事業	67%	
	都市基盤河川改修事業	67%	
	一般河川改修事業		
	内地一級	60%	
	内地二級	60%	
	北海道一級	45%	
	北海道二級	50%	
沖縄	50%		

（出典）河川関係補助事業研究会『河川局所管補助事業事務提要』（平成 19 年度版）より作成。

めると、0.572 と比較的高い値が得られるが、地方財政統計年報では後進地域特例が適用される団体への補助率の差額分を国庫支出金ではなく一般財源等として扱われるため^{*26}、表 9 からは後進地域特例の影響は分からない。そこで、先ほどの 45 都府県について、後進地域特例適用団体の補助率の差額分を実質的な国庫支出金とみなして地方負担割合を再計算したところ^{*27}、地方負担割合と財政力指数との相関係数は 0.831 と非常に高く、国庫支出金に加えて後進地域特例による補助率の差額分が多く配分されるため、財政力指数が低いところほど地方負担割合も低くなるという関係が見出される。

*26 総務省自治財政局財務調査課担当者ヒアリングより。

*27 表 9 の国負担に後進地域特例による国負担の引き上げ率を乗じた額を「後進地域特例を含む国負担」とし、もとの国負担と地方負担の合計から「後進地域特例を含む国負担」を引いた額を「後進地域特例を除いた地方負担」として、「後進地域特例を除いた地方負担割合」を求め、北海道および沖縄県を除く 45 都府県の「後進地域特例を除いた地方負担割合」と財政力指数の相関係数を計算した。

4.2 単独事業と地方交付税措置

地方が実施する事業の財源には国庫支出金に加えて、地方債や一般財源等が充てられている。地方交付税は基準財政需要額の算定を通じて、地方公共団体が一定の行政サービスを提供できるよう、国庫支出金などの特定財源を除いた残りの財源を保障しようとしている。ここで平成 18 年度の基準財政需要額の算定を例に、河川費用の扱いについて確認しておこう*28。河川費の基準財政需要額は経常経費及び投資的経費から構成され、ともに一級河川と二級河川の河川延長の合計が測定単位として採用されている。

基準財政需要額の経常経費分及び投資的経費分は、(1) 式および (2) 式はそれぞれ次のように変形することができる*29。

基準財政需要額 (経常経費分)

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{差引一般財源 (1,077,922 千円)}}{7,150\text{km}(500\text{km} \times 5.3 + 4,500\text{km})} \times \text{河川延長 (種別補正前)} \times \text{種別補正} \\ &= 151 \text{ 千円/km} \times (\text{直轄区間河川延長} \times 5.3 + \text{その他区間河川延長}) \end{aligned} \quad (1)$$

基準財政需要額 (投資的経費分)

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{差引一般財源 (2,311,000 千円)}}{5,000\text{km} (500\text{km} + 4,500\text{km})} \times \text{河川延長} \times \{ \text{投資補正} + (\text{事業費補正} - 1) \} \\ &= 462 \text{ 千円/km} \times \left(1,500 + \frac{0.3}{0.529} \times \text{人口} + 0.4 \times \text{河川延長} \right) \\ &\quad + \text{元利償還金相当額の一定割合等} \end{aligned} \quad (2)$$

まず、経常経費に関する基準財政需要額を変形したものが (1) 式で、一級河川の直轄区間では維持修繕に要する費用が他の区間よりも高いことを反映させるために、直轄区間にウェイトを置いた河川延長に比例するようにして基準財政需要額が求められる。

つぎに、投資的経費に適用される二種類の補正のうち、投資補正に係る基準財政需要額を変形したものが (2) 式の右辺第 1 項で、これは投資的経費に充当される一般財源等を捕

*28 包括算定経費の導入により、平成 19 年度以降の算定方法は、平成 18 年度以前のそれとは異なる仕組みとなっている。

*29 経常経費分には種別補正が適用される。ここでの種別補正は、直轄区間とその他区間（指定区間及び二級河川）で 1km あたりの維持管理費に差が生じていることを基準財政需要に反映させようとするものである。投資的経費分については投資補正と事業費補正が適用される。前者の補正は客観的な統計指標を用いた補正であり、後者は地方債の元利償還金や発行許可額を指標に用いた補正である。

捉しようとするものである。さらに、この項は人口や河川延長に関係なく発生する需要、人口に比例する需要、河川延長に比例する需要に細分することができる。また、(2)式の右辺第2項は事業費補正に係る基準財政需要額を変形したもので、ここに過去の地方債許可額や元利償還金の一定割合等が含まれる*30。この「元利償還金相当額の一定割合等」には、河川および砂防事業に係る一般公共事業債の元利償還金や下水道関連特定治水施設整備事業に係る地方債の許可額といった補助事業の裏負担に含まれる地方債のほかに、単独事業である臨時河川等整備事業に係る地方債の許可額が含まれていることから、地方交付税の交付団体では元利償還金の交付税措置によって実質的な補助率が引き上げられているといえるだろう*31。

4.3 地域間交渉

二級河川の管理は基本的に当該河川が存する都道府県の知事が行う（法第10条第1項）が、当該河川が二以上の都府県の境界を跨いで流れているような場合、関係する都府県知事は協議して別の管理方法を定めることができるとされている（法第11条第1項）。例えば二級河川が都府県境を錯綜している場合、都府県境に従って管理をすることは必ずしも合理的とはいえないため、当該河川の存する河川管理者同士が協議を行ったうえで、別の管理の方法定めることを許容しているのである。「別の管理方法」として想定されるのは、都府県境が二級河川を横断して上流と下流で河川管理者が異なるとき、上流区間が短いので上流の河川管理者が当該区間の管理権限を下流の河川管理者に委ねたうえで、上流で生じた管理費用を負担する方法や、都府県境が二級河川を縦断して右岸と左岸で河川管理者が異なるときに、右岸の河川管理者が左岸の河川管理者に管理権限を委ねたうえで、右岸で生じた管理費用を負担する方法などが考えられる。

「別の管理方法」をとっている二級河川の例として、東京都と神奈川県を流れる境川が挙げられる。境川は東京都町田市の西部に位置する草戸山付近に水源があり、上流部では東京都町田市と神奈川県相模原市の県境を縫うように流れ、下流部では神奈川県大和市、横浜市、藤沢市を経て相模湾に注いでいる。境川では、河川法第11条第1項の規定により、東京都知事と神奈川県知事との間で県境を縦断する区間の管理権限および費用負担の配分に関する協定*32が結ばれている。そこでは、当該区間を実際の都県境に関係なく上

*30 平成19年度からは包括算定経費と個別算定経費に分けて基準財政需要額を算定するようになり、河川に関する地方債の元利償還金や許可額の一定割合は個別算定経費で措置されている。

*31 林・石田（2008）では、1990年代の大部分で地方交付税措置が地方単独事業に対して有意な正の影響を与えたことを実証分析から明らかにしている。

*32 この協定では管理者、管理区間および管理の内容が定められているほか、それぞれの管理区間で河川

流部と下流部に二分して、上流部の管理権限を神奈川県知事に、下流部の管理権限を東京都知事に帰属させることや、当該区間で生じる管理費用も上流部の費用は神奈川県が、下流部の費用は東京都が負担することが取り決められている^{*33}。

なお、上述のように一方の河川管理者が二級河川の管理を全面的に委ね、そこで生じた費用を負担するようなケースは現在のところ殆ど無いようである。もしそのような管理方法をとっている場合、地方財政状況調査（第10表）において河川海岸費のうち同級他団体施行事業負担金にその負担金を計上することになる。しかし、少なくともここ数年は愛知県を除いて同級他団体施行事業負担金を計上している都府県は存在しない。しかも、愛知県が支出した同級他団体施行事業負担金は、岐阜県の新丸山ダム建設に伴って発生する水没地域に関する水源地域対策事業^{*34}の負担金として計上されたものであり、したがって、二級河川の管理に関する同級他団体への負担金とは異なるからである。

もちろん境川のように別の管理の方法を定めずに都府県境で管理権限を分けている二級河川も多く、岩手県から青森県へ流れる新井田（にいだ）川、岩手県から宮城県へ流れる大川および津谷川では、県境が二級河川を横断し、上流と下流で河川管理者が異なる。これらの二級河川では上流の管理権限は岩手県知事に属し、下流の管理権限は青森県知事や宮城県知事に属している^{*35}。また、佐賀県から長崎県へ流れる志佐川では中流部に県境が縦断する区間が存在しているが、その左岸の管理権限は長崎県知事に属し、右岸の管理権限は佐賀県知事に属している。志佐川では県境が縦断する区間で両県に利害のある工事等を行うときには、両県でその都度協議が行われるようである^{*36}。

5 おわりに

本稿では、地域間でスピルオーバーを持つような地方公共財の例として河川管理政策を取り上げ、その仕組みについて検討した。本稿の関心事項との関係で整理すると、日本の

改修工事の全体的な計画を策定あるいは変更する場合には事前に協議することが定められている。現在の協定は平成17年4月1日から10年間効力を持ち、この期間が終了するときには再度協定を結ぶことも可能である。

*33 東京都建設局河川部指導調整課担当者および神奈川県県土整備部河川課担当者へのヒアリングより。

*34 水源地域対策事業は水源地域対策特別措置法（1973年10月17日公布（法律第118号））を根拠して行われる事業で、ダム等を建設するにあたり、生活環境に大きな影響が生じる地域を対象として、関係住民の生活を安定させることを目的としている。具体的には、関係する行政機関の長や地方公共団体等は、ダム等の建設で生活の基盤を失う住民に土地や住宅の斡旋といった生活再建のための措置を行うほか、道路や学校などのインフラ整備も行う。

*35 岩手県県土整備部河川課担当者へのヒアリングより。

*36 佐賀県県土づくり本部河川砂防課担当者へのヒアリングより。

河川管理政策の特徴として、主に以下の2点が指摘できよう。

(1) スピルオーバー問題に対して一定の配慮が払われる制度になっている一方で、特にスピルオーバーが認められないようなケースにおいても国が直轄することが多い。

(2) 地方間の費用負担については応益原則に則した運用が見られる一方で、国と地方の費用配分については、受益の程度とはほとんど無関係に国が一定の負担をしている。

Oates(1972) の分権化定理が成立するような世界、すなわち中央政府が各地域の状況について平均的な情報しか持たないという世界を前提とすれば、便益が地域内で完結するような地方公共財の供給は地方政府が行うべきであり、その意味では(1)のような特徴は問題視すべきかもしれないが、本当に中央政府よりも地方政府のほうが地域情報について優位な立場にあるかどうかは、実態調査に基づいて実証的に検討すべき問題であろう。他方で、特定の地域内で便益が完結するような地方公共財についても、その費用を国が負担しているという(2)のような特徴は、限界的財政責任の観点から大いに問題視すべきである。実際、これは河川に限ったことではなく、日本の地方財政制度全般について言える問題であろう。

それでは、スピルオーバー問題についてはどうか。(1)における一定の配慮とは、利害調整が必要な河川は国直轄にするという基準と、都道府県が河川整備基本方針や整備計画を作成する場合に国の認可や同意が必要という点であるが、この認可や同意を不要にし、河川整備を地方に委ねた場合に問われるのは、地方間の交渉で効率的な資源配分が実現するかどうかである。この問題について、本稿では明確な解答を用意するに足るだけの材料を揃えることはできていないが、(2)で述べたように、国直轄事業では都道府県間の費用配分について応益原則に則した運用が行われていることと、4.3節で見たように、二級河川の管理方法について実際に都道府県間で協議が行われているという事実は、その潜在的な可能性を示唆しており、更なる実態調査が求められるところである。

補論

表6の計算について

国直轄事業の欄のうち上段は国の一般会計および特別会計の決算書から作成した。国直轄事業の計は、国土交通省主管歳出決算報告書および内閣府主管歳出決算報告書の河川、治水、地すべりに関する項のうちコード番号が「XXXXX-X20X-XX」(資本形成を意味する)である目の支出済歳出額と、治水特別会計歳入歳出決定計算書の治水勘定および特定多目的ダム工事勘定のうちコード番号が「20X-XX」(資本形成を意味する)である目の支出済歳出額との和とした。地方負担額は治水特別会計の治水勘定および特定多目的ダム

工事勘定の「地方公共団体工事費負担金収入」の項の収納済歳入額の和、負担金等は同じように「電気事業者等工事負担金収入」の項の収納済歳入額の和とした。国負担額は国直轄事業の計から地方負担額と負担金等を控除した額とした。

国直轄事業の欄のうち下段の地方負担額は地方財政統計年報から作成しており、同 2-8-1 表（都道府県建設事業施行状況と財源内訳）のうち「三のうち国直轄事業負担金の内訳」「うち河川・砂防」の額と同 2-8-2 表（市町村建設事業施行状況と財源内訳）のうち「四のうち国直轄事業負担金の内訳」「2. 河川海岸」の決算額の和とした。

補助事業の欄のうち上段の国の負担額は国の一般会計および特別会計の決算書から作成しており、国土交通省主管歳出決算報告書および内閣府主管歳出決算報告書の河川、治水、地すべりに関する項および水環境に関する目のうちコード番号が「XXXXX-X825-XX」（資本形成に資する対地方政府移転を意味する）である目の支出済歳出額と、治水特別会計歳入歳出決定計算書治水勘定および特定多目的ダム工事勘定のうちコード番号が「825-XX」（資本形成に資する対地方政府移転を意味する）である目の支出済歳出額の和とした。

補助事業の欄のうち下段の補助事業の計は地方財政統計年報から作成している。同 2-8-1 表と同 2-8-2 表の「一 補助事業費」「(1) その団体で行うもの及び諸団体への補助金」「7 土木費」のうち「(3) 河川」および「(4) 砂防」の財源内訳の「決算額」の和、同じように国負担額は財源内訳の「国庫支出金」の和、負担金等は 2-8-1 表の財源内訳のうち「分担金・負担金・寄附金」「その他からのもの」と 2-8-2 表の財源内訳のうち「分担金・負担金・寄附金」の和とした。地方負担額は補助事業の計から国負担額と負担金等を控除した額とした。

地方単独事業の欄は地方財政統計年報から作成しており、地方単独事業の計は同 2-8-1 表と同 2-8-2 表の「二 単独事業費」「(1) その団体で行うもの及び諸団体への補助金」「7 土木費」のうち「(3) 河川」および「(4) 砂防」の決算額の和とし、同じように負担金等は 2-8-1 表の財源内訳のうち「分担金・負担金・寄附金」「その他からのもの」と 2-8-2 表の財源内訳のうち「分担金・負担金・寄附金」の和とした。地方負担額は地方単独事業の計から上記の負担金等を控除した額とした。

表 9 の計算について

国負担額は都道府県決算状況調第 9 表（投資的経費の状況）の「一 補助事業費」「(1) その団体で行うもの及び諸団体への補助金」「7 土木費」のうち「(3) 河川」および「(4) 砂防」の財源内訳の「国庫支出金」の和とした。

地方負担額は同表の「一 補助事業費」「(1) その団体で行うもの及び諸団体への補助金」「7 土木費」のうち「(3) 河川」および「(4) 砂防」の「決算額」から、同じく「国庫支出

金」と財源内訳の「分担金・負担金・寄附金」のうち「その他からのもの」を控除した額とした。

参考文献

- [1] Oates, W. E. (1972) *Fiscal Federalism*, Harcourt Brace Jovanovich, Inc., New York (米原淳七郎・岸昌三・長峯純一訳『地方分権の経済理論』第一法規出版、1997).
- [2] Persson, T. and G. Tabellini (1994) “Does Centralization Increase the Size of Government?” *European Economic Review*, Vol. 38, pp. 765-73.
- [3] 河川関係補助事業研究会 (2007) 『平成 19 年度版 河川局所管補助事業事務提要』大成出版社。
- [4] 河川法令研究会 (2007) 『よくわかる河川法』ぎょうせい。
- [5] 河川法研究会 (2006) 『逐条解説 河川法解説』大成出版社。
- [6] 長谷部俊治 (2006) 「水利権とダム (8) 水経済」日本ダム協会『ダム日本』2006 年 6 月号、41-49 頁。
- [7] 林正義・石田三成 (2008) 「地方単独事業と交付税措置—平均処置効果の推定—」日本財政学会研究叢書『財政研究』第 4 巻、252-267 頁。



河川行政と政府間機能配分

2009年8月25日(火)

財務省財務総合政策研究所 小林 航

小樽商科大学 石田 三成

* 本報告の内容はすべて著者の個人的見解であり、所属する組織の公式見解を示すものではない。

1



はじめに

- 研究の背景：
 - 2008年5月：地方分権委員会の第1次勧告。
→道路と河川の管理権限を原則都道府県に。
 - スピルオーバー対策の経済学：様々な選択肢。
→中央直轄、地方に補助金、地域間交渉。
- 本稿の目的：
 - 河川行政における政府間機能配分を検討。
 - 実際のスピルオーバー対策について調査。

2

1. 河川管理政策の経済学

■ 河川の経済機能と政府の役割:

- 経済資源: 利用者に様々な便益をもたらす。
 - 発電、水道、灌漑、排水etc.→競合性。
 - 排除性を持たせず放置すると: 非効率(共有資源)。
 - 政府の役割: 水利権や排水権の(適切な)配分。
- 災害発生源: 周辺住民に時々被害をもたらす。
 - 洪水、高潮、土砂崩れ→防災対策→非競合性。
 - 潜在的被災者の自発的供給に委ねると: 非効率。
 - 政府の役割: 堤防建設などの防災対策(治水)。

3

■ 政府間機能配分論とスピルオーバー:

対応策	仮定	番号	地域の特徴反映	外部性に対応
中央直轄	中央情報あり	(1)	○	○
	中央情報なし	(2)	×	△
地方誘引	中央情報あり	(3)	○	○
	中央情報なし	(4)	○	△
地方交渉	取引費用あり	(5)	○	×
	取引費用なし	(6)	○	○

- 中央政府が完全情報の場合: (1) = (3)。
- 通常に分権化定理: (2) < (4)を比較。
→取引費用が無視できれば(6)が最適。
- 次節以降: どの対応策を採用しているか。

4

- スピルオーバー問題と費用負担：
 - 中央政府が一般財源(≠受益者からの負担)で直接供給する場合：
 - 水平的公平性の阻害：受益者の負担が過小に。
 - 効率性への影響：地方から過大な事業実施圧力。
 - 定率補助金を一般財源から支出する場合：
 - 上記と同様の問題：理想は受益する地域が負担。
 - 補助率が一律の場合：補助率拡大圧力なし？
 - 地方政府間の交渉に委ねる場合：
 - 必然的に受益者負担の側面を持つ。
 - 取引費用低下のために：ガイドラインが有効かも。

5

2. 日本の河川管理政策

- 河川管理者：

河川の区分	指定・管理	事務執行	河川延長 (km)	
一級河川直轄区間	国	国	10,584	7.3%
一級河川指定区間	国	都道府県	77,366	53.7%
二級河川	都道府県	都道府県	35,816	24.9%
準用河川	市町村	市町村	20,283	14.1%

- 国直轄区間：河川延長で見ると、わずか7.3%
- 都道府県が事務執行する区間：78.6%

6

- 一級河川直轄区間の指定基準：
 - 2つ以上の都府県にまたがり、治水・利水・環境保全上の利害調整が必要と認められる場合。
→スピルオーバー問題が大きい場合は国直轄。
 - 流域面積が大きい、河川管理に高度の技術を要する、地方負担の軽減を図る必要がある場合等。
→スピルオーバー問題とは直接関係なし。
- 二級河川の指定：
 - 2つ以上の都府県にまたがる河川については、指定の際に知事間で協議を行う→地域間交渉。

7

■ 一級水系の内訳：

区分	水系数	直轄区間	指定区間	合計	直轄比率
1つの都道府県内で完結	53	4,039	19,466	23,505	17.2%
わずかに複数の都府県にまたがる	12	847	6,861	7,709	11.0%
複数の都府県にまたがる	44	5,694	50,656	56,350	10.1%
合計	109	10,581	79,983	87,564	12.1%

(出典) 地方分権改革推進委員会(2008年5月15日)事務局作成資料を加工。

- 約半数の水系(53/109)：1つの都道府県内で完結。
- 完結水系のほうが直轄比率が高い(17.2%)。

8

- 河川管理者の役割1＝水利権の配分：
 - 河川の利用形態：自由使用、許可・特許使用。
 - 一級河川における流水占用の状況：
 - 件数：灌漑で71.7%（発電8.8、水道7.1）
 - 最大取水量：発電で86.7%（灌漑11.0、水道1.0）
 - 水利使用の許可権者：
 - 一級河川：特定水利使用（発電等）は全区間で国。
 - 二級河川：知事。特定水利使用は国の認可必要。

9

- 河川の役割2＝河川の整備：
 - 河川改良工事に要する費用管理者の分担：

法定負担割合	国	都道府県	H18決算	国	都道府県
一級河川直轄区間	67-70%	30-33%	国直轄事業	70.5%	29.5%
一級河川指定区間	50-67%	33-50%	補助事業	49.9%	50.1%
二級河川	0-50%	50-100%	地方単独事業	0.0%	100.0%

- 直轄事業：スピルオーバーなしでも地方は約3割。
- 北海道・沖縄・後進地域特例：更に負担割合が低。
- 地方交付税を含めた国の負担：3節で考慮。
- 地方間の費用分担：4節で。

10

■ 補助事業における地方の負担割合：

	後進地域特例							
	考慮前	考慮後						
北海道	42.6%	42.6%	埼玉県	50.9%	50.9%	島根県	50.8%	38.5%
青森県	51.5%	42.3%	千葉県	54.7%	54.7%	高知県	51.1%	38.9%
岩手県	49.5%	39.9%	東京都	61.9%	61.9%	宮崎県	46.0%	35.2%
宮城県	48.8%	48.8%	神奈川県	58.3%	58.3%	鹿児島県	47.4%	37.4%
			愛知県	51.2%	51.2%	沖縄県	14.8%	14.8%
			大阪府	51.8%	51.8%	全国	49.9%	46.0%

地方の指数との相関	考慮前	考慮後
北海道・沖縄を除く	0.572	0.831
北海道・沖縄を含む	0.412	0.739

11

■ なぜ地方負担率にばらつきがあるのか？

- 要因1：事業の種類によって補助率が違う。
 - 大規模改良工事（地方負担55%）とその他改良工事（地方負担50%）
 - 法律補助（補助率・高）と予算補助（補助率・低）
- 要因2：北海道と沖縄県には特例措置がある。
 - 一級河川指定区間・その他改良工事の地方負担：33%（北海道）、50%（内地）
- 要因3：後進地域特例（決算統計では分かりにくい）。
 - 実質的には定率補助金であるにも関わらず、決算統計では一般財源扱い

12

■ 後進地域特例:

- 直轄・補助事業の国負担割合を引き上げる制度
- 対象: 財政力指数が0.46を下回る都道府県
- 目的: 後進地域の公共事業の促進

- 引き上げ率(x_i は財政力指数)
= $1 + 0.25 \times (0.46 - x_i) / (0.46 - x_j \text{の最低値})$
- 後進特例適用後の国の負担割合
= $\min\{\text{引き上げ率} \times \text{国の負担割合}, 0.9\}$
⇒ x_i が最低の団体: 国負担率は通常1.25倍に拡大

13

■ 後進地域特例の数値例

- 国負担率75%(地方負担25%)の事業
- A県: 財政力指数0.26(Min) ⇒ 後進地域特例○
 - 引き上げ率 $1 + 0.25 \times (0.46 - 0.26) / (0.46 - 0.26) = 1.25$
 - 国負担率 $75\% \times 1.25 = 93.75\% (> 90\%) \Rightarrow \underline{90\%}$
- B県: 財政力指数0.36 ⇒ 後進地域特例○
 - 引き上げ率 $1 + 0.25 \times (0.46 - 0.36) / (0.46 - 0.26) = 1.125$
 - 国負担率 $75\% \times 1.125 = \underline{84.375\%}$
- C県: 財政力指数0.80 ⇒ 後進地域特例 ×
 - 国負担率 75%

14

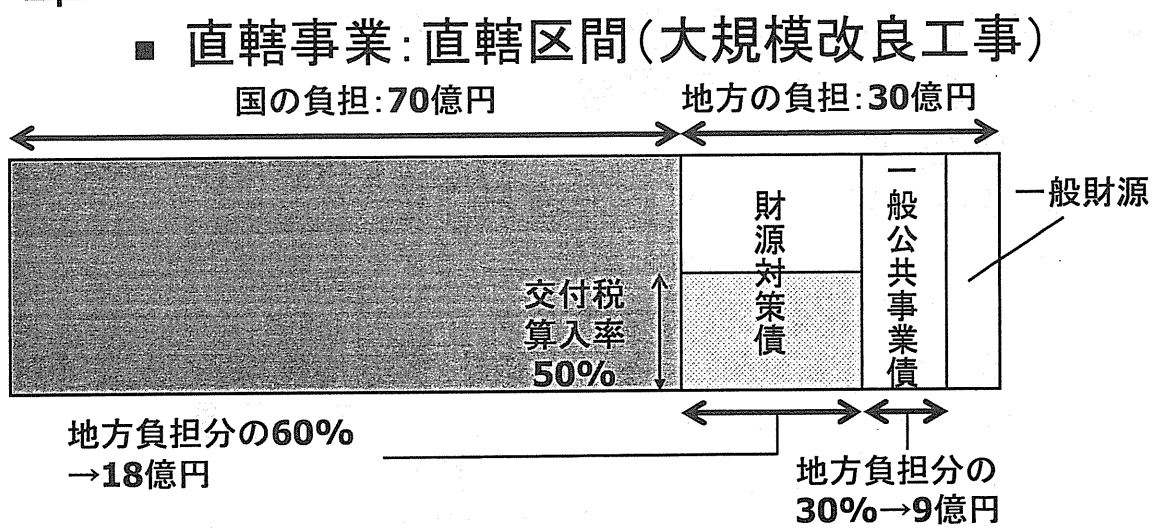
3. 河川管理の限界費用

- 地方交付税による国の負担も考慮
- 河川費の基準財政需要(H18):
 - 経常経費分
 - = 単位費用 × 河川延長 × 種別補正
 - = 単位費用 × (直轄区間延長 × 5.3 + その他延長)
 - 投資的経費分
 - = 単位費用 × 河川延長 × (投資補正 + 事業費補正 - 1)
 - = 単位費用 × ($\alpha + \beta \times \text{人口} + \gamma \times \text{河川延長}$)
+ 元利償還金相当額の一定割合等
 - 元利償還金以外は、限界的財政責任に中立的。

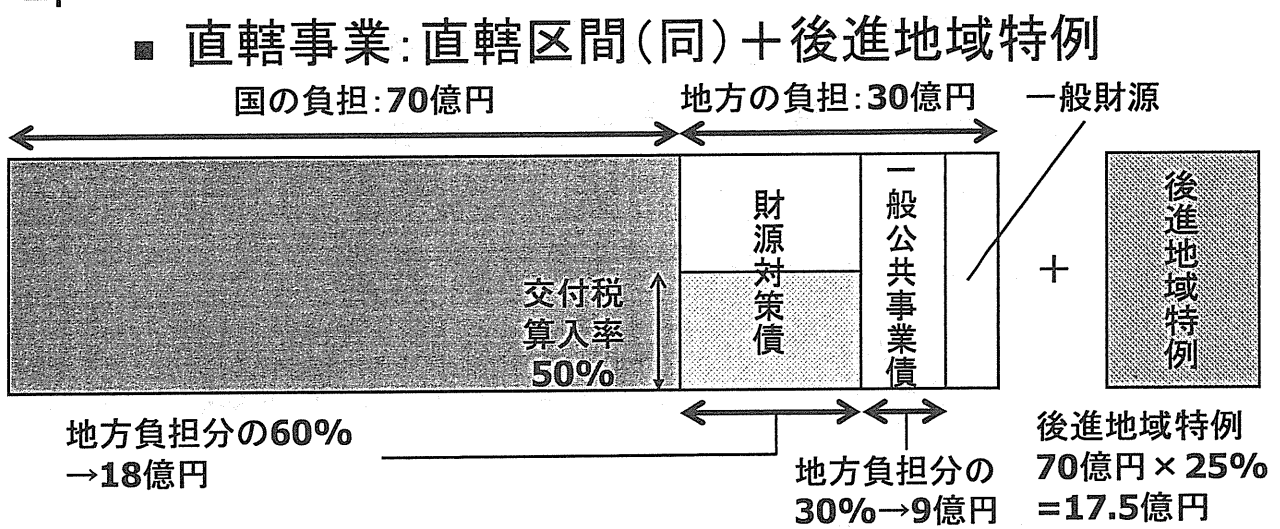
15

- 地方団体が直面する限界費用は？
 - 総額100億円の事業を考える。
 - 直轄事業、補助事業、単独事業の3ケース(極力地方債を活用するものとする)。
 - 後進地域特例の適用の有無(特例が最大限適用されるケース(引き上げ率が25%)を考える)。
 - 交付税措置を国の負担とみなす。

16

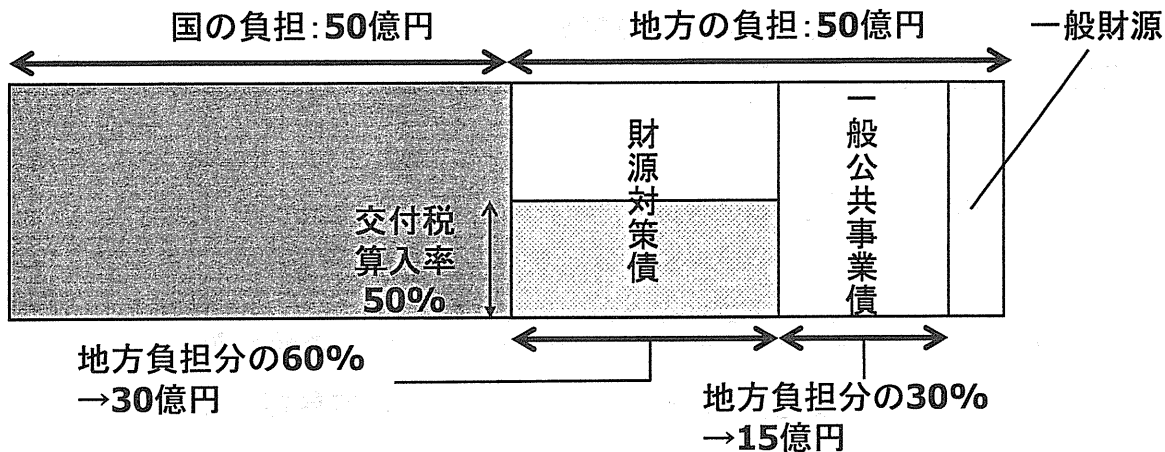


- 交付税を含めた国負担額：79億円（＝70億円＋30億円×60%×50%）、地方負担額：21億円



- 交付税・後進地域特例を含めた国負担額：96.5億円（＝79億円＋17.5億円）、地方負担額：3.5億円（自己負担を後進地域特例で相殺した場合）

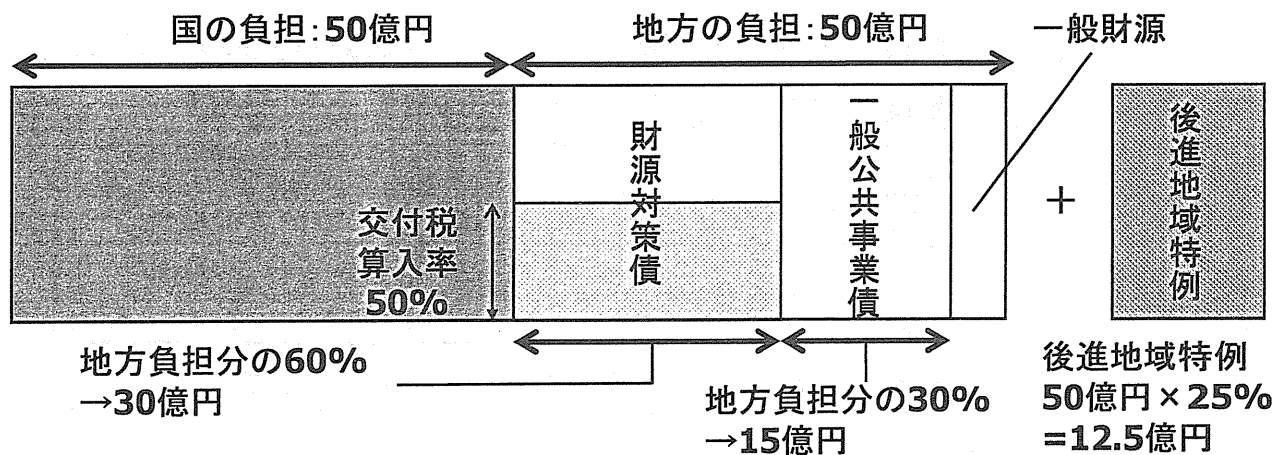
■ 補助事業：指定区間（その他改良工事）



- 交付税を含めた国負担額：65億円（＝50億円＋50億円×60%×50%）、地方負担額：35億円

19

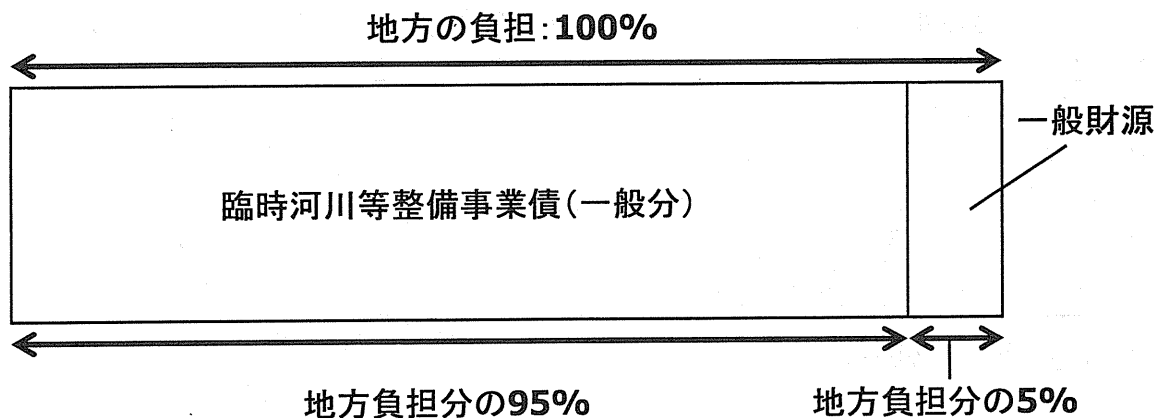
■ 補助事業：指定区間（同）＋後進地域特例



- 交付税・後進地域特例を含めた国負担額：77.5億円（＝65億円＋12.5億円）、地方負担額：23.5億円（自己負担を後進地域特例で相殺した場合）

20

■ 単独事業(H16～)



- 交付税を含めた国負担率: 0%、地方負担率: 100%

21

■ 直轄事業・補助事業

- 交付税・後進地域特例で負担率の差が拡大。

- 直轄事業(地方債を極力活用する場合)

	国負担率	地方負担率
不交付団体	66.67-70.00%	30.00-33.33%
交付団体	76.67-79.00%	21.00-23.33%
うち後進地域特例適用団体	76.67-96.50%	3.50-23.33%

- 補助事業(地方債を極力活用する場合)

	国負担率	地方負担率
不交付団体	50.00-66.67%	33.33-50.00%
交付団体	65.00-76.67%	23.33-35.00%
うち後進地域特例適用団体	65.00-93.33%	6.67-35.00%

22

- 直轄事業と補助事業の地方負担率の差。
 - 直轄事業ほどスピル・オーバー対策を考慮？
- しかし、直轄事業、あるいは補助事業の中でも地方負担率に差がある。
 - この差は財政力に応じたもので、スピル・オーバーの程度とは無関係。
- 単独事業
 - 地方負担率は100%で、スピル・オーバーの程度とは無関係。

23

4. 地方間の費用分担

- 河川法第59-74条：河川に関する費用。
 - 第63条(他の都府県の負担)：A県で行う工事でB県が著しく利益を受ける場合、B県も工事費用を負担する。
 - 第70条(受益者負担金)：河川工事で著しく利益を受ける者がある場合、その者も工事費用を負担する。
- 具体的な費用負担の方法：
 - 第70条：施行令に規定(特ダムはダム法施行令)。
 - 第63条 & 国の事業：国がB県知事の意見を聴く。
 - 第63条 & A県の事業：A県知事がB県知事と協議。

24

■ 特ダムの用途間費用分担

■ 分離費用身替り妥当支出法を使用

建設費=100	用途X	用途Y	用途Z
分離費用 a_i	20	10	10
残余共同建設費($A=100 - \sum a_i = 60$)			
妥当投資額 b_i	100	60	50
身替り建設費 c_i	80	70	50
$d_i = \min\{b_i, c_i\}$	80	60	50
按分対象額($d_i - a_i$)	60	50	40
按分比率($e_i = (d_i - a_i) / \sum (d_j - a_j)$)	60/150	50/150	40/150
残余共同建設費の負担額($f_i = A \times e_i$)	24	20	16
負担額($a_i + f_i$)	44	30	26

25

■ 大滝ダム(紀の川水系)の例:

■ 1次アロケーション(用途間費用分担):


- 計算方法: 分離費用身替り妥当支出法。
- 結果: 治水=79.2%、水道=20.3%、発電=0.5%

■ 2次アロケーション(用途内費用分担):

- 計算方法(治水): 身替り建設費と妥当投資額。
- 結果: 奈良県=31.5%、和歌山県=68.5%
- 奈良県: $0.792 \times 0.315 \times 0.30 \times 0.909 = 5.21\%$
- 和歌山: $0.792 \times 0.685 \times 0.30 \times 0.853 = 8.30\%$

治水 応益 負担金 後進特例

26



■ 地方間の交渉：

■ 河川海岸費の同級他団体施行事業負担金：

- ここ数年は愛知県のみ計上。
- 中身：岐阜県の新丸山ダムの建設に伴って発生する水没地域に関する水源地域対策事業の負担金。
- A県の河川管理によって著しく便益を受けるB県がA県にその費用の一部を支払う、といったケースはなさそう。

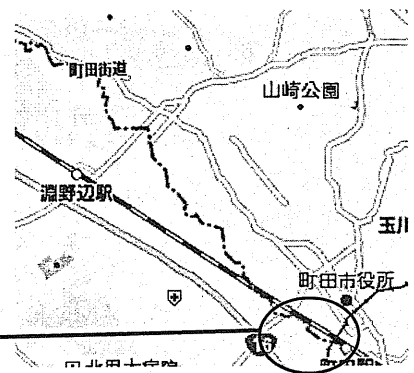
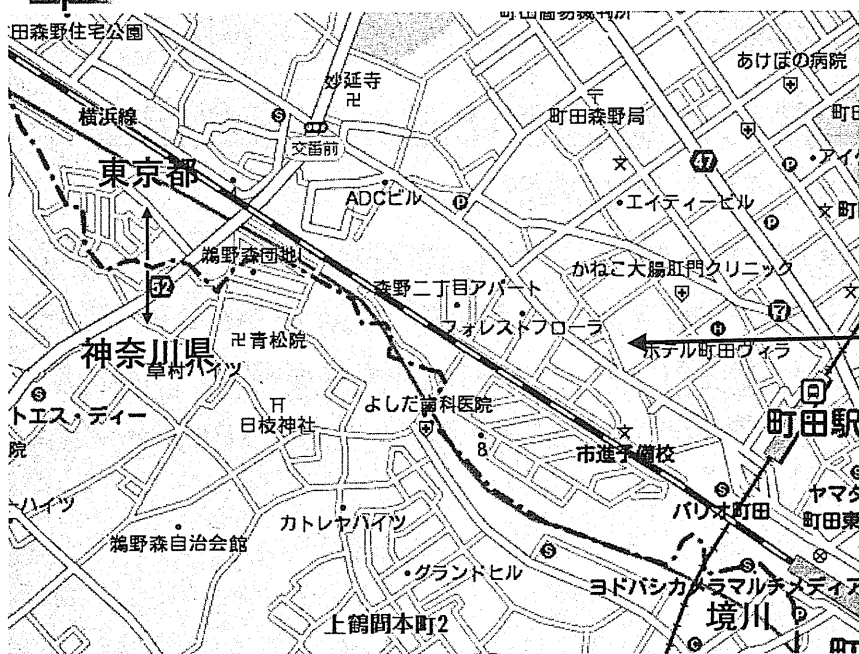
27



■ 二級河川の管理協定の事例：

- 二級河川が都府県をまたぐ場合、上流と下流、右岸と左岸で管理者が異なる⇒不便なことも
- 関係する知事の協議により、管理の方法や費用負担について別に定めることができる(河川法第63条)。
- 境川(東京都と神奈川県)のケース：上流・中流が県境、下流は神奈川県内。上・中流区間について、県境とは無関係に管理権限を分担。当該区間で生じる管理費用は管理権限を持つ側が負担。

28



29

5. おわりに

- 日本の河川管理政策の特徴：
 - (1) スピルオーバー問題に一定の配慮 & スピルオーバーがなくても国直轄が多い。
 - (2) 地方間の費用分担は応益原則で運用 & 国と地方の分担は受益の程度とほぼ無関係。
- 結論 & 今後の課題：
 - 国直轄：非対称情報より財政責任の問題では。
 - 地域間交渉：潜在的には効率化の可能性あり。

30

地域差と民営化

加藤 秀弥^{*}, 柳原 光芳^{**}

2009年10月15日

総務省 地方分権に関する基本問題についての調査研究会 報告論文

要旨

本論文では、市場規模の異なる2地域に財を供給する公企業が民営化したとき、それぞれの地域における消費者余剰、生産者余剰および社会的余剰に与える影響について見る。公企業が民営化したとき、(i)公企業が以前と同様に民営化せず、公企業として存続する「混合寡占-独占」の場合、(ii)公企業が民営化を選択し、かつ、両地域に財を供給する「民営化寡占-独占」の場合、そして(iii)公企業が民営化を選択し、かつ、B地域の市場から退出し、A地域の市場にのみ供給を行う「民営化寡占-退出」の場合の3つについて考える。

本論文で得られた結論は以下のとおりである。まず、消費者余剰は、(iii)のケースがもっとも小さく、(i)のケースがもっとも高い。次に、市場規模が大きい地域で私企業の数が多い場合には、その地域の市場規模が大きいほど、(i)のケースでの公企業の利潤が、他の(ii)、(iii)のケースに比べてより大きい。最後に、社会厚生についてはこれとは対照的に、(i)のケースがもっとも小さくなる。後者の2つは、民営化を行うメリットが、市場規模の大きさに加えて市場の競争性にも依存することを示唆している。

キーワード: 混合寡占; 民営化; 地方; 退出

JEL classification: H1; H20; L33

* 名古屋経済大学経済学部。484-8504, 愛知県犬山市内久保61-1。E-mail: kato@nagoya-ku.ac.jp.

** 名古屋大学大学院経済学研究科。464-8601, 名古屋市千種区不老町。E-mail: yanagi@soec.nagoya-u.ac.jp.

1. はじめに

本論文では、市場規模の異なる2地域があった場合に公企業が民営化したとき、それぞれの地域における消費者余剰、生産者余剰、そしてそれらの和である社会的余剰、あるいは経済厚生に対する影響について見る。また、公企業が民営化する際、その企業の利潤の変化についても見る。

日本における民営化は、いわゆる三公社五現業の民営化に見られる。1984年に日本電信電話公社がNTTに、1985年に日本専売公社がJTに、そして1987年には日本国有鉄道がJRになり、それぞれ国の直接的な経営から離れることとなった。また、郵政三事業については、2003年に日本郵政公社へ、2007年には日本郵政へと変わり、民営化を実現している。このような民営化を行う主な目的は、補助金(税)投入の抑制、債務の軽減および切り離しなどにある。その手段としては、主に物的な効率化を図る技術の刷新や、資源の再配置など、そして主に人的な効率化を図る雇用の削減や賃金の削減などが挙げられる。これらはすべてコストの問題に起因したものであり、公企業がさまざまな理由から高コストを伴う傾向にあることを示唆している。

逆にいえば、このような民営化前の公企業はコストの問題を別として他の優先順位の高い目的を有して活動を行うことを企図されていた、ということになる。実際、民間部門の経済活動に政府の介入の許されるのは、いわゆる市場の失敗があるケースであり、その中でもよく知られているのは、固定費が高いなど、市場において競争的状况であれば財の供給が行われなくなる可能性のある自然独占のケース、あるいは非競争性・非排除性を有する財である公共財を供給するケースがあげられる¹。これらのような理由から、当初公企業が財を供給していたのが、経済の発展にともない、民間部門によっても供給されるようになると、コストの面に関心がはらわれるようになるのも自然である。

しかし、公企業であるからこそ、日本全体をより広くカバーして供給されていたものの、民営化されることにより、そのような保証がなされなくなるという危惧は、いつのときにも存在した。国鉄の民営化においては地方の路線の廃止あるいは第三セクター化が図られることがしばしばであったし、郵政民営化以降、地方部の郵便局が減少していくのではという懸念はいまでもなお消えていないといえる。このように考えると、公企業の民営化を考える際に重要となる1つの点は、それが経済全体に与える影響もさることながら、さまざまな地域に与える影響の際についてとらえることの必要性である。

これまでの公企業の民営化を扱った理論的研究には、1社の公企業と1社あるいは複数社の

¹ これらの経済的理由の他に、例えば当該財の供給が国民あるいは地域住民にとって必要とされるナショナル・ミニマム、あるいはローカル・ミニマムであるとされるケース、あるいは政府が純粋に慈愛心から当該財を供給するケースなど、さまざまな社会的理由もある。

私企業が生産を行う混合寡占モデルを用いているものが少なくない。De Fraja and Delbono (1989)では費用関数が公企業、私企業ともにおなじで、かつ可変費用が逓増的であるときに、公企業がシュタッケルベルグリーダーである場合、公企業と私企業がナッシュゲームをしている混合寡占の場合、公企業が民営化して他の私企業と同じようにナッシュゲームをしている純粋寡占の場合、そして公企業が完全に市場を独占している場合について、生産量、価格、企業の利潤および経済厚生と比較を行っている。また、De Fraja(1991)では、生産技術に差がある、すなわち公企業の限界費用が私企業の限界費用よりも高い場合に、民営化を行うことで経済厚生などがどのように変化するか考察している。また、Matsumura (1998)にはじまり、George and La Manna (1996)、Lee and Hwang (2003)やJiang (2006)などでは、部分的民営化による経済厚生への影響について議論しており、特にMatsumura (1998)では、比較的緩い条件のもとで、部分的民営化が最適であることを導いている。以上のようなモデルでは、総じて公企業の目的は社会厚生を最大化にあり、その一方で、私企業の目的は利潤最大化にあるとされている。

このようないわば一般的な目的関数を扱ったものに対して、少し異なる目的関数を考えたうえで民営化を議論している研究も見られる。例えばBoycko and Vishny (1996)では、政治家の有する目的として、雇用量の大きさを挙げている。なぜなら、政治家にとって雇用量を増大させることが「政治的」利益に結び付くためである。また、Willner (2001)では、雇用量に加えて生産量も政治家の目的として考えられており、そのような政治的介入が経済厚生を上昇させる条件を示している。一方、Kato (2008)は上で見たように経済厚生も政府の便益として考慮しているものの、それに加えて税収にも関心を持っている場合について分析を行っている²。

これらの研究は、民営化の議論を経済全体のものとして考えて行っており、地域の市場規模などについては触れられていない。その1つの例外はCrew and Kleindorfer (1998)である。彼らはアメリカの郵便事業の民営化の議論において、普遍的サービスをどの程度の地理的な範囲にまで行うべきかについて、理論的な分析を試みている。そのため、彼らの関心はその範囲を決定することであり、市場規模の大きさにより民営化がどのような影響を地域ごとに与えるかについては注意を払っていないといえる。そこで、本論文は、市場規模の異なる2地域を想定し、その両地域において財を供給する公企業が民営化した場合に、消費者余剰、企業利潤および経

² これらのような経済の枠組み、政府の目的への関心以外にも、政府の政策手段に対する関心から、さまざまな民営化に関する議論が行われている。その代表が、政府が何らかの政策をとれるときには、民営化が経済厚生に全く影響を及ぼさない、というものである。例えば、White (1996)では、生産補助金が最適になされる場合においては、民営化の前後で経済厚生が変化しないことを示している。これに対して、Fjell and Heywood (2004)では、民営化の前にシュタッケルリーダーであった公企業が民営化の後にもシュタッケルリーダーの私企業でありつづけるとすると、最適な補助金が低い水準になり、したがって経済厚生も低いものとなることを示している。

済厚生にどのような影響が生じるかについて見ていく。その際、可能性として (i) 公企業が以前と同様に民営化せず、公企業として存続する「混合寡占-独占」の場合、(ii) 公企業が民営化を選択し、かつ、両地域に財を供給する「民営化寡占-独占」の場合、そして (iii) 公企業が民営化を選択し、かつ、B地域の市場から退出し、A地域の市場にのみ供給を行う「民営化寡占-退出」の場合について考える。そこで、これらのいずれの場合において経済厚生などが高いものとなるのかについて見ていく。

本論文で得られた主な結論は以下のとおりである。まず、消費者余剰の点からは、民営化寡占-退出のケースがもっとも望ましくなく、また混合寡占-独占のケースがもっとも望ましい。次に、市場規模が大きな地域において私企業の数が多い場合には、その地域の市場規模が大きくなればなるほど、混合寡占-独占のケースにおける公企業の利潤がより大きくなる。最後に、これとは対照的に社会厚生についてはより小さなものとなる。特に最後の2つの結果は、民営化を行うメリットが、市場規模の大きさに加えて、市場の競争性にも依存していることを示唆している。

本論文の構成は以下のとおりである。まず第2節においては、民営化前の混合寡占の状態における均衡を描写する。次に第3節において民営化が行われた時、その民営化企業が小さな市場規模の地域でそのまま財を供給し続ける場合と、その市場から退出する場合における均衡を描写する。これらをふまえて第4節では、混合寡占の状態と、民営化が行われた状態における消費者余剰、企業利潤および社会厚生に与える影響について比較する。最後の第5節は結論である。

2. 混合寡占 - 独占均衡

2つの地域、 $k = A, B$ 、が1つの国の中にある場合を考える。一般性を失うことなく、A地域は市場規模が大きい都市、B地域はそれが(相対的に)小さい地方であるとする。

国にはA、Bの両地域の市場で財を供給している1つの公企業(下付き文字0で表す)と、A地域の市場でのみ供給している n 個の私企業 $i(i = 1, 2, \dots, n)$ が存在する³。このような、A地域では「混合寡占」状態にあり、B地域では公企業が「独占」状態にある均衡のことを、「混合寡占 - 独占均衡」と呼ぶこととする。なお、後の節では、公企業(民営化された企業)のB地域市場からの退出の可能性について考慮するが、私企業のA地域市場からの退出については考えないこととする。また、私企業がA・Bの両地域へ参入することも、ここでは考えないこととする。

各地域における逆需要関数はそれぞれ以下のように与えられている。

³ 私企業がB地域に当初存在しないことは、このモデルにおいては仮定としている。

$$P^A = a - Q^A = a - q_0^A - \sum_{i=1}^n q_i^A, \quad (1)$$

$$P^B = b - Q^B = b - q_0^B, \quad (1')$$

ただし、 P^k は k 地域における財価格、 q_0^k は k 地域の公企業の財供給量、 q_i^A は A 地域の私企業 i の財供給量、そして Q^k は k 地域の財の総供給量である。またここで、市場規模の大きさの仮定から、 $a > b$ (定数) である。逆需要関数が線形で表わされていることから、国全体の消費者余剰、 CS は

$$CS = \frac{1}{2}(Q^A)^2 + \frac{1}{2}(Q^B)^2 = \frac{1}{2}(q_0^A + \sum_{i=1}^n q_i^A)^2 + \frac{1}{2}(q_0^B)^2 \quad (2)$$

と表わすことができる。

私企業が A 地域の市場において供給を行うときには、(公企業の場合には、A、B それぞれの地域において) 固定費用が必要であり、かつ、逡増的な限界費用に直面しているものとする。また、私企業、公企業いずれも、同じ費用関数を有しているものとする。具体的には、 k 地域の企業 j 、($k = A$ のとき $j = 0, 1, \dots, n$ 、 $k = B$ のとき $j = 0$) の費用関数は、次のような供給量について二次関数の形、

$$C(q_j^k) = F + \frac{1}{2}(q_j^k)^2, \quad (3)$$

で与えられているものとする⁴。ここで、第一項の F は固定費用を、そして第二項は逡増的な限界費用となっている可変費用を表わす。

私企業は自らの利潤のみに関心を持ち、他の企業の供給量を所与とし、自らの供給量を選択することによりそれを最大化する。(3) の費用関数の下、地域 A の私企業 i の利潤は、(1) を用いて以下のように与えられる。

$$\begin{aligned} p_i^A &= (a - Q^A)q_i^A - F - \frac{1}{2}(q_i^A)^2 \\ &= (a - q_0^A - \sum_{i=1}^n q_i^A)q_i^A - F - \frac{1}{2}(q_i^A)^2 \quad (i = 1, 2, \dots, n). \end{aligned} \quad (4)$$

⁴ このような費用関数の仮定は、DeFraja and Delbono (1990)、White (1996) および Fjell and Heywood (2004) などの、多くの先行研究に従っている。

これに対して、公企業はA、Bの両地域の消費者余剰、A地域のすべての私企業の利潤、および自らの利潤を合計したものからなる社会厚生（総余剰）を最大化する。まず、公企業の利潤は、A、Bの両地域に財を供給することから、以下のように定義できる。

$$p_0 = (a - Q^A)q_0^A + (b - q_0^B)q_0^B - \frac{1}{2}(q_0^A)^2 - \frac{1}{2}(q_0^B)^2 - 2F. \quad (4')$$

ここで注意すべきは、A地域だけでなくB地域においても固定費用が必要となっており、利潤からひかれているのはFではなく2Fとなっている点である。そして、(2)、(4)および(4')から、社会厚生は以下の形で表わされる。

$$\begin{aligned} W &= CS + p_i^A + p_0 \\ &= \frac{1}{2}(Q^A)^2 + \frac{1}{2}(q_0^B)^2 + (a - Q^A)Q^A + (b - q_0^B)q_0^B - \frac{1}{2}(q_0^A)^2 \\ &\quad - \frac{1}{2}(q_0^B)^2 - \sum_{i=1}^n \frac{1}{2}(q_i^A)^2 - (2 + n)F. \end{aligned} \quad (5)$$

以上のような混合寡占-独占の状況の下、クールノー=ナッシュ均衡を求める。A地域の逆需要関数(1)、B地域の逆需要関数(1')の下、私企業*i*は供給量を決定して自らの利潤、(4)、の最大化を図るのに対して、公企業は社会厚生、(5)、の最大化を図る。これらから求められる一階の条件より、A地域における私企業の財の供給量、A地域における公企業の財の供給量およびB地域における公企業の財の（総）供給量が順に、

$$q_i^{Am} = \frac{a}{n + 4}, \quad (6)$$

$$q_0^{Am} = \frac{2a}{n + 4}, \quad (6')$$

$$q_0^{Bm} = Q^{Bm} = \frac{b}{2} \quad (7)$$

と求められる。ここで、上付き文字のmは混合寡占-独占均衡の解を表している。また、これらを用いて、A地域の総供給量および国全体の総供給量がそれぞれ、

$$Q^{Am} = \frac{a(n + 2)}{n + 4}, \quad (8)$$

$$Q^m = \frac{a(n + 2)}{n + 4} + \frac{b}{2} \quad (9)$$

と、容易に求められる。

最後に、(8)および(9)を(2)に、(6)、(6')および(7)を(4)、(4')および(5)に代入することで、国全体の消費者余剰、私企業の利潤、公企業の利潤および社会厚生が次のように求められる。

$$CS^m = \frac{4a^2(n+2)^2 + b^2(n+4)^2}{8(n+4)^2}, \quad (10)$$

$$p_i^m = \frac{3a^2}{2(n+4)^2} - F, \quad (11)$$

$$p_0^m = \frac{2a^2}{(n+4)^2} + \frac{b^2}{8} - 2F, \quad (11')$$

$$W^m = \frac{a^2(n^2 + 7n + 8)}{2(n+4)^2} + \frac{b^2}{4} - (2+n)F. \quad (12)$$

ただし、この混合寡占-独占均衡が存在するためには、A地域で私企業が財を供給できる（そのときには、必ず公企業も財を供給できる）状況、およびB地域に公企業が財を供給できる状況が満たされていることが必要である。言いかえれば、A地域の私企業の利潤が正であること、およびB地域の社会厚生が正であることが必要である。すなわち、(11)の右辺が正であること、

および(12)の右辺の中の $\frac{b^2}{4} - F$ が正であること、 $F \leq \min \left\{ \frac{3a^2}{2(n+4)^2}, \frac{b^2}{4} \right\}$ が成立している

ものとする。

ここで注意すべきは、公企業は社会厚生を最大化するという目的から、たとえ市場規模が小さい、あるいは固定費用が大きく、利潤が負となったとしても、財の供給を行うことがありうるという点である。つまり、(11')より、公企業がB地域の市場において得られる利潤は $\frac{b^2}{8} - F$

であることがわかるが、この値はすぐ上のB地域の社会厚生 $\frac{b^2}{4} - F$ よりも小さいことがわか

る。したがって、 $\frac{b^2}{8} < F < \frac{b^2}{4}$ のケースがあり得るため、公企業のB地域での利潤が負であったとしても、財の供給を行う場合がありうる。

3. 民営化

ここで公企業の民営化が許容されたとすると、以下の3つのケースの可能性が考えられる。すなわち、(i) 公企業が以前と同様に民営化せず、公企業として存続する場合、(ii) 公企業が民営化を選択し、かつ、両地域に財を供給する場合、そして (iii) 公企業が民営化を選択し、

かつ、B地域の市場から退出し、A地域の市場にのみ供給を行う場合、の3つである。(i)のケースでは、前節で求められた均衡がそのまま維持されることになる。その一方、(ii)および(iii)のように、もし公企業が民営化を選択したとすると、その企業（以後、民営化企業と呼ぶ）は私企業と同様に、自らの利潤を最大化するように供給量を決定するものとする。その際、民営化企業はB地域の市場で利潤が正になれば財を供給し、負になれば退出する。なお、公企業が民営化するに際して、付加的に費用は必要としないものとする。

3.1. 民営化寡占-独占均衡

ここでは、上でみた(ii)の、公企業が民営化を選択し、かつ、その企業が民営化以前と同様に、B地域においても財の供給を（独占的に）継続させた場合の「民営化寡占-独占均衡」について考える。

まず、この民営化寡占-独占均衡におけるクールノー＝ナッシュ均衡は、A地域の逆需要関数(1)、B地域の逆需要関数(1')の下、私企業*i*および民営化企業はそれぞれの利潤、(4)および(4')、の最大化を図る。それにより得られる一階の条件から、A地域における民営化企業および私企業の供給量と、B地域における民営化企業の供給量はそれぞれ、

$$q_0^{A_0} = q_i^{A_0} = \frac{a}{m+3}, \quad (13)$$

$$q_0^{B_0} = Q^{B_0} = \frac{b}{3} \quad (13')$$

と求められる。ここで、上付き文字の o は民営化寡占-独占均衡の解を表している。(13)から明らかかなように、このケースでは民営化企業のB地域における供給量は、独占企業のそれと等しいものとなっている。また、これらを用いて、A地域の総供給量、および国全体の総供給量がそれぞれ、

$$Q^{A_0} = \frac{a(n+1)}{n+3}, \quad (14)$$

$$Q^o = \frac{a(n+1)}{n+3} + \frac{b}{3} \quad (15)$$

と求められる。

そして、(14)および(15)を(2)に、(13)および(13')を(4)、(4')および(5)に代入することで、国全体の消費者余剰、私企業の利潤、民営化企業の利潤および社会厚生が次のように求められる。

$$CS^o = \frac{9a^2(n+1)^2 + b^2(n+3)^2}{18(n+3)^2}, \quad (16)$$

$$p_0^o = \frac{3a^2}{2(n+3)^2} + \frac{b^2}{6} - 2F, \quad (17)$$

$$p_i^o = \frac{3a^2}{2(n+3)^2} - F, \quad (17')$$

$$W^o = \frac{9a^2(n+1)(n+4) + 4b^2(n+3)^2}{18(n+3)^2} - (n+2)F. \quad (18)$$

3.2. 民営化寡占-退出均衡

次に、公企業が民営化を選択すると同時に、B地域の市場から退出する場合の「民営化寡占-退出均衡」のケースについて考える。

先の民営化寡占-独占均衡と同様、民営化寡占-退出均衡におけるクールノー＝ナッシュ均衡は、A地域の逆需要関数(1)の下、私企業*i*および民営化企業がそれぞれの利潤(4)を最大化する。そこから得られる一階の条件より、A地域における民営化企業、私企業の供給量およびA地域(国全体)の総供給量はそれぞれ、

$$q_0^{Ar} = q_i^{Ar} = \frac{a}{n+3}, \quad (19)$$

$$Q^r = Q^{Ar} = \frac{a(n+1)}{n+3} \quad (20)$$

となる。ここで、上付き文字のrは民営化寡占-退出均衡の解を表している。そして、 $Q^{Br} = q_0^{Br} = 0$ として、(19) および(20)を(2), (4), (4')および(5)に代入することで、国全体の消費者余剰、私企業の利潤、民営化企業の利潤および社会厚生は、

$$CS^r = \frac{a^2(n+1)^2}{2(n+3)^2}, \quad (21)$$

$$p_0^r = p_i^r = \frac{3a^2}{2(n+3)^2} - F, \quad (22)$$

$$W^r = \frac{a^2(n+1)(n+4)}{2(n+3)^2} - (n+1)F \quad (23)$$

と求められる。このケースでは、民営化企業がB地域の市場から退出しているため、いずれの解もbに依存しない。

3.3. 民営化企業の市場退出条件

前節でみたように、公企業は社会厚生を最大化するという目的から、たとえ市場規模が小さ

い、あるいは固定費用が大きいとしても、財の供給を行うことがありうる。しかし、上で見たように、公企業が民営化した場合には、その民営化企業は利潤のみに関心を持つようになる。そのため、正の利潤をあげられるか否かに依存してB地域の市場において供給を続ける場合と、そこから退出する場合があります。

具体的には、(17)および(22)より、以下の値が正であるときには民営化企業はB地域の市場で引き続き独占企業として財の供給をし、また逆に負であるときにはそこから退出する。

$$p_0^o - p_0^r = \frac{b^2}{6} - F. \quad (24)$$

すなわち、 $\frac{b^2}{6} > F$ が成立する時には民営化企業はB地域に財の供給を行う（退出する）。

また、直観的には、B地域の市場規模が比較的大きい（つまり、 b が大きい）場合、あるいは固定費用 F が市場規模と比べて十分に小さい場合には、民営化企業はB地域において正の利潤を得ることができるため供給を続ける、ということである。

4. 比較

これまでの結果を用いて、本節では混合寡占-独占均衡、民営化寡占-独占均衡および民営化寡占-退出均衡における消費者余剰、私企業の利潤、民営化企業（あるいは公企業）の利潤、総供給量ならびに社会厚生水準について比較を行う。

まず、総供給量について見ていく。各ケースにおけるA地域、B地域の総供給量の関係は(7)、(8)、(13'), (14)および(20)より、

$$Q^{Am} - Q^{Ao} = Q^{Am} - Q^{Ar} = \frac{(n+2)a}{(n+3)(n+4)} > 0, \quad (25)$$

$$Q^{Bm} - Q^{Bo} = \frac{b}{6} > 0, \quad (25')$$

$$Q^{Bo} - Q^{Br} = \frac{b}{3} > 0 \quad (25'')$$

となることがわかる。これらから、A地域の供給量については混合寡占-独占均衡のケースが一番大きくなっており、他の2つのケースにおける供給量はそれより小さく、かつ、同じ量となっていることがわかる。これは混合寡占において、公企業が社会厚生を最大にすることから供給量をより大きくするためである。また、B地域の供給量についても一番大きいものとなっているのは混合寡占-独占均衡のケースであり、次に民営化寡占-独占均衡が続く。もちろん、民営化寡占-退出均衡のケースでは、B地域の供給量は0となることから、最も小さくなって

いる。

また、ここで注意すべきは、逆需要関数の性質から、供給量が大きいものほど、価格が低くなっているということである。この事実は、後の消費者余剰や社会厚生を考える上で有用である。

次に、消費者余剰については、(10)、(16)および(21)から、以下の不等式が成立する。

$$CS^{Am} - CS^{Ao} = CS^{Am} - CS^{Ar} = \frac{2a^2(n^2 + 5n + 5)}{(n+3)^2(n+4)^2} > 0, \quad (26)$$

$$CS^{Bm} - CS^{Bo} = \frac{5b^2}{72} > 0, \quad (26')$$

$$CS^{Bo} - CS^{Br} = \frac{b^2}{18} > 0. \quad (26'')$$

ここでも先と同様、A地域の消費者余剰についても、混合寡占-独占均衡のケースが一番大きく、他の2つのケースにおける消費者余剰はそれより小さく、かつ、同じ大きさとなっている。また、B地域の消費者余剰についても大きいものから順に混合寡占-独占均衡のケース、民営化寡占-独占均衡のケース、そして民営化寡占-退出均衡のケースとなっている。これらの結果は、先に触れたように、供給量が大きいものほど価格が低くなるため、消費者余剰がより大きくなることによるものである。

また、上の結果から、両方の地域を合わせた（総）消費者余剰の結果についても容易に得ることができる。それをまとめたものが以下のPropositionである。

Proposition 1.

$CS^m > CS^o > CS^r$ が成立する。すなわち、国全体の消費者余剰は大きいものから順に、混合寡占-独占均衡、民営化寡占-独占均衡そして民営化寡占-退出均衡となっている。

私企業の利潤については、以下の不等式が得られる。

$$p_i^m - p_i^o = p_i^m - p_i^r = -\frac{3a^2(2n+7)}{2(n+3)^2(n+4)^2} < 0. \quad (27)$$

ここでは先の消費者余剰とは逆の結果が得られている。これは、混合寡占-独占均衡のケースにおいては供給量が大きくなっており、そのため価格が低くなることで、私企業の利潤が減少するためである。

一方、公企業の利潤については、(11')、(17)および(22)から

$$p_0^m - p_0^o = \frac{a^2(n^2 - 12)}{2(n+3)^2(n+4)^2} - \frac{b^2}{24}, \quad (28)$$

$$p_0^m - p_0^r = \frac{a^2(n^2 - 12)}{2(n+3)^2(n+4)^2} + \frac{b^2}{8} - F \quad (28')$$

が得られる。ここで、(28)の右辺第2項の $-\frac{b^2}{24}$ は、B地域において、民営化前後の公企業の利潤の差を表わしている。つまり、民営化前には公企業が社会厚生を最大化したのが、民営化後に民営化企業が利潤を最大化するようになるため、その利潤は増加する。この部分はその大きさを示している。なお、民営化の前後において、B地域の市場から退出しない限り、公企業（民営化企業）は固定費用Fを負担することに変わりはないので、この(28)には現れていない。

同様に、(28')の右辺第2項と第3項の和は、B地域において公企業が民営化することにより失われる額を示している。つまり、B地域において社会厚生を最大化していた公企業が得ていた利潤がこの部分である。これからも、公企業が民営化に際してB地域の市場からの退出をするときには、その市場規模と、固定費用の大きさに依存して決定されることが見て取れる。

また、A地域において得られる利潤に注目する。この部分は、(28)および(28')の第1項に現れる。そこでは、 $n < 2\sqrt{3}$ の場合にはそれぞれの符号が負に、逆に $n > 2\sqrt{3}$ の場合にはそれぞれの符号が正になることがわかる。これは、たとえA地域の市場規模が大きかったとしても、私企業の数がある程度大きい場合においては、民営化してもその企業の利潤が低下することになることを意味する。このような場合には、公企業が民営化をするインセンティブを持たなくなるかもしれない。

以上の結果から、公企業の利潤が民営化の前後でどのように変化するかは、A地域の市場規模だけでは決定されない。それに加えて、A地域に存在する私企業の数にも依存し、それらの2つの関係から決定されることがわかる。また、B地域の市場規模の大きさにも依存し、それが小さいほど混合寡占-独占均衡のケースのほうが大きくなることが(28)からわかる。

最後に、Propositionとして下にまとめる。

Proposition 2.

$n > (=, <) 2\sqrt{3}$ であれば、A地域の市場規模が大きくなるほど、混合寡占-独占のケースにおける公企業の利潤が、民営化寡占-独占、民営化寡占-退出のケースにおけるそれに比べてより大きくなる（変化しない、より小さくなる）。

以上の、私企業および公企業の利潤をもとに、それらの総和である生産者余剰の比較について見たものが、以下の不等式である。

$$PS^m - PS^o = -\frac{12a^2(5n^2 + 21n + 12) + b^2(n+3)^2(n+4)^2}{24(n+3)^2(n+4)^2} < 0, \quad (29)$$

$$PS^m - PS^r = \frac{b^2(n+3)^2(n+4)^2 - 4a^2(5n^2 + 21n + 12)}{8(n+3)^2(n+4)^2} - F, \quad (29')$$

$$PS^o - PS^r = \frac{1}{6}b^2 - F. \quad (29'')$$

まず(29)より、混合寡占-独占均衡のケースの生産者余剰が、民営化寡占-独占のケースのそれよりも常に小さなものとなることがわかる。これについても、先と同様に生産量が多いほど、企業にとっての利潤が小さくなるため、その総和である生産者余剰も小さくなっていると理解できる。次に、(29')の符号については、A地域の市場規模、B地域の市場規模、および固定費用に依存して決まる。すなわち、B地域の市場規模が大きい場合には、混合寡占-独占均衡のケースの生産者余剰が大きくなり、逆にA地域の市場規模と固定費用が大きい場合には、民営化寡占-退出のケースの生産者余剰の方が大きくなる。そして(29'')は、民営化企業がB市場から利潤を得られるかどうか、B地域の市場規模と固定費用にのみ依存していることを示している。

最後に、社会厚生と比較について行う。(26)から(26'')と(29)から(29'')を用いることで、以下の結果が得られる。

$$W^m - W^o = \frac{b^2(n+3)^2(n+4)^2 - 18a^2(n^2 + n - 8)}{36(n+3)^2(n+4)^2}, \quad (30)$$

$$W^m - W^r = \frac{b^2(n+3)^2(n+4)^2 - 2a^2(n^2 + n - 8)}{4(n+3)^2(n+4)^2} - F, \quad (30')$$

$$W^o - W^r = \frac{2b^2}{9} - F. \quad (30'')$$

これらについては、以下のことがわかる。まず、B地域の市場規模が大きい場合には、(30)および(30')より、混合寡占-独占均衡のケースの社会厚生が高くなる傾向になる。これは以下のように解釈が可能である。B地域において供給が行われる限りは、生産量がより大きい場合で

あるほど消費者余剰が大きくなる。その一方で、生産者余剰は小さくなりがちであるが、前者が後者を上回るため、社会厚生の上では大きくなるのである。(30'')については、先の(29'')の場合と同様、B地域の市場規模と固定費用の大きさによって決定される。すなわち、前者が大きい場合には、B地域で財を供給した方が社会厚生が高まり、また後者が大きい場合には、逆に市場からの退出の方が社会厚生上望ましくなるといえる。

ここでも、先のProposition 2と同様、以下のようにまとめることができる。

Proposition 3.

$n > (=, <) \frac{-1 + \sqrt{33}}{2}$ であれば、A地域の市場規模が大きくなるほど、混合寡占-独占のケースにおける社会厚生が、民営化寡占-独占、民営化寡占-退出のケースにおけるそれに比べてより小さくなる（変化しない、より大きくなる）。

5. 結論

本論文では、市場規模の異なる2地域があった場合に、市場規模が大きい地域において公企業が民営化した場合の影響について見てきた。

本論文で得られた結論は以下のとおりである。まず、消費者余剰の点からは、民営化寡占-退出のケースがもっとも望ましくなく、また混合寡占-独占のケースがもっとも望ましいことがわかった。これは、民営化をおこなうことよりも、公企業のまま財を供給した方が、消費者にとっては望ましいということを示している。次に、市場規模が大きく複数の私企業が存在する地域において、企業数が多い場合には、その地域の市場規模が大きいほど、混合寡占-独占のケースにおける公企業の利潤が、他の民営化のケースに比べてより大きくなる。最後に、社会厚生についてはこれとは対照的に、より小さくなる。これら2つの結果は、民営化を行うメリットが、単に市場規模の大きさだけで決定されるのではなく、その市場において私企業が何社存在するか、すなわち、どれだけ市場が競争的であるかにも依存していることを示している。

このように、本論文はこれまでの民営化の議論に関して、地域差を導入し、それらの地域を総体としてとらえたときの国への影響について見た。このように、民営化と地域を明示的に関連付けて議論した研究は非常に少ない。それは、民営化の議論が同質な経済、あるいは同質な地域を想定した、限定的な議論にとどまっていたことを意味している。地方における経済運営が極めて困難な状況となっている昨今においては、巨額の財政赤字をかかえる国がその有力な解決策としてさまざまな政府機関の民営化を考えるのは自然なことであろう。ただし、それが地域経済に与える影響については地域差が生じる。それを十分に考えた上で、民営化の是非については論じられるべきであろう。

ただし、本論文の議論の展開において、やや仮定が強い、あるいは単純化が強められている点があるのは否めない。その1つは、2つの市場が完全に分断されていることである。企業が2つの市場において並行して財を供給する場合には、規模の利益が働くであろう。そうすると、供給を行うにおいて価格競争を行う可能性も高いであろう。また、地域によっては、地理的要因などで供給コストも異なると考えるほうが自然かもしれない。そのようななかで公企業が財を供給するのであれば、両地域に一律の価格が課せられているかもしれない。そのように考えると、本論文の枠組みは、地域差と民営化を考える第一歩であり、今後のより一層の発展および拡張が望まれる。

参考文献

- Boycko, M., A. Shleifer, et al. (1996). "A theory of privatisation." *Economic Journal* 106(435): 309-319.
- Crew, M. A. and P. R. Kleindorfer (1998). "Efficient entry, monopoly, and the Universal Service Obligation in postal service." *Journal of Regulatory Economics* 14(2): 103-125.
- De Fraja, G., 1991, "Efficiency and privatization in imperfectly competitive industries." *Journal of Industrial Economics* 39(3): 311-321.
- De Fraja, G. and F. Delbono. (1990). "Game theoretic models of mixed oligopoly." *Journal of Economic Survey* 4: 1-17.
- Fjell, K. and J. Heywood. (2004). "Mixed oligopoly, subsidization and the order of firm's moves: the relevance of privatization." *Economics Letters* 83(3): 411-416.
- George, K. and M. M. A. LaManna (1996). "Mixed duopoly, inefficiency, and public ownership." *Review of Industrial Organization* 11(6): 853-860.
- Jiang, L. (2006). "Welfare analysis of privatization in a mixed market with bargaining." *Contemporary Economic Policy* 24(3): 395-406.
- Kato, H. (2008). "Privatization and government preference." *Economics Bulletin* 12(40): 1-7.
- Lee, S. H. and H. S. Hwang (2003). "Partial ownership for the public firm and competition." *Japanese Economic Review* 54(3): 324-335.
- Matsumura, T. (1998). "Partial privatization in mixed duopoly." *Journal of Public Economics* 70(??): 473-483.
- White, M.. (1996). "Mixed oligopoly, privatization and subsidization." *Economics Letters* 53(??): 189-195.
- Willner, J. (2001). "Ownership, efficiency, and political interference." *European Journal of Political Economy* 17(4): 723-748.

「地域差と民営化」

加藤秀弥・名古屋経済大学経済学部
柳原光芳・名古屋大学大学院経済学研究科

総務省研究会 平成21年度 第2回
平成21年10月16日

1

1-1. 本論文の目的

公企業の民営化は、経済厚生を増加させるのか？

⇒ 議論の前提（本論文では）

⇒ 「経済厚生」 = 消費者余剰 + 生産者余剰
(社会的余剰) (利潤)

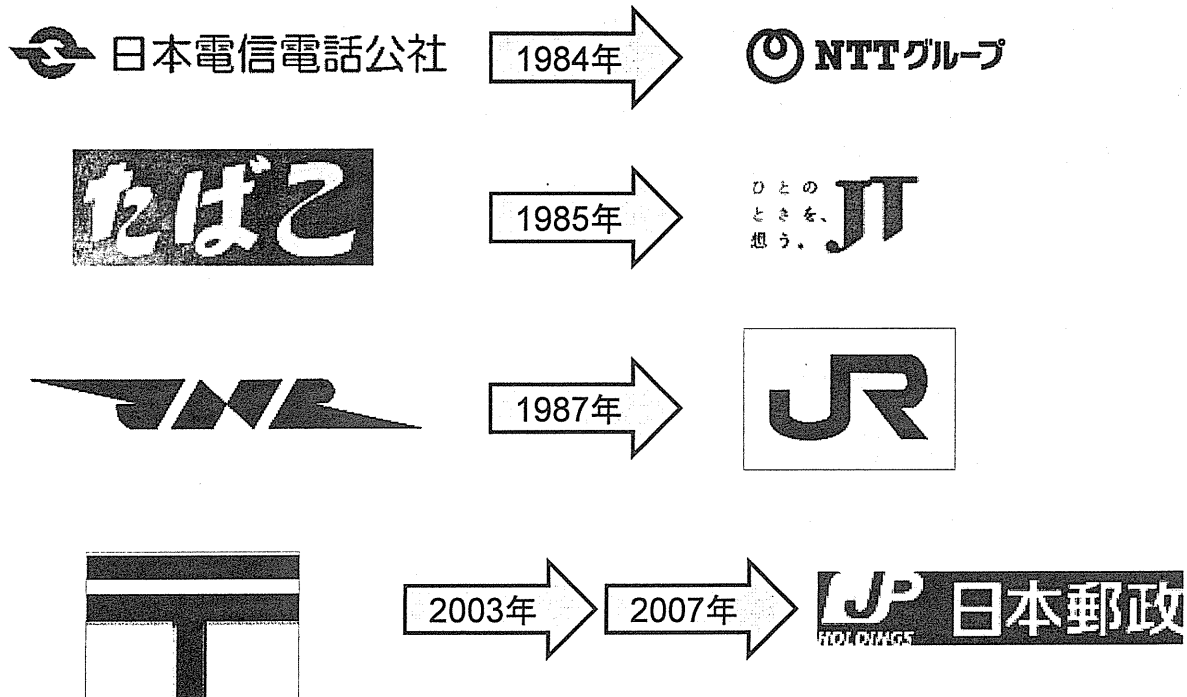
⇒ 民営化：公企業は「経済厚生」を
最大化

⇔ 私企業は「利潤」を最大化
(民間企業)

2

1-2. 本論文の背景(1)

日本における「民営化」： 三公社五現業



3

1-2. 本論文の背景(2)

民営化のおもな目的

「日本専売公社の民営化について (H16/6/18)」

4. 民営化への動き

(1) 背景

①行政改革の流れ

- “増税なき財政再建“(「第二次臨調」) →民間活力の導入(旧三公社の民営化)

②欧米各国からの市場解放要請

- 自由貿易は日本の国是

③「専売公社」の経営上の問題点

- 経営責任不明確
- 予算統制(国会議決による単年度予算主義—企業経営に不適)
- 給与統制、労働基本権の制約(自主交渉、自主解決が不可能)

出所: <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/yuseimineika/dai4/4siryou1.pdf>

4

1-2. 本論文の背景(3)

民営化のおもな目的

- ① 物的な効率化(技術刷新・資源配置)
 - ② 人的な効率化(雇用削減・賃金削減)
 - ③ 債務軽減・切り離し, 税投入の抑制
- } コスト
...モラル

なぜ公営だったのか？



- ① 自然独占
- ② 公共財
- ③ ナショナル・ミニマム
- ④ 慈愛心
- ⑤ リーダー

5

1-2. 本論文の背景(4)

民営化の影響(1)

「郵便局ネットワークの現状:民営化委 (H18/5/17)」

年度別局種別郵便局数

区別	普通局			特定局			簡易局	合計	増減
	集配	無集配	小計	集配	無集配	小計			
平成8年度	1,262	55	1,317	3,682	15,029	18,711	4,606	24,634	
平成9年度	1,265	55	1,320	3,655	15,109	18,764	4,605	24,689	55
平成10年度	1,257	54	1,311	3,656	15,176	18,832	4,589	24,732	43
平成11年度	1,256	51	1,307	3,651	15,227	18,878	4,579	24,764	32
平成12年度	1,257	51	1,308	3,641	15,275	18,916	4,550	24,774	10
平成13年度	1,257	51	1,308	3,627	15,307	18,934	4,531	24,773	△1
平成14年度	1,260	50	1,310	3,563	15,378	18,941	4,501	24,752	△21
平成15年度	1,262	48	1,310	3,530	15,405	18,935	4,470	24,715	△37
平成16年度	1,261	47	1,308	3,465	15,458	18,923	4,447	24,678	△37
平成17年度	1,257	47	1,304	3,438	15,479	18,917	4,410	24,631	△47

注: 昭和基地内郵便局及び船内郵便局を含んでいない。

6

1-2. 本論文の背景(5)

民営化の影響(2)

「現在の郵便局数 (H21/9/30)」

区別	普通局			特定局			簡易局	合計	増減
	集配	無集配	小計	集配	無集配	小計			
平成17年度	1,257	47	1,304	3,438	15,479	18,917	4,410	24,631	

郵便局局数表

平成21年9月30日時点

都道府県	営業中の郵便局				閉鎖中の郵便局				計
	直営の郵便局		簡易郵便局	小計	直営の郵便局		簡易郵便局	小計	
	郵便局	分室			郵便局	分室			
全国計	20,196	※1 35	3,994	24,225	8	0	※2 300	308	24,533
前月末	20,199	36	3,974	24,209	9	0	319	328	24,537
増減	-3	-1	20	16	-1	0	-19	-20	-4

7

1-2. 本論文の背景(6)

民営化の影響(2)

「現在の郵便局数 (H21/9/30)」

報道 月～金 よる9:54
STATION

「民営化後、1244あった店舗は885に。職員も1万2000人から7000人にまで削減された。さらに一時的に過疎地の配達料金を2倍に値上げした。」

「『ニュージーランドの問題の一つは、地域への影響を全く考慮していなかったことです。従業員が職を失うということもです。民営化がスムーズに進むかだけを考えていたのです。地域や職員への影響を考えていなかったのです』とケルシー教授は言う。」

http://www.tv-asahi.co.jp/hst_2006/contents/special/050706.html

8

1-3. 理論的枠組み(1)

民営化の理論分析

- ① 物的な効率化: 公企業のコスト > 民間企業のコスト
- ② 人的な効率化: 公企業内の賃金交渉
- ③ 税投入の抑制:
 - ① 自然独占: 固定費の高さ
 - ② 公共財: (なし)
 - ③ ナショナル・ミニマム
 - ④ 慈愛心
 - ⑤ リーダー
- 【A】 複占・寡占モデル・・・民間企業との関係
- 【B】 賃金交渉モデル・・・公営企業内部の問題
- 【C】 irrelevance result・・・公営維持と民営化の等価

9

1-3. 理論的枠組み(2)

【A1】 複占・寡占モデル

- ① 物的な効率化: 公企業のコスト > 私企業のコスト
- ③ ナショナル・ミニマム
- ④ 慈愛心

		企業数	技術(公・民)	費用		参入
				可変	固定	
De Fraja & Delbono	OEP89	多数	同じ	遞増	あり	
De Fraja	JIndE91	多数	異なる	一定	あり	長期参入

- 【DF & D】 (i) Pub firm is a Stackelberg leader,
 (ii) Mixed-Oligopoly Nash,
 (iii) Pure Oligopoly Nash,
 (iv) Public Monopoly

10

1-3. 理論的枠組み(3)

【A1】 複占・寡占モデル

- ① 物的な効率化: 公企業のコスト > 私企業のコスト
- ③ ナショナル・ミニマム
- ④ 慈愛心

		企業数	技術(公・民)	費用		地域
				可変	固定	
Crew & Kleindorfer	JRE98	1と完全競	(-)	一定(地域依存)	「可変」(量依存)	2
Lee	ContEP06	多数	異なる	一定(上下流)	なし	

[C & K] 地域独占 + 完全競争

11

1-3. 理論的枠組み(4)

【A2】 複占・寡占モデル

- ① 物的な効率化: 公企業のコスト > 私企業のコスト
- ③ ナショナル・ミニマム
- ④ 慈愛心
- ⑤ リーダー

		企業数	技術(公・民)	費用	
				可変	固定
George & La Manna	Rev of Ind Org96	2	異なる	一定	なし
Matsumura	JPubE98	2	同じ	遞増	なし
Lee & Hwang	JER03	1(独占)	(-)	遞増	なし

[M] 部分的民営化(民営化の程度)の議論

12

1-3. 理論的枠組み(5)

【A3】 複占・寡占モデル

- ④ 慈愛心
- ⑤ リーダー

		企業数	技術(公・民)	費用	
				可変	固定
Kato	EB08	2	同じ	逡増	あり

[K] 政府が税収にどれだけ関心があるか？

13

1-3. 理論的枠組み(6)

【B】 賃金交渉モデル

- ② 人的な効率化
- ④ 慈愛心

		企業数	技術(公・民)	費用	
				可変	固定
Jiang	ContEP06	2	同じ	賃金交渉解	なし
Willner	EJPE01	多数	同じ	賃金交渉解	なし・拡張可能
Boycko & Vishny	EJ86	1	(-)	賃金交渉解	(-)

[J] 部分民営化

[W] [B & V] 政治的圧力

14

1-3. 理論的枠組み(7)

【C】 irrelevance result

③ 税投入の抑制

		企業数	技術(公・民)	費用	
				可変	固定
White	EL96	多数	同じ	遞増	なし
Poyago-Theotoky	EB01	多数	同じ	遞増	なし
Fell & Heywood	EL04	多数	同じ	遞増	なし

15

1-4. 本論文の特徴

要素

- ① 物的な効率化: 公企業のコスト > 私企業のコスト
- ① 自然独占: 固定費の高さ
- ③ ナショナル・ミニマム
- ④ 慈愛心

【A】 複占・寡占モデル・・・私企業との関係

+ 地域差 (市場の大きさの異なる2地域) の導入

- ☛ 民営化の議論に「地域」が十分に考慮されている
とはいえない。

16

1-5. 結論

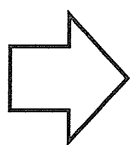
- 1 地域差(あるいは, 都市部以外の地域の存在)を考慮した場合には, 社会厚生観点から民営化がかならずしも支持されない。
- 2 都市部の市場規模が小さく, 固定費用が大きい場合には, 民営化により地方部から撤退される可能性が高い。
- 3 理論的には, DeFraja & Delbono(1989)の拡張および一般化となっている。

17

2-1. 経済主体

2地域(j = A, B)

- A: 都市部 需要(a)が大きい
 公企業1社 + 私企業n社
- B: 地方部 需要(b)が小さい
 (同じ)公企業1社のみ



消費者 = 消費者余剰
生産者 = 利潤

公企業 = 消費者余剰 + 利潤
私企業 = 利潤

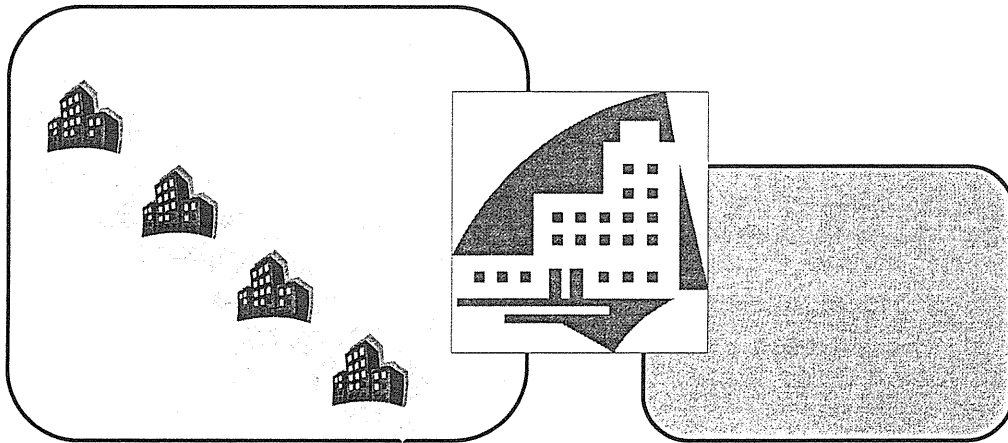
18

2-2. 需要構造

2地域

- A: 都市部 需要(a)が大きい
 公企業1社 + 私企業n社
- B: 地方部 需要(b)が小さい
 (同じ)公企業1社 のみ

☞ 「(1) 混合寡占-独占均衡」



19

2-2. 需要構造

2地域

- A: 都市部 需要(a)が大きい
 公企業1社 + 私企業n社
- B: 地方部 需要(b)が小さい
 (同じ)公企業1社 のみ



$$P^A = a - Q^A = a - q_0^A - \sum_{i=1}^m q_i^A$$

$$P^B = b - Q^B = b - q_0^B \leftarrow \text{公営企業}$$

20

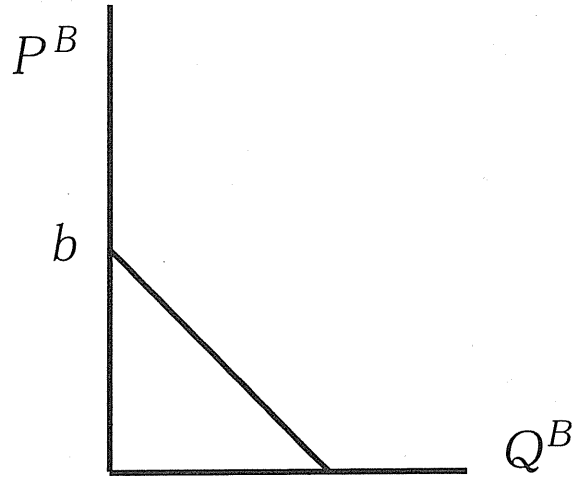
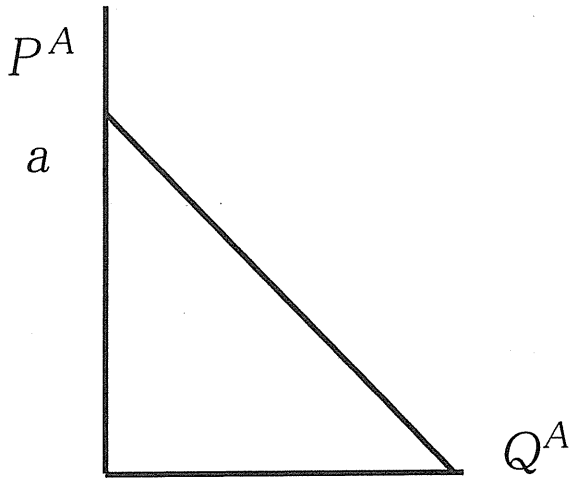
2-2. 需要構造

2地域

A: 都市部

$$P^j = \begin{pmatrix} a \\ b \end{pmatrix} - Q^j$$

B: 地方部

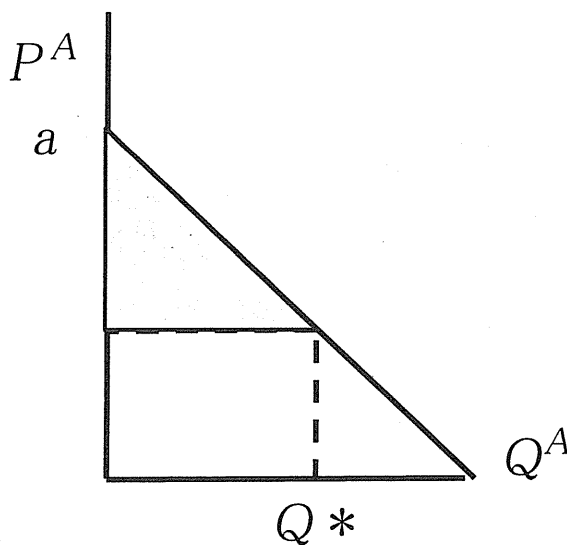


21

2-3. 消費者余剰

2地域の消費者余剰

$$CS = \frac{1}{2}(Q^A)^2 + \frac{1}{2}(Q^B)^2 = \frac{1}{2}(q_0^A + \sum_{i=1}^m q_i^A)^2 + \frac{1}{2}(q_0^B)^2.$$



22

2-4. 企業の利潤(1)

費用関数

① 可変費用: 逓増的

$$C(q_i^j) = F + \frac{1}{2}(q_i^j)^2,$$

② 固定費用

③ 公企業・私企業ともに同じ

利潤(私企業)

$$p_i^A = (a - q_0^A - \sum_{i=1}^n q_i^A)q_i^A - F - \frac{1}{2}(q_i^A)^2. (i = 1, 2, \dots, n)$$

利潤(公企業)

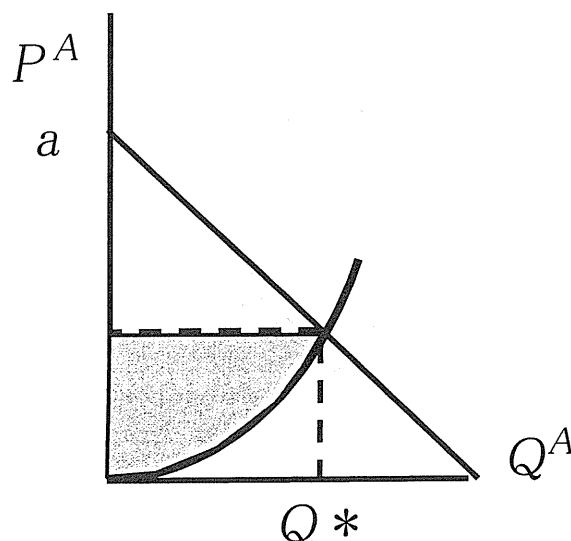
$$p_0 = (a - Q^A)q_0^A + (b - q_0^B)q_0^B - \frac{1}{2}(q_0^A)^2 - \frac{1}{2}(q_0^B)^2 - 2F.$$

23

2-4. 企業の利潤(2)

企業の利潤

$$p_i^A = (a - q_0^A - \sum_{i=1}^n q_i^A)q_i^A - F - \frac{1}{2}(q_i^A)^2. (i = 1, 2, \dots, n)$$



24

2-5. 社会厚生

$$\begin{aligned}
 W &= CS + p_i^A + p_0 \\
 &= \frac{1}{2}(Q^A)^2 + \frac{1}{2}(q_0^B)^2 + (a - Q^A)Q^A + (b - q_0^B)q_0^B - \frac{1}{2}(q_0^A)^2 \\
 &\quad - \frac{1}{2}(q_0^B)^2 - \sum_{i=1}^n \frac{1}{2}q_i^2 - (2 + n)F.
 \end{aligned}$$

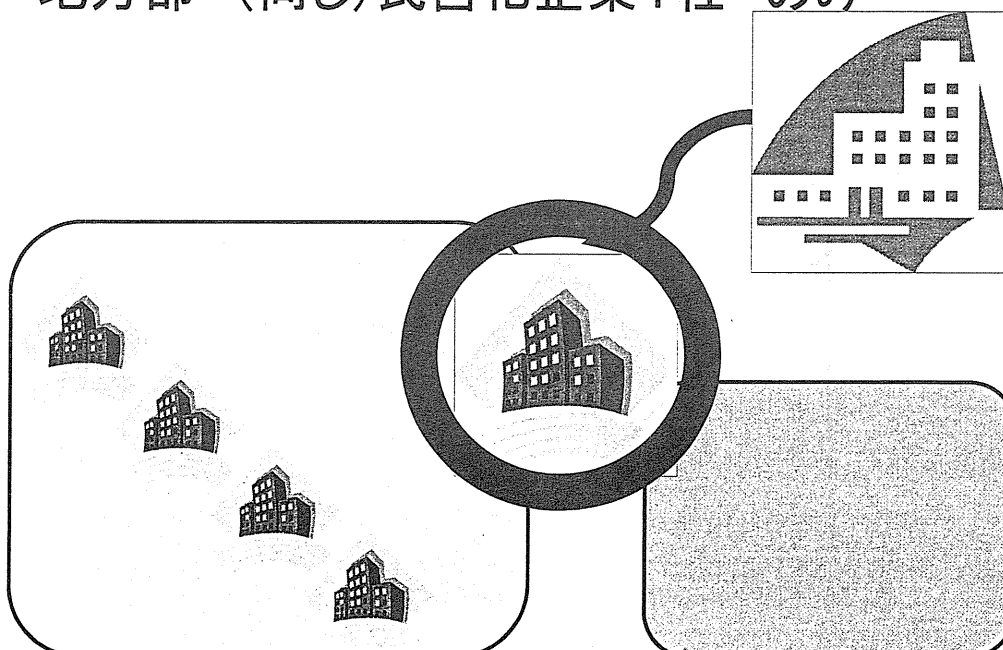
25

3-0. 3種類の均衡

(2) 民営化寡占-独占均衡

A: 都市部に民営化企業1社 + 私企業n社

B: 地方部 (同じ)民営化企業1社 のみ



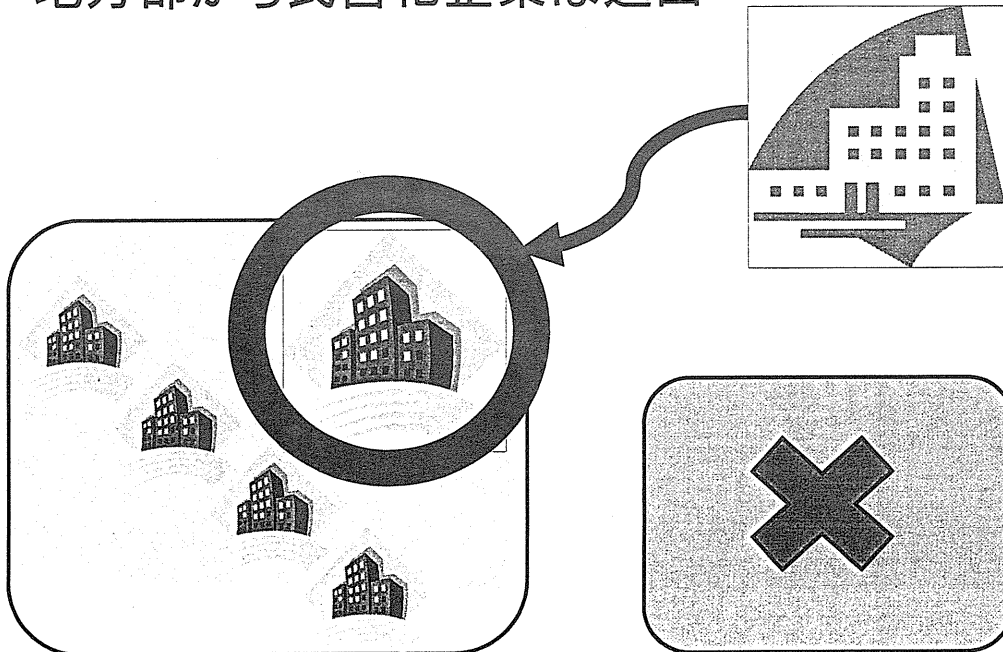
26

3-0. 3種類の均衡

(3) 民営化寡占一退出均衡

A: 都市部に民営化企業1社 + 私企業n社

B: 地方部から民営化企業は退出



27

3-1. 混合寡占一独占均衡(1)

☆混合寡占(=公企業+私企業)が
クールノー競争を行う。

生産量: 公企業

私企業

A地域の総生産

$$q_0^{Am} = \frac{2a}{n+4}, q_0^{Bm} = \frac{b}{2},$$

$$q_i^{Am} = \frac{a}{n+4},$$

$$Q^{Am} = \frac{a(m+2)}{m+4},$$

28

3-1. 混合寡占—独占均衡(2)

☆混合寡占(=公企業+私企業)が
クールノー競争を行う。

消費者余剰	$CS^m = \frac{4a^2(n+2)^2 + b^2(n+4)^2}{8(n+4)^2},$
公企業利潤	$p_0^m = \frac{2a^2}{(n+4)^2} + \frac{b^2}{8} - 2F,$
私企業利潤	$p_i^m = \frac{3a^2}{2(n+4)^2} - F,$
総余剰	$W^m = \frac{2a^2(n^2 + 7n + 8) + b^2(n+4)^2}{4(n+4)^2} - (2+n)F.$

29

3-2. 民営化寡占—独占均衡(1)

☆公企業が民営化し、他の私企業と(同等に)
クールノー競争を行う。

生産量: 民営化A地域

民営化B地域

民間A地域

A地域の総生産

$$q_0^{A_0} = \frac{a}{n+3},$$

$$q_0^{B_0} = \frac{b}{3},$$

$$q_i^{A_0} = \frac{a}{n+3},$$

$$Q^{A_0} = \frac{a(n+1)}{n+3}.$$

30

3-2. 民営化寡占一独占均衡(2)

☆公企業が民営化し、他の私企業と(同等に)クールノー競争を行う。

消費者余剰	$CS^o = \frac{9a^2(n+1)^2 + b^2(n+3)^2}{18(n+3)^2}$
公営企業利潤	$p_0^o = \frac{3a^2}{2(n+3)^2} + \frac{b^2}{6} - 2F$
民間企業利潤	$p_i^o = \frac{3a^2}{2(n+3)^2} - F$
総余剰	$W^o = \frac{9a^2(n+1)(n+4) + 4b^2(n+3)^2}{18(n+3)^2} - (n+2)F.$

31

3-3. 民営化寡占一撤退均衡(1)

☆公企業が民営化し、B地域からは(利潤が得られないため)退出し、A地域でのみ他の私企業と(同等に)クールノー競争を行う。

生産量:各企業A地域	$q_0^{Ar} = q_i^{Ar} = \frac{a}{n+3},$
A地域の総生産	$Q^r = \frac{a(n+1)}{n+3}$

32

3-3. 民営化寡占—撤退均衡

☆公企業が民営化し, B地域からは(利潤が得られないため)退出し, A地域でのみ他の私企業と(同等に)クールノー競争を行う。

消費者余剰

$$CS^r = \frac{a^2(n+1)^2}{2(n+3)^2},$$

企業利潤

$$p_0^r = p_1^r = \frac{3a^2}{2(n+3)^2} - F,$$

総余剰

$$W^r = \frac{a^2(n+1)(n+4)}{2(n+3)^2} - F(n+1).$$

33

4-1. 比較(1)

☆総生産量の比較

$$Q^{Am} - Q^{Ao} = Q^{Am} - Q^{Ar} = \frac{(n+2)a}{(n+3)(n+4)} > 0$$

$$\forall Q^{Am} > Q^{Ao} \equiv Q^{Ar}$$

m	=	混合寡占—独占
o	=	民営化寡占—独占
r	=	民営化寡占—退出

34

4-1. 比較(2)

☆消費者余剰の比較

$$CS^m - CS^o = \frac{144a^2(n^2 + 5n + 5) + 5b^2(n+3)^2(n+4)^2}{72(n+3)^2(n+4)^2} > 0$$

$$CS^m - CS^r = \frac{16a^2(n^2 + 5n + 5) + b^2(n+3)^2(n+4)^2}{8(n+3)^2(n+4)^2} > 0$$

$$CS^o - CS^r = \frac{b^2}{18} > 0$$

$$\forall CS^m > CS^o > CS^r$$

m	=	混合寡占一独占
o	=	民営化寡占一独占
r	=	民営化寡占一退出

35

4-1. 比較(3)

☆公企業の利潤の比較

$$p_0^m - p_0^o = \frac{a^2(n^2 - 12)}{2(n+3)^2(n+4)^2} - \frac{b^2}{24}$$

$$p_0^m - p_0^r = \frac{a^2(n^2 - 12)}{2(n+3)^2(n+4)^2} + \frac{b^2}{8} - F$$

$$p_0^o - p_0^r = \frac{1}{6}b^2 - F$$

¥ ?

m	=	混合寡占一独占
o	=	民営化寡占一独占
r	=	民営化寡占一退出

36

4-1. 比較(4)

☆私企業の利潤の比較

$$p_i^m - p_i^o = p_i^m - p_i^r = -\frac{3a^2(2n+7)}{2(n+3)^2(n+4)^2} < 0$$

$$\forall p_i^m < p_i^o = p_i^r$$

m	=	混合寡占—独占
o	=	民営化寡占—独占
r	=	民営化寡占—退出

37

4-1. 比較(5)

☆生産者余剰の比較

$$PS^m - PS^o = -\frac{12a^2(5n^2 + 21n + 12) + b^2(n+3)^2(n+4)^2}{24(n+3)^2(n+4)^2} < 0$$

$$PS^m - PS^r = \frac{b^2(n+3)^2(n+4)^2 - 4a^2(5n^2 + 21n + 12)}{8(n+3)^2(n+4)^2} - F$$

$$PS^o - PS^r = \frac{1}{6}b^2 - F$$

m	=	混合寡占—独占
o	=	民営化寡占—独占
r	=	民営化寡占—退出

38

4-1. 比較(6)

☆社会的総余剰の比較

$$W^m - W^o = \frac{b^2(n+3)^2(n+4)^2 - 18a^2(n^2+n-8)}{36(n+3)^2(n+4)^2},$$
$$W^m - W^r = \frac{b^2(n+3)^2(n+4)^2 - 2a^2(n^2+n-8)}{4(n+3)^2(n+4)^2} - F,$$
$$W^o - W^r = \frac{2b^2}{9} - F.$$

m	=	混合寡占-独占
o	=	民営化寡占-独占
r	=	民営化寡占-退出

39

5-1. 結論(再掲)

- 1 地域差(あるいは, 都市部以外の地域の存在)を考慮した場合には, 社会厚生観点から民営化がかならずしも支持されない。
- 2 都市部の市場規模が小さく, 固定費用が大きい場合には, 民営化により地方部から撤退される可能性が高い。
- 3 理論的には, DeFraja & Delbono(1989)の拡張および一般化となっている。

40

「公立病院と地方交付税～高知県 2 町を事例として～」

地方分権基本問題研究会専門分科会

2010 年 1 月 15 日

和光大学 星野菜穂子

はじめに：課題と分析視角

(問題意識)

- 公立病院の経営悪化が深刻化し、地域医療の崩壊をもたらす懸念。公立病院の経営状況には、医師不足、診療報酬などさまざまな要因が絡むが、財政措置もその一つ。事実、2008 年 7 月に総務省に「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会」も設置、公立病院を支える財政措置が検討。このように、政策的な重要課題となっているにもかかわらず、これまで公立病院と地方財政、地方交付税との関係に関しては、実証的に明らかにされているとはいえない。

(課題)

- 昨今の公立病院の経営状況と地方財政、特に地方交付税との関係に焦点を当て、その関係を実証的に明らかにする。公立病院への地方交付税措置を、地方交付税の財源保障の観点から検討を行う。

(分析視角)

- 「公立病院の経営と一般会計繰入金」「一般会計繰入金と地方交付税」という視角からのアプローチ。
- マクロの状況を踏まえ、公立病院（自治体病院）を抱える高知県梶原町および大月町という 2 過疎町をとりあげ、ミクロの分析対象とする。

(具体的構成)

はじめに

- 1 自治体病院の現状と財政措置
 - 1-1 自治体病院とは
 - 1-2 自治体病院の現状
 - 1-3 自治体病院への財政措置
- 2 高知県 2 町の事例：梶原町および大月町
 - 2-1 梶原町および大月町の概要
 - 2-2 梶原町および大月町の自治体病院の現状
 - 2-3 梶原町および大月町の自治体病院への地方交付税措置
 - 2-4 地方交付税

むすびにかえて

1 自治体病院の現状と財政措置

1-1 自治体病院とは

- 病院とは。公的医療機関とは（医療法に規定）。
- 自治体病院の役割は、公立病院改革ガイドライン（平成 19 年）によると、「公立病院をはじめとする公的医療機関の果たすべき役割は、端的に言えば、地域において提供されることが必要な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供することにある。」

「公立病院に期待される主な機能を具体的に例示すれば、①山間へき地・離島など民間医療機関の立地が困難な過疎地等における一般医療の提供、②救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供、③県立がんセンター、県立循環器病センター等地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供、④研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能。」

このほか、保健・医療・介護福祉との連携、いわゆる地域包括医療における中心的役割（「全国自治体病院協議会のめざす方向」平成 12 年 5 月）の指摘もあり、近年、高齢社会が進展する中で期待される役割との指摘。

→自治体病院の役割としては、へき地・不採算地区病院など地域的に不採算な地区での医療提供、特殊な医療の提供、が中心として据えられるほか、近年では保健・医療・介護福祉との連携における中心的役割、も期待。

1-2 自治体病院の現状

① 病院数

- 全国病院数 8,842 のうち自治体病院は 1,018（全体の 11.5%）（平成 20 年 1 月末、厚労省「医療施設動態調査」）
- 自治体病院（地方公営企業法適用、平成 19 年度決算）957。一般病院が 911、このうち「不採算地区病院」は 234、一般病院全体の 25.7%。町村立一般病院に占める割合は 69.5%。
- 自治体病院数を、自治体病院の役割に照らしてみると、不採算地区病院 234 のほか、へき地医療拠点 183（自治体病院の占める割合 71.2%）、救急病院 803、救命救急センター 82（38.7%）、地域災害医療センター 242（45.7%）、臨床研修病院 635（25.1%）、地域がん診療連携拠点病院 115（37.8%）（「自治体病院経営ハンドブック」（2009））。

→「山間へき地、離島等採算上民間病院の開設を期待することが困難である地域の病院」、すなわちへき地医療拠点病院や不採算地区病院において、自治体病院の役割は大きいことが確認。

→「不採算地区病院」とは、病床数 100 床未満（感染症病床を除く）又は 1 日平均入院患者数 100 人未満（感染症の患者のぞく）であり、かつ 1 日平均外来患者数 200 人未満である一般病院のうち、当該病院の所在する市町村内に他に一般病院がないもの、又は所在市町村の面積が 300 k m 以上で他の一般病院の数が 1 に限られるもの

ただし、平成 21 年度以降は要件の変更が行われている。

② 自治体病院の経営原則

- 経済性（独立採算制）と公共性。
- 公共性は、一般会計等との経費負担区分が認められていることと対応。
- 負担区分等ともなう一般会計からの繰出しについては、繰出基準により運用上の基準が示されるとともに、地方財政計画に公営企業繰出金として計上され、所要の地方交付税措置。

③ 経営状況：主に自治体繰入金との関係から

- 図表 1 経常損益は平成 16 年度以降、4 年連続赤字幅拡大。経常損失を生じた事業数、累積欠損金を有する事業数、不良債務を有する事業数も、平成 14～16 年度ごろより増加、全体に占める割合も高水準の現状。医業収支比率（＝医業収益÷医業費用×100）は、平成 18 年度、88.8%と 9 割を割り込み、悪化。経常収支比率（＝経常収益（医業収益＋医業外収益）÷経常費用（医業費用＋医業外費用）×100）も平成 16 年度以降、悪化傾向。

→病院事業の経営状況は、近年、悪化傾向。

- 図表 2 自治体病院への繰入金は、収益的収入としての繰入金は減少傾向、特に、平成 16 年度、平成 17 年度の前年比減少額が大。収益的収入に対する繰入金の比率も両年度は 12% 台に低下。繰入金全体 (C) としてみても、繰入金額は減少し、繰入率（対収益的収入、(c)/(d)）は平成 16、平成 17 年度の水準からは回復しているものの、平成 11 年度時点からは若干低下、という姿。

→以上を総合すると、自治体病院の経営状況は、平成 16 年度以降、悪化の度を強めている。繰入金は収益的収入を中心に減少傾向で、特に平成 16、17 年度は収益収入減への寄与が大き。その後は繰入金は若干持ち直すものの、経営状況としては厳しい状況。

1-3 自治体病院への財政措置

- 自治体病院の財政措置には、「自治体病院の整備のための財政措置」、「自治体病院の運営のための財政措置」。「自治体病院の整備のための財政措置」は、国庫補助金、地方債、一般会計繰出金等。「自治体病院の運営のための財政措置」は、国庫補助金、一般会計繰出金。

1-3-1 地方財政計画

- 一般会計が負担すべき経費については、公営企業繰出金として地方財政計画に計上。
- 地方財政計画に各経費が図表 3 のように反映。項目のシェアで（平成 20 年度）、元金償還分 1,650 億円（全体の 27.1%）、支払利息分 706 億円（同 11.6%）、救急医療 791 億円（同 13.0%）など。元金償還分の割合は増大傾向。一方、へき地医療 116 億円（同 1.9%）、不採算地区病院は 361 億円（同 5.9%）と小さい。病院数では自治体病院の役割の重要性が確認されたものの、計上額としては元利償還費がはるかに上回る。不採算地区病院の計上額は、平成 15 年度以降 300 億円台に低下し、特に平成 16、17 年度には落ち込みがみられ、その後平成 18 年度以降は回復。しかし平成 14 年度以前の水準に比べれば低い。
- 病院事業全体の地方財政計画計上額は、平成 20 年度までは概ね減少傾向。しかし平成 21 年度に大幅増額。これは「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会」の報告などを踏まえ、過疎地や産科、小児科、救急医療などの不採算部門における医療の提供、公立病院における医師確保対策の推進等に係る地方交付税措置を大幅に拡充すること、を反映。

→病院数でみると、自治体病院のへき地・不採算地区病院としての役割は大きいものの、地方財政計画の計上額としては小さく、元利金償還分が上回っている状況。病院事業全体の地財計画計上額は、平成 20 年度まで概ね減少傾向だが、平成 21 年度は大幅増額。

1-3-2 地方交付税措置

- 病院事業に対する一般会計からの繰出金（病院事業繰出金）については、その所要額を毎年度、地方財政計画に計上し、その一部について普通交付税および特別交付税により財政措置。
- 病院事業関係地方交付税額（図表 4）は、平成 20（2008）年度が 3319 億円。うち普通交付税は 2605 億円、特別交付税は 714 億円と、特別交付税措置の割合は約 2 割と相対的に高い。また普通交付税の 6 割弱は市町村の病院会計繰出金。特別交付税では、救急病院と病床割、うち不採算地区病院での措置額が大きい。以下では、市町村を中心にみていく。
- 病院事業の交付税措置（市町村分）（図表 5）をみると、基準財政需要額の項目は「保

「健衛生費」の一部に計上。普通交付税は、病院、診療所、看護師養成所などで補正係数がかけられ、特別交付税は、不採算地区病院ほか、救急病院等に対して交付税が措置される。

○交付税措置（市町村分）の推移をみると（図表 5）、普通交付税の病床 1 床当たりの交付税は低下傾向（平成 11 年度以前の 3 カ年は病床 1 床当たり 700（千円）以上の水準で推移）。また元利償還金の交付税措置も算入率は低下の傾向。特別交付税は、救急告示病院は低下の傾向、不採算地区病院は平成 16、平成 17 年度と低下の後、平成 18 年度上昇。

→地方交付税も、特別交付税では平成 18 年度以降、増加に転じる動きはあるものの、普通交付税措置は、1 床当たり措置額や元利償還費の算入率は低下するなど概ね低下傾向。地方交付税も、地財計画を受けて、平成 20 年度まで低下傾向だが、平成 21 年度は増額。

→これらを経営状況に照らしてみると、自治体病院の経営状況は近年、悪化傾向にあり、自治体の繰入金も減少傾向にあったが、財政措置としての病院事業の地財計画、地方交付税額も減少傾向。特に、繰入金の減少幅の大きかった平成 16、17 年度は、財政措置としての地方財政計画および地方交付税額も減少傾向。

2 高知県 2 町の事例：梶原町および大月町

2-1 梶原町および大月町の概要

- 高知県梶原町および大月町は、過疎地域自立特別措置法にもとづく過疎団体。梶原町および大月町、それぞれ人口規模（平成 17 年国勢調査）4,625 人、6,437 人で、人口減少率が大（図表 6）。
- 高知県梶原町および大月町は、いずれも財政力は低いが財政状況には違い。両町とも自治体病院を抱えているが、大月町の病院事業は財政健全化法に照らして、健全化を迫られる団体（但し、平成 20 年度決算では、資金不足比率は 11.7%、連結実質赤字比率もなし）。

2-2 梶原町および大月町の自治体病院の現状

- 梶原町は国保梶原病院。大月町は国保大月病院。両町の病院事業の経営状況について、主に、自治体からの繰入金との関係からみていく。
- 両病院は（図表 7）、不採算地区病院で、ほぼ類似の構造の病院。
- 病院事業の損益計算書によれば（図表 8）、
 - ・ 医業収支比率は、平成 19 年度、梶原町 92.4%（平成 13 年度対比、△6.0%ポイント）、大月町 87.9%（同△9.6%ポイント）。医業費用減少以上の医業収益の落ち込み。大月町の方が悪い。
 - ・ 経常収支比率は、平成 19 年度、梶原町 99.9%（平成 13 年度対比、△1.0%ポイント）、大月町 88.5%（同△14.0%ポイント）。水準、落ち込み幅とも、大月町が厳しく、総費用減以上の総収益減。総収益は、医業収益、医業外収益ともに両町で差。医業外収益の差は他会計繰入金によるところが大。
 - ・ 収益的収支（損益計算書）全体での他会計繰入金は、平成 19 年度、梶原町で 69,150 千円（平成 13 年度比△10,170 千円、△12.8%）、大月町で 28,867 千円（同△32,595 千円、△53.0%）。大月町の繰入金減少が顕著である。繰入金の総収益比率、梶原町は 13.5%、大月町 7.1%。大月町は平成 18 年度（4.4%）に比べ大きく上昇しているものの、梶原町に比べ繰入金の割合は低い。
- 資本的収支に関する調によれば（図表 9）、
 - ・ 資本的収入への繰入金は、平成 19 年度、梶原町で 19,766 千円、大月町で 21,133 円。損益収支に比べ繰入金の変動が大きく、この間の大月町の繰入金減少額は大きくない。
- 収益的収支および資本的収支を合わせた他会計繰入金の総収益に対する割合は、
 - ・ 平成 19 年度、梶原町で 88,916 千円（平成 13 年度比△15,929 千円、△15.2%）、大月町で 50,000 千円（平成 13 年度比△29,710 千円、△37.3%）。その収益的収入に対する比率は、平成 19 年度、梶原町で 17.4%（平成 13 年度比+1.9%ポイント）、大月町で 12.4%（平成 13 年度比+0.9%ポイント）。大月町の繰入金の水準は低い。しかも、大月町は、平成 19 年度の上昇の影響が大きく、平成 16 年度以降 18 年度までの 3 年間の収益的収入に対する繰入金比率は 7%台での推移。

→梶原町および大月町の病院事業経営をみると、相対的にみて大月町の経営状況は悪化。その要因の一つに、自治体からの繰入金の減少のあったことが確認。

- 公立病院改革プランでも、大月町では、経営改善のため、一般会計からの繰入れの実施・繰入金の見直し（平成 20～23 年度）に言及。 今後の計画において、一般会計等からの繰入金は、平成 19 年度実績の 50,000 千円から平成 20 年度 120,000 千円、平成 21 年度 100,000 千円と増額が予定。

→大月病院については、経営改善策の一つとして、一般会計からの繰入金の見直しを掲げている状況。

2-3 梶原町および大月町の自治体病院への地方交付税措置

- 梶原町および大月町の病院事業への繰入額を「繰出基準額」および「地方交付税による措置額」に照らしてみる。
- 梶原町の繰入額、大月町の繰入額の推移（図表 10）

2-3-1 実繰入金と繰出基準額

- 梶原町および大月町の繰入額を、繰出基準額に照らしてみると（図表 11）、梶原町は、実繰入額と基準額がほぼ同じである一方、大月町は 2005 年度以降の乖離が大きい。

2-3-2 実繰入金と地方交付税による措置額の推移

- 梶原町および大月町の病院事業に係る地方交付税措置を算出（図表 12）。
- 梶原町の場合、平成 19 年度 96,170 千円（うち普通交付税 58,470 千円、特別交付税 37,700 千円）で、全体の約 4 割が特別交付税である。普通交付税については元利償還金のシェアが高い。交付税措置額は平成 17 年度まで、毎年減少しており、平成 18、19 年度に増額したが、平成 13 年度以降の推移で見ると、交付税措置額は減少傾向。
- 大月町の場合、平成 19 年度 73,529 千円（うち普通交付税 31,229 千円、特別交付税 42,300 千円）で、全体の約 6 割が特別交付税となっている。交付税措置額は、梶原町同様、平成 18、19 年度に増加したものの、平成 13 年度以降で見るとやはり措置額の減少。

→両町の交付税措置額は、平成 18、19 年度に前年度比増額、平成 13、14 年度時と比べ減少傾向、普通交付税、特別交付税ともに減少。普通交付税の減少は、病床単価の引き下げがそのまま反映されており、特別交付税の減少は、不採算地区病院の 1 床当たり措置額、救急告示病院の 1 病院当たり措置額減少の影響が大きい。すなわち、この間、元利償還金は別として、普通交付税の算定基礎数値（病床数等）、特別交付税の算定基礎数値（病床数、救急告示病院のランク）に変更がない中で、国の政策方針がミクロレベルの交付税措置の動向に直接影響。

→実繰入額との比較で見ると、大月町の実繰入額は、平成 17 年度以降、繰入基準額のみならず、交付税措置額も大幅に下回っている。大月町については、交付税を通じて保障された病院事業への繰入を、満たしていないと判断される。

- その後、両町へのヒアリングによれば、繰入金は、梶原町で平成 20 年度 88,916 千円、平成 21 年度 104,666 千円、平成 21 年度は元利償還分を除いて 15,750 千円増額。一方の大月町も平成 20 年度 135,000 千円、平成 21 年度 110,000 千円と、平成 19 年度までと比べ大幅な増額。梶原町の平成 21 年度の前年比増額は、国の交付税措置額が引き上げられたことを反映。大月町において、平成 20 年度以降、繰入金が大幅増額に転換したのは、財政健全化法の影響が大きいとのこと。

→以上の検証からは、次のような点が確認。1) 両町のマイクロレベルの交付税措置額は、マクロの政策方針が反映されていること、2) 梶原町の繰入額は、国の保障額に対応するかたちで動いているが、大月町の繰入額はそれを反映しておらず、交付税をつうじた保障を大幅に下回る繰入となっていること、しかし、3) 大月町の場合、財政健全化法によって保障を反映するかたちでの繰入が実現したと思われること。

2-4 地方交付税

- 梶原町および大月町の歳入に占める地方交付税の位置づけをみると（平成 19 年度）、梶原町は 50.5%、大月町 64.46%といずれも高い。
- 経常一般財源等の状況をみると、両町とも地方交付税等の占めるシェアが高く、地方交付税が経常一般財源等に直結。平成 19 年度/13 年度対比では、経常一般財源等の伸び率は、梶原町が+8.3%、大月町が△15.8%。両町の違いは、地方交付税、特に平成 19 年度の差。
- 梶原町および大月町のような税収の乏しい団体においては、地方交付税額は基準財政需要額の算定に左右される要素が大きい（図表 13）。基準財政需要額の項目別には（図表 14）、公債費が増加する中、投資的経費の減少が大きく、経常経費も伸び悩む。
- 平成 19 年度には、新しい算定方法が導入され、経常経費、投資的経費の区別はなくなるが、梶原町では、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額で前年度比+456,865 千円増額、公債費で+39,948 千円増額、それ以外の項目でも大幅増。大月町では、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額で前年度比△160,390 千円減額、公債費の△137,659 千円の減額も含め、それ以外の減額の影響も。

→投資的経費や公債費にも大きく影響されて基準財政需要額が決まり、それが地方交付税を規定するかたちで両町の経常一般財源等が左右されている。病院事業の繰入金には、同事業に対する交付税措置だけではなく、それ以外の算定と、結果としての地方交付税の全体動向が影響。

- 経常一般財源等だけではなく、経常経費充当一般財源についても併せてみておく必要。
地方交付税を中心として経常一般財源等が減少基調にある中、経常経費充当一般財源は上昇、すなわち経常収支比率が上昇（図表 15）。梶原町で平成 13 年度の 69.8%から平成 18 年度には 78.3%に上昇、平成 19 年度は、既に指摘しているように、経常一般財源等が増額したことから 69.0%まで低下した。一方、大月町は、平成 13 年度の 69.8%から平成 16 年度、17 年度はそれぞれ 97.8%、97.3%に急上昇した後、平成 18、19 年度は 90.0%、90.3%の水準。平成 18 年度、19 年度の改善は、経常一般財源等は減少基調にあるものの、経常経費充当一般財源も、公債費がピークアウトするなど減少した影響がある。しかし、改善したとはいえ、水準自体は決して低いものではなく、財政運営の厳しいことがうかがわれるものとなっている。
- 病院事業への繰入金との関係でみれば、大月町の場合、平成 17 年度にかけて経常一般財源等が減少基調にある上、経常一般財源に対して経常経費の圧迫が増大していたとみられることから、病院事業への繰入金を削減せざるを得なかった状況のあることが推察される。
- 町によって、病院への繰入金が基準どおりであるか、基準を下回るか、はどのような違いによって生じていると考えられるか、について、梶原町の担当者は、「各自治体の財政状況によるものと、医療（病院）の位置づけをどう考え捉えているかの違いによって生じるのではないか」と回答。
- 梶原町については以下の回答も得ている。「住民が健康で元気に暮らせることは町の宝です。住民が健康であることは、国保の医療費や介護保険の給付費を抑えることに繋がります。トータルして考えた時に、病院が少し赤字になりそれを町が負担したとしても、町全体としては、プラスになるという考え方で取り組んでいます。」また、病院と町との意思疎通の点では、年に 2 回程度、医師と町長・副町長との意見交換会や、3 月定例議会の予算審査委員会へ病院長が出席し、病院の運営や状況等について説明する機会を設けるなど、町と病院の連携が密であったことがうかがわれる。
- 大月病院の担当者は、一般会計から病院への繰出金が低い理由について、町の財政が非常に厳しいことをあげている。病院側としては当初予算査定時に、赤字決算とならないよう、繰り出し金は基準どおりに行ってもらおう、町に強く要求しているとされる。

→基準財政需要額の減少にもとづく地方交付税の減少は、税源の乏しい過疎町の場合、経常一般財源の減少に直結している。経常経費が、経常一般財源に比して低下していかない場合は、さらに財源を圧迫し、財政運営を厳しいものとする。大月町の場合は、このような財政状況を背景として、病院事業への繰入金の減少と、そのことを要因とする病院経営の悪化があったと考えられる。大月町の繰入額が低かった理由について、町本体の財政状況の厳しさがあったことはヒアリングからも裏付けられる。

→またヒアリングからは、上記のような財政状況に加え、町の病院についての位置づけ、町と病院との連携のあり方も、繰入金の動向に影響を与えている可能性が示唆される。

→さらに現状では、新たに財政健全化法も繰入金に影響を及ぼすものとなっている。財政健全化法施行の下、大月町の病院事業会計は、平成19年度、経営健全化基準以上の資金不足比率を計上し、平成20年度は基準こそ超えないものの資金不足によって、経営健全化が求められる事態に至っている。このような中、平成21年度の国の交付税措置額が引き上げられたことも併せて、財政健全化法が、その後の病院事業への繰入金の引き上げに影響を与えている。

むすびにかえて

- 分析結果から、高知県梶原町および大月町は過疎町であり、ほぼ類似の公立病院を抱えるものの病院事業の経営状況は対照的であり、梶原町と比べ、大月町のケースは、自治体本体の財政要因が病院事業への繰入金減少につながり、公立病院の経営悪化を深刻化させたケースと考えられる。
- これまでの分析結果にもとづく公立病院事業への一般会計繰入金と、その地方交付税措置について、地方交付税の財源保障の観点からは、以下のような示唆が得られたと考えられる。第1に、地方財政計画やそれにもとづく交付税措置というマクロの保障の動向が、ミクロの保障にも直接的に反映されている、ことである。しかし、第2点目として、ミクロのレベルで、その保障に応じた財政運営が行われるとは限らず、①当該経費の算定が的確に見積もられたとしても、総額としての必要額が十分保障されていない場合、②自治体の財政状況がきわめて厳しい場合、には国の保障を下回るケースも考えられ、さらに③自治体が当該経費にどの程度重要性を置いているのかどうか、すなわち、公立病院の場合であれば、町における病院の位置づけ、町と病院との連携、などによっても、左右されてくるものと考えられる。
- 一方で、国の財源保障どおりの財政運営を、当該自治体が行うべきかどうかという問題がある。大月町の場合、財政健全化法をつうじて、保障に見合う病院事業への一般会計からの繰入が実現している。この点をどのように考えるべきか。「各地方団体の税源の不均衡を一定の基準で調整したならば、爾後どのような政策選択を行うかは本来各団体の自由であるべきであり、その結果については、各団体は責任を負うべきである。」(石原(2000))ともあるように、地方団体の財政運営の自主性の点からは検討の必要な課題といえるのか。
- 地域医療に求められることが、医療にとどまらず、保健・福祉事業との連携ということであれば、そのための地方交付税の充実が必要であるとともに、上記の課題も問題となるのかどうか。

(主要参考文献)

- ・ 石原信雄 (2000)『新地方財政調整制度論』ぎょうせい
- ・ 自治体病院経営研究会編 (2009)『自治体病院経営ハンドブック』ぎょうせい
- ・ 梶井英治 (2007)「地域医療の今後を考える」『月刊自治フォーラム』574号
- ・ 金川佳弘 (2008)『地域医療をまもる 自治体病院経営分析』自治体研究社
- ・ 飛田博史 (2008)「農山村における財源保障の危機」青木宗明編著『苦悩する農山村の財政学』公人社
- ・ 水谷利亮 (2003)「中山間地域の国保診療所と地方自治」篠崎次男・日野秀逸編著『「構造改革」と保健・医療・介護・福祉』自治体研究社
- ・ 満田誉・松崎茂・室田哲男 (2002)『地方公営企業』ぎょうせい
- ・ 渡辺精一 (1987)『公立病院の財政分析 岐路に立つ公立病院』批評社

(参考資料)

- ・ 総務省『公立病院に関する財政措置のあり方等検討会報告書』平成20年度
- ・ 総務省『地方公営企業年鑑』各年度版
- ・ 総務省「公立病院に関する財政措置の改正要綱」平成20年12月
- ・ 総務省「平成21年度地方団体の予算編成に係る財政課長内かん」平成21年1月
- ・ 高知県市町村振興課『市町村行財政の状況』各年度版
- ・ 高知県市町村振興課提供資料
- ・ 高知県『第5期 高知県保健医療計画』平成20年
- ・ 高知県梶原町および大月町「普通交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債発行可能額算出資料」各年度版
- ・ 高知県梶原町および大月町ヒアリング資料
- ・ 高知県梶原町および大月町「公立病院改革プランの概要」
- ・ 高知県梶原町「梶原町立国民健康保険梶原病院改革プラン」平成21年
- ・ 高知県大月町「大月町病院事業改革プラン」平成20年12月
- ・ 高知県大月町「大月町財政計画（財政健全化に向けた取り組み）（平成19年度～平成23年度）」平成19年12月

「公立病院と地方交付税～高知県 2 町を事例として～」 図表編

図表 1 自治体病院経営状況の推移

(単位：億円、%)

	平成10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
病院数	990	998	1002	1006	1007	1003	1000	982	973	957
事業数	750	758	762	762	764	754	728	674	669	667
経常損失										
金額	1,319	1,312	1,104	1,037	1,479	1,287	1,575	1,650	2,104	2,112
事業数	439	419	359	365	483	457	482	463	527	501
事業数の割合	58.8	55.8	47.5	48.4	63.5	60.8	66.2	68.7	78.9	75.1
累積欠損金										
金額	11,429	12,435	13,201	13,882	15,123	16,190	16,826	17,820	18,736	20,015
事業数	543	540	544	537	561	569	569	529	553	558
事業数の割合	72.7	71.9	72	71.2	73.7	75.7	78.2	78.5	82.8	83.7
不良債務										
金額	649	761	729	717	747	742	761	834	953	1186
事業数	116	102	100	84	96	95	100	98	104	114
事業数の割合	15.5	13.6	13.2	11.1	12.6	12.6	13.7	14.5	15.6	17.1
経常収支比率	97.4	97.6	98.3	98.5	97.2	97.8	96.9	96.7	95.2	95.2
医業収支比率	90.1	90.4	91.2	91.6	90.3	91.0	90.3	90.3	88.8	88.6
経常損益	-1,083	-1,016	-708	-631	-1,220	-932	-1,317	-1,430	-1,997	-2,006
経営健全化措置										

第5次不良債務解消のための繰り出し金等に対する
特別交付税措置全国15団体（平成14年度～）

(出所) 自治体病院経営研究会編集 (2009) 『自治体病院経営ハンドブック』ぎょうせい

図表 2 自治体病院の繰入金の状況

単位：百万円、%

		平成11	12	13	14	15	16	17	18	19
		1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
他会計からの繰入金	収益的収入 (a)	575,802	568,058	562,658	559,812	550,907	536,988	524,603	525,391	529,028
	負担金	482,250	476,211	475,131	473,310	467,329	450,733	443,231	438,296	440,648
	補助金	85,264	84,060	81,662	80,068	77,803	72,726	73,424	71,709	81,039
	特別利益	8,288	7,786	5,865	6,434	5,775	13,529	7,949	15,385	7,341
	資本的収入 (b)	169,465	161,013	161,482	170,961	180,944	168,867	177,016	178,683	167,070
	出資金	63,326	66,981	66,095	67,851	69,036	69,288	72,591	69,325	71,608
	負担金	59,927	60,566	64,973	73,524	74,433	77,368	78,389	71,247	73,844
	借入金	41,373	32,036	28,463	24,522	22,085	19,571	21,292	31,831	18,395
	補助金	4,840	1,431	1,952	5,065	15,390	2,639	4,745	6,280	3,224
	計 (a) + (b) (c)	745,267	729,071	724,140	730,773	731,851	705,855	701,619	704,074	696,098
	収益的収入 (d)	4,141,246	4,203,952	4,241,153	4,184,842	4,197,827	4,158,647	4,154,431	4,008,969	4,027,200
資本的収入 (e)	525,171	510,606	542,252	532,610	485,904	490,633	492,253	452,995	530,528	
繰入率										
収益的収入に対する繰入金 (a)/(d)		13.9	13.5	13.3	13.4	13.1	12.9	12.6	13.1	13.1
資本的収入に対する繰入金 (b)/(e)		32.3	31.5	29.8	32.1	37.2	34.4	36.0	39.4	31.5
収益的収入に対する繰入金計 (c)/(d)		18.0	17.3	17.1	17.5	17.4	17.0	16.9	17.6	17.3

(出所) 総務省『地方公営企業年鑑』各年度版

図表 4 病院事業関係地方交付税額

(単位：億円)

	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
普通交付税	2811	2,723	2,658	2,636	2,596	2,626	2,668	2,573	2,584	2,605	3,259
病院会計繰出金（県分）	744	754	709	710	683	675	703	675	678	2,173	2,832
病院会計繰出金（市町村分）	1586	1,490	1,470	1,453	1,448	1,480	1,497	1,443	1,454		
看護婦養成所（県分）	141	140	140	135	129	138	136	133	131	192	186
看護婦養成所（市町村分）	86	87	89	89	90	89	89	82	82		
その他	254	252	250	249	246	244	243	239	239	240	241
特別交付税	722	775	777	776	702	679	635	707	704	714	算定中
病床割	184	196	200	202	275	269	242	280	276	269	算定中
うち不採算地区病院	87	87	87	88	93	93	80	102	105	100	算定中
救急病院	318	346	355	356	224	217	204	247	244	248	算定中
経営健全化措置（市町村分）	12	6	2	8	8	8	8	8	8	197	算定中
追加費用	208	227	220	210	195	185	181	172	176		算定中
計	3,533	3,498	3,435	3,412	3,298	3,305	3,303	3,280	3,288	3,319	算定中

(出所) 総務省提供資料

図表5 病院事業の地方交付税措置（市町村分）の推移（普通交付税・特別交付税）

普通交付税		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
単位費用	保健衛生費 単位費用の積算基礎に計上									
病院	補正係数									
	密度補正Ⅰ（加算密度）	病床1床当たり								
	千円	657	592	544	506	507	519	489	495	482
	密度補正Ⅰ（加算密度）	元利償還金の40%（2/3、措置率0.6）	元利償還金の40%（2/3、措置率0.6）	元利償還金の40%（2/3、措置率0.6）	平13年度以前に基本設計等に着手した事業、元利償還金の40%（2/3、措置率0.6）	平13年度以前に基本設計等に着手した事業、元利償還金の40%（2/3、措置率0.6）	平13年度以前に基本設計等に着手した事業、元利償還金の40%（2/3、措置率0.6）	平13年度以前に基本設計等に着手した事業、元利償還金の40%（2/3、措置率0.6）	平13年度以前に基本設計等に着手した事業、元利償還金の40%（2/3、措置率0.6）	平13年度以前に基本設計等に着手した事業、元利償還金の40%（2/3、措置率0.7）
					平14, 15許可事業（平14に事業着手）元利償還金の30%（2/3、措置率0.45）	平14, 15許可事業（平14に事業着手）元利償還金の30%（2/3、措置率0.45）	平14, 15許可事業（平14に事業着手）元利償還金の30%（2/3、措置率0.45）	平14, 15許可事業（平14に事業着手）元利償還金の30%（2/3、措置率0.45）	平14, 15許可事業（平14に事業着手）元利償還金の30%（2/3、措置率0.45）	平14, 15許可事業（平14に事業着手）元利償還金の30%（2/3、措置率0.46）
					平15許可事業（平15に事業着手）元利償還金の22.5%（1/2、措置率0.45）	平15許可事業（平15に事業着手）元利償還金の22.5%（1/2、措置率0.45）	平15許可事業（平15に事業着手）元利償還金の22.5%（1/2、措置率0.45）	平15許可事業（平15に事業着手）元利償還金の22.5%（1/2、措置率0.45）	平15許可事業（平15に事業着手）元利償還金の22.5%（1/2、措置率0.46）	平15許可事業（平15に事業着手）元利償還金の22.5%（1/2、措置率0.46）
密度補正Ⅱ（加算密度）	市町村立大学付属病院の事業債									
診療所	単位費用	保健衛生費	診療所特会への繰出金							
	千円	3,394	3,333	3,330	3,227	3,298	3,387	3,387	3,323	3,330
	補正係数									
	密度補正Ⅰ（加算密度）	診療所1か所当たり								
	千円	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100
看護師養成所	単位費用	保健衛生費	看護婦等養成所運営費							
	千円	5,116	5,137	5,714	5,657	5,566	5,444	5,317	5,195	5,190
	補正係数									
	密度補正Ⅰ（加算密度）	生徒1人当たり								
	千円	695	721	737	749	869	798	753	777	627
特別交付税		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
病床 当り	不採算地区病院	663	663	663	663	636	544	680	680	680
	結核病床・精神病床	493	493	493	493	473	405	445	445	445
	リハビリテーション専門病院	493	493	493	493	473	405	445	445	445
	周産期医療病床	2,066	2,289	2,289	2,289	2,197	2,120	2,438	2,438	2,438
	小児医療病床				899	863	833	958	958	958
救急 告示 病院	Aランク	71,800	71,100	71,100	42,700	41,000	37,600	44,200	44,200	44,200
	Bランク	41,400	40,900	40,900	24,500	23,500	21,500	25,300	25,300	25,300
	B'ランク	34,100	33,600	33,600	20,200	19,400	17,800	20,900	20,900	20,900
	Cランク	28,300	27,800	27,800	16,700	16,000	14,700	17,300	17,300	17,300
	小児救急医療提供病院（1病院当たり）				5,200	5,000	4,750	5,460	5,460	5,460
救命 救急センター	30床以上（1センター当たり）	50,900	50,300	50,300	50,300	48,300	47,400	66,400	66,400	89,394
	30床未満（1床当たり）上限有	1,831	1,809	1,809	1,809	1,737	1,703	2,384	2,384	2,980

（注）普通交付税の密度補正Ⅱ市町村立大学付属病院の事業債については省略している。
（出所）自治体病院経営研究会編集『自治体病院経営ハンドブック』ぎょうせい、各年度より作成

図表 6 高知県梼原町および大月町の概要（平成 19 年度決算）（単位：千円、％）

		梼原町	大月町
平成17年国勢調査人口	人	4,625	6,437
平成12年国勢調査に対する増減率	％	△4.8	△7.5
平成12年国勢調査による類型		I-0	II-0
標準財政規模	千円	3,216,637	2,635,280
歳入総額	千円	5,971,027	3,597,177
地方交付税種地		II-1	II-1
財政力指数		0.198	0.234
公債費負担比率	％	27.1	26.8
起債制限比率	％	3.9	14.7
実質公債費比率	％	12.4	18.0
経常収支比率	％	69.0	90.3
現債高倍率	倍	1.62	2.39
健全化判断比率等（平成19年度決算）			
実質赤字比率	％	-	-
連結実質赤字比率	％	-	1.32
実質公債費比率	％	12.4	18.0
将来負担比率	％	-	153.4
資金不足比率	％	-	31.0

(病院事業会計)

(出所) 高知県市町村振興課「市町村行財政の状況」および高知県市町村振興課ホームページより作成

図表 7 病院の概要

	国保梼原病院	国保大月病院
事業開始	平成 5. 3. 30	昭和 62. 7. 1
法適用	平成 6. 4. 1	昭和 62. 7. 1
病院区分	一般病院	一般病院
病床数	30	25
立地区分	不採算地区病院	不採算地区病院
救急病院の告示	有	有
看護の基準	4 (15 : 1)	4 (15 : 1)
診療所数	-	2

(注) 梼原町の地方公営企業の診療所数はなしだが、同形態をとらない診療所数は 3.

(出所) 高知県市町村振興課『市町村行財政の状況』、総務省『地方公営企業年鑑』平成 19 年度

図表 8 損益計算書（梶原町・大月町）

単位：千円、%

	梶原町									大月町								
	2001 H13	2002 H14	2003 H15	2004 H16	2005 H17	2006 H18	2007 H19	2007 H19-H13	2001 H13	2002 H14	2003 H15	2004 H16	2005 H17	2006 H18	2007 H19	2007 H19-H13		
総収益	675,447	512,114	504,502	533,337	539,388	538,138	511,415	-164,032	694,293	655,405	599,286	559,286	557,611	538,870	403,738	-290,555		
医業収益	625,573	444,593	434,434	440,873	469,436	466,289	441,078	-184,495	649,720	619,625	581,824	544,066	544,490	531,418	395,609	-254,111		
入院収益	181,621	171,272	182,661	181,925	199,868	207,416	201,829	20,208	173,190	158,041	151,880	142,367	138,717	132,132	127,273	-45,917		
外来収益	371,996	199,178	195,427	198,309	211,123	200,406	191,218	-180,778	426,727	410,020	379,734	366,203	372,545	360,478	227,755	-198,972		
その他医業収益	71,956	74,143	56,346	60,639	58,445	58,467	48,031	-23,925	49,803	51,564	50,210	35,496	33,228	38,808	40,581	-9,222		
他会計繰入金	40,900	40,900	16,700	16,000	14,700	17,300	17,300	-23,600	33,083	29,114	26,946	12,093	11,011	18,000	23,000	-10,083		
その他医業収益	31,056	33,243	39,646	44,639	43,745	41,167	30,731	-325	16,720	22,450	23,264	23,403	22,217	20,808	17,581	861		
医業外収益	49,874	57,551	70,068	92,464	69,952	71,849	70,337	20,463	44,573	35,780	17,462	15,220	13,121	6,834	8,129	-36,444		
受取利息及び配当金	338	515	651	580	426	571	1,509	1,171	11	3	2					-11		
看護学院収益																		
国庫補助金										2,214								
都道府県補助金	172	172	172					-172	151	151	151	991	298	349	388	237		
他会計補助金	746	713	635	503	354	246		-746	2,920	868	2,646	1,200	1,200			-2,920		
他会計負担金	37,674	35,561	53,768	52,475	49,195	52,147	51,850	14,176	25,459	17,032	13,379	9,855	9,857	5,493	5,867	-19,582		
その他医業外収益	10,944	20,590	14,842	38,906	19,977	18,885	16,978	6,034	16,032	15,512	1,284	3,174	1,766	992	1,874	-14,158		
総費用	669,715	494,504	505,627	532,779	519,606	526,733	511,937	-157,778	683,742	678,055	643,190	608,935	611,012	608,731	461,413	-222,329		
医業費用	635,734	462,089	473,717	496,751	488,812	491,955	477,177	-158,557	666,462	662,690	628,972	595,536	598,648	595,549	450,000	-216,462		
職員給与費	290,817	285,664	299,876	332,514	311,635	318,341	288,352	-2,465	361,918	357,589	337,157	312,535	320,032	324,799	308,388	-53,530		
材料費	227,186	82,567	79,453	74,789	77,894	79,243	73,513	-153,673	221,325	226,777	200,532	191,577	195,749	192,677	66,878	-154,447		
減価償却費	36,286	22,604	21,526	21,217	25,058	23,525	23,684	-12,602	26,108	22,635	22,736	23,543	21,432	20,102	19,309	-6,799		
その他医業費用	81,445	71,254	72,862	68,231	74,225	70,846	91,628	10,183	57,111	55,689	68,547	67,881	61,435	57,971	55,425	-1,686		
医業外費用	33,981	32,415	31,910	31,662	30,794	34,778	34,760	779	16,689	15,365	14,218	13,196	12,364	11,808	11,413	-5,276		
支払利息	30,991	29,932	29,001	28,034	27,029	25,985	24,901	-6,090	16,689		14,218	13,196	12,364	11,808	11,413	-5,276		
企業債取扱諸費								0								0		
看護学院費								0								0		
繰延勘定償却	832	832	832	832	832	832	832	0								0		
その他医業外費用	2,158	1,651	2,077	2,796	2,933	7,961	9,027	6,869								0		
経常利益	5,732	7,640		4,924	19,782	11,405		-5,732	11,142							-11,142		
経常損失			1,125					522		22,650	43,904	49,446	53,401	69,105	57,675	57,675		
特別利益		9,970						0						618		0		
他会計繰入金								0								0		
固定資産売却益								0								0		
その他								0						618		0		
特別損失				4,366				0	591			203	53,401	1,374		-591		
職員給与費								0								0		
その他				4,366				0	591			203		1,374		-591		
純利益	5,732	17,610		558	19,782	11,405		-5,732	10,551							-10,551		
純損失			1,125					522		22,650	43,904	49,649	53,401	69,861	57,675	57,675		
当年度未処分利益剰余金	21,805	36,081	24,956	25,514	40,453	41,857	31,335	9,530								0		
累積欠損金									137,118	159,768	203,672	253,321	306,722	376,583	434,258			
損益収支への繰入金	79,320	77,174	71,103	68,978	64,249	69,693	69,150	-10,170	61,462	47,014	42,971	23,148	22,068	23,493	28,867	-32,595		
医業収支比率	98.4	96.2	91.7	88.8	96.0	94.8	92.4	-6.0	97.5	93.5	92.5	91.4	91.0	89.2	87.9	-9.6		
経常収支比率	100.9	103.6	99.8	100.1	103.8	102.2	99.9	-1.0	101.5	96.7	93.2	91.8	91.3	88.5	87.5	-14.0		
繰入金/医業収益	12.7	17.4	16.4	15.6	13.7	14.9	15.7	3.0	9.5	7.6	7.4	4.3	4.1	4.4	7.3	-2.2		
繰入金/総収益	11.7	15.1	14.1	12.9	11.9	13.0	13.5	1.8	8.9	7.2	7.2	4.1	4.0	4.4	7.1	-1.7		

(注) シャドウは、他会計繰入金。

(出所) 高知県市町村振興課『市町村行財政の状況』各年度版より作成

図表 9 資本的収支に関する調（梶原町・大月町）

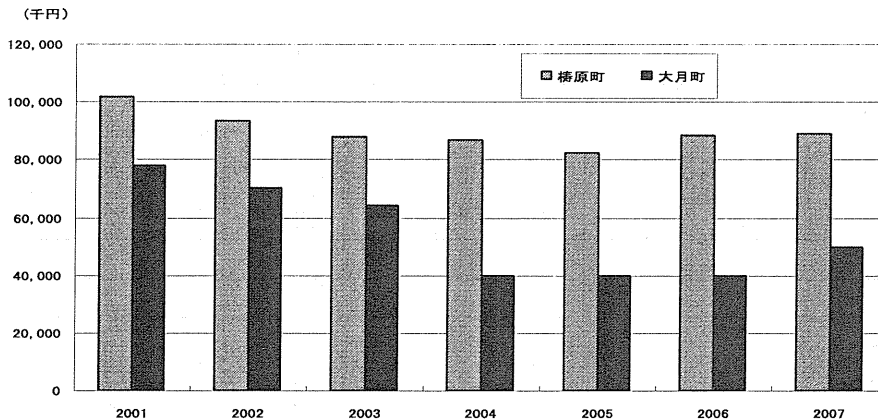
単位：千円

	梶原町							2007 平成19 H19-H13	差引額	大月町							2007 平成19 H19-H13	差引額
	2001 平成13	2002 平成14	2003 平成15	2004 平成16	2005 平成17	2006 平成18	2007 平成19			2001 平成13	2002 平成14	2003 平成15	2004 平成16	2005 平成17	2006 平成18	2007 平成19		
1 資本的収入																		
(1) 企業債										13,600	14,700	5,400	6,000	3,900	96,400	96,400		
(2) 他会計出資金	22,525	16,412	17,032	17,677	18,347	19,043	19,766	-2,759	18,248	24,552	20,116	17,493	17,926	12,085	13,973	-4,275		
(3) 他会計負担金										4,625	3,265	2,000	1,995					
(4) 他会計借入金																		
(5) 他会計補助金	3,000		857	6,287				-3,000						4,137	7,160	7,160		
(6) 固定資産売却代金																		
(7) 国庫補助金															5,000	5,000		
(8) 都道府県補助金						1,806	20,370	20,370					1,890					
(9) 工事負担金																		
(10) その他																		
(11) 計(1)～(10)	25,525	16,412	17,889	23,964	18,347	20,849	40,136	14,611	18,248	38,152	39,443	26,158	25,926	24,007	122,533	104,285		
(12) 翌年度繰越支出財源充当額																		
(13) 前年度許可債今年度収入分																		
(14) 純計(11) - ((12) + (13)) A	25,525	16,412	17,889	23,964	18,347	20,849	40,136	14,611	18,248	38,152	39,443	26,158	25,926	24,007	122,533	104,285		
2 資本的支出																		
(1) 建設改良費	7,913	1,792	12,476	31,044	1,514	4,045	22,760	14,847	2,325	17,274	18,040	9,871	6,231	5,880	8,632	6,307		
(2) 企業債償還金	33,722	24,618	25,549	26,517	27,521	28,565	29,649	-4,073	18,122	24,027	23,172	26,240	26,890	18,127	113,901	95,779		
(3) 他会計からの長期借入金返還額									6,552	6,775	7,004					-6,552		
(4) 他会計への支出金																		
(5) その他																		
(6) 計(1)～(5) B	41,635	26,410	38,025	57,561	29,035	32,610	52,409	10,774	26,999	48,076	48,216	36,111	33,121	24,007	122,533	95,534		
3 差引																		
(1) 差額(A-B)																		
(2) 不足額(A-B) (Δ) C	16,110	9,998	20,136	33,597	10,688	11,761	12,273	-3,837	8,751	9,924	8,773	9,953	7,195			-8,751		
4 補てん財源																		
(1) 過年度分損益勘定留保資金	12,776	9,998	20,136	33,597	10,688	11,761	12,273	-503										
(2) 当年度分損益勘定留保資金									8,751	9,924	8,773	9,953	7,195			-8,751		
(3) 繰越利益剰余金処分額																		
(4) 当年度利益剰余金																		
(5) 積立金取り崩し額	3,334							-3,334										
(6) 繰越工事資金																		
(7) その他																		
(8) 計(1)～(7) D	16,110	9,998	20,136	33,597	10,688	11,761	12,273	-3,837	8,751	9,924	8,773	9,953	7,195			-8,751		
5 補てん財源不足額(C-D) (Δ)																		
他会計繰入金 (2)+(3)+(5)	25,525	16,412	17,889	23,964	18,347	19,043	19,766	-5,759	18,248	24,552	24,743	20,758	19,926	18,217	21,133	2,885		

(注) シャドウは、他会計繰入金。

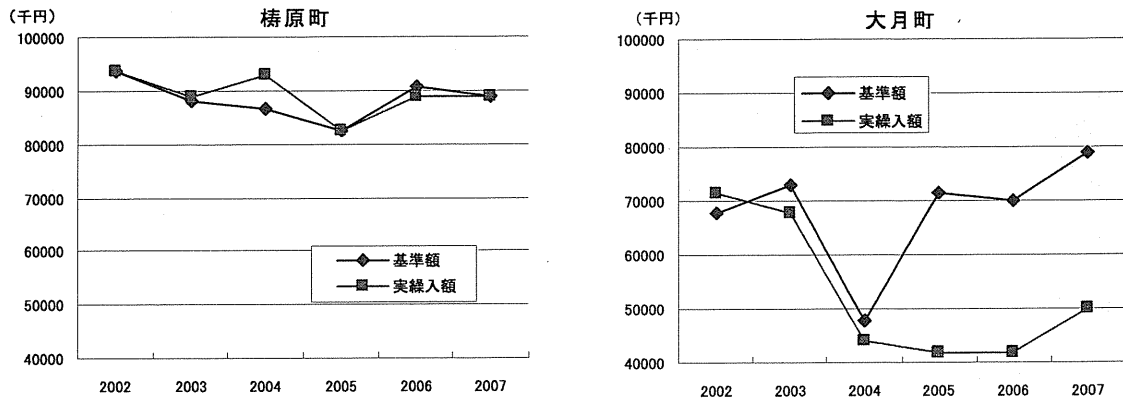
(出所) 高知県市町村振興課『市町村行財政の状況』各年度版より作成

図表 10 病院事業への繰入金の状況



(出所) 高知県市町村振興課『市町村行財政の状況』各年度

図表 11 実線入額と繰出基準額の推移



(出所) 高知縣市町村振興課提供資料より作成

図表 12 病院事業に係る普通交付税および特別交付税の措置額とその内訳

単位：千円

梶原町			2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
			H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
普通交付税	合計	(A)	60,998	59,647	58,803	58,827	59,300	58,316	58,470
	診療所数		21,300	21,300	21,300	21,300	21,300	21,300	21,300
	病床数		17,764	16,318	15,177	15,206	15,575	14,667	14,851
	元利償還金		21,934	22,030	22,326	22,321	22,425	22,349	22,320
特別交付税		(B)	47,690	47,690	36,590	35,080	31,020	37,700	37,700
交付税措置合計額	(A) + (B)		108,688	107,337	95,393	93,907	90,320	96,016	96,170
繰入基準額	(C)			93,586	88,135	86,655	82,596	90,542	88,916
実線入額	(D)		101,845	93,586	88,992	92,942	82,596	88,736	88,916

大月町			2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
			H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
普通交付税	合計	(A)	33,672	34,411	32,735	33,391	34,558	30,740	31,229
	診療所数		14,200	14,200	14,200	14,200	14,200	14,200	14,200
	病床数		14,803	13,598	12,647	12,671	12,979	12,222	12,376
	元利償還金		4,669	6,613	5,888	6,520	7,379	4,317	4,653
特別交付税		(B)	57,475	57,475	41,075	39,400	35,100	42,300	42,300
交付税措置合計額	(A) + (B)		91,147	91,886	73,810	72,791	69,658	73,040	73,529
繰入基準額	(C)			67,755	72,925	47,695	71,356	70,106	78,975
実線入額	(D)		78,000	71,566	67,714	43,906	41,994	41,710	50,000

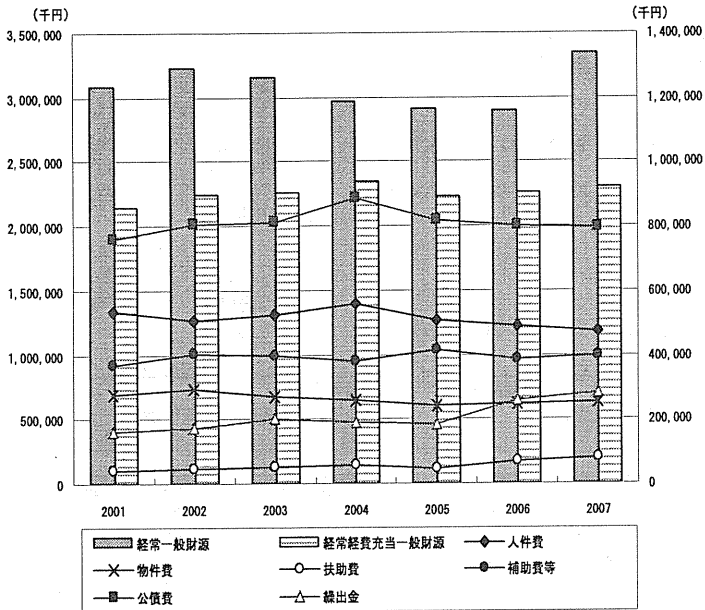
(前年差)			2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
			H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
普通交付税	合計	(A)		-1,351	-844	24	473	-984	155
	診療所数			-1	1	-1	0	1	-1
	病床数			-1,446	-1,141	29	369	-908	185
	元利償還金			96	296	-4	104	-76	-29
特別交付税		(B)		0	-11,100	-1,510	-4,060	6,680	0
交付税措置合計額	(A) + (B)			-1,351	-11,944	-1,486	-3,587	5,696	155
繰入基準額	(C)			93,586	-5,451	-1,480	-4,059	7,946	-1,626
実線入額	(D)			-8,259	-4,594	3,950	-10,346	6,140	180

大月町			2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
			H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
普通交付税	合計	(A)		739	-1,676	656	1,167	-3,818	489
	診療所数			0	0	0	0	0	0
	病床数			-1,205	-951	24	308	-757	154
	元利償還金			1,945	-726	632	859	-3,061	336
特別交付税		(B)		0	-16,400	-1,675	-4,300	7,200	0
交付税措置合計額	(A) + (B)			739	-18,076	-1,019	-3,133	3,382	489
繰入基準額	(C)			67,755	5,170	-25,230	23,661	-1,250	8,869
実線入額	(D)			-6,434	-3,852	-23,808	-1,912	-284	8,290

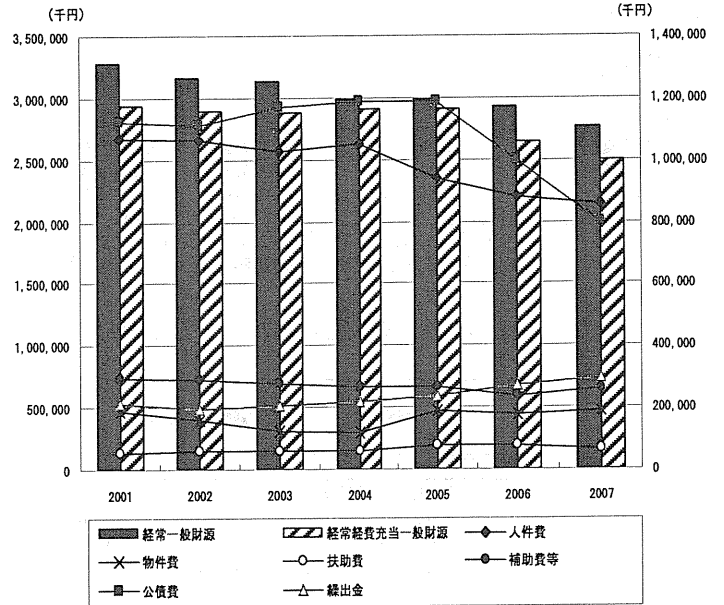
(出所) (A) は、梶原町および大月町「普通交付税算出資料」および自治体病院経営研究会編『自治体病院経営ハンドブック』を基に算出。(B) は高知縣市町村振興課提供資料。(C) および (D) は高知縣市町村振興課提供「繰入金についての調べ(40表)」

図表 15 経常一般財源と経常経費充当一般財源の推移

梶原町



大月町



(注1) 経常一般財源には臨時財政対策債を含む

(注2) 経常一般財源および経常経費充当一般財源は左軸目盛。経常経費充当一般財源の内訳は右軸目盛。

(出所) 高知県市町村振興課『市町村行財政の状況』各年度より作成

アメリカの連邦補助政策にみる分権的構造—Child Care 政策を中心に—

札幌学院大学 経済学部

加藤 美穂子

1. 研究目的と本稿の構成

1.1. 本稿の問題意識と目的

アメリカの連邦制の下における州・地方財政システムは、分権的な「小さな政府」の一つの典型といえる。それは、多様かつ、自立性を基盤とする分権的な構造を持つものであり、連邦政府からの介入も財政的援助も必要最小限にとどめられている。しかもその財政システムの分権性は、政府間関係のみを意味するのではなく、民間部門と政府部門との間の分権的關係が礎にあり、その上に政府部門内での分権的な關係が構築されている。それは「個人の自由」を最重要の価値とする自由主義に基づき、自主と自立と自律を原則とする社会システムの一環と位置づけられるものであり、民間部門を基盤とした分権的な政府間關係が作り出されてきたことの現れである。それゆえに、福祉や教育等の政策においてさえも、市場をベースとして制度が構築されることになる。

しかし、このアメリカの伝統的な分権的連邦制の財政構造にも、中央集権的なベクトルが加わってきている。それが州・地方財政上で如実に現れるのが、連邦補助金の分野である。1960年代以降、民主党リベラル派による福祉政策の拡充の過程で、連邦政府による福祉補助金は増大し、連邦政府から州・地方財政への誘導や介入の程度も強まった。だが1980年代になると、レーガン共和党政権等の保守派からの連邦補助金の整理による福祉抑制策が交錯し、1990年代には、福祉から就労への脱出を重視する福祉改革により公的扶助政策のブロック補助金化がなされ、州政府の裁量性を幅広く認める改革が行われる。だがその一方で、貧困者への医療扶助関連の連邦補助金の比重が急増し、従来よりも州・地方財政の連邦政府への依存度が高まっており、伝統的な分権的構造が揺らぎだす傾向も見られる。

それでもなお、日本人の目からみれば、アメリカの連邦補助金システムは、州間の多様性を重要な要素として織り込んだものである。逆にいえば、それを織り込めない連邦補助金は、アメリカのシステムでは排除されるともいえよう。さらにいえば、連邦政府が補助金を通じて政策を推進するとしても、それは連邦政府が「主導」するというよりも、現場に近い地方政府や民間団体が自主的に進める事業を、「支援」するという実態が予想されるのである。

このような特徴を持つアメリカの連邦補助金システムを、そのままの形で日本に導入することは困難であるとしても、そこに見られる基本構造や政策スタンス、政府間補助金の具体的工夫からは、日本が分権的な政府システムを構築する際の多くの示唆を得られる可能性がある。そこで本稿では、アメリカの連邦補助政策、特に補助金の受け手に広範な裁量性を認めるブロック補助金に注目し、連邦政府からの規制・要請と州政府の裁量性とのバランス、および、連邦補助プログラムのもとで展開される州間の多様性と市場ベースの枠組みを明らかにする。

具体的な分析対象としては、ブロック補助金のうち、アメリカのChild care政策の中心であるChild Care Development Fund (CCDF) を取り上げる。

1.1. 本稿の構成

CCDF に関するアメリカの Child Care 政策を理解するには、同時期に画期的に進められた連邦政府の 1996 年福祉改革の一環として考察することが前提条件となる。そこで、第 2 節では、1996 年福祉改革に伴う Child Care 政策の重要性の高まりと、この改革に伴い創設された CCDF の資金構造を検討する。第 1 に、政府部門の財政支出による Child care 政策は、貧困家庭と低所得家庭を対象を絞るものであり、1996 年福祉改革において公的扶助が就労促進型プログラムへと変革されたことに伴い、それら Child care 政策の重要性が高まっていることを示す。第 2 に、CCDF は、複数の特定補助金を既存のブロック補助金と統合したことから複雑な資金構造となっており、その一部として、maintenance-of-effort (MOE) と呼ばれる、廃止された特定補助金に対する州政府側の支出実績をブロック補助金下でも維持させるための方策も存在する。

第 3 節では、CCDF を用いた Child care 政策の分権的特徴を検討する。ここから明らかにすることは、第 1 に、アメリカの公共政策が持つ市場ベースでのサービス供給という特徴であり、それゆえに、政府が設定する規制等が市場メカニズムを通じて参加者の行動と受給者の利用可能性に与える影響が大きな論点となることである。第 2 に、連邦政府から州政府への規制・要請と、州政府側がもつ幅広い裁量性のバランスを検討し、連邦政府が示す最低基準をクリアすれば、州政府は、適格者の範囲、補助対象プロバイダー、Reimbursement Rate と家庭の自己負担水準の設定などに大きな裁量性があることを明らかにする。

第 4 節と第 5 節では、第 3 節で示した CCDF の枠組みの中で、州政府が展開する Child care 政策の多様性を検討する。第 4 節では、各州が連邦政府に報告した CCDF 計画等の情報を用いて、適格者の範囲、補助対象プロバイダー、Reimbursement Rate、家庭の自己負担水準等に関する全米的な傾向を検討する。第 5 節では、具体的事例として、GAO(2002)による調査結果を用いて、イリノイ州とメリーランド州における Reimbursement rate の設定から、それぞれの地域特性に合わせた各州の政策の違いを検討する。

なお、アメリカの Child care 政策では、就学前児童に対する保育サービスの提供だけではなく、修学年齢児童への保育や、貧困家庭への福祉政策としての色彩などが日本よりもかなり強い。したがって、日本における「保育所政策」よりも広範な対象が含まれることから、ここでは「保育」とは訳さずに、Child care という用語を用いる。

2. 1996 年福祉改革と Child Care 政策の概要

2.1. アメリカにおける主な Child Care 政策

アメリカでは、Child Care は各家庭の私的問題であり、政府がそこに積極的に介入することを基本的に好まない風土が存在する。それを反映して、政府部門が行う Child care 政策も、財政支出は未就労の家庭やワーキング・プア家庭を対象を絞った補助政策が中心であり、中所得以上の家庭に対しては租税支出によって間接的に支援するという特徴がある。

表 1 は、現在のアメリカにおける、Child care に関連する主な連邦政策を示したものである¹。これらのうち、Exclusion for Employer-Provided Dependent Care Expenses (EEDPCE) と Dependent Care Tax Credit (DCTC) は租税支出による政策であり、その他は財政支出による政策となっている。

¹ Blue(2001)参照。

表 1 主な連邦Child Careと初期教育プログラムの歴史、目標、規定

開始年度 目標	Exclusion for Employer-Provided Dependent Care Expenses (EPPDCE)	Dependent Care Tax Credit (DCTC)	Child Care and Development Fund (CCDF)	Title XX Social Service Block Grant (TXX-CC)	Head Start (HS)	Child and Adult Care Food Program (CACFP)	Title I, Part A, of the Elementary and Secondary Education Act (Title I-A)
1981 雇用関連の扶養家族 の世話費用に対する 援助	1954 雇用関連の扶養 家族の世話費用 に対する援助	1996 福祉受給を去った直後の家族に対す る自立援助。および、就労のために Child Careが必要な家族と、Child Careが提供されなければ福祉受給 に陥る危険性のある家族に対する援 助	1975 低所得家庭の自立の達成 を援助。育児放棄の防止。	1965 社会的能力、学習スキ ル、保健衛生、低所得 の3歳から5歳児童の 栄養摂取の改善。	1968 低所得児童の栄養改 善。National School Lunch Actの一部。	1965 教育的に不利な状況にある 児童に対し、プログラムと サービスを提供(学生成績 基準を満たさないあるいは 満たさないき先生がある 児童)	1965 低所得家庭からの児童数と 就学前教育支出に基づき、 州政府に補助。
形態 被用者に提供された 扶養家族の世話費用 援助に対し、雇用主 が負担した総額を、被 用者の粗課税所得か ら控除。	私民不能 (nonrefundable)の 税額控除	州は一部の資金に 対しては、MOEとマッチング要求を満 たさねばならない。州はそのTANFフ ロツク補助金の30%まではCCDFに 移転可能。州はまた、CCDFに移転 することなく、TANF資金を直接、Child Careに使用することも可能。	州政府に対するブロッツク補 助金。多くの社会サービ スに利用可能。Child careにも 使用される。	Part-day就学前教育、 健康診断、栄養摂取、 社会サービ ス	Dayケアセンターとファミ リー・デイケアホームに おける食事とおやつに 対し、プロバイダーに現 金補助。	ディケアセンターからの児童数と 就学前教育支出に基づき、 州政府に補助。	Child careは、州の規制 基準を満たさなければ ならない。主に低所得 児童にサービスを提供し なければならない。
規定 毎年5000ドルまで共 助可能。粗所得から 控除された支出 は、DCTCに対しては 適格とはならない。	調整粗所得が 10000ドル以下の とき、児童2人に対 して4800ドルまで の支出について 30%を税額控除。 調整粗所得が 28000以上になる と、補助率は20% まで下がる。	州政府は州の中間所得の85%を 超えてはならないが、州政府はより 低い所得の適格基準を設定できる。 13歳以下の児童が対象。親は就労 に関連した活動に携わっていないけれ ばならない。	Child careは、州の規制と認 可基準を満たさなければな らない。	自由	Child careは、州の規制 基準を満たさなければ ならない。主に低所得 児童にサービスを提供し なければならない。	Child careは、州の規制 基準を満たさなければ ならない。主に低所得 児童にサービスを提供し なければならない。	学校あるいは地方教育機 関は、就学前プログラムを 運営できる。
適格性基 準 この便益を提供する 企業によって雇用さ れていること以外に は、なにもなし。	両親(又は親)が雇 用されていないけれ ばならない。	州政府は所得の適格性を 選択。就労規定。	州政府は所得の適格性を 選択。就労規定。	0歳から5歳児対象(お もには3歳から5歳)。登 録者の90%は貧困線 以下でなければなら ない。登録者の10%は、 障害児のために留保。	補助金額は、所得が貧 困線に対し、130%未 満、130~185%、 185%以上であるかど うかに依存。	補助金額は、所得が貧 困線に対し、130%未 満、130~185%、 185%以上であるかど うかに依存。	低所得家庭からの児童の 割合が最も高い学校(引用 者: 複数)を資金の対象とす る。

資料: David M. Blau, The Child Care Problem: an Economic Analysis, Russell Sage Foundation, New York, 2001, Table 8.1 (pp.152-153) より作成。

租税支出である EEPDCE と DCTC のうち、EEPDC は保育費用に関する所得控除であり、DCTC は税額控除となっている。ただし、課税額がなければ税額控除の恩恵を受けることはなく、また、所得控除による減税効果は、限界税率が高いほど大きくなるため、租税支出を主に受けるのは中所得以上の家庭となる。

それに対して、財政支出による政策では、基本的に、貧困家庭、低所得家庭を対象とするものとなっている。そして、財政支出を伴う政策の中でも、低所得者への Child care 政策に特化しているのが、1996 年に創設された Child Care and Development Fund (CCDF) である。この CCDF に関する Child Care 政策は、同時期に画期的に進められた連邦政府の福祉改革の一環として考察することが前提条件となるため、1996 年の福祉改革について、まずその要点を確認していこう。

2.2. 1996 年福祉改革 (PRWORA) と TANF の特徴

アメリカにおいて、長年、扶養児童を抱える家庭への公的扶助を担ってきたプログラムが、the Aid to Families with Dependent Children (AFDC) である。AFDC は、1935 年の社会保障法によって設置され、18 歳未満の貧困児童のいる貧困家庭を援助するための現金扶助制度であった。それは、未亡人等を念頭に置いて作られたものであり、女性の社会進出が一般的ではなかった当時の状況を反映して、家庭内で児童を扶養できるよう援助するためのものとされている。

しかしながら、その後、離婚家庭、さらには婚姻外出産による母子家庭が増加し、AFDC 受給者の多くを占めるようになっていく。そして、女性の就業が一般化する中で、AFDC を受給する未婚のシングル・マザーの受給期間の長期化・固定化、就労意欲へのディス・インセンティブなどが、大きな問題となっていった。加えて、AFDC は上限なしの定率・定式型の特定補助金であったため、州政府の財政支出額の拡大にあわせて連邦補助金総額も際限なく拡大するという面も問題視されていた。

このような状況の中、1980 年代になると、福祉政策の見直しによる「小さな政府」への回帰を高らかに掲げたレーガン共和党政権が誕生し、1960 年代以降のアメリカの福祉政策は大きな転換期を迎える。AFDC についていえば、レーガン政権下で、受給資格の厳格化による対象者数の抑制が行われた。

さらに、1980 年代末から 90 年代半ばにかけて、福祉政策をより効果的で効率的なものにすべく、各州政府は AFDC のウェイバー条項を用いて、就労規定の強化や給付時限の設定など、実験的な AFDC 政策の改革を行っていく。ウェイバー条項とは²、1962 年に導入された制度であり、the Social Security Act の Section 1115 において、連邦厚生省長官が AFDC の目的推進に役立つと判断する州政府の実験的プログラムについて、その実施を可能とするために、同法の特定の規制を放棄する権限を同長官に与えたものである³。レーガン政権、ブッシュ政権、クリントン政権はいずれも、州政府の改革に対して、ウェイバーを与えるリベラルな政策を採用しており⁴、実際に、各州政府は様々な試みを実施することとなる。そしてそれらの成果を踏まえて、有効な制度や普及した制度を連邦政策へと吸収して結実したのが⁵、1996 年の連邦政府の the Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996 (PRWORA) であり、その中心は、AFDC の廃止とそれに代わる Temporary Assistance for Needy Families (TANF) の創設である。

² AFDC のウェイバー条項の詳細については、根岸(2006)pp.94-104 を参照。また、各州のウェイバーを用いた取り組みについては、Grogger and Karoly,(2005)に詳しい。

³ U.S. Congress, House of Representatives, Committee on Ways and Means(1996), p.434.

⁴ U.S. Congress, House of Representatives, Committee on Ways and Means(1996), p.434.

⁵ 州政府の政策を連邦の政策や立法に吸い上げる仕組みについては、渋谷 (2010) を参照。

TANF の大きな特徴は、第 1 に、福祉受給者を「福祉から就労へ」移行させるため、福祉受給の資格要件として就労規定を強化し、給付年限の上限（生涯で 5 年間）を設定したことである。この福祉受給者への就労規定の導入に伴い、実際に、シングル・マザー家庭や低所得家庭が就労するために不可欠となる、Child Care サービスと通勤手段の提供が、重要性を増したのである⁶。

第 2 に、TANF はブロック補助金であり、その資金の利用における州政府への広範な裁量性の付与である。具体的には、各州政府は TANF 資金を、現金扶助だけではなく、保育、職探しの援助、薬物乱用者へのカウンセリング、交通支援など福祉関連の広範な目的に使用することが可能となった。第 3 に、2 人親家庭の推進やファミリー・キャップなど、従前の AFDC で問題とされてきた婚姻外出産やシングル・マザーの福祉依存等の抑制を図る制度が導入されている。

この福祉改革に伴い、連邦政府、州政府ともに、貧困家庭に対する Child Care への支出は大きく増加している。この 1996 年福祉改革に伴う貧困家庭に対する Child care 政策の変化をみていこう。

まず、1996 年福祉改革以前の主なプログラムとして、AFDC 関連の 3 つの Child care 政策 と 1990 年に創設された the Child Care and Development Block Grant (CCDBG) の、4 つが存在した。AFDC に関連する政策は、第 1 に、AFDC 受給家庭に対する無料の Child care へのエンタイトルメントである AFDC/JOBS Child Care、第 2 に、就労により AFDC を去ったばかりの勤労家庭に対する Child care 補助である Transitional Child Care、第 3 に、AFDC への適格となる危険（“at risk”）がある勤労家庭を対象とした Child care への補助である The AFDC At-risk program、となっている⁷。これらに対して、CCDBG は、低所得家庭対象の Child care 支援であり、家庭の勤労所得が州の中位所得(SMI)の 75%未満である 13 歳以下の児童への Child care を補助するものとなっていた⁸。

1996 年福祉改革法では、AFDC 関連の Child Care 政策を廃止し、CCDBG と統合する形で再編成された。それが、現在の CCDF である。この CCDF の資金構造を次に検討していこう。

2.3. 1996 年福祉改革による Child Care 資金の変化

2.3.1. CCDF の資金構造

CCDF の資金構造は、CCDBG と AFDC 関連のプログラムを統廃合した名残として、複雑なものとなっている。その資金構造を、1996 年以前のプログラムと対応させて示したのが図 1 である。

まず、1996 年福祉改革以前の関連プログラムをみていくと、AFDC は関連する Child Care プログラムも含めて、義務的経費 (mandatory programs 又は entitlement) によるカテゴリカル補助金であり、マッチング補助金であった⁹。一方、CCDBG は、裁量的経費によるブロック補助金として、AFDC とは別の枠組みとして存在した。

ここで、アメリカの歳出予算の一つの特徴である「義務的経費」と「裁量的経費」という区分について、簡単に説明しておく¹⁰、義務的経費とは、「その経費を支出できる権限を与える法律が一旦立法されると、それ以降の毎年度の歳出が自動的に認められる経費」であり、「各年度の歳出予算法

⁶通勤手段に関する提供としては、公共交通の改善、バン・プール (NPO の通勤援助) などがある。

⁷ Gish(2002), p.2

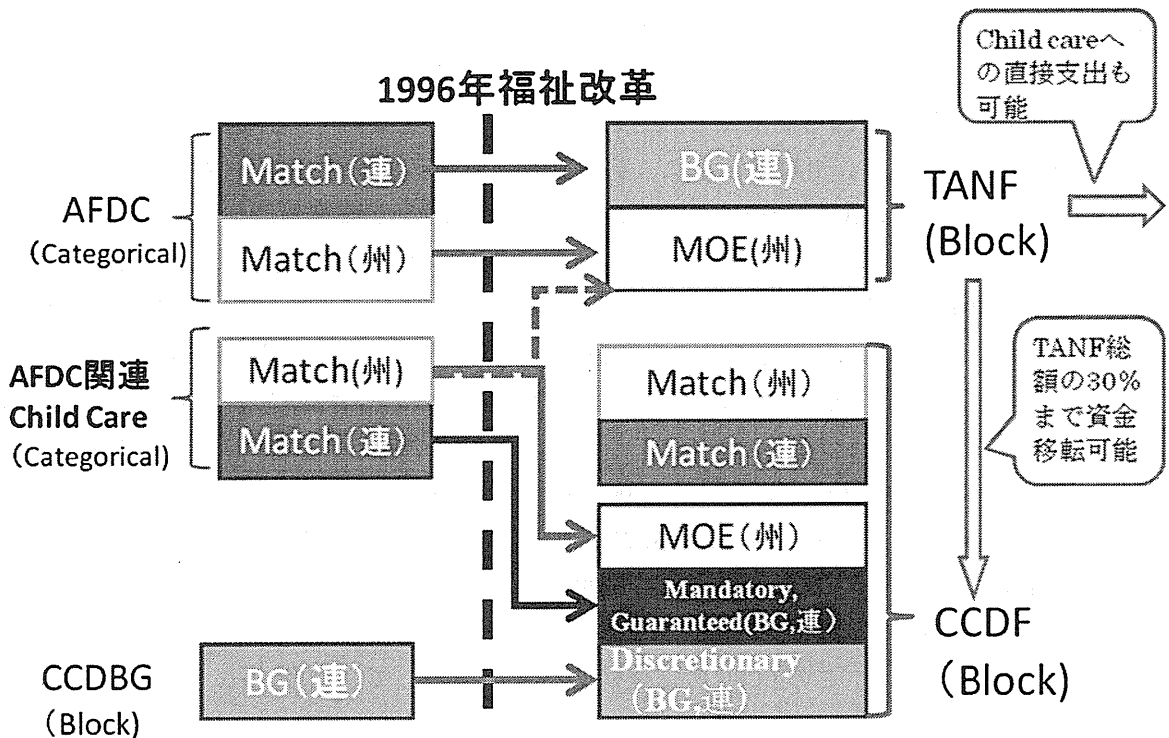
⁸ Gish(2002), pp.2-3、Gormley(1995)p.48

⁹ Gish(2002), p.2-3.なお、AFDC At-risk program は上限付きのエンタイトルメントであるのに対し、AFDC/JOBS Child Care と Transitional Child Care は上限なしのエンタイトルメントであり、州のメディケイドのマッチング率に基づいて州に支払われる連邦シェアが決まる。Gish(2002), p.2、Gormley(1995)】 p.48

¹⁰ 片山(2003)、pp.15-16.。

(appropriations act) は、必要としない」ものである。国債の利払費や社会保障関係の支出が主な例となる。対して、「毎年実際の歳出を認める歳出予算法を必要とする」経費を裁量的経費 (discretionary programs) と呼ぶ。

図 1 1996年福祉改革による Child care 資金の変化



次に、1996年福祉改革法以降のCCDFの資金構造をみていこう。CCDFは、第1に、連邦資金と州資金からなり、第2に、連邦資金には、「裁量的経費」と、州政府へのエンタイトルメントである「義務的経費の保証額部分(Guaranteed、又は狭義の mandatory)」および「義務的経費のマッチング資金(Matching)」の3つの部分がある¹¹。第3に、州資金としては、「Maintenance-of-Effort (MOE)」と「州政府側のマッチング資金」が存在する。

連邦資金からみていくと、裁量的経費にあたるのは、CCDBG法に基づく連邦政府から州政府へのブロック資金であり、毎年の歳出予算法により予算化されている。一方、州へのエンタイトルメントにあたるのは、the Social Security ActのSection 418に基づく義務的経費のブロック資金であり、そのうち保証額部分は、1996年の福祉改革法により廃止されたAFDC関連のchild careプログラムにおいて、各州政府が連邦政府から受けていた補助金額を保証するものである。そして、連邦政府のCCDF

¹¹ ここで示すCCDFの財源の分類方法は、連邦厚生省(HHS)およびGish(2002)を参照にしたものである。Gishは、連邦の歳出予算の区分を踏まえて、CCDF資金を裁量的経費と義務的経費にまず分類し、さらに義務的経費を「保証額部分(guaranteed)」と「マッチング資金」の2つに分けている。連邦厚生省(HHS)では、CCDFをMandatory資金、Matching資金、Discretionary資金の3つからなると説明している。このHHSのいうところのMandatory資金が、Gish(2002)の義務的資金の「保証」部分となるため、HHSの分類とGishの分類とは実質的に同じものである。

に関する義務的経費の合計から、この州政府に保証された固定額を差し引いた残りが、連邦政府のマッチング資金となる¹²。

2.3.2. CCDF に関する連邦予算の状況

これらの連邦資金の 2009 年度予算を示したのが次の表 2 である。第 1 に、州政府へのエンタイトルメントである義務的経費の総額は、2917 百万ドルであり、第 2 に、そのうち義務的経費の保証部分（表 2 の Mandatory Child care）が 1178 百万ドル、義務的経費のマッチング資金（同表の Matching Child care）が 1674 百万ドルである。そして第 3 に、裁量的経費の総額は 4117 百万ドルであるが、通常の CCDF の裁量的経費に当たるのは、そのうちの「州政府へのブロック補助金」の 2117 百万ドルであり、残りの 1990 百万ドルは、the American Recovery and Reinvestment Act (ARRA) による景気対策としての一時的な予算額の増加である。

裁量的経費と義務的経費の保証額部分については、州政府の拠出は求められない。一方で、義務的経費のマッチング資金に関しては、その州に適用される Federal Medical Assistance Percentage (FMAP) rate に基づいて連邦政府が一定率で補助するものとなっており、州政府側にも自己資金による支出が求められる。ここでは、このマッチング資金に関し、州政府側の自己資金の支出を「州側マッチング資金」、それに対する連邦政府から州政府への連邦補助金部分を「連邦側マッチング資金」と呼ぶことにする。

表 2 連邦政府の CCDF 関連予算

項目		金額（単位 100 万ドル）	
		FY2009 実績	FY2010 est.
州政府へのエンタイトルメント	new obligations 合計	2, 917 [57.8%]	2, 917
	うち・Mandatory Child care	1, 178 [23.4%]	1, 178
	・Matching Child care	1, 674 [33.2%]	1, 674
裁量的経費 (Discretionary) : CCDBG	new obligations 合計	4, 117	2, 137
	うち・州へのブロック補助金	2, 117 [43.7%]	2, 117
	・ARRA による州へのブロック補助	1, 990	10
義務的経費+裁量的経費 (ARRA 除く金額)		7, 034 (5, 044 [100%])	5, 054 (5, 044)

資料：Government Printing Office、*Budget of the United States Government FY2011: Appendix*, pp. 496-497、より作成。

備考：[] 内は、ARRA による補助を除くエンタイトルメントと合計に占める割合。

¹² Gish(2002)、p.5 参照。

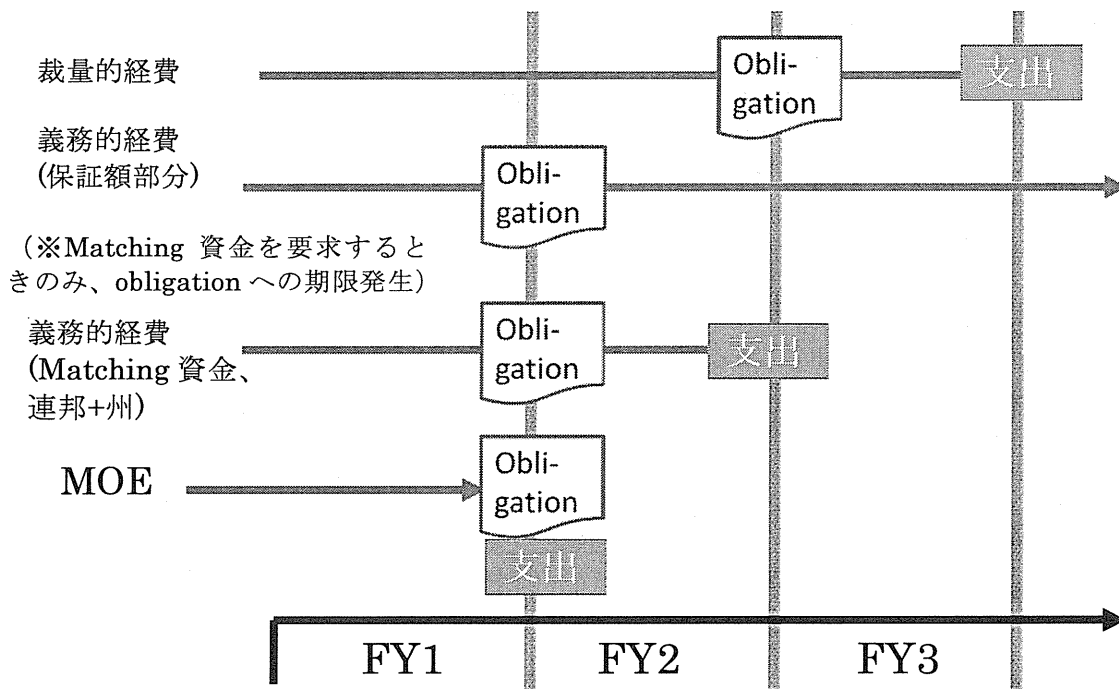
2.3.3. CCDF の各資金の州への配分方式

これらの連邦資金は、各州への配分方法も異なっている。まず裁量的経費については、1990年のCCDBG Act に含まれた算定式と1996年の修正法の中で保持された算定式によって州間に配分される。この算定式には、第1に、幼児要因(各州の5歳以下児童数の対全米比)、第2に、School lunch 要因(the National School Lunch Act 下で無料または軽減価格の学校給食を受けている児童数の各州の対全米比)、第3に、分配均衡要因(Allotment proportion factor: 全米の一人当たり所得の3年平均を、州の一人当たり所得の3年平均によって割ることで決定されるウェイト要因。2年ごとに計算)の3要因を含む。

次に、義務的経費についてみると、保証額部分の場合、AFDC 関連の child care プログラム(AFDC/JOBS Child care、Transitional Child Care、At-Risk Child Care)に関する、1994年度の支出額の連邦シェア、1995年度の支出額の連邦シェア、1992-1994年度の支出額の連邦シェアの平均のうち最も大きい額を各州に配分する。マッチング資金については、全米での13歳以下児童数に対する各州の13歳以下児童数のシェアに基づいて配分される。

義務的経費の保証額部分と裁量的経費については、州政府がその割り当てを受け取る際に、求められる条件等は基本的にはない。しかし、州政府が割り当てられた義務的経費の連邦マッチング資金を受け取るためには、いくつかの条件が課される。その条件とは、第1に、義務的資金の保証額部分を、その資金を受けた連邦財政年度の末までに予算化(obligation)することであり、第2に、同年度内に、Maintenance-of-Effort (MOE) と呼ばれる州政府側の自己資金の予算化と支出を行うことであり、第3に、州側マッチング資金を拠出することである。

図 2 各種 CCDF 資金の執行期限



資料: Gish(2002)、p.9、Figure 2 に加筆修正

第2点目について、さらに説明しておく、MOEとは、連邦補助金の受給要件の一つとして、州政

府や地方政府に一定額の自己資金を最低限支出することを求める連邦規定であり、州側マッチング資金とは異なるものである。州政府が利用しようとする連邦補助金に MOE が定められている場合には、そこに規定された州の自己資金を支出しなければ、連邦補助資金へのアクセスが不可能となったり、利用できる連邦資金の減額がなされる。すなわち、連邦補助を利用する際に、州政府側の自己努力を求める規定といえる。そして各州の MOE の額は、関連プログラムへの過去の支出実績などにより定められる。CCDF の MOE に関していえば、州政府がマッチング資金を受給するための要件として、AFDC 関連の Child care 政策で拠出していた州資金のうち、1995 年度または 1994 年度のいずれか高い方の金額と同額の州資金の支出の継続が求められている。

ただし、連邦側マッチング資金を要求しない場合には、州政府は、上記の 3 条件を満たす必要はない。その場合でも、州政府は、CCDF に関する連邦資金の義務的経費の保証部分と裁量的経費については利用可能である。さらにいえば、CCDF に関連する政策を行わず、それらの資金すらも利用しないという選択も可能といえる。

2.3.4. TANF 資金と CCDF との関係

TANF 資金と CCDF との関係について触れておく。第 1 に、州政府は、TANF 資金の総額の 30%までは、CCDF へと資金を移転させることが可能となっている。この場合、移転された資金は、CCDF のルールに従って、使用されることになる。第 2 に、これとは別に、州政府は TANF プログラムの中で、Child care への直接支出を行うこともできる。第 3 に、TANF と CCDF の MOE との関係として、州資金による Child care 支出のうち、「TANF の適格性がある家庭が対象」、かつ、「CCDF の MOE (or マッチング資金) の条件」を満たす金額については、TANF MOE と CCDF MOE (or マッチング資金) の両方にカウントすることが可能である (ただし、上限あり)。

3. CCDF における分権的特徴

前章でみたように、CCDF プログラムは資金面からは複雑な構造を持つ。しかし、その支出面については、前節で紹介した資金の種類にかかわらず、基本的に CCDBG 法の下で、一括して運営・管理され、しかも分権的な特徴を色濃くもつものとなっている。そのような分権的な特徴としては第 1 に、アメリカの政府プログラムに広く見られる民間市場をベースとした政策の実施という特徴であり、第 2 に、州政府への広範な裁量性と受給者の選択の自由度を付与していることである。この節では、これらの特徴について、検討していく。

3.1. 民間市場をベースとした公共政策

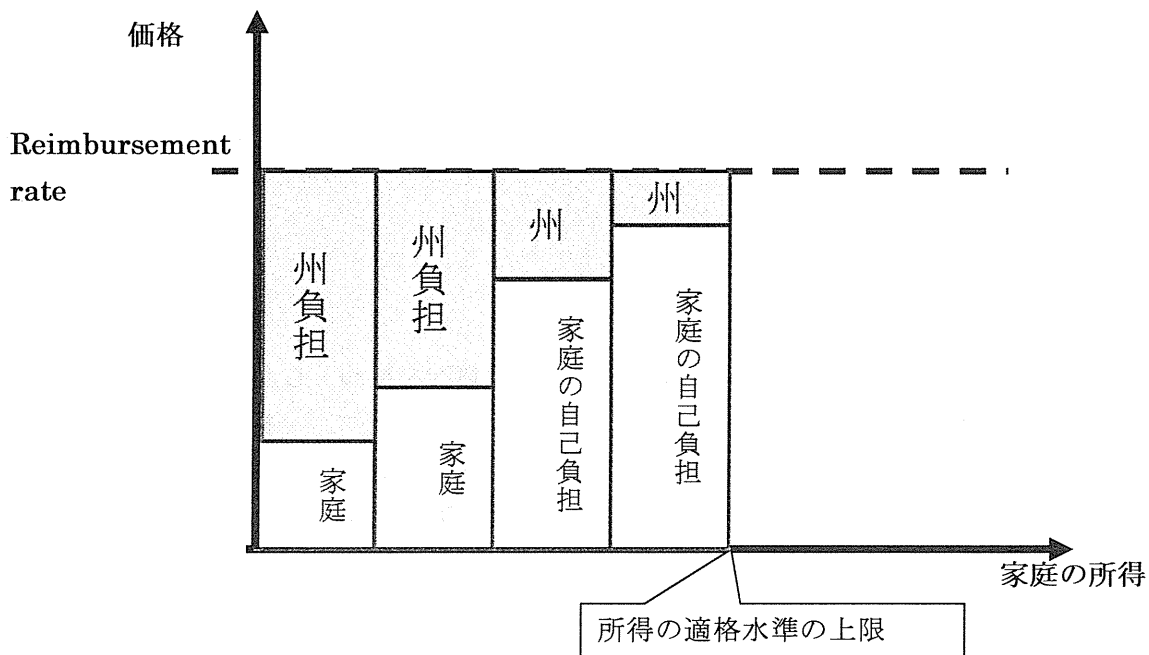
まず、アメリカの政府プログラムの分権的特徴の一つである、民間市場をベースとした公共政策の展開という側面から検討する。

CCDF を受給する家庭は、バウチャーあるいは州政府と契約したプロバイダーを利用して、民間市場にある Child Care サービスを購入する。政府補助プログラムの仕組みを利用した消費者のサービス購入について、プロバイダーが受け取る金額は Reimbursement rate と呼ばれ、それは「家庭の自己負担」と「州政府からの助成金」からなる。州政府によって設定される Reimbursement rate の上限額は、Child

care サービスを供給するプロバイダーが、CCDF を通じて受け取ることができる最大額となる¹³。言い換えれば、政府補助プログラムの仕組みを利用しながら、受給家庭が購入できるサービスの価格への上限でもある。Reimbursement rate の上限額は、児童の年齢、ケアの質、利用時間や地域による価格の違いを考慮して設定されるのだが、この Reimbursement rate の上限額がどの水準に定められるかによって、プロバイダー側の政策への参加意欲等も異なってくる¹⁴。

注意すべきは、Reimbursement rate の上限額は、日本の保育所政策における保育単価とはかなり異なるものであり、サービスごとに定められた一定額をプロバイダーに支払うものではないことである。すなわち、CCDF 受給者とプロバイダーは、あくまでも市場価格で取引するのであり、その際に CCDF の枠組みを通じてプロバイダーに支払われる価格の上限が Reimbursement rate の上限額である。したがって、CCDF 受給者が、Reimbursement rate の上限額よりも安い価格のサービスを購入する場合には、州政府はその価格まで、家庭の自己負担額と州政府の助成金を削減できる¹⁵。逆に、reimbursement rate の上限より高い価格であっても、家庭がその差額を追加負担する場合などには、州政府はその購入を認めている場合もある。

図 3 Reimbursement rate に対する家庭の自己負担と州の給付



受給者が実際に負担するのは、Reimbursement rate のうちの一定額である。したがって、各家庭にとってはその自己負担額こそが支払い価格となり、その水準との見合いで購入するサービスやプロバ

¹³ Child Care Bureau, *Child care and Development Fund : Report of states and Territory Plans FY2006-2007*, p.107.

¹⁴ GAO(2002)は、Reimbursement rate の水準が高ければ、プロバイダーの政策への参加意欲は高まる一方で、非受給児童を排除する可能性があり、逆にその水準が低ければ、政策への参加意欲は低くなり、受給児童を排除する可能性を述べている。

¹⁵ GAO(2002) p.5 脚注 4.

イダーを決定することになる¹⁶。そして、Reimbursement rate から家庭の自己負担分を差し引いた残りの額を、州政府が助成することになる。CCDF の場合、家庭の自己負担額は基本的に、家庭の規模と所得に基づいて定められている。

このような、アメリカの市場ベースの枠組みは、日本の保育や介護などにおける、市場活用型の展開とは好対照をなすものである。日本のこれらの政策では、市場が欠如ないしは貧弱であったところに、政府が公的資金の使い方に整合するよう市場を整備してきたのであり、対価として政府がプロバイダーに支払う価格も、市場に基づく価格というよりも、政府が積算したコストを単価としている。

しかしアメリカでは、民間市場で取り引きされているサービスをベースとして、そこに、貧困者等が市場のサービスを購入できるよう、政府が資金をサポートするものいえる。すなわち、市場では資金がないとサービスが買えないために、収入が低い者でも買えるように資金援助するというのが、アメリカの市場をベースとした公共政策の大きな特徴である。

3.2. 連邦政府による州政府への規制・要請と、州政府の裁量性

CCDF は、低所得家庭の就労促進の一環として Child care を支援するにあたり、各州が裁量性と多様性を発揮することで、効率的な政策運営をすることを重視している。しかしながら、連邦補助金であるがゆえに、連邦からの規制と要請は必ず存在するのであり、州の裁量性と連邦規制とのバランスをいかに図るかがポイントとなるのだが、CCDF では、連邦規制をクリアしながらも、州間の多様性が実現する枠組みが作られている。この政府間関係の分権性が、CCDF のもう一つの分権的側面である。

CCDF の連邦補助金に伴う連邦政府から州政府への主な規制・要請としては、第1に、受給者の適格基準に関するガイドラインがあり、第2に reimbursement rate に関するガイドライン、第3に、それ以外の、保健・安全や報告に関する要請、第4に、CCDF 計画の提出と実績報告がある。以下では、これらの連邦政府から州政府への規制・要請と、連邦政府側からの制裁措置について検討することにより、その裏返しとして存在する州政府の裁量性を検討する。

3.2.1. 受給対象者に関する適格基準

はじめに、CCDF の受給対象者に関する連邦政府の規制・要請をみよう。まず、連邦規制は受給対象者について、第1に、対象児童の年齢は13歳以下とし¹⁷、第2に、対象となる家庭の所得が、同規模家庭に関する当該州の中位所得（SMI）の85%以下であり、第3に、同居親族が就労活動をしていることなどを定めている（§ 98.20）¹⁸。

加えて連邦規制は、CCDF の義務的経費の少なくとも70%を、TANF 受給家庭、「TANF から就労への移行中の家庭」、「福祉受給の危険性のある家庭」に対して支出すること（§ 98.50(e)）¹⁹、非常に低所得の

¹⁶ 消費者によるプロバイダー選択は、ケアの価格のほかに、児童の年齢、自宅と職場と Child care プロバイダー間の信頼できる（定時性のある）交通手段の欠如、適切なサービス供給の有無なども影響する（GAO(2001)pp.17-18）。

¹⁷ ただし、州政府は、心身障害者や裁判所の監督下にある19歳以下の児童に対する Child care サービスの提供のために、CCDF 資金を使用することができる。

¹⁸ CCDF Final Rules, 45 CFR Section Parts 98 and 99., (HHS のウェブページより。2007年10月1日時点。 http://www.acf.hhs.gov/programs/ccb/law/finalrul/ccdf_regulations_oct_2007.pdf, 2010/2/27 ダウンロード)

¹⁹ CCDF Final Rules, 45 CFR Section Parts 98 and 99.

家庭の児童と特殊ニーズを持つ児童には優先的に補助を提供することを²⁰、州政府に求めている (§ 98.44.)²¹。これらを逆からみれば、州政府は、最も必要性が高い対象者（非常に低所得の家庭の児童と特殊ニーズの児童）への給付を優先的に行うということを満たせば、それらの対象者を上回る部分については上記の所得上限等の範囲内で、州政府は裁量により多様な運営が可能という枠組みである。

例えば、第2点目の所得水準についていえば、各州政府は SMI の 85% という水準以下で、所得に関する適格規準を自由に設定することが可能となっている。この所得水準は、1996年以前には SMI の 75% までとされていたのだが、1996年に 85% にまで上限が拡大された。すなわち、より広範な家庭への福祉提供を目指す州にとっては、福祉拡大への選択幅が増やされた一方で、より限定的な福祉しか目指さない州にとっては、実際に絞り込んだ対象者のみへの福祉提供が可能となっている。

3.2.2. Reimbursement rate と利用者負担の設定

連邦政府は、各州政府が設計する CCDF プログラムに対し、平等利用規定 (Equal Access Provision : EAP) を満たすことを求めている (§ 98.43) ²²。平等利用規定とは、受給家庭が、非受給家庭に対して、サービス利用の点で不利にならないようにすることを求める連邦規定である。

CCDF では、この平等利用規定に関する重要なガイドラインとして、Reimbursement rate および Co-payment に関する規定がある。Reimbursement rate については、連邦政府は州政府に対して、第1に、州内の Child care 市場に関する市場価格調査を実施して連邦厚生省 (HHS) に2年ごとに市場価格調査の結果を報告することを求めている。第2に、Equal access を提供するためのベンチマークとして、Reimbursement rate の上限を州内のプロバイダー料金の百分位中 75% 点以上の水準に設定することを求めている²³。これらの連邦政府の要請の意図は、受給者は、少なくとも州内の Child care 市場における 75% のプロバイダーを利用可能にすることである。ただし、州政府は、Reimbursement Rate の上限を設定する際に、最新の市場価格調査の結果を考慮することを求められてはいるが、それは強制ではない²⁴。

続いて、連邦政府の利用者負担に関する要請をみていくと、第1に、連邦規制は州政府に対して、家庭の規模と所得を考慮した自己負担額の設定 (Sliding-Fee Scale) を求めている。ただし、その設定の際に、州政府がそれ以外の要素を加味することも可能としている。

第2に、連邦政府のガイドラインに、受給家庭の自己負担額の上限を所得の 10% 以内にするという規定がある。だが、最終的には、州政府側の裁量ということになっている²⁵。

第3に、連邦厚生省 (HHS) が各州の CCDF 計画の査定と承認を行い、その中で、州政府が HHS に平等利用規定を満たしていることを証明することが求められる。ただし、平等利用規定を満たしていることを証明するための基準の選択は、州政府にかなりの裁量性がある²⁶。

²⁰ただし、「特殊ニーズ」と「非常に低所得」の定義を CCDF 計画で示すことが求められる。

²¹ CCDF Final Rules, 45 CFR Section Parts 98 and 99.

²², CCDF Final Rules, 45 CFR Section Parts 98 and 99. *Federal Register*, Vol.63, No.142 (24 July 1998).

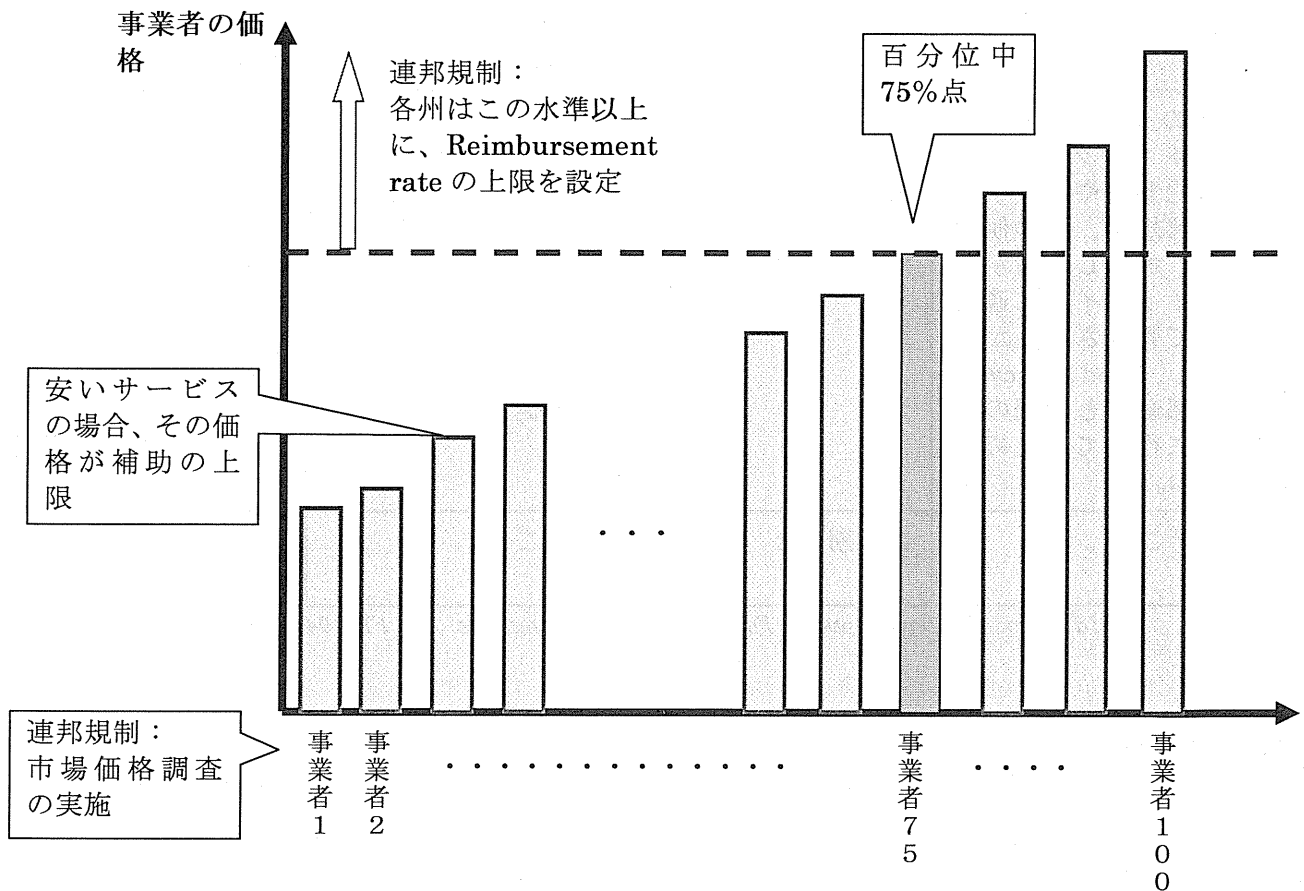
²³ CCDF Final Rules, 45 CFR Section Parts 98 and 99. *Federal Register*, Vol.63, No.142 (24 July 1998), p.39959. なお、この 75% という水準は、1996年福祉改革法以前の AFDC 関連の Child care プログラムの中で、既に、平等利用規定を満たすために求められていた規準である。

²⁴ GAO(2002) p.7

²⁵ GAO(2002)

²⁶ GAO(2002) p.7

図 4



3.2.3. その他の連邦政府側からの要請

その他の連邦政府側からの要請としては、第1に、州政府がプロバイダーに対する保健・安全基準を整備し、連邦政府に示すことが求められる。保健・安全基準とは、具体的には、感染症の防止や予防接種等、建築基準や施設の物理的安全性にかかわるものなどである。

第2に、運営方法として、プロバイダーへの州政府からの直接支払方式等に加えて、バウチャー方式も受給世帯への選択肢として必ず設定することが求められている。

第3に、CCDFの支出の4%以上を、ケアの質向上への支出に振り向けることが求められる。また、第4に、CCDFの支出から行政費用に振り向ける割合を5%以下にすることが求められる。

3.2.4. CCDF 計画の提出と実績報告

以上のような連邦政府側からの規制や要請にかかわる項目も含めて、表3にあるように、州政府には連邦政府に対するCCDF計画や実績報告の提出が求められる。

第1に、州政府は、CCDFに関する州の2ヵ年計画(State Plan)をHHSに提出し、その承認を受けることが求められる。このCCDF計画の作成に関わる連邦政府からの要請としては、地方政府の代表者との協議・意見交換、他の連邦・州・地方政府の関連政策の規定との調整、1回以上の公聴会の開催などがある。

第2に、CCDF計画以外の報告は、四半期ごとのFinancial Report、1年ごとのAggregate Date Report、月次あるいは四半期ごとのCase-Level Date Reportなどがある。

表 3 CCDF 計画の提出と実績報告

	State Plan	Financial Report	Aggregate Date Report	Case-Level Date Report
目的	どのように各州の CCDF プログラムが、法的要請や関連する連邦規制、その他の ACF が示した指示とガイドラインに適合して管理されるかに関し、Lead Agency と連邦政府との間の合意に役立てるためのもの。	Mandatory 資金、Matching 資金、Discretionary 資金に対する州の見込み額と支出額のリスト。	年間に CCDF を通じてサービスを受けた児童と家庭数の純計、支払い方法、CCDF プロバイダー、Child care のタイプ毎の州が認可した収容定員、消費者教育の方法、等の状況の提供。	1 か月間にサービスを受けた家庭と児童に関するケース別データの提供。人口統計、家庭所得と copayments などの情報を含む。州政府は提出にあたり、サンプル調査か全数調査かの選択肢を持つ。
報告頻度	2 年ごと	四半期ごと	1 年ごと	月次あるいは四半期ごと

資料：ACF、*Child care and Development Fund Report to Congress for FY2004 and FY2005*, p. A-2 より抜粋

3. 2. 5. 連邦政府による制裁措置

連邦政府(HHS)は、上記の規制や要請を十分に遵守していない州に対して、制裁措置を取る権限を持つ。しかし、GAO(2002)のHHS当局者へのヒアリング結果によると、制裁措置を使うことはなく、特に重要な平等利用規定についても金銭的制裁はないということである²⁷。たとえば、規定された期間内に州が Reimbursement rate を設定するための市場価格調査を実施していない事例は多数あったが、その場合には、HHS は前項でみた州政府側からの CCDF 計画の承認を留保するという対応策を講じたとされる。そして、州政府側に対する時間的猶予を与えるという方法がとられ、実際にはそういう対応策と時間的猶予の中で、規制や要請の遵守が行われたと報告されている。

4. 州レベルでの Child Care 政策の多様性の展開

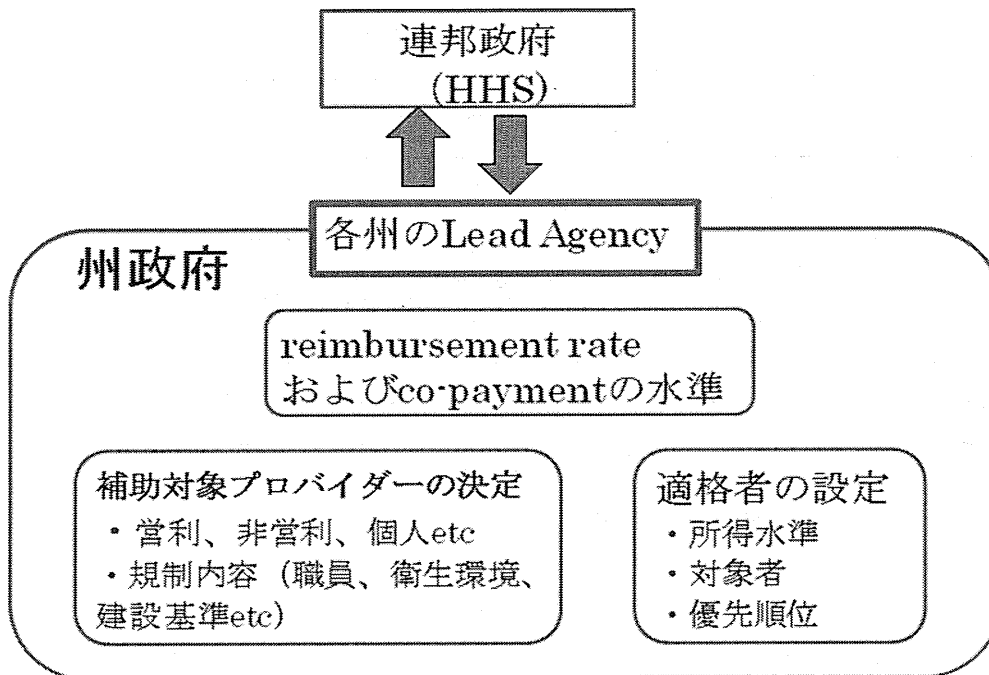
次に、前節で見たような、連邦政府側からの規制や要請で設定された緩やかな枠組みの中で、各州の裁量性が発揮され、それぞれの州における多様な政策が実施される状況を検討したい。

図 5 は、州政府の側に裁量性のある主要分野を示したものである。各州のリード・エージェンシー(Lead Agency) というのは、Child care 政策に関して、連邦政府側の担当部局である HHS に対する州政府側の窓口であると同時に、州の CCDF の管理・運営をする部局である。州によってリード・エージェンシーの形態は一樣ではなく、福祉局が担当したり、あるいは、政府の外局としてその組織を設立する場合もある。

CCDF の運営において、州政府の裁量性が発揮される主な分野としては、第 1 に、受給についての適格要件の設定、第 2 に、CCDF の対象となりうる保育サービスのプロバイダー(事業者) の決定、第 3 に、プロバイダーに対する Reimbursement rate の水準や受給家庭の自己負担の水準の設定がある。

²⁷ GAO(2002) p.7

図 5 州政府側に裁量性のある主な分野



4. 1. 適格要件の設定状況

州政府は、個人が CCDF を受給するための適格要件として、所得基準とその他の優先順位を決定するための基準を設けている。

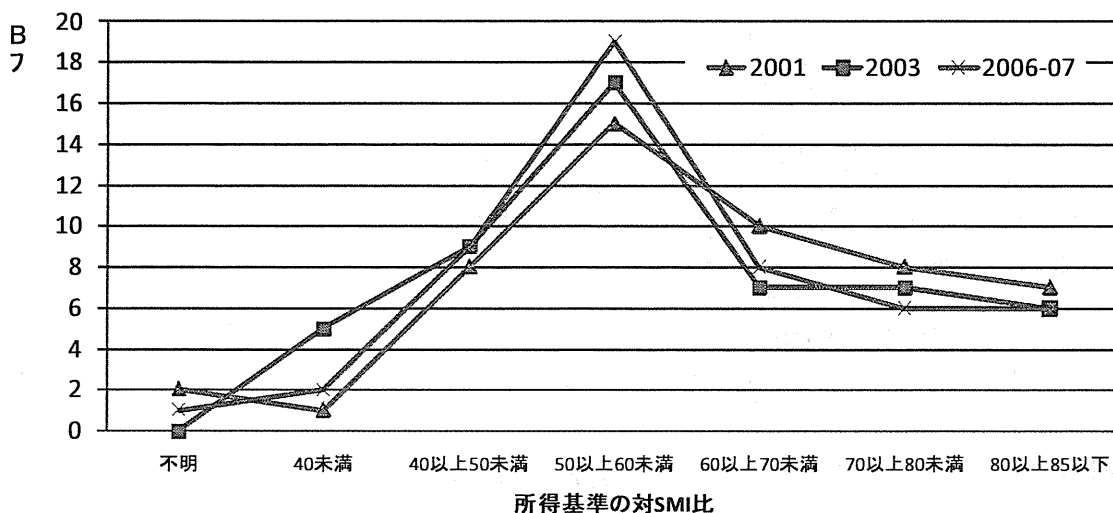
まず、連邦政府が要請する SMI の 85% という適格要件の所得基準に対し、実際に各州がどの程度の所得水準まで CCDF 受給対象としているのかを示したのが、図 6 である。横軸は各州において適格要件の所得基準を SMI (州中位所得) の何% に設定しているのかを示している。第 1 に、SMI の 50% から 60% に設定している州の数が一番多く、2006-07 年においては 19 州である。第 2 に、連邦規制の枠内で、適格基準を最も寛大に設定できる SMI の 80-85% に設定している州は、予想外に少なく、同期間においては 6 州である。このうち、上限である SMI の 85% に設定している州は、ハワイ州、メイン州、ミシシッピ州、テキサス州の 4 州である。第 3 に、逆に、SMI の 40% 未満と適格基準を厳しく設定している州は 2 州であり、インディアナ州とミズーリ州である。

以上、同図からは、連邦規制による SMI の 85% 上限という枠組みの下で、各州政府は、それぞれの裁量をもって多様に運営していることがわかる。

続いて、各州における受給の適格性に関わる優先順位を検討する。GAO(2001)によれば²⁸、2000-2001 年の状況として、第 1 に、Child care 補助を受ける適格性のある家庭として、半分以上の州において、TANF 受給家庭に第 1 の優先順位が与えられ、TANF から就労への移行家庭に第 2 の優先順位が与えられている。第 2 に、各州は、それら以外の低所得家庭に Child care 給付の適格性を与える場合もあるが、非 TANF の低所得家庭はより低い優先順位を割り当てられており、すべての適格性のある家庭が実際に給付を受けているわけではない。たとえば、GAO(2002)によると、22 州において、Child care 補助に対する優先順位として、非 TANF 家庭の位置は第 3 位かそれ以下となっている。

²⁸ GAO(2001), p.20

図 6 適格となる所得の上限（対 SMI 比、3 人家族）



データ：HHS 資料より作成

(<http://nccic.acf.hhs.gov/pubs/datasum/ccassisteligibility.html>
http://nccic.acf.hhs.gov/pubs/datasum/ccassisteligibility_fy0607.html).

この GAO によるファクト・ファインディングと、図 6 をつなげて考えると、以下のようにいえる。図 6 において、厳しく適格基準を設定している州においては、優先順位の高い TANF 受給家庭および、TANF 移行家庭に、CCDF の給付が重点的に集中する傾向が強いはずであり、他方、同図において、右のほうにある寛大な所得基準を設定する州においては、優先順位の高い TANF 家庭と TANF 移行家庭に加えて、優先順位の低い非 TANF の低所得家庭に対する CCDF の給付も寛大に行われていると読み取ることでもできよう²⁹。

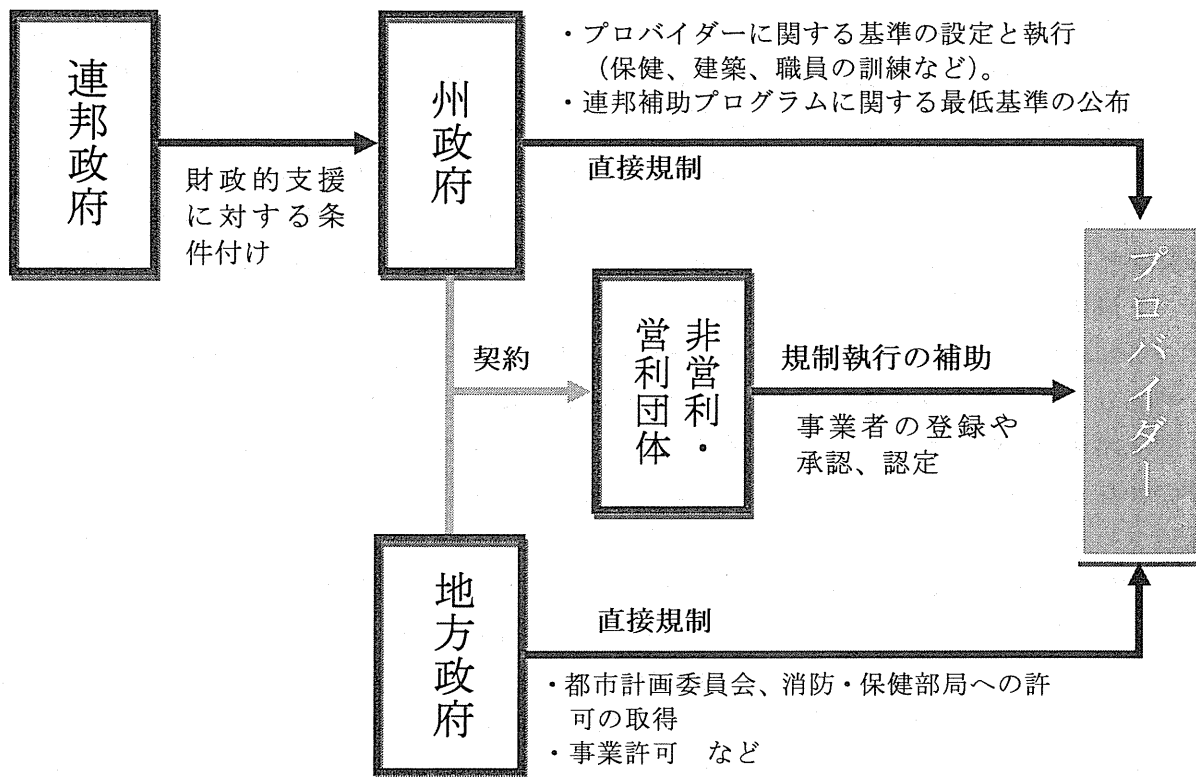
4.2. 補助対象プロバイダーの状況

後述するように、CCDF の対象となる Child care サービスのプロバイダーには、さまざまなタイプがある。それらのプロバイダーに対する、政府の規制および監視に関する大まかな枠組みを示すのが、図 7 である。Child care 事業に対しては、それぞれの州や地域における州政府と地方政府およびその委託先の非営利・営利団体による規制や監視の仕組みを前提として、連邦補助金が注入される CCDF に伴う連邦政府側からのゆるい要請と州政府側の裁量性という枠組みが実際に運用されている。

CCDF に伴うプロバイダーへの規制・監視に関しては、第 1 に、連邦政府は、州政府に対して、CCDF の給付の対象となるプロバイダーについての規制・監視の仕組みを構築し、それを報告することを要請する。第 2 に、州政府は、連邦政府から付与された裁量性を発揮して、主体的にプロバイダーに関する基準を設定し、規制および監視を行う。第 3 に、CCDF 補助金に関わる連邦政府と州政府の関係のさらに外側に、一般的な Child care 事業者に対する州政府および地方政府からの規制が存在する。第 4 に、一部の州では、州政府や地方政府から、非営利あるいは営利団体が委託契約を受けて、規制や監視の業務を請け負う業務を行う。

²⁹ ただし州によっては、Child care 受給の決定を、福祉受給状況ではなく、所得による優先順位にて行う州もある(GAO(2001))。

図 7 プロバイダーへの規制・監視主体



備考：Gormley(1995)、pp. 45-46、を参考に著者作成。

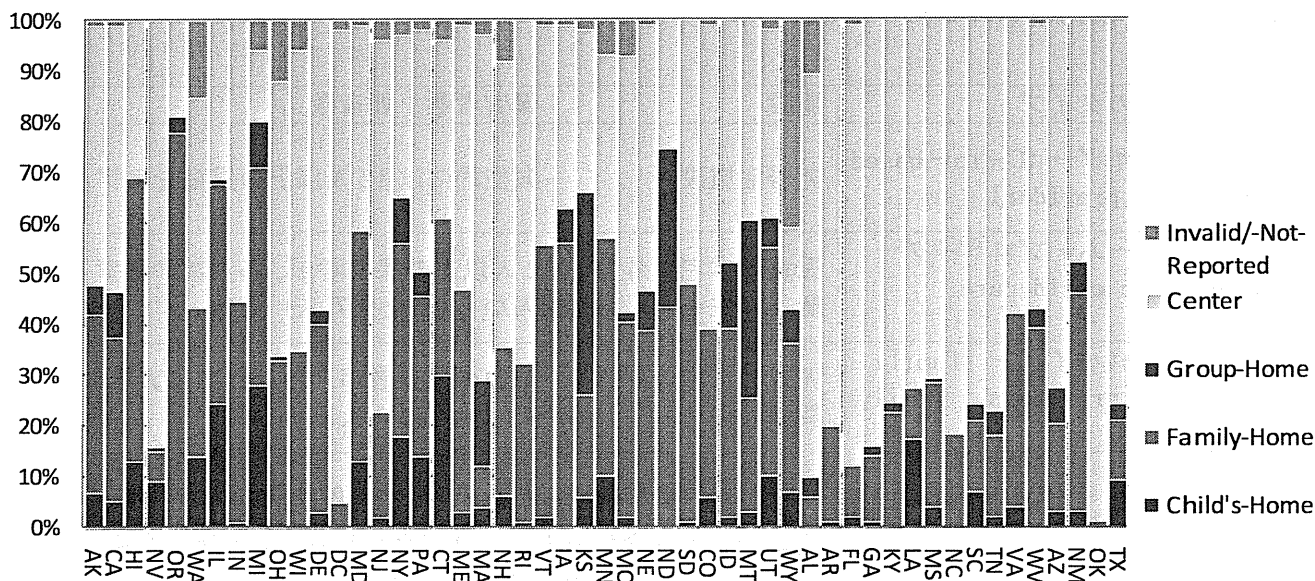
表 4 Child Care プロバイダーの主なタイプ

プロバイダのタイプ	施設	保育者数、児童数
施設プロバイダー (Center-based child care provider)	非居宅施設	典型的には 12 人以上の児童をケア。
グループホーム・プロバイダー (Group home child care provider)	児童の自宅以外の個人の住宅	2 人以上の保育者が、多人数の児童 (典型は 6 人から 12 をケア人)
家庭保育プロバイダー (family child care providers、 family homes)	児童の自宅以外の個人の住宅	単独の保育者が、相対的に少人数の児童をケア (典型は 3 人以下)。
家庭内 child care プロバイダー	児童の自宅	個人が child care サービスを提供
非公式事業者 (Informal)	親戚や友人を含む成人により提供される、その他の合法的なケア活動。一般的に、規制はされていない。(このタイプの事業者には、家庭内や、規制されていない家庭保育 (unregulated family child care) を含む)	

次に、Child care プロバイダーの主なタイプは、表4のように分類される。第1に、施設プロバイダー(Center-based Child care Provider)は、個人の住宅以外の非居室施設において、12人以上の児童をケアするものである。第2に、グループホーム・プロバイダー(Group home child care provider)は、児童の自宅以外の個人の住宅において、2人以上の保育者が多人数(6人から12人)の児童をケアするものである。第3に、家庭保育プロバイダー(Family Child care Provider)は、児童の自宅以外の個人の住宅において、単独の保育者が、少人数の児童をケアするものである。第4に家庭内Child care プロバイダーは、児童の自宅において、個人がChild care サービスを提供するものである。そして第5に、インフォーマルなプロバイダーも存在しており、親戚や友人を含む成人により提供されるもので、一般に規制の対象とはされていない。

図8は、各州における各タイプのプロバイダーの比重を児童数でみたものであり、Child care プロバイダーのあり方の多様性が示されている。たとえば、第1に、ネバダ州やワシントンDCや、フロリダ州、オクラホマ州をはじめとして、相対的に規模の大きい施設プロバイダーを利用する児童の比重が高い州がかなりある。第2に、逆に、オレゴン州やイリノイ州、ミシガン州やノースダコタ州などでは、施設プロバイダーの比重がかなり小さい。第3に、施設プロバイダーの比重が小さい州においては、相対的に小規模な家庭保育プロバイダー(図8ではfamily homes)の利用者がかなりの割合を占める州が多く、特にオレゴン州では78%と飛びぬけてその割合が高い。第4に、他方で、イリノイ州やミシガン州、コネチカット州のように、家庭保育プロバイダーとともに、児童の自宅で個別に行われるようなChild care を利用する割合が高い州もある。第5に、グループホーム・プロバイダーの利用は全米的に少ない傾向がある中で、カンザス州やノースダコタ州やモンタナ州ではそれらのプロバイダーを利用する割合が高い。

図8 児童数でみたプロバイダーの構成比 (2005年度、月平均)



データ：U. S. Department of Health and Human Services、Child Care and Development Fund (CCDF) Report to Congress for FY2004 and FY2005、Table10bより作成。

注：ここでは、各タイプのプロバイダーの児童割合は、政府から規制又は認可を受けているプロバイダーと、規制対象ではない合法的なプロバイダーの数値を合算している。

第6に、地域別の傾向としては、南東部と南西部の州では、全般的に施設プロバイダーの割合がかなり高い傾向がある。この南部州において施設ベースのケアが一般的である傾向について、Gormley(1995)は、南部では施設に対する州の基準があまり厳しくない一方で、家庭保育プロバイダー等に対する地方政府の建築規制基準がより厳しいことが影響しているとしており³⁰、現在でも、このような傾向が強いことが伺える。

このように、図8からは、プロバイダーの構成について、各州にわたって、極めて多様な実態があることがわかる。特に、表4の4番目にある家庭内 Child care プロバイダーとインフォーマル・プロバイダーについては、州によってかなり扱いが異なることが予想される。

事実、表5に見るように、家庭内 Child care プロバイダーとインフォーマル・プロバイダーに対する規制・制限は、それぞれの州において、多様な運用となっている。第1に、家庭内ケアになんらかの制限を設定している州等は、全体の州および属領数56(D.C.含む51州+属領5)うちの37であり、逆に言えば、残りの19は、何らの制限も設けていないことがわかる。第2に、家庭内ケアへの制限の内容を見ると、家庭内保育者への報酬は最低賃金制度に抵触しない水準にするという規定を設けているのが27、家庭内保育者に対して基礎的な衛生・安全の基準を設定するものが21、家庭内保育を行うものの年齢の下限を設定するのが11である。

表5 家庭内ケアへの制限

政策	州、属領の数	State(or Territory)
家庭内ケアへの何からの制限を設定	37	KS,KY, LA, MA, ME, MI, MT, NC, ND, NE, NH, NJ, NV,NY, PR, RI, SC, SD, TN, TX, VA, VT, WA, WI, WV
親による、家庭内保育者への最低賃金等の支払い a)	27	AL, AR, AS, CA, DE, FL, GA, HI, IA, ID, IN, KS, KY,MA, ME, MI, NC, ND, NE, NV, NY, RI, SC, TN, VA, WI, WV
家庭内保育者に対する、基礎的な保健、安全への要求 b)	21	AS, DC, FL, HI, KS, KY, LA, MA, ME, MI, MT, NC,ND, NH, NJ, RI, SC, SD, TN, VT, WA
家庭内保育者に対する、年齢の下限(例:16歳)	11	KY, MA, ME, MI, MT, NH, NJ, SC, SD, TN, WA
家庭内保育の事由となる児童の特殊ニーズや医学的条件の存在	6	DE, ID, ND, NE, PR, WI
家庭内保育者を親族に限定	3	GA, IN, TX

資料：HHS、*Child Care and Development Fund Report of State and Territory Plans FY 2008-2009*, pp.51-52

備考：a) Labor Standards Act.に基づく最低賃金の支払い。児童数×日給(または時給)が最低賃金を越えること。したがって、親は、決められた時給等に対し、この条件を満たす児童数が必要となる。幾つかの州では、家庭内保育の利用にあたり、親に、Federal Employment Identification Numberの取得を要求。
b) (親族も含めて、)児童虐待、育児放棄、犯罪経歴のチェック、その他、保健衛生および安全性のチェック

4.3. 各州の Reimbursement rates の設定状況

上述のように、Reimbursement rate に関わる連邦政府からの規制・要請は、まず第1に、市場調査を行うことであり、そして第2に、その市場調査に基づき、百分位75%点の水準を Reimbursement rate が上回るというものである。本節の4.2に見たように、CCDF 給付の対象となる Child care サー

³⁰ Gormley(1995)pp.43-44. 加えて、中西部の州では逆に、施設へのより厳しい州基準。ゆえに、家庭保育プロバイダーがより一般的であることも指摘されている。

ビスのプロバイダーの状況は、州によって極めて多様であるので、市場調査を行うにしても、その調査のあり方自体が州によって多様になるはずである。

たとえば、相対的に規模の大きい施設プロバイダーが大きな比重を占める場合には、調査も行いやすく、その調査結果に基づく Reimbursement rate の設定も、実際の保育サービス市場におけるサービス購入と矛盾しない可能性が高い。他方、規模の小さい家庭保育やインフォーマル・プロバイダーがかなりの比重を占める場合には、市場調査が困難であったり、あるいは連邦政府側の規制・要請の中で想定される市場の構造とかけ離れることもありうるので、市場調査自体が難しいだけでなく、その調査結果に基づいて設定される Reimbursement rate が実際の運用にスムーズに活用しにくい可能性もある。それゆえに、各州の実態を織り込んだスムーズな CCDF の運営を優先するのであれば、場合によって、上記の連邦政府側の要請を厳格に遵守しないという柔軟なやり方もありうる。

表 6 市場価格調査による Reimbursement rate の設定状況：認可施設プロバイダー

政策	州、属領の数	州名・属領名
全ての Rates が、最新の MRS の 75% 点以上。	13	AR、 CA、 IN、 ME、 MT、 NC、 NY、 PR、 SD、 WY、 CNMI、 GU、 VI、
Rates はケアの категорияによって異なり、いくつかの Rates は、最新の MRS の 75% 点以下。	17	AK、 CO、 DC、 FL、 IL、 LA、 MS、 ND、 NE、 OK、 OR、 PA、 SC、 UT、 WA、 WI、 WV
Rates はケアの категорияによって異なり、全ての Rates は、最新の MRS の 75% 点未満。	17	AL、 AZ、 DE、 IA、 ID、 MA、 MI、 MN、 MO、 NH、 NJ、 NM、 RI、 TN、 TX、 VA、 VT
全ての Rates が、最新の MRS の 75% 点未満	8	CT、 GA、 HI、 KS、 KY、 MD、 OH、 VA
Rates の設定は、カウティー政府あるいはその他の地方政府に委譲されている。	4	CO、 FL、 TX、 NY

出典：HHS、 *Child Care and Development Fund Report of State and Territory Plans FY 2008-2009*, p. 67、 Table 3. 2-C を修正。

これらのことを念頭に置いた上で、2008-09 年の州の CCDF プランから、各州が設定する認可施設プロバイダーへの Reimbursement rate の上限についてみていこう(表 6)。第 1 に、全ての Reimbursement rate が、最新の市場価格調査 (MRS) の百分位中 75% 点以上に設定されている州等の数は 13 であり、それ以外の多くの州では、連邦政府のガイドラインを完全には満たしていないことがわかる。第 2 に、ただし後者のうち、17 州は、一部の category のケアについて、Rate が MRS の 75% 点以下であるものの、ケアのタイプによっては MRS の 75% 以上の水準で設定されていることになる。第 3 に、全ての Rates が最新の MRS の 75% 点以下の州等の数は、合計で 25 となっている。

実際のところ、各州がどの category のケアについて受給者のアクセスを容易にしているかは、施設プロバイダーとともに、他の形態のプロバイダーに対する Reimbursement rate の設定状況、各地域の Child care 市場や貧困者の構造等も合わせて検討する必要がある。そこで次の節では、個別の州の事例を用いて、この Reimbursement rate の設定に関して各州政府が行っている多様な政策を明らかにしたい。

5. 個別州における Reimbursement rate の設定事例

以下では、GAO(2002)による事例調査の結果を参考にして³¹ CCDF の仕組みの基幹部分の一つである Reimbursement rate の設定について、個別の州の事例を用いて、各州政府が多様な政策を行っていることを明らかにしたい。具体的には、イリノイ州のシカゴ市(都市部中心地域)、DuPage County(都市部郊外)、DeKalb County(非都市部)と、メリーランド州の Baltimore 市(都市部中心地域)、Montgomery County(都市部郊外)、Wicomico County(非都市部)を取り上げて、施設プロバイダーと家庭保育プロバイダーに関する Reimbursement rate の設定状況から、各州の政策の特徴を検討する。なお、この GAO による調査は、2001 年 9 月から 2002 年 6 月にかけて実施されたものである。

5.1. イリノイ州とメリーランド州の対象地域の経済社会構造の特徴

まず、イリノイ州の 3 地域の経済社会構造の特徴から検討する。第 1 に、都市部中心地域であるシカゴ市においては、地域の家庭所得のメジアン値は 63,800 ドルであり、それは、イリノイ州全体のメジアン値 45803 ドルの 1.4 倍である。しかし他方では、シカゴ市の貧困率 22%は、イリノイ州全体の貧困率 11%の約 2 倍である。すなわち、シカゴ市は、イリノイ州の中で経済的豊かさを誇ると同時に、大きな貧富の格差も抱えている。周知のように、その大都市のシカゴ市における貧困は、人種問題等の要因によって形成される構造的な貧困であり、上述の 1996 年福祉改革による福祉政策の就労支援へのベクトル強化と母子家庭等の貧困あるいは低所得家庭に対する Child care 関連の CCDF 給付が極めて重要な意味を持つはずである。

第 2 に、都市部の郊外である DuPage County では、地域の家庭所得のメジアン値が 64,365 ドルと、シカゴ市とほぼ同レベルであり、イリノイ州全体のメジアン値の 1.4 倍の水準である。しかし貧困率 4%は、イリノイ州全体の貧困率 11%のおよそ 1/3 であり、上記のシカゴ市の貧困率の 1/5 にも満たない。すなわち、DuPage County では、シカゴ市と対照的に、構造的な貧困に陥っている部分が小さく、いわばミドルクラス以上の住民が大半を占めていると思われる。

第 3 に、非都市部の DeKalb County では、地域の家庭所得のメジアン値が 46,964 ドルと、イリノイ州のそれとほぼ同レベルであり、シカゴ市や DuPage County の 7 割程度の水準である。その貧困率 8%は、シカゴ市よりもかなり低く、イリノイ州全体の 11%をも下回っている。すなわち、DeKalb County は、シカゴ等の大都市圏を除く非都市部においては、やや高い経済水準にあることから、貧困率は州全体よりも低くなり、おそらくシカゴ市が抱えるような構造的貧困の問題もかなり低いと想像される。

次に、Maryland州の3地域について考察しよう。第 1 に、都市部中心地域の Baltimore 市は、地域の家庭所得のメジアン値が 33.9 千ドルであり、Maryland 州全体のメジアン値 52.3 千ドルの 65%の水準にとどまり、その貧困率は、Maryland 州全体の貧困率が 9%であるのに対し、Baltimore 市ではその 2.4 倍の 22%となっている。したがって、イリノイ州におけるシカゴ市よりも、都市全体として貧困度が高いといえよう。

第 2 に、都市部郊外の Montgomery County は、地域の家庭所得のメジアン値が 70.1 千ドルであり、Maryland 州全体のメジアン値の 1.3 倍、Baltimore 市の約 2 倍の水準である。そして貧困率は 5%であり、Maryland 州全体の貧困率の約 1/2、Baltimore 市の貧困率の約 1/4 である。

第 3 に、非都市部の Wicomico County は、地域の家庭所得のメジアン値が 36.4 千ドルであり、Maryland 州全体のメジアン値の 70%程度、Baltimore 市よりも若干高い水準である。Wicomico County の貧困率

³¹ GAO(2002), pp.14-19 参照。

13%は、Maryland州全体の9%を上回っているものの、Baltimore市と比べると1/2程度である。

最後に、イリノイ州とメリーランド州の各3地域の特徴を比較すると、第1に、イリノイ州における3地域は、いずれも州内において相対的に所得水準が高い地域であるものの、地域内に抱える貧困の在り方が異なる地域といえる。第2に、対してMaryland州における3地域は、イリノイ州とは異なって、都市郊外とそれ以外の地域の間大きな所得格差がある組み合わせといえる。

表7 対象地域の社会経済構造の特徴

	地域	Geographic area	推定人口	中位家庭所得	貧困線以下人口比率 (%)	当該地域の中位家庭所得 ÷ 州全体の 中位家庭所得	当該地域の貧困線以下人口比率 ÷ 州全体の 貧困線以下人口比率
イリノイ州	Chicago	Urban	2.8 million	\$63,800	22	1.39	2.00
	DuPage County	Suburban	904000	\$64,365	4	1.41	0.36
	DeKalb County	Rural	89000	\$46,964	8	1.03	0.73
	Statewide	Not applicable	12.4 million	\$45,803	11	1.00	1.00
メリーランド州	Baltimore	Urban	651000	\$33,900	22	0.65	2.44
	Montgomery County	Suburban	873000	\$70,100	5	1.34	0.56
	Wicomico County	Rural	85000	\$36,400	13	0.70	1.44
	Statewide	Not applicable	5.3 million	\$52,346	9	1.00	1.00

出所：GAO(2002)、Table 2、Table 4、Table6 に、加筆修正。

5.2. イリノイ州における Reimbursement rate の設定状況

イリノイ州の3地域について、施設プロバイダーと家庭保育プロバイダーに対する CCDF の Reimbursement rate の上限（親一人と2歳児の二人家族を示したのが表8である。

まず、施設プロバイダーに対する Reimbursement rate の上限から検討しよう。施設プロバイダーに対する Reimbursement rate の上限は、イリノイ州全体で一律に設定されており、一月あたり731ドルとなっている。各地域における経済社会状況が多様であるにもかかわらず、施設プロバイダーに対する購入価格の上限が一律であるならば、各地域における利用可能性は一律ではなくなるはずである。

第1に、全米でも有数の構造的貧困を抱える地域であるシカゴ市内南部（貧困地域）からみていくと、同地域では、施設プロバイダーの市場価格のメジアン値は433ドルであるので、イリノイ州の Reimbursement rate の上限月731ドルはそれをはるかに上回っている。そして、施設プロバイダー99件の中で CCDF 給付の認定を受ける者は94件であり、実際にその上限の範囲内で業務を遂行する者は89件である。その89件が CCDF 給付認定数94件に占める比率（上限内参加率）は95%であり、CCDF 受給者は、Reimbursement rate の範囲内でかなり多くのプロバイダーが利用可能といえる。したがって、シカゴ市内南部の貧困地域においては、イリノイ州の一律的な上限（731ドル）が、低所得世帯の施設保育サービスの利用を容易にする仕組みとして機能しているといえよう。

第2に、都市部郊外のDuPage Countyをみると、施設プロバイダーへのReimbursement rateの上限731ドルに対して、同地域における市場価格のメジアン値は753ドルとなっている。そして、施設プロバイダー97件の中でCCDF給付の認定を受ける者は86件であるが、実際にその上限の範囲内で業務を遂行する者は26件であるので、その26件のCCDF給付認定86件に占める比率（上限内参加率）は30%である。ただし、この30%という上限内参加率をもって「低所得世帯の保育サービス利用を容易でない」と結論できるかは、一概には判断しがたい。表7にみるように、同地域の貧困率4%はシカゴ市内の22%

の2割弱であるので、同地域の中では、相対的に少ない低所得世帯と非低所得世帯の住み分けがあり、30%の上限内参加率であっても、低所得世帯の必要を満たしている可能性があるためである。

表 8 イリノイ州およびメリーランド州の各地域における Reimbursement Rates とプロバイダー料金の比較（2人家庭：親と2歳児）

州	Community	child careの タイプ	reimbursement rateの最大値	中位価格	プロバイ ダー総数	補助を受け入 れているプロ バイダー数	reimbursement rate内で補助を 受け入れている プロバイダー数	reimbursement rate内で補助を 受け入れている プロバイダーの 割合	中位価格に対する Reimbursement rate水準
			①	②	③	④	⑤	⑥=⑤/④	⑦=①/②
イ リ ノ イ 州	Chicago (south side)	Family home	\$466	\$466	732	713	509	71	1.00
		Center	\$731	\$433	99	94	89	95	1.69
	DuPage County	Family home	\$466	\$650	345	161	9	6	0.72
		Center	\$731	\$753	97	86	26	30	0.97
	DeKalb County	Family home	\$414	\$433	95	61	18	29	0.96
		Center	\$731	\$595	12	12	12	100	1.23
メ リ ー ラ ン ド 州	Baltimore	Family home	\$429	\$433	1159	1118	501	45	0.99
		Center	\$433	\$417	77	77	52	68	1.04
	Montgomery County	Family home	\$596	\$563	634	495	241	49	1.06
		Center	\$659	\$669	76	69	33	48	0.99
	Wicomico County	Family home	\$325	\$325	160	123	79	64	1.00
		Center	\$358	\$375	20	19	7	37	0.95

出所：GAO(2002)、Table 3、5より作成。

第3に、非都市部の DeKalb County をみると、施設プロバイダーへの Reimbursement rate の上限 731 ドルに対して、同地域における市場価格のメジアン値は 595 ドルである。そして、施設プロバイダー12件の中で、CCDF 給付の認定を受ける者が 12 件、実際にその上限の範囲内で業務を遂行する者も 12 件であり、上限内参加率は 100% である。したがって、DeKalb County においても、シカゴ市内南部の貧困地域と同様に、イリノイ州の一律的な上限（731 ドル）が、低所得世帯の施設保育サービスの利用を容易にする仕組みとして機能しているといえる。

以上より、イリノイ州の場合、施設プロバイダーについては、シカゴ市における利用可能性を考慮した水準で設定される Reimbursement rate の上限額を州全体に適用することにより、都市部郊外も非都市部においても低所得世帯の利用可能性は確保されているとみることができよう。

それでは続いて、家庭保育プロバイダーに対する Reimbursement rate の上限を検討する。

第1に、シカゴ市内貧困地域（南部地域）からみていくと、家庭保育プロバイダーに対する Reimbursement rate の上限額 466 ドルは、同地域の市場価格のメジアン値 466 ドルと同じ水準に設定されている。そして、家庭保育プロバイダー 732 件の中で、CCDF 給付の認定を受ける者は 713 件であり、実際にその上限の範囲内で業務を遂行する者は 509 件であるので、上限内参加率は 71% となる。したがって、シカゴ市内南部の貧困地域においては、イリノイ州の上限額（466 ドル）が、低所得世帯の家庭保育プロバイダーの利用をある程度は容易にする仕組みとして機能しているといえる。

第2に、しかしながら、上記で検討した同地域の施設プロバイダーの状況と比較すると、中位価格に対する Reimbursement rate の上限の水準は、家庭保育プロバイダーよりも、施設プロバイダーの方がかなり高く設定されている。そのため、上限内参加率も、施設プロバイダーの方が家庭保育プロバ

イダーよりも高いものとなっている。すなわち、家庭保育プロバイダーよりも、むしろ施設プロバイダーへと誘導するバイアスがかけられていると考えられる。

第3に、都市部郊外の富裕地域であるDuPage Countyおよび非都市部のDeKalb Countyにおいても、家庭保育プロバイダーへのReimbursement rate の上限は、各地域の市場価格のメジアン値よりも低く設定されている。そして、施設プロバイダーと比べて、家庭保育プロバイダーの上限内参加率はかなり低くなっており、やはり施設プロバイダーに誘導するバイアスがかけられていると考えられる。

5.3. メリーランド州における Reimbursement rate の設定状況

次に、メリーランド州の施設プロバイダーと家庭保育プロバイダーに対する CCDF の Reimbursement rate の上限（親一人と2歳児の二人家族）を、やはり表8を用いて検討する。イリノイ州とは異なり、メリーランド州では、施設プロバイダー、家庭保育プロバイダー共に、地域ごとに異なる Reimbursement rate の上限が設定されている。

まず、施設プロバイダーをみると、第1に、Baltimore市では、施設プロバイダーの Reimbursement rate の上限が433ドルであり、同地域の市場価格のメジアン値417ドルを僅かながら上回る水準となっている。そして、施設プロバイダー77件の中でCCDF給付の認定を受ける者は77件、実際にその上限の範囲内で業務を遂行する者は52件であり、上限内参加率は68%である。すなわち、イリノイ州のシカゴ市貧困地域ほどではないものの、Reimbursement rate の設定水準は、Baltimore市の低所得世帯の保育サービス利用を容易にする仕組みとしてある程度機能するものといえる。

第2に、都市部郊外のMontgomery Countyでは、施設プロバイダーの Reimbursement rate の上限659ドルは、同地域における市場価格メジアン値の669ドルを若干下回っているので、施設プロバイダー76件の中でCCDF給付の認定を受ける者は69件であるが、実際にその上限の範囲内で業務を遂行する者は33件であり、上限内参加率は48%である。ただし、表7にみるように同地域の貧困率5%はBaltimore市の22%の2割程度であるので、同地域の中で相対的に少ない低所得世帯と、非低所得世帯の住み分けがあって、48%の上限内参加率でも低所得世帯の必要を満たしている可能性が高いと思われる。

第3に、非都市部のWicomico Countyでは、施設プロバイダーのReimbursement rateの上限358ドルは同地域における市場価格メジアン値375ドルを若干下回っている。そして、施設プロバイダー20件の中でCCDF給付の認定を受ける者は19件であるが、実際にその上限の範囲内で業務を遂行する者は7件であり、上限内参加率は37%である。

ここで、これら家庭保育プロバイダーに対するReimbursement rateの設定状況と、施設プロバイダーに対するそれとを比較すると、第1に、非都市部のWicomico Countyについては、施設プロバイダーのReimbursement rateの上限を市場価格メジアン値よりも低く設定して、他方ではfamily home保育サービスについては保育料上限を市場価格メジアン値と同じ水準に設定することで、family home保育の利用に誘導する政策がとられていると推察できる。

第2に、Baltimore市においては、施設プロバイダーのReimbursement rateの上限を市場価格メジアン値よりも高く設定して、他方では家庭保育プロバイダーのReimbursement rateの上限を市場価格メジアン値よりも低く設定することで、施設保育の利用に誘導する傾向がみられる。

以上からわかるように、Maryland州の場合、イリノイ州とは異なって、地域別の保育料上限の設定を通して、各地域の特性に整合する低所得世帯向けChild careプログラムを構築しようとする性格が強いと評価できる。

6. 結びに代えて

本稿では、分権的システムにおける政府間補助金のあり方を検討するために、アメリカにおけるブロック補助金に注目し、低所得者対象の Child care プログラムである CCDF について検討した。既に説明したように、Child care サービスは、1990 年代に行われた福祉改革が目的とする、福祉受給者の就労促進という政策目的の実現のためには不可欠な要素の一つであり、地域によって就労機会と貧困の実態が多様であるがゆえに、より効果的で効率的にその政策目的を達成するためには、州政府側に制度設計に関する幅広い裁量性を付与することが重要といえる。

そして、この CCDF に関する今回の検討から明らかになったことは、第 1 に、アメリカでは、福祉政策においても市場ベースでのサービス供給がなされており、受給者が民間市場で商品を購入できるよう政府が資金を助成することが制度の基本となっていることである。それゆえに、Reimbursement rate と呼ばれるプロバイダーへの支払価格の上限をはじめとして、政府の規制等が市場参加者の行動と受給者の利用可能性に大きな影響を与えることになり、市場メカニズムを踏まえた政策設計がより重要になるといえる。第 2 に、連邦政府から州政府への規制・要請と、州政府側がもつ幅広い裁量性とのバランスについても、連邦政府が示す最低基準をクリアすれば、州政府は、適格者の範囲、補助対象プロバイダー、Reimbursement Rate と家庭の自己負担水準の設定などに大きな裁量性を発揮することが可能となっている。逆にいえば、アメリカにおいてはその多様性ゆえに、このような裁量性が存在しなければ、効率的な政策目的の達成が困難であるともいえるのである。

さらにいえば、アメリカの福祉分野における実際の現場では、NPO や教会といった民間部門の活動が不可欠であり、むしろそれらが主体となって活動することも多く、それを前提として、地方政府が租税資金の投入や人材、情報のサポートをするものとなっている³²。それゆえに、国民の立場からみれば、そのサポートを行うのは、連邦政府よりも身近な地方政府であることが当然望ましいのであり、このような民間主体で社会システムが構成されているからこそ、「分権」が重要な意味を持つことが、アメリカの州・地方財政システムの研究から見出される。これは、日本がさらなる地方分権を目指すにあたって、団体自治のための環境整備に加え、民間主体の自助努力や自立を礎とする住民自治等の強化が非常に重要であることを示すといえよう。

このような特徴を持つアメリカのシステムにおいて、連邦政府の役割とは、民間部門や州・地方政府を「主導」することではなく、むしろ現場に近い地方政府や民間団体が自主的に進める事業を「支援」という実態が予想される。そこで、このような分権的な実態を明らかにする中で、アメリカ連邦制における政府補助金の特徴に迫ることが、本研究の今後の課題といえる。そのためのアプローチとして、第 1 に、今回検討した CCDF に対して、特定の州に関する事例研究等を行い、連邦補助プログラムにおける連邦政府、州政府、地方政府および民間部門との間の分権的な関係を明らかにすることと、第 2 に、CCDF との比較研究として、その他のブロック補助金と、メディケイドなどの代表的な特定補助金を分析し、州政府に対する裁量性の差異の程度を検討すると共に、逆に、共通基盤として見出される分権的特徴を明らかにすることが考えられる。

³² アメリカの福祉分野におけるこれらの関係の詳しい分析は、木下(2007)参照。

付表 各州の略号と地域区分

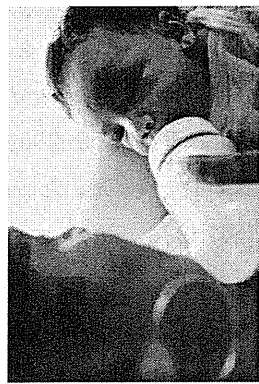
略号	州名	州名(邦訳)	地域
AL	Alabama	アラバマ	Southeast
AK	Alaska	アラスカ	Far West
AZ	Arizona	アリゾナ	Southwest
AR	Arkansas	アーカンソー	Southeast
CA	California	カリフォルニア	Far West
CO	Colorado	コロラド	Rocky Mountain
CT	Connecticut	コネチカット	New England
DE	Delaware	デラウェア	Mideast
DC	District of Columbia	コロンビア特別区	Mideast
FL	Florida	フロリダ	Southeast
GA	Georgia	ジョージア	Southeast
HI	Hawaii	ハワイ	Far West
ID	Idaho	アイダホ	Rocky Mountain
IL	Illinois	イリノイ	Great Lakes
IN	Indiana	インディアナ	Great Lakes
IA	Iowa	アイオワ	Plains
KS	Kansas	カンザス	Plains
KY	Kentucky	ケンタッキー	Southeast
LA	Louisiana	ルイジアナ	Southeast
ME	Maine	メイン	New England
MD	Maryland	メリーランド	Mideast
MA	Massachusetts	マサチューセッツ	New England
MI	Michigan	ミシガン	Great Lakes
MN	Minnesota	ミネソタ	Plains
MS	Mississippi	ミシシッピ	Southeast
MO	Missouri	ミズーリ	Plains
MT	Montana	モンタナ	Rocky Mountain
NE	Nebraska	ネブラスカ	Plains
NV	Nevada	ネバダ	Far West
NH	New Hampshire	ニューハンプシャー	New England
NJ	New Jersey	ニュージャージー	Mideast
NM	New Mexico	ニューメキシコ	Southwest
NY	New York	ニューヨーク	Mideast
NC	North Carolina	ノースカロライナ	Southeast
ND	North Dakota	ノースダコタ	Plains
OH	Ohio	オハイオ	Great Lakes
OK	Oklahoma	オクラホマ	Southwest
OR	Oregon	オレゴン	Far West
PA	Pennsylvania	ペンシルバニア	Mideast
RI	Rhode Island	ロードアイランド	New England
SC	South Carolina	サウスカロライナ	Southeast
SD	South Dakota	サウスダコタ	Plains
TN	Tennessee	テネシー	Southeast
TX	Texas	テキサス	Southwest
UT	Utah	ユタ	Rocky Mountain
VT	Vermont	バーモント	New England
VA	Virginia	バージニア	Southeast
WA	Washington	ワシントン	Far West
WV	West Virginia	ウェストバージニア	Southeast
WI	Wisconsin	ウィスコンシン	Great Lakes
WY	Wyoming	ワイオミング	Rocky Mountain

参考文献

- 片山信子、「米国の財政再建と議会予算局(CBO)の役割」、『レファレンス』、No. 635、13-29 頁、2003 年 12 月号
- 木下武徳、『アメリカ福祉の民間化』、日本経済評論社、2007 年
- 渋谷博史、「アメリカ・モデルの分権システム」、渋谷博史・埴武郎編『アメリカ・モデルとグローバル化Ⅱ』、昭和堂、2010 年。
- 根岸毅宏、『アメリカの福祉改革』、日本経済評論社、2006 年。
- Grogger, J. and L. A. Karoly, *Welfare Reform: Effects of a Decade of Change*, Harvard University Press , 2005.
- Fisher, R.C. (1996), *State and Local Public Finance* Second Edition, IRWIN.
- Blau, D. M., *The Child Care Problem : an Economic Analysis*, Russell Sage Foundation, New York, 2001.
- Gish, M., "Child Care: Funding and Spending under Federal Block Grants," *Congressional Research Service Report*, RL31274, Updated March 19, 2002.
- Gormley, W.T., *Everybody's Children -Child Care as a Public Problem*, Brookings, 1995.
- Office of Management and Budget(OMB), *Budget of the United States Government: Appendix Fiscal Year 2011*, (<http://www.gpoaccess.gov/usbudget/fy11/appendix.html>)
- U.S., House, the Subcommittee on 21st Century Competitiveness of the Committee on Education and the Workforce, *Hearings, Assessing the Child Care and Development Block Grant*, . One Hundred Seventh Congress, Second Session. 2002.
- U.S. Department of Health and Human Services(HHS), *Child Care and Development Fund (CCDF) Report to Congress for FY 2004 and FY 2005*, (<http://www.acf.hhs.gov/programs/ccb/ccdf/rtc/rtc2004/intro.htm>, Posted May 14, 2008) (2010/1/1 ダウンロード)
- U.S. Department of Health and Human Services(HHS), *Child Care and development Fund Report of State and Territory Plans*, FY 2006-2007 and FY 2008-2009.
- U.S. General Accounting Office(GAO), *CHILD CARE States Increased Spending on Low-Income Families, Report to Congressional Requesters*, GAO-01-293, February 2001.
- U.S. General Accounting Office, (GAO), *CHILD CARE States Exercise Flexibility in Setting Reimbursement Rates and Providing Access for Low-Income Children*, (GAO-02-894), 2002.
- U.S. Congress, House of Representatives, Committee on Ways and Means, *Green book*, 1996.

アメリカの連邦補助金にみる 分権的構造

—Child Care政策を中心に—



札幌学院大学 経済学部
加藤 美穂子

2010年2月総務省研究会

2 本稿の問題意識と目的

- 分権と多様性を包含する政府間補助金システムの検討
- 連邦政府の「主導」ではなく、現場に近い地方政府や民間団体が自主的に進める事業を「支援」するという実態を明らかにすることを、アメリカ連邦制における補助金の特徴に迫る。
- 特に、連邦政策における州政府の裁量性と州間の多様性に焦点を当てる。

3 本稿の問題意識と目的

- アメリカ連邦システムにおける州・地方財政の特徴
 - 多様性
 - 背後に貫徹する自立性と自律性
- ↓
アメリカでは、この州間の多様性を、重要な要素として織り込んだ連邦補助金システムを構築。
→逆にいえば、それを織り込まない連邦補助金は、アメリカのシステムでは排除される。

4 本稿の問題意識と目的

- アメリカにおけるブロック補助金と特定補助金 (Categorical)の比較研究
 - 州政府に広範な裁量性を認めるブロック補助金の構造
 - 連邦政府の規制・要請と、州政府の裁量性とのバランス
 - ブロック補助金下で展開される州政策の多様性の検討
 - カテゴリーカル補助金における裁量性の検討
- 今回の報告では、1と2のブロック補助金に関する部分のみ

5 対象とするブロック補助金

・ 1990年代以降のアメリカのChild careブロック補助金
⇒ 同時期に画期的に進められた福祉改革の一環として考察することが前提条件

※1996年の連邦福祉改革 (the Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996 : PRWORA)

- ・ 個人へのエンタイルメント(entitlement)の廃止
- ・ 就労促進型プログラム
- ・ 特定補助金からブロック補助金への転換

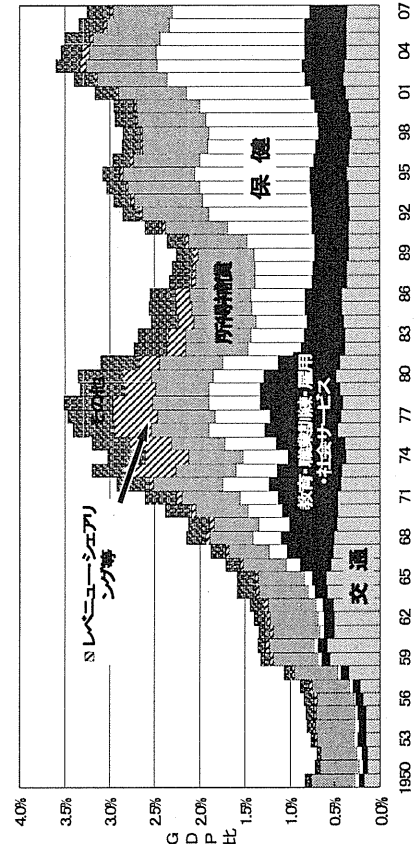
アメリカの連邦補助金とChild Care政策の概要

6 本報告の構成

1. アメリカの連邦補助金とChild Care政策の概要
2. 1996年福祉改革以降のChild Care連邦補助金の構造
 - 多様性を可能とする連邦補助金の構造
3. 州政府レベルでのChild Care政策の多様性の展開

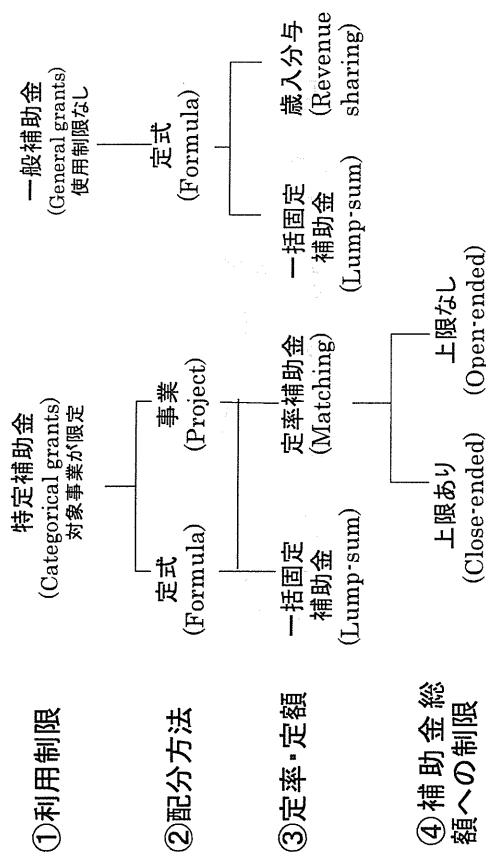
8

連邦補助金の推移と内訳：GDP比



出所: The U.S. Government Printing Office., *Budget of the United States Government Historical Tables Fiscal Year 2009* より作成

9 参考) 政府間補助金の分類



出所) Fisher(1996) p.209 図9-3参照

10 アメリカにおける主なChild Care政策

- 付表1参照

12 1996年福祉改革(PRWORA)の概要

- PRWORA以前の公的扶助プログラムの問題
 - 「福祉の罫」、「福祉依存」、シングルマザーの増加
 - 特に、児童扶養家庭への公的扶助：AFDC
- AFDCの廃止とTANFの創設
 - AFDCプログラムのウェイバー条項を用いた各州での実験、普及
 - ⇒連邦政策への吸収、TANFの創設
- 個人へのエンタイトルメントの廃止
- カテゴリカル補助金のブロック補助金化

1996年福祉改革以降の連邦Child Care政策

- 福祉政策の一環としてのChild Care政策
- 州政府および受給者の選択の自由の重視
 - 民間市場ベースのサービスの供給

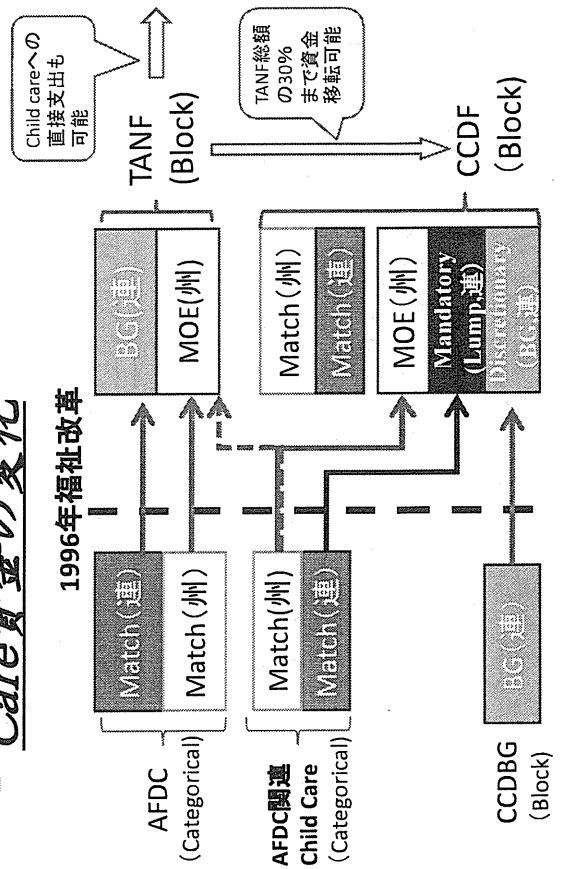
13 TANFの特徴

- 福祉から就労へ：受給者への就労規定
 - Child Careサービスの重要性の増加
 - 通勤手段の提供の重要性の増加
 - 公共交通の改善、バン・プール (NPOの通勤援助)
- 給付年限の上限の設定；生涯で5年間
- 2人親家庭の推進
- ファミリー・キヤップの導入
- 福祉関連の広範な目的に使用可能 (保育、職探し、の援助、薬物乱用者へのカウンセリング、交通支援など)

14 Child Care ブロック補助金 (CCDBG)

- 1990年 CCDBGの創設
- 1996年福祉改革法
 - ⇒ AFDC関連のChild Care政策を廃止し、CCDBGと併せて再編成；CCDFの創設

15 1996年福祉改革によるChild Care資金の変化

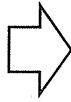


16 maintenance-of-effort (MOE) requirement

- MOEとは
 - 連邦補助金の受給要件の一つとして、州政府等に、一定額の自己資金を最低限支出することを求める連邦規定。
 - MOEを支出しなければ、連邦補助資金へのアクセスが不可能であつたり、減額がなされる。
 - マッチング資金とは異なる。
 - 連邦補助を増加させた際に、州政府が自己資金からの支出を代替的に削減することを防止することにつながる。
- CCDFに関するMOE
 - CCDFのマッチング資金を受け取るための資格要件 (マッチング資金を受けない場合は、満たす必要なし)
 - AFDCプログラム下で支出されていたChild careサービスに関する州資金のうち、1995年度または1994年度のいずれか高い方の金額と同額の州支出の継続が求められる。

17 TANFとCCDFのMOE

州政府資金によるChild care支出のうち、「TANFの適格性がある家庭が対象」、かつ、「CCDFのMOE (or マッチング資金) の条件」を満たす金額



TANF MOEとCCDF MOE (or マッチング資金) の両方にカウント可能。(上限あり)

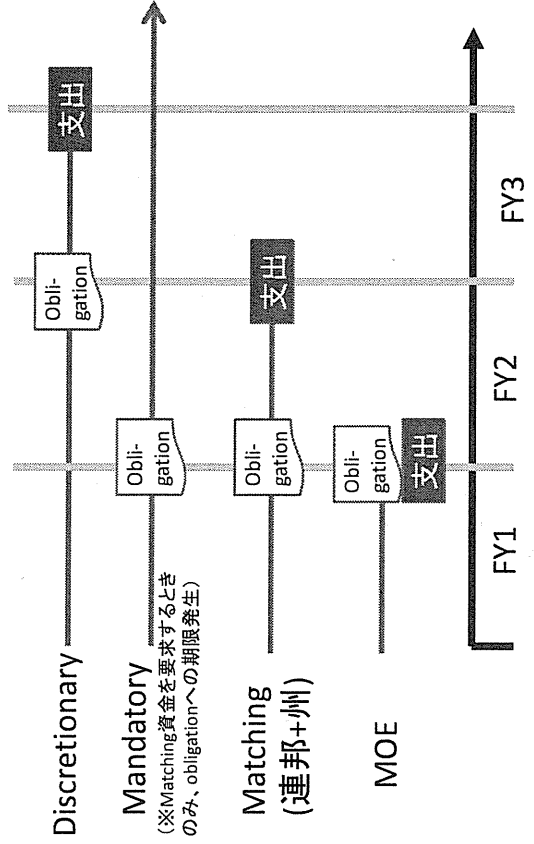
19 CCDFの基本構造： 州へのマッチング資金の要請

Mandatory	Matching	Discretionary
<ul style="list-style-type: none"> 100%連邦資金。州はマッチング資金を要求されない。 州は連邦資金の一部分の受け取りにエンタイトルを持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> 州はマッチング資金の拠出が必要。(各州のマッチング率はFMAR rateによる) 州が連邦のマッチング資金を得るための条件 ①各州のマンデイト資金がその資金を受けた連邦財政年度未だに予算化 (obligate) されること。 ②①と同年度内に、州のMOE水準と等しい州資金を支出(MOT)の支出がまず求められる) 	<ul style="list-style-type: none"> 100%連邦資金。州はマッチング資金を要求されない。

18 CCDFの基本構造

CCDF		
Mandatory	Matching	Discretionary
Section 418 of the Social Security Act AFDC関連child careプログラム下での各州の連邦シェアに基づく。1994年度の支出額、1995年度の支出額、1992-1994年度の支出の平均のうち、最も大きい額を各州に配分。	全米の13歳以下児童数に対する各州の13歳以下児童数の割合に基づき配分。	the Child Care and Development Block Grant Act (1996年修正) 以下の3要因を含む算定式により配分。 ・幼児要因：各州の5歳以下児童数の対全米比 ・School lunch要因：the National School Lunch Act下で無料または軽減価格の学校給食を受けている児童の各州の対全米比 ・分配均衡要因：全米の一人当たり所得の3年平均と、各州の一人当たり所得の3年平均により決定されるウェイト(2年ごとに計算)。

20 CCDF資金の執行期限



資料：Gish(2002), p.9, Figure 2に加筆修正

21 連邦政府のCCDF関連予算の状況

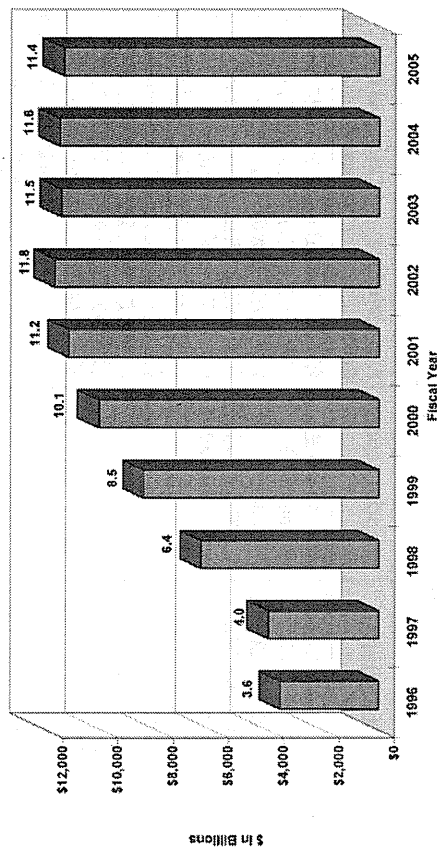
項目	金額(単位100万ドル)	FY2010 est.
州政府へのエンタイトルメント	FY2009実績	2,917
	new obligations合計	2,917 [57.8%]
うち		
・Mandatory Child care	1,178 [23.4%]	1,178
・Matching Child care	1,674 [33.2%]	1,674
Discretionary (CCDBG)	new obligations合計	2,137
うち		
・州へのブロック補助金	2,117 [43.7%]	2,117
・Recovery actによる州へのブロック補助	1,990	10
エンタイトルメント+Discretionary (Recovery act除く金額)	7,034 (5,044 [100%])	5,054 (5,044)

資料: Government Printing Office, Budget of the United States Government FY2011: Appendix, pp.496-497,より作成。
備考: []内は、Recovery actによる補助を除くエンタイトルメントと合計に占める割合。

23 連邦政府による州政府への規制・要請

- 平等利用規定 (Equal Access Provision : EAP)
対象世帯が、非対象世帯と比べて不利にならないようにすることを求める連邦規定
- Reimbursement rate :
州政府等が、プロバイダーに対して支払う最高額。「家庭の自己負担」と「州政府の負担」からなる。
- 州内プロバイダー料金の百分位75%点以上
受給者は、少なくとも州内のChild care市場における75%のプロバイダーを利用可能
市場価格調査の実施と連邦厚生省(HHS)への報告 (2年ごと)
ただし、州政府は市場価格調査の結果を考慮することを求められるが、強制はされない。(GAO(2002) p.7)

22 TANF, CCDFを通じたChild care支出の状況 (全米、連邦資金+州・地方資金)



※所与の年度においてChild careに対して利用可能な資金の推計値を示している。

24 連邦政府による州政府への規制・要請

- 利用者負担の設定
- 家庭の規模と所得を考慮したSliding-Fee Scaleの設定 (州政府がその他の要素を加味することは可能)
- 自己負担額の上限は、対象世帯の所得の10%
・ただし、連邦政府のガイドラインに従うか否かは、州政府側の裁量。GAO(2002)
- 連邦厚生省 (HHS) が各州のCCDF計画の査定と承認を行う一方で、EAPを満たしていること、HHSに証明する際の基準の決定は、州にかなりの裁量性がある。(GAO(2002) p.7)

25 連邦政府による州政府への規制・要請 ：受給者の所得に関する適格基準

- 上限：SMIの85%
⇒各州はこの水準以下であれば、自由に設定可能（最大で州人口の40%強を含む水準）
- 州政府には、適格基準に該当する世帯の全てにCCDFを提供する義務はなし。
- ただし、非常に低所得の家庭の児童と、特殊ニーズを持つ児童には、サービス提供の義務あり（CCDF計画で「特殊ニーズ」と「非常に低所得」の定義を示すことが求められる）
↓
逆にいえば、この最も必要性が高い対象者への義務さえクリアすれば、それを上回る部分については、上記の上限の範囲内で、州政府は裁量により多様な運営が可能という枠組み。

27 連邦政府による州政府への規制・要請 ；その他

- 保健、安全、ケアの質に関する要請
 - プロバイダーに対する保健・安全基準の整備と証明；感染症の防止と制御（予防接種を含む）、建築物と物理的施設の安全など
- 受給者にバウチャー利用を可能にすること
- ケアの質向上への最低支出水準（4%以上）
- 行政費用への支出の制限（5%以下）

26 連邦政府による州政府への規制・要請 ：福祉受給家庭へのサービス提供

- Section 418 of the Social Security Act
→州は、マンデイト資金の少なくとも70%を、TANF受給家庭やTANFから就労への移行中の家庭、福祉受給の危険性のある家庭に対して支出することが求められる。
- Gish(2002)による指摘
 - ただし、福祉受給の危険性があるグループと、その他のワキングアップ家庭（discretionary資金の対象者）との区別は、定義されていない。
 - このマンデイト資金の70%部分の全てを、TANFと関係のない低所得の就労家庭に支出することも可能。（TANF受給者が受けたCCDF補助に関する全米的なデータは入手不可）

28 連邦政府による州政府への規制・要請 ：CCDF計画の提出と実績報告

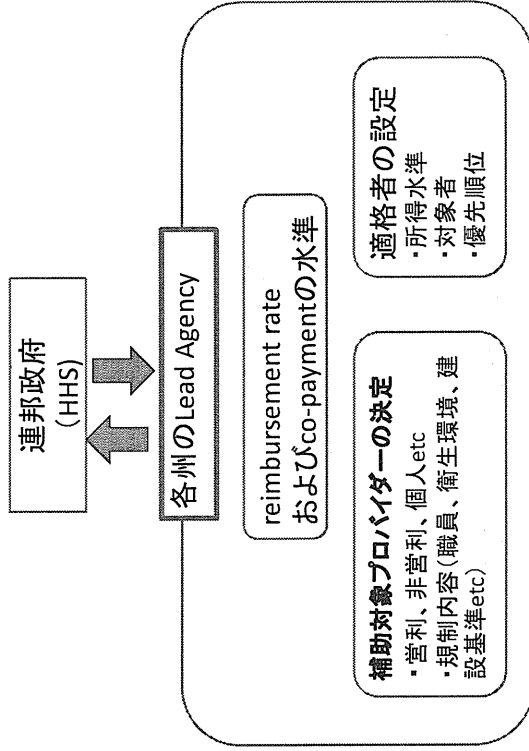
State Plan	Financial Report	Aggregate Date Report	Case-Level Date Report
どのように各州のCCDFプログラムが、法的要請や関連する連邦規制、その他のACFが示した指示とガイドラインに適合して管理されるかに関し、Lead Agencyと連邦政府との間の合意に役立てるためのもの。	Mandatory資金、Matching資金、Discretionary資金に対する州の見込み額と支出額のリスト。	年間にCCDFを通じてサービスを受けた児童と家庭数の純計、支払い方法、CCDFプロバイダ、Child careのタイプ、毎の州が認可した収容定員、消費者教育の方法、等の状況の提供。	1か月間にサービスを受けた家庭と児童に関するケース別データの提供。人口統計、家庭所得とcopaymentsなどの情報を含む。州政府は提出にあたり、サンプリング調査か全数調査かの選択肢を持つ。
2年ごと	四半期ごと	1年ごと	月次あるいは四半期ごと
報告頻度			

資料：ACF, Child care and Development Fund Report to Congress for FY2004 and FY2005, p.A-2より抜粋

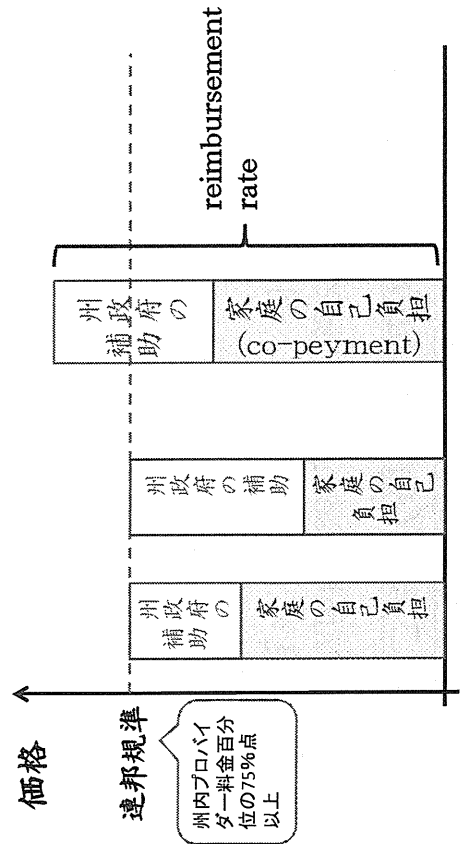
29 HHSによる制裁 (GAO(2002) p.7)

- 連邦厚生省(HHS)は、法を十分に遵守していない州に対して制裁措置を取る権限を持つ。
⇒しかし、HHS当局者によると、制裁措置は利用されたこととはない。
- Equal access provisionを遵守しそこなったことに対する金銭的制裁はなし。
- 規定された期間内に州が市場価格調査を実施していない場合、それを理由にHHSは州計画の承認を拒否する例は多数。
⇒州には遵守するための期限を付与。この方法は、各ケースで功を奏したとされる。

30 州政府側に裁量性のある主な分野



31 reimbursement rateに関する州の裁量



32 Reimbursement rateのプロバイダーへの影響

Reimbursement rateの水準	政策への参加意欲	受け入れ児童の選択
高	+	非補助児童を排除する可能性
低	—	補助児童を排除する可能性

資料：GAO(2002)より作成

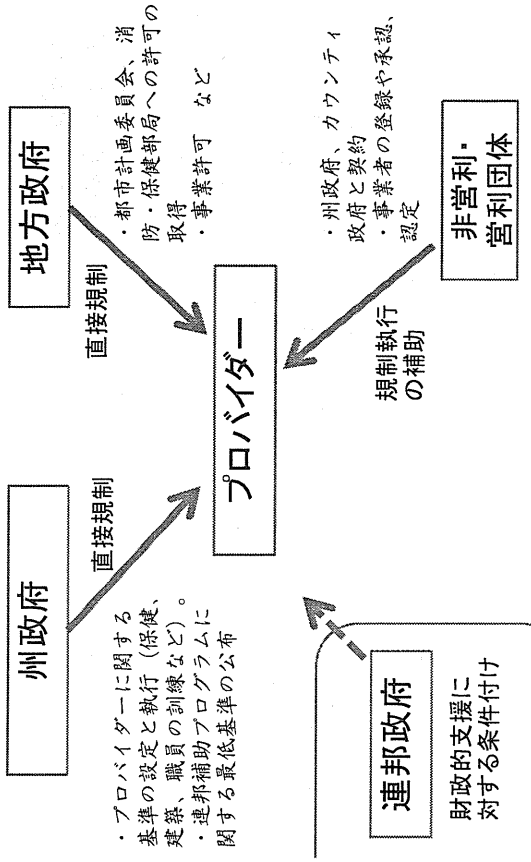
33 利用可能性(Accessibility)及び 値ごろ感(Affordability)との関係

- 適正なreimbursement ratesと、値ごろ感のある家庭の自己負担とは、利用可能性にとって中心的な問題
- 家庭の自己負担
 - 家庭の値ごろ感(affordability)と関連し、特定プロバイダーに関する低所得の親の選択に影響を与える

35 プロバイダーへの規制をめぐるト レードオフ問題 (Gormley,(1995))

- 規制強化
 - プロバイダー価格の上昇→消費者の利用可能性の低下
 - インフォーマル・プロバイダーの増加 (特にHomeプロバイダーなど個人のプロバイダー)
- 相対的に高い基準を持つ州
 - 規制を順守する水準が相対的に低くなる傾向
 - 強固な執行手段(抵抗するプロバイダーに罰金を科す権限など)を所有しない傾向の存在

34 プロバイダーへの規制・監視主体



州レベルでのChild Care政策の多様性の展開

37 Child Careプロバイダーの主なタイプ

プロバイダのタイプ	施設	保育者数、児童数
施設事業者 (Center-based child care provider)	非居宅施設	典型的には12人以上の児童をケア。
グループホーム事業者 (Group home child care provider)	児童の自宅以外の個人の住宅	2人以上の保育者が、多人数の児童 (典型は6人から12をケア人)
家庭保育事業者 (family child care providers)	児童の自宅以外の個人の住宅	単独の保育者が、相対的に少人数の児童をケア (典型は3人以下)。
家庭内child careプロバイダー	児童の自宅	個人がchild careサービスを提供
非公式事業者 (Informal)	親戚や友人を含む成人により提供される、その他の合法的なケア活動。一般的に、規制はされていない。(このタイプの事業者には、家庭内や、規制されていない家庭保育 (unregulated family child care)を含む)	

39 家庭内ケアへの制限

政策	州、属領の数 (State (or Territory))
家庭内ケアへの何からの制限を設	37 KS, KY, LA, MA, ME, MI, MT, NC, ND, NE, NH, NJ, NV, NY, PR, RI, SC, SD, TN, TX, VA, VT, WA, WI, WV
親による、家庭内保育者への最低賃金等の支払い a)	27 AL, AR, AS, CA, DE, FL, GA, HI, IA, ID, IN, KS, KY, MA, ME, MI, NC, ND, NE, NV, NY, RI, SC, TN, VA, WI, WV
家庭内保育者に対する、基礎的な保健、安全への要求 b)	21 AS, DC, FL, HI, KS, KY, LA, MA, ME, MI, MT, NC, ND, NH, NJ, RI, SC, SD, TN, VT, WA
家庭内保育者に対する、年齢の下限 (例: 16歳)	11 KY, MA, ME, MI, MT, NH, NJ, SC, SD, TN, WA
家庭内保育の事由となる児童の特殊ニーズや医学的条件的存在	6 DE, ID, ND, NE, PR, WI
家庭内保育者を親族に限定	3 GA, IN, TX

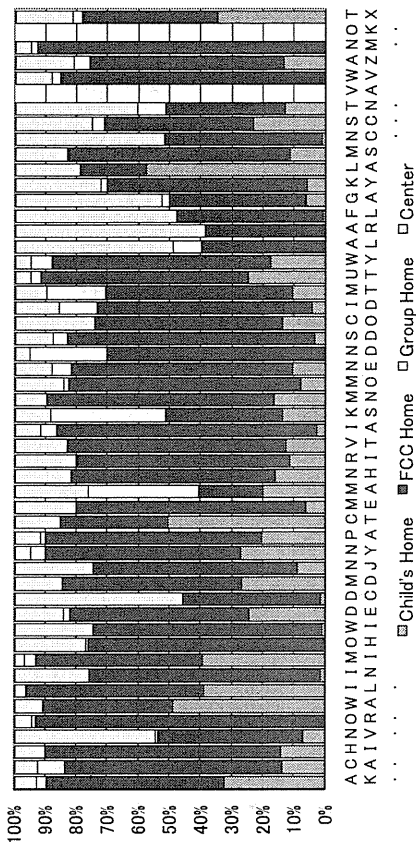
資料: HHS, Child Care and Development Fund Report of State and Territory Plans FY 2008-2009, pp.51-52

備考: a) Labor Standards Act.に基づき最低賃金の支払い。児童数×日給(または時給)が最低賃金を越えること。したがって、親は、決められた時給等に対し、この条件を満たす児童数が必要となる。幾つかの州では、家庭内保育の利用にあたり、親に、Federal Employment Identification Numberの取得を要求。

b) 親族も含めて、)児童虐待、育児放棄、犯罪経歴のチェック、その他、保健衛生および安全性のチェック

38

CCDF補助を受けているChild Careプロバイダーの内訳(2005年度)



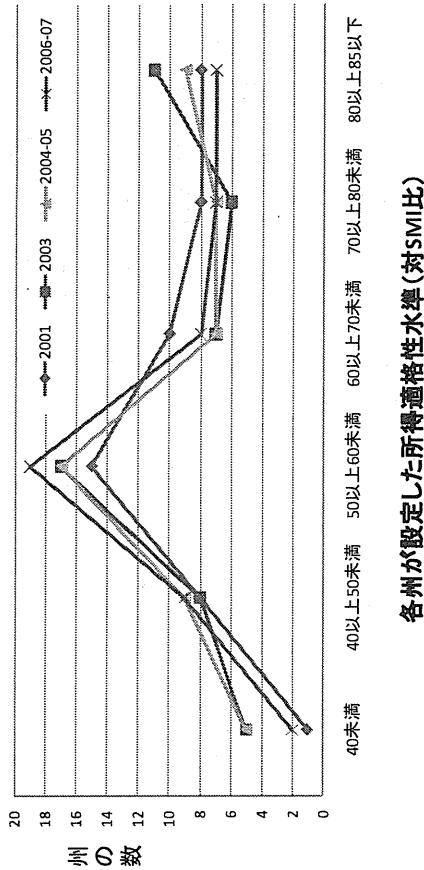
データ: U.S. Department of Health and Human Services, Child Care and Development Fund (CCDF) Report to Congress for FY2004 and FY2005.

40 保護者によるプロバイダー選択の

規定要因 (GAO(2001) p.17-18)

- 児童の年齢
- 自宅と職場とChild careプロバイダー間の信頼できる (定時性のある) 交通手段の欠如
- 適切なサービス供給の有無
 - 0歳児ケア、特殊ニーズの児童に対するケア、標準時間以外のケア
 - 低所得近隣地域では、一般的なサービスの供給も少ない
- ケアの価格

41 適格基準の設定状況



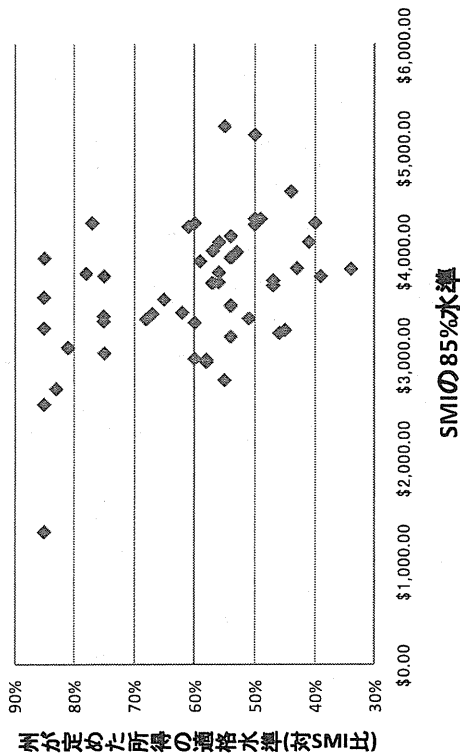
HHS資料より作成

43 補助の優先順位と対象人口

- 全米的傾向：2000-2001年 (GAO(2001)p.20)
 - Child care補助を受ける適格性のある家庭として、半分以上の州が、TANFとTANFからの移行家庭に第1あるいは第2の優先順位を与える。
 - 州は、非TANF家庭にChild care補助を提供。しかし、全ての適格性のある家庭が補助を受けているわけではない。非TANFの低所得家庭は、より低い優先順位を割り振られている。
 - 22州：Child care補助に対する優先順位における非TANF家庭の位置は、第3位かそれ以下。

⇒最近のCCDF計画ではどうなっているのか？

42 中位所得水準と州の適格基準との関係 (FY2006-07)



44 各州のReimbursement ratesの規定要因 (GAO(2002) p.2)

- 市場価格調査の結果
- プロバイダーの地理的差異、タイプ
- 児童の年齢
- 財政状況 (経常予算)
- 政策目標 (プロバイダーの質の改善、特別ニーズの児童に対する利用可能性の増加など)

45 参考：各州のReimbursement ratesおよびCo-paymentの設定状況

- 付表2 各州のCenter-Based CareのReimbursement rateの上限：大都市地域、2003
- 付表3 各州の家計へのCo-payment政策：3人家族、2003

46 個別州に関する事例： (GAO(2002)による調査より)

- 対象：都市部中心地域、都市部郊外、非都市部
 - イリノイ州：シカゴ市、Dupage County、DeKalb County
 - メリーランド州：Baltimore市、Montgomery County、Wicomico County
 - オレゴン州：Portland市、Washington County、Linn County
- 付表4、付表5 参照

47 イリノイ州の3地域の特徴

- シカゴ市（都市部中心地域）
 - 世帯所得のメジアン値は、州のメジアン値の1.4倍
 - 貧困率は、州全体の貧困率の2倍
⇒ 貧富の格差がかなり大
- DuPage County(都市部郊外)
 - 世帯所得メジアン値はシカゴ市と同レベル
 - 貧困率は、州全体の貧困率の3.6割
- DeKalb County(非都市部)
 - 世帯所得メジアン値は州メジアン値と同レベル。
- シカゴ市やDuPage Countyの7割程度。
- 貧困率は、シカゴ市よりもかなり低く、州全体の11%を下回る。

48 イリノイ州におけるCenterプロバイダーへのReimbursement rate

- このように同じ州内でも経済社会状況について地域間で大きな差異
⇒ にもかかわらず、centerプロバイダーのReimbursement rateの上限は、州全体で一律に設定：月731ドル（親一人と2歳児の二人家族）
⇒ 各地域におけるcenterプロバイダーの利用可能性に大きな差異。

49 イリノイ州：Centerプロバイダー ：シカゴ市内南部（貧困地域）

- CenterプロバイダーのReimbursement rate
州統一水準の月731ドル（親一人と2歳児の二人家族）
＜ 同地域の市場価格のメジアン値 753ドル
- centerプロバイダー99件中、
 - ①CCDF給付の認定を受ける者…94件。
 - ②Reimbursement rateの上限値内での業務遂行者…89件
 - ③ 上限内参加率 ①に占める②の比率）… 95%。

⇒シカゴ市内の貧困地域においては、イリノイ州一律上限（731ドル）が、低所得世帯の保育サービス利用を容易にする仕組みとして機能。

51 イリノイ州：Centerプロバイダー ：DeKalb County（非都市部）

- CenterプロバイダーのReimbursement rate
州統一水準の月731ドル（親一人と2歳児の二人家族）
＞ 同地域の市場価格のメジアン値 595ドル
- Centerプロバイダー12件中、
 - ①CCDF給付の認定を受ける者…12件
 - ②Reimbursement rateの上限値内での業務遂行者…12件
 - ③ 上限内参加率 ①に占める②の比率）… 100%

• Centers保育サービスについては、シカゴ市における利用可能性を考慮した水準で設定される上限額をイリノイ州全体に適用することで、都市部外も非都市部においても低所得世帯の利用可能性は確保されているとみることができ。

50 イリノイ州：Centerプロバイダー ：DuPage County（都市部郊外）

- CenterプロバイダーのReimbursement rate
州統一水準の月731ドル（親一人と2歳児の二人家族）
＞ 同地域の市場価格のメジアン値 433ドル
- centerプロバイダー97件中、
 - ①CCDF給付の認定を受ける者…86件。
 - ②Reimbursement rateの上限値内での業務遂行者…26件
 - ③ 上限内参加率 ①に占める②の比率）… 30%

ただし、この30%をもって「低所得世帯の保育サービス利用を容易でない」と結論できるかは不明。
同地域の貧困率は4%。⇒30%の上限内参加率でも、低所得世帯の必要を満たしている可能性。

52 イリノイ州：family home ：シカゴ市内南部（貧困地域）

- Family homeのReimbursement rate
州設定水準の月466ドル（親一人と2歳児の二人家族）
＝ 同地域の市場価格のメジアン値 466ドル
- family homeプロバイダー732件中、
 - ①CCDF給付の認定を受ける者…713件
 - ②Reimbursement rateの上限値内での業務遂行者…509件
 - ③ 上限内参加率 ①に占める②の比率）…71%。

⇒シカゴ市内の貧困地域においては、州が設定した上限（466ドル）が、低所得世帯の保育サービス利用をある程度は容易にする仕組みとして機能。
だが、むしろcenters保育に誘導するバイアスが存在。

53 イリノイ州: family home

- 都市部郊外の富裕地域であるDuPage County
 - 非都市部のDeKalb County
- ⇒family home保育料上限が市場価格のメジアン値よりも低く設定

↓

center保育に比べて上限内参加率がかなり低い
 ⇒やはりcenters保育に誘導するバイアスがかかかられていると考えられる。

54 連邦貧困線(FPL)に対する家庭の自己負担額(Co-Payments)の平均

年度	FPLの100%以下の家庭	FPLの100%~150%の家庭	FPLの150%超の家庭
2004	\$29.88/mth	\$84.73/mth	\$139.44/mth
2005	\$31.01/mth	\$88.34/mth	\$144.48/mth

Source: ACF-801 Administrative Data (based on family size of three).
 出典: HHS議会資料04-05, p.30

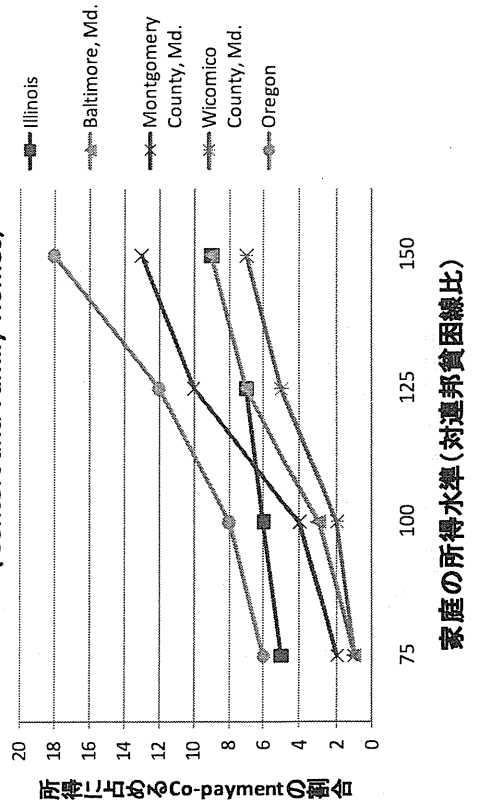
co-payment額が家庭所得に占め割合 (平均)

- 自己負担が求められる家庭…平均、家庭所得の6%
- 自己負担なし・自己負担0\$の家庭を含む場合…平均、家庭所得の5%前後

参考) 2005年度の貧困線水準(3人家族、アラスカとハワイを除く48州+DC.)
 \$16,090/年 (\$1340.83/月)

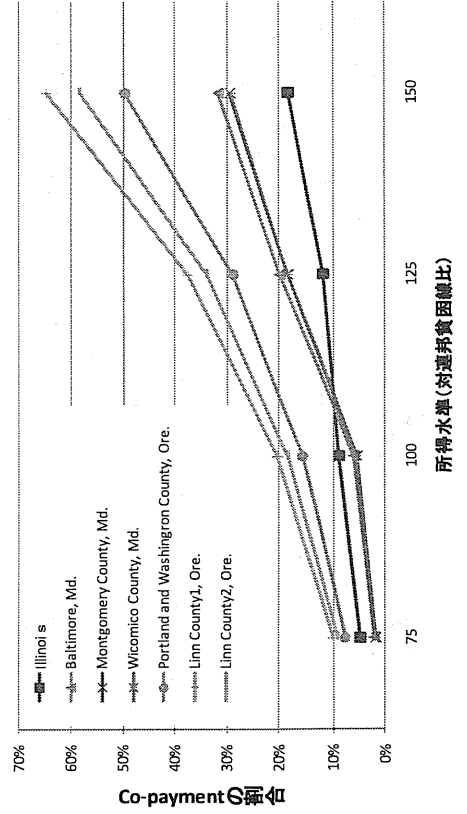
55 GAO(2002)の調査地域における利用者負担の水準

家庭所得に占めるCo-paymentの割合(%)
 (Centers and Family Homes)



56 GAO(2002)の調査地域における利用者負担の水準

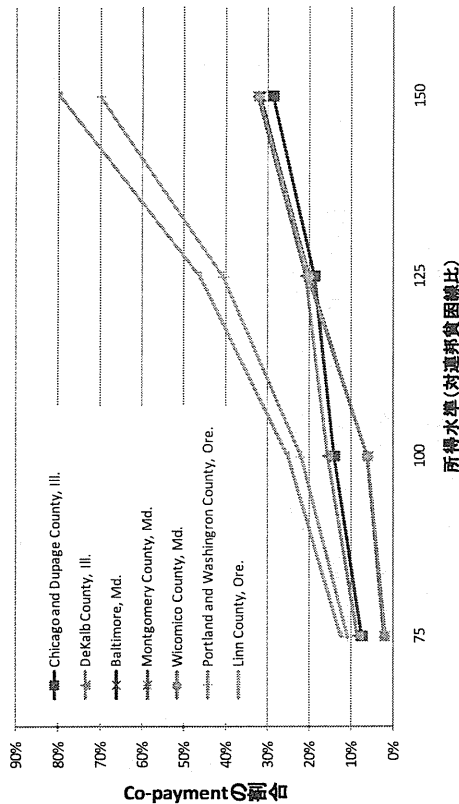
maximum reimbursement rateに対するco-paymentの割合:
 Centerプロバイダー



57

GAO(2002)の調査地域における利用者負担の水準

maximum reimbursement rateに対するco-paymentの割合:
Family home care



59 参考文献

- 根岸毅宏、『アメリカの福祉改革』、日本経済評論社、2006年。
- Fisher, R.C. (1996), *State and Local Public Finance* Second Edition, IRWIN.
- Blau, D. M., *The Child Care Problem: an Economic Analysis*, Russell Sage Foundation, New York, 2001.
- Gish, M., "Child Care: Funding and Spending under Federal Block Grants," *Congressional Research Service Report*, RL31274, Updated March 19, 2002.
- Gormley, W.T., *Everybody's Children - Child Care as a Public Problem*, Brookings, 1995.
- Office of Management and Budget(OMB), *Budget of the United States Government: Appendix Fiscal Year 2011*, (<http://www.gpoaccess.gov/usbudget/fy11/appendix.html>)
- U.S. House, the Subcommittee on 21st Century Competitiveness of the Committee on Education and the Workforce, *Hearings, Assessing the Child Care and Development Block Grant*. One Hundred Seventh Congress, Second Session.2002.

58 結びにかえて

- AFDCからTANFの変化；就労支援とChild Careの重要性の高まり
→州の裁量性と多様性を発揮することで、効率的な政策運営をすることが、重要な政策目的
- しかしながら、連邦補助金であるがゆえに、連邦からの規制と要請は必ず存在
- 州の裁量性と連邦規制とのバランス
→連邦規制を最低限クリアしながらも、州間の多様性が実現
- 今後の検討課題
分権を支える州政府、地方政府、民間部門間の関係；事例研究
カネゴリカル補助金との比較研究

60

- U.S. Department of Health and Human Services(HHS), *Child Care and Development Fund (CCDF) Report to Congress for FY 2004 and FY 2005*, (<http://www.acf.hhs.gov/programs/ccb/ccdf/rtc/rtc2004/intro.htm>), Posted May 14, 2008 (2010/1/1ダウンロード)
- U.S. Department of Health and Human Services(HHS), *Child Care and Development Fund Report of State and Territory Plans*, FY 2006-2007 and FY 2008-2009.
- U.S. General Accounting Office(GAO), *CHILD CARE States Increased Spending on Low-Income Families, Report to Congressional Requesters*,GAO-01-293, February 2001.
- U.S. General Accounting Office(GAO), *CHILD CARE States Exercise Flexibility in Setting Reimbursement Rates and Providing Access for Low-Income Children*, (GAO-02-894), 2002.

付表1 主な連邦Child Careと初期教育プログラムの歴史、目標、規定

	Exclusion for Employer-Provided Dependent Care Expenses (EEDPCE)	Dependent Care Tax Credit (DCTC)	Child Care and Development Fund (CCDF)	Title XX Social Service Block Grant (TXX-CG)	Head Start (HS)	Child and Adult Care Food Program (CACFP)	Title I, Part A, of the Elementary and Secondary Education Act (Title I-A)
開始年度	1981	1954	1996	1975	1965	1968	1965
目標	雇用関連の扶養家族の世話費用に対する援助	雇用関連の扶養家族の世話費用に対する援助	福祉受給を去った直後の家族に対する自立援助、および、就労のためにChild Careが必要な家族と、Child Careが提供されなければ福祉受給に陥る危険性のある家族に対する援助	低所得家庭の自立の達成を援助。育児放棄の防止。	社会的能力、学習スキル、保健衛生、低所得の3歳から5歳児の栄養摂取の改善。	低所得児童の栄養改善。National School Lunch Actの一部。	教育的に不利な状況にある児童に対し、プログラムとサービスを満たさなければならぬ児童がいない児童がある児童)
形態	雇用者に対して提供された扶養家族の世話費用援助に対して雇用者が支払い又は被った総額が、被用者の粗課税所得から控除される。毎年5000ドルまで共助可能。粗所得から控除された支出は、DCTCに対しては適格とはならない。	払戻不能 (nonrefundable) の税額控除	ブロック補助金。州は一部の資金に対しては、MOEとマッチング要求を満たさねばならない。州はそのTANFブロック補助金の30%まではCCDFに移転可能。州はまた、CCDFに移転することなく、TANF資金を直接、Child Careに使用するスライド制料金を提供し、州政府は貧困線以下の家族に対して料金を免除可能。少なくとも資金の4%は、質の向上と消費者教育に支出しなければならない。Child Careは、州の認可と規制基準を見なければならない。パウチャーが、契約よりも好まれる。もしパウチャーが別の住居にすむならば、親族によるケアは適格となる。	州政府に対するブロック補助金。多くの社会サービスに利用可能。Child careにも使用される。	Part-day就学前教育、健康診断、栄養摂取、社会サービス	デイケアセンターとファミリー・デイケアホームにおける食事とおやつに対し、プロバイダーに現金補助。	低所得家族からの児童数と就学前教育支出に基づき、州政府に補助。
規定			州政府は、州の規制と認可基準を満たさなければならない。	自由	Child careは、州の規制基準を満たさなければならない。主に低所得児童にサービスを提供しなければならない。	Child careは、州の規制基準を満たさなければならない。主に低所得児童にサービスを提供しなければならない。	学校あるいは地方教育機関は、就学前プログラムを運営できる。
適格性基準	この便益を提供する企業によって雇用されていること以外には、なにもなし。	両親(又は親)が雇用されていないなければならない。	州政府は所得の適格性を選択。就労規定。	0歳から5歳児対象(おもに3歳から5歳)。登録者の90%は貧困線以下でなければならない。登録者の10%は、障害児のために	0歳から5歳児対象(おもに3歳から5歳)。登録者の90%は貧困線以下でなければならない。登録者の10%は、障害児のために	補助金額は、所得が貧困線に対し、130%未満、130~185%、185%以上であるかどうかに依存。	低所得家庭からの児童の割合が最も高い学校(引用者:複数)を資金の対象とする。

資料: Blau(2001), The Child Care Problem: an Economic Analysis, Russell Sage Foundation, New York, 2001, Table 8.1 (pp.152-153) より作成。

付表2 各州のCenter-Based CareのReimbursement Rateの上限:大都市地域、2003

State/ Territory	Infant Age Range	Infant Rate	Toddler Age Range	Toddler Rate	Preschool Age Range	Pre-School Rate	School-Age Defined	School-Age Rate
Alabama	Infant/ Toddler	\$105.00/ week	Infant/ Toddler	\$105.00/ week	Preschool	\$99.00/ week	School	\$83.00/ week
Alaska	0 to 18 months	\$1035.00/ month	19 thru 36 months	\$983.00/ month	37 mos. thru 6 years	\$880.00/ month	7 thru 12 years	\$859.00/ month
Arizona	Birth < 1 year	\$29.00/ day	1 year < 3 years	\$25.58/ day	3 years < 6 years	\$23.20/ day	6 years < 13 years	\$22.00/ day
Arkansas	Infant	\$18.00/ day	Toddler	\$17.00/ day	Daycare	\$17.00/ day	School-age	\$15.20/ day
California	Under 2 years	\$37.00/ day	2 - 5 years	\$27.59/ day	2 - 5 years	\$27.59/ day	6 years +	\$25.00/ day
Colorado	Under 2 years	\$33.00/ day	2 years and older	\$28.00/ day	2 years and older	\$28.00/ day	2 years and older	\$28.00/ day
Connecticut	Infant/ Toddler	\$171.00/ week	Infant/ Toddler	\$171.00/ week	Preschool	\$135.00/ week	School-age	\$122.00/ week
Delaware	0 - 1 year	\$115.50/ week	1 - 2 year	\$101.20/ week	2 to 5 years	\$86.25/ day	6 and over	\$81.40/ week
District of Columbia	Infant	\$31.10/ day	Toddler	\$31.10/ day	Preschool	\$23.55/ day	School-age Before And After	\$19.85/ day
Florida	0 - 12 months	\$120.00/ week	13 - 23 months	\$110.00/ week	36 - 47 months ²	\$90.00/ week	School-age Summer	\$62.00/ week
Georgia	6 weeks - 12 months	\$105.00/ week	13 - 36 months	\$95.00/ week	3 - 5 years	\$80.00/ week	Before & After School ³	\$55.00/ week
Hawaii	All ages	\$425.00/ month	All ages	\$425.00/ month	All ages	\$425.00/ month	Before School/ After School	\$60.00/ month \$80.00/ month
Idaho	0 - 12 months	\$522.00/ month	13 - 30 months	\$453.00/ month	31 - 60 months	\$396.00/ month	61 - 72 months/ 73+ months	\$363.00/ month \$345.00/ month
Illinois	Under 2 years	\$33.77/ day	2 and older	\$24.34/ day	2 and older	\$24.34/ day	School-age - Day	\$12.17/ day
Indiana	Infants	\$36.00/ day	Toddler	\$35.00/ day	3 - 4 years/ 5 years ⁴	\$33.00/ day	School-age Before/ After ³	\$32.00/ day
Iowa	2 weeks - 2 years	\$12.45/ half-day	2 weeks - 2 years	\$12.45/ half-day	2 years to school-age	\$10.50/ half-day	Full- or half-day classes, including Kinder- garten	\$9.00/ half-day
Kansas	0 - 12 months	\$4.48/ hour	13 - 30 months	\$3.85/ hour	31 months - 5 years	\$3.12/ hour	6 years or more	\$2.98/ hour
Kentucky	Infant/ Toddler	\$23.00/ day	Infant/ Toddler	\$23.00/ day	Preschool	\$20.00/ day	School-age	\$19.00/ day
Louisiana	All ages	\$15.00/ day	All ages	\$15.00/ day	All ages	\$15.00/ day	All ages	\$15.00/ day
Maine	Infant	\$168.00/ week	Toddler	\$168.00/ week	Preschool	\$150.00/ week	School-age - Summer School-age - Before/ After School	\$133.00/ week \$85.00/ week
Maryland	Infant	\$771.00/	Regular	\$433.00/ month	Regular	\$433.00/	Regular	\$433.00/ month
Massachusetts	Infant	\$46.50/ day	Toddler	\$41.50/ day	Preschool	\$31.50/ day	School-age	\$18.50/ day
Michigan	0 - 2 years	\$2.85/ hour	2 years+	\$2.25/ hour	2 years+	\$2.25/ hour	2 years+	\$2.25/ hour
Minnesota	Infant	\$82.00/ day	Toddler	\$61.00/ day	Preschool	\$55.00/ day	School-age	\$52.00/ day
Mississippi	Birth to 12 months	\$84.00/ week	13 - 36 months	\$80.00/ week	3 - 5 years	\$77.00/ week	School-age - Summer (5 - 13 years)	\$76.00/ week
Missouri	Infant	\$25.75/ day	Infant ⁵	\$25.75/ day	Preschool	\$15.30/ day	School-age	\$15.00/ day
Montana	Infant	\$22.00/ day	Age 2 +	\$17.25/ day	Age 2 +	\$17.25/ day	Age 2 +	\$17.25/ day
Nebraska	Infant	\$25.00/ day	Toddler	\$21.00/ day	Preschool	\$21.00/ day	School-age	\$21.00/ day
Nevada	0 - 12 months	\$31.00/ day	13 - 36 months	\$32.00/ day	37 - 71 months	\$30.00/ day	72 months and above	\$26.00/ day
New Hampshire	Under Age 3	\$28.90/ day	Under Age 3	\$28.90/ day	Age 3 or over	\$24.40/ day	Age 3 or over	\$24.40/ day
New Jersey	0 up to 2 years	\$147.00/ week	2 up to 2 yrs	\$147.00/ week	2 up to 5 years	\$121.40/ week	5 - 13 years	\$121.40/ week
New Mexico	Infant	\$467.84/	Toddler	\$417.19/ month	Preschool	\$386.48/	School-age	\$337.11/ month
New York	Under 1 years	\$67.00/ day	1 - 2 years	\$64.00/ day	3 - 5 years	\$45.00/ day	6 - 12 years	\$44.00/ day
North Carolina	Infant/ Toddler	\$536.00/	2 year olds	\$490.00/ month	3-5 year old	\$477.00/	School-age	\$423.00/ month
North Dakota	Birth up to 2 years	\$115.00/ week	2 years	\$110.00/ week	3 - 13 years	\$100.00/ week	3 to 13 years	\$100.00/ week
Ohio	Infant	\$140.00/ week	Toddler	\$125.00/ week	Preschool	\$113.00/ week	School-age	\$100.00/ week
Oklahoma	0 - 12 months	\$15.00/ day	25 - 48 months	\$13.00/ day	49 - 72 months	\$13.00/ day	73 months - 13 years	\$11.00/ day
Oregon	Birth thru 12 months	\$525.00/ month	1 year thru 30 months	\$509.00/ month	31 months - 5 years	\$372.00/ month	6 years and older	\$372.00/ month
Pennsylvania	Infant	\$34.40/ day	Young Toddler Old Toddler	\$32.50/ day \$30.40/ day	Preschool	\$28.00/ day	Young School-age Old School-age	\$26.00/ day \$26.00/ day
Puerto Rico	Infant/ Toddler	\$249.00/	Infant/ Toddler	\$249.00/ month	Preschool	\$243.00/	School-age	\$147.00/ month
Rhode Island	1 week up to 3 years	\$172.50/ week	1 week up to 3 years	\$172.50/ week	3 years up to entry into 1 st Grade	\$140.00/ week	Entry to 1 st Grade up to 13 years	\$125.00/ week
South Carolina	0 - 2 years	\$93.00/ week	0 - 2 years	\$93.00/ week	3 - 5 years	\$83.00/ week	6 - 12 years	\$78.00/ week
South Dakota	Infants up to Age 3	\$2.50/ hour	Infants up to Age 3	\$2.50/ hour	3 years and older	\$2.15/ hour	3 years and older	\$2.15/ hour
Tennessee	Under Age 2	\$105.00/ week	Under Age 2	\$105.00/ week	Preschool	\$90.00/ week	School-Age In School-Age Out	\$50.00/ week \$75.00/ week
Texas ⁶								
Utah	0 to < 24 months	\$3.87/ hour	2 & 3 years	\$3.21/ hour	4 & 5 years	\$3.00/ hour	6 < 13 years	\$2.71/ hour
Vermont	Under 3	\$23.42/ day	Under 3	\$23.42/ day	3 +	\$20.81/ day	3 +	\$20.81/ day
Virginia	Infant	\$190.00/ week	Toddler	\$185.00/ week	Preschool	\$161.00/ week	School-age	\$148.00/ week
Washington	0 - 11 months	\$37.82/ day	12 - 29 months	\$31.59/ day	30 months - 5 years	\$26.50/ day	5 - 12 years	\$23.86/ day
West Virginia	< 24 months	\$24.00/ day	< 24 months	\$24.00/ day	24 months and older	\$18.00/ day	24 months and older	\$18.00/ day
Wisconsin	0 - 2	\$7.17/ hour	2 - 3 years	\$6.17/ hour	4 - 5 years	\$5.50/ hour	6 +	\$5.33/ hour
Wyoming	0 - 23 months	\$3.00/ hour	2 - 3 years	\$2.95/ hour	4 - 5 years	\$2.43/ hour	6 - 12 years	\$2.35/ hour

出典: State CCDF Plans, FFY 2004-2005, effective October 1, 2003. (<http://nccic.acf.hhs.gov/pubs/datasum/staterecipients.html>)

付表3 各州の家計へのCo-payment政策:3人家族、2003

State/Territory	料金の最高額が要求される所得水準の上限(月額)	貧困線以下の家庭の料金支払	家庭の料金支払いの最低額 (full-time care)	家庭の料金支払いの最高額 (full-time care)	州全体での統一した料金表の使用の有無	事業者に対し、通常料金と補助金額の差額の家庭からの徴収を禁止しているか?
Alabama ⁴	\$2,543.00	Some	\$5.00/week	\$72.50/week	Yes	No
Alaska ⁵	\$3,854.00	Some	\$13.00/month	\$766.00/month	Yes	No
Arizona	\$2,099.00	Some	\$1.00/day \$0.50/day 2 nd child	\$10.00/day \$5.00/day 2 nd child	Yes	No
Arkansas	\$2,009.26	None	0% of fee	100% of fee	Yes	Yes
California	\$2,925.00	None	\$2.00/day	\$10.50/day	Yes	No
Colorado	\$4,000.00	Some	\$6.00/month	\$560.00/month plus \$20.00 each additional child	Yes	Yes
Connecticut	\$4,332.00	Some	2% of gross income	10% of gross income	Yes	No
Delaware	\$2,544.00	Some	1% of cost of care	80% of cost of care	Yes	Yes ⁶
District of Columbia	\$2,892.00	Some		\$0.00 \$13.08/day, 1 st child \$22.89/day, 2nd child	Yes	Yes
Florida	Varies by locality	Some	\$0.80/day	\$11.20/day	No	No
Georgia	\$2,201.00	Some		\$0.00 \$45.00/week	Yes	No
Hawaii	\$3,678.00	None	0% of reimbursement rate	20% of reimbursement rate	Yes	No
Idaho	\$1,706.00	Some	7% of cost of care	100% of cost of care	Yes	No
Illinois	\$2,328.00	All	\$4.33/month, one child \$8.67/month, two children	\$186.32/month, one child \$320.64/month, two children	Yes	Yes ⁶
Indiana	\$1,590.00	None		\$0.00 2% of gross income ⁷	Yes	No
Iowa	\$2,316.00	None		\$0.00 \$12.00/day for full-day	Yes	Yes
Kansas	\$2,353.00	Some		\$0.00 \$243.00/month	Yes	Yes
Kentucky	\$2,099.00	Some		\$0.00 \$10.50/day, one child \$11.50/day, two or more children	Yes	No
Louisiana	\$2,596.00	Some	30% of cost of care	70% of cost of care	Yes	No
Maine	\$3,038.01	Some	2% of gross income	10% of gross income	Yes	No
Maryland ⁸	\$2,499.17	Some	\$4.00/month, 1 st child \$4.00/month, 2 nd & 3 rd child	\$146.00/month, 1 st child \$116.00/month, 2 nd & 3 rd child	No	No
Massachusetts	\$4,104.00	None		\$0.00 \$120.00/week	Yes	Yes ⁶
Michigan	\$1,990.00	Some	5% of reimbursement rate	30% of reimbursement rate	Yes	No
Minnesota	\$3,704.50	Some	\$5.00/month	\$741.00/month	Yes	No
Mississippi	\$2,583.25	Some	\$10.00/month, 1 child \$20.00/month, 2 children	\$180.00/month, 1 child \$190.00/month, 2 children	Yes	No
Missouri	\$1,482.00	Some	\$1.00/year	\$4.00/day/child	Yes	Yes ⁶
Montana ⁹	\$1,878.00	Some	\$10.00/month	\$263.00/month	Yes	No
Nebraska	\$2,255.00	None	\$48.00/month, 1 child \$96.00/month, 2 children	\$214.00/month, 1 child \$428.00/month, 2 children	Yes	Yes ⁶
Nevada	\$3,112.00	Some	0% of child care benefit	85% of child care benefit	Yes	No
New Hampshire	\$2,914.00	Some		\$0.00 \$0.50/week	Yes	No
New Jersey ¹⁰	\$3,179.17	Some		\$0.00 \$294.90/month, 1 st child \$221.20/month, 2 nd child \$205/month, 1 child	Yes	Yes ⁶
New Mexico	\$2,550.00	Some		\$0.00 \$307.50/month, 2 children (one-half the copay for the 1 st child)	Yes	Yes
New York ¹¹	Varies by locality	Some	Varies by locality	Varies by locality	No	No
North Carolina	\$2,852.00	Some	10% of gross income	10% of gross income	Yes	No
North Dakota	\$2,463.00	Some	20% of reimbursement rate ceiling, to a maximum of	80% of reimbursement rate ceiling, to a maximum of	Yes	No
Ohio	\$2,099.00	Some	\$1.00/month	\$203.00/month	Yes	Yes
Oklahoma ¹³	\$2,918.00	Some		\$0.00 \$263.00/month	Yes	Yes
Oregon	\$1,900.00	Some	\$43.00/month	\$399.00/month	Yes	No
Pennsylvania	\$2,988.42	Some		\$5.00 \$70.00/week	Yes	No
Puerto Rico	\$1,054.00	None	\$0.00/week ¹⁴	\$43.00/week	Yes	No
Rhode Island	\$2,861.25	None		\$0.00 14% of gross income	Yes	Yes
South Carolina	\$2,225.00	Some	\$3.00/child/week	\$11.00/child/week	Yes	No
South Dakota	\$2,544.00	None	\$10.00/month minimum	15% of family income	Yes	No
Tennessee	\$2,355.00	Some	\$1.00/week, 1 child \$2.00/week, 2 children	\$47.00/week, 1 child \$83.00/week, 2 children	Yes	No
Texas	Varies by locality ¹⁵	Some	11% of gross monthly income, 1 child 13% of gross monthly income, 2 or more children	11% of gross monthly income, 1 child 13% of gross monthly income, 2 or more children	No	No
Utah	Not Reported ¹⁵	Some	\$10.00/week, 1 child \$15.00/week, 2 children \$18.00/week, more than 2	\$255.00/week, 1 child \$281.00/week, 2 children \$306.00/week, more than 2	Yes	No
Vermont	\$2,586.00	None	0% of reimbursement rate	90% of reimbursement rate	Yes	No
Virginia	\$2,353.00	Some	10% of gross monthly income ¹⁶	10% of gross monthly income	No	No
Washington	\$2,544.00	Some	\$15.00/month	\$50.00/month plus 44% of the difference between family income and 137.5% of FPL (calculated at \$399.80/month at the highest income level)	Yes	Yes
West Virginia	\$2,181.00	Some		\$0.00 \$5.75 per child ¹⁸	Yes	Yes
Wisconsin	\$2,543.00	Some	\$4.00/week, 1 child licensed \$2.00/week, 1 child certified Higher fee for additional children	\$55.00/week, 1 child licensed \$39.00/week, 1 child certified Higher fee for additional children	Yes	No
Wyoming	\$2,544.00	All	\$0.40/day per child	\$4.00/day per child	Yes	No

出典: State CCDF Plans, FFY 2004-2005, effective October 1, 2003. (<http://nccic.acf.hhs.gov/pubs/datasum/ccassistcopy.html>)

付表4 GAO(2002)による調査対象地域の特徴

地域	Geographic area	推定人口	中位家庭所得	貧困線以下人口比率(%)	当該地域の中位家庭所得	当該地域の中位家庭所得/州全体の中位家庭所得	貧困線以下人口比率	当該地域の貧困線以下人口比率/州全体の貧困線以下人口比率
イリノイ州	Chicago	Urban	2.8 million	\$63,800	22	1.39	2.00	
	DuPage County	Suburban	904,000	\$64,365	4	1.41	0.96	
	DeKalb County	Rural	89,000	\$46,964	8	1.03	0.73	
メリーランド州	Statewide	Not applicable	12.4 million	\$45,803	11	1.00	1.00	
	Baltimore	Urban	651,000	\$33,900	22	0.65	2.44	
	Montgomery	Suburban	873,000	\$70,100	5	1.34	0.56	
	Wicomico County	Rural	85,000	\$36,400	13	0.70	1.44	
オレゴン州	Statewide	Not applicable	5.3 million	\$52,346	9	1.00	1.00	
	Portland	Urban	529,000	\$37,363	15	0.94	1.15	
	Washington County	Suburban	445,000	\$51,775	7	1.31	0.54	
	Linn County	Rural	103,000	\$37,123	12	0.94	0.92	
Statewide	Not applicable	3.4 million	\$39,575	13	1.00	1.00		

出所: GAO(2002), Table 2, Table 4, Table6に、加筆修正。

付表5 GAO(2002)による調査対象地域における reimbursement rateとCo-paymentの状況

地域	家庭所得 月額	所得の対 連邦貧困 線比(%)	SMI(月平 均)	所得の SMI比(%)	Maximum reimbursement rate		家庭の co- payment (月額)	所得に占め るco- paymentの 割合		maximum reimbursement rate に対するco-paymentの割合	
					family home care	centers		family home care	centers	family home care	centers
Chicago, Ill	\$763	75	\$5,317	14	\$466	\$731	\$35	4.6%	7.5%	4.8%	
	\$1,017	100	\$5,317	19	\$466	\$731	\$65	6.4%	13.9%	8.9%	
	\$1,272	125	\$5,317	24	\$466	\$731	\$87	6.8%	18.7%	11.9%	
	\$1,526	150	\$5,317	29	\$466	\$731	\$134	8.8%	28.8%	18.3%	
Dupage County, Ill.	\$763	75	\$5,364	14	\$466	\$731	\$35	4.6%	7.5%	4.8%	
	\$1,017	100	\$5,364	19	\$466	\$731	\$65	6.4%	13.9%	8.9%	
	\$1,272	125	\$5,364	24	\$466	\$731	\$87	6.8%	18.7%	11.9%	
	\$1,526	150	\$5,364	28	\$466	\$731	\$134	8.8%	28.8%	18.3%	
DeKalb County, Ill.	\$763	75	\$3,914	19	\$414	\$731	\$35	4.6%	8.5%	4.8%	
	\$1,017	100	\$3,914	26	\$414	\$731	\$65	6.4%	15.7%	8.9%	
	\$1,272	125	\$3,914	33	\$414	\$731	\$87	6.8%	21.0%	11.9%	
	\$1,526	150	\$3,914	39	\$414	\$731	\$134	8.8%	32.4%	18.3%	
Baltimore, Md.	\$763	75	\$2,825	27	\$429	\$433	\$9	1.2%	2.1%	2.1%	
	\$1,017	100	\$2,825	36	\$429	\$433	\$26	2.6%	6.1%	6.0%	
	\$1,272	125	\$2,825	45	\$429	\$433	\$86	6.8%	20.0%	19.9%	
	\$1,526	150	\$2,825	54	\$429	\$433	\$137	9.0%	31.9%	31.6%	
Montgomery County, Md.	\$763	75	\$5,842	13	\$596	\$659	\$12	1.6%	2.0%	1.8%	
	\$1,017	100	\$5,842	17	\$596	\$659	\$36	3.5%	6.0%	5.5%	
	\$1,272	125	\$5,842	22	\$596	\$659	\$121	9.5%	20.3%	18.4%	
	\$1,526	150	\$5,842	26	\$596	\$659	\$194	12.7%	32.6%	29.4%	
Wicomico County, Md.	\$763	75	\$3,033	25	\$325	\$358	\$7	0.9%	2.2%	2.0%	
	\$1,017	100	\$3,033	34	\$325	\$358	\$20	2.0%	6.2%	5.6%	
	\$1,272	125	\$3,033	42	\$325	\$358	\$66	5.2%	20.3%	18.4%	
	\$1,526	150	\$3,033	50	\$325	\$358	\$105	6.9%	32.3%	29.3%	
Portland, Ore.	\$763	75	\$3,114	25	\$386	\$545	\$42	5.5%	10.9%	7.7%	
	\$1,017	100	\$3,114	33	\$386	\$545	\$85	8.4%	22.0%	15.6%	
	\$1,272	125	\$3,114	41	\$386	\$545	\$157	12.3%	40.7%	28.8%	
	\$1,526	150	\$3,114	49	\$386	\$545	\$271	17.8%	70.2%	49.7%	
Washington County, Ore.	\$763	75	\$4,315	18	\$386	\$545	\$42	5.5%	10.9%	7.7%	
	\$1,017	100	\$4,315	24	\$386	\$545	\$85	8.4%	22.0%	15.6%	
	\$1,272	125	\$4,315	29	\$386	\$545	\$157	12.3%	40.7%	28.8%	
	\$1,526	150	\$4,315	35	\$386	\$545	\$271	17.8%	70.2%	49.7%	
Linn County,	\$763	75	\$3,094	25	\$340	\$419/465	\$42	5.5%	12.4%	10.0%/9.0%	
	\$1,017	100	\$3,094	33	\$340	\$419/465	\$85	8.4%	25.0%	20.3%/18.3%	
	\$1,272	125	\$3,094	41	\$340	\$419/465	\$157	12.3%	46.2%	37.5%/33.8%	
	\$1,526	150	\$3,094	49	\$340	\$419/465	\$271	17.8%	79.7%	64.7%/58.3%	

備考：Oregon州Linn Countyでは、2つのreimbursement rateエリアが存在。
 これら3州においては、公式な認可プロバイダーに対して、ケアのタイプによって利用者負担の水準を変えていない(GAO(2002)p.20脚
 出典：GAO(2002),Table2~Table7, Table9, Table10より作成。

第 2 章

参 考 资 料

地方公共団体財政健全化法について

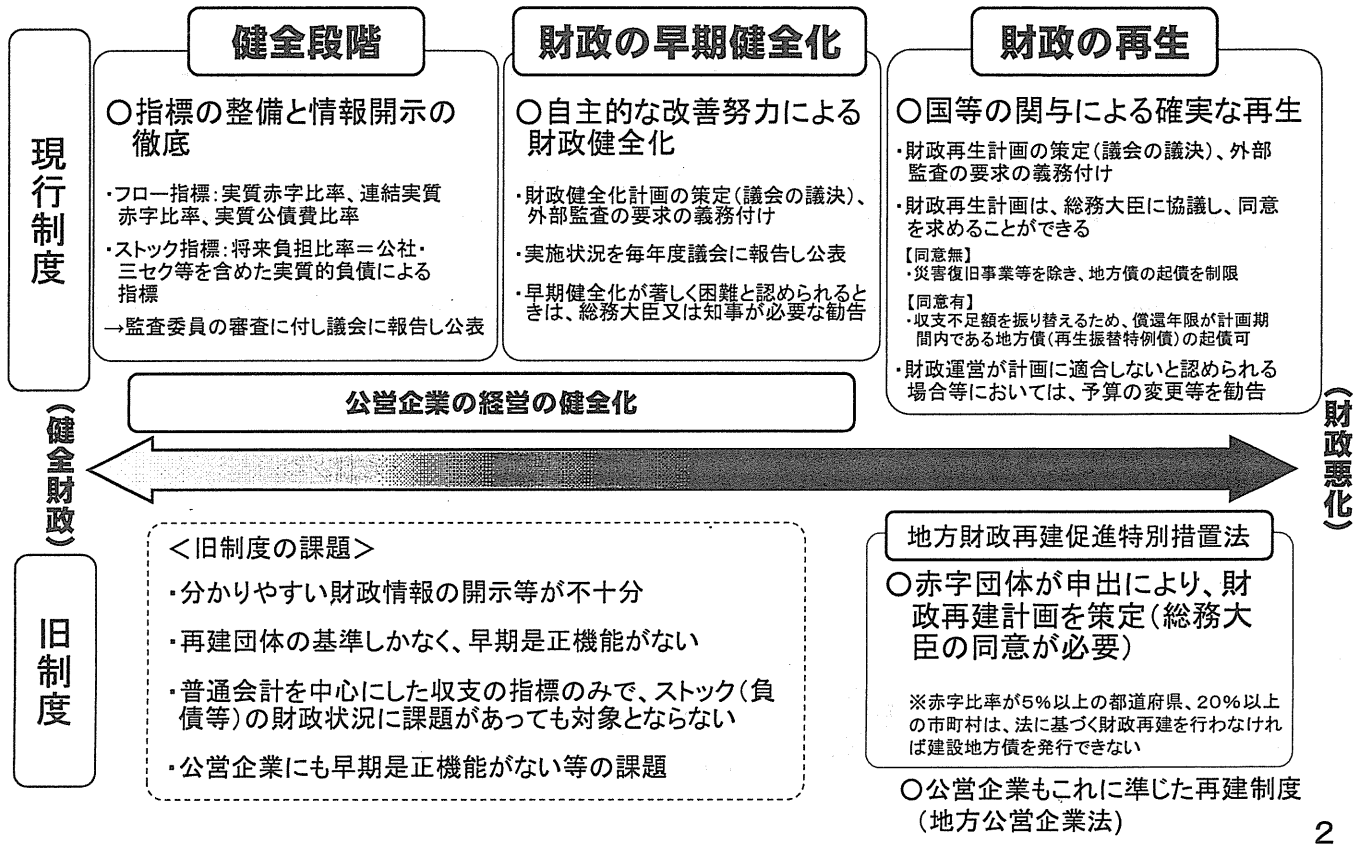


財政健全化法の経緯及び事務スケジュール

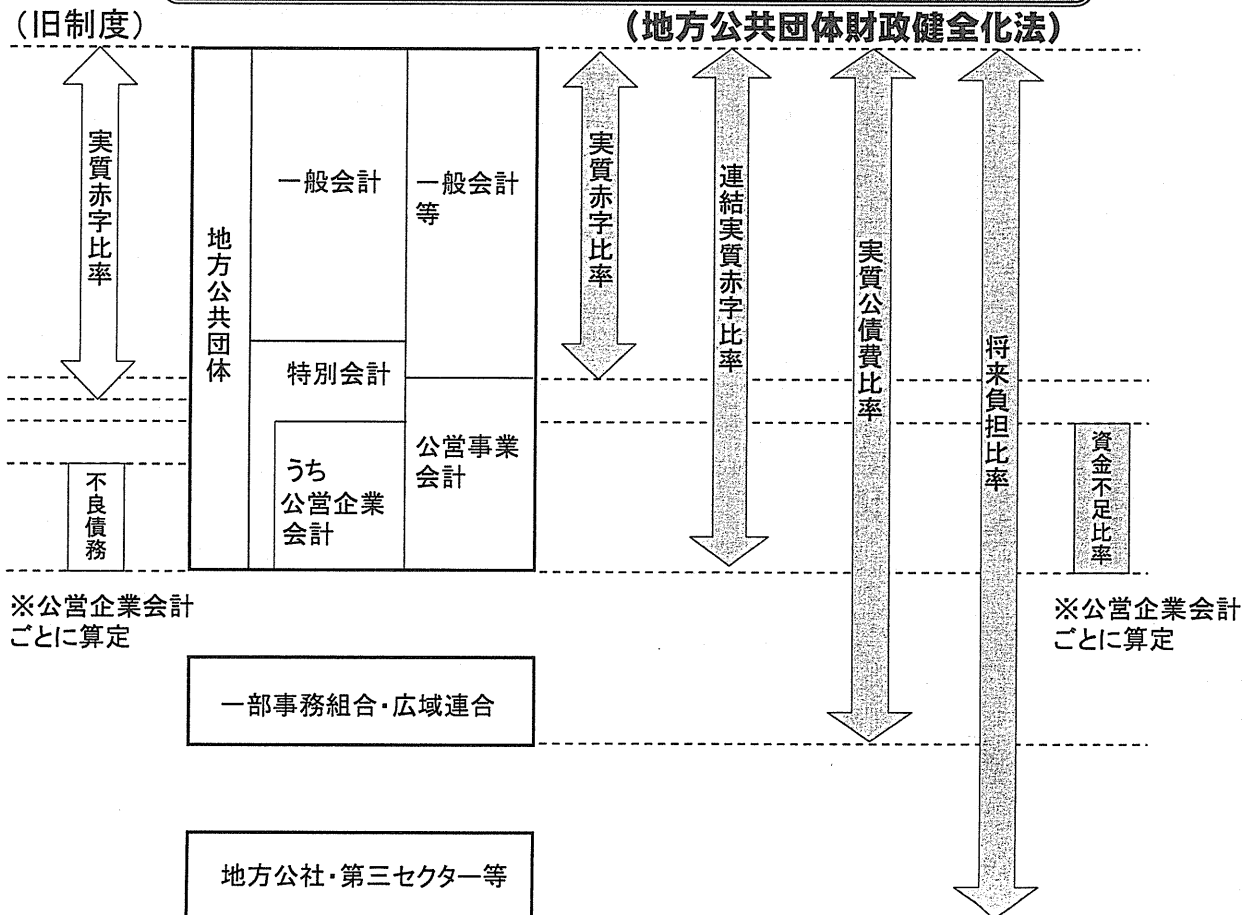
平成18年度						平成19年度						平成20年度						平成21年度																				
7/3	7/7	8/31	9/25	12/8	3/9	6/15	6/22	9/26	11/15	12/7	12/28	2/5	3/19	4/1	4/28	5/9	6/4	9/30	11/28	4/1	秋	3月																
<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書 ・骨太2006 ○新しい地方財政再生制度研究会発足 ・中間報告「方向性の提示」 ○研究会報告書 ・法案閣議決定・国会提出 						<ul style="list-style-type: none"> ・法案可決・成立 ○「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」公布 						<ul style="list-style-type: none"> ○早期健全化基準・財政再生基準等地方団体に提示 ・健全化法説明会（第2回） ・健全化法説明会（第1回） ・政令公布 ・省令公布 ・健全化法説明会（第3回） 						<ul style="list-style-type: none"> ○健全化法一部施行（財政指標の公表等に係る規定） ・算定様式地方団体に配布 ・健全化法説明会（算定様式） ・健全化法説明会（監査委員事務局向け） ・健全化法説明会（算定様式） ○19年度決算に基づく財政指標の公表（速報） ○19年度決算に基づく財政指標の公表（確報） ○19年度決算に基づく財政指標の公表（確報） 						<ul style="list-style-type: none"> ○健全化法本格施行（計画策定義務等に係る規定） ・20年度決算に基づく財政指標の公表（速報・確報） ・計画策定義務に該当する団体は、財政健全化計画等を 														
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 再生型破綻法制の整備 現行再建法制の見直し </div>						新制度の本格的検討						法案審議						地方団体との意見交換、制度説明等			財政指標の算定方法に係る詳細の決定						法の円滑な施行のための制度周知等						地方団体における財政指標の算定・議会報告・公表等					

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)



健全化判断比率等の対象について



健全化判断比率等の概要について①

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

4

健全化判断比率等の概要について②

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}(\ast)) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均)

(※)準元利償還金：次のイからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

5

健全化判断比率等の概要について③

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：次のイからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人(設立団体)の負債の額、設立団体以外の者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

6

資金不足比率の概要について

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：
 - 資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
 - 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
- ※ 解消可能資金不足額：
 - 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
 - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：
 - 事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
 - 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
- ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
- ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

7

解消可能資金不足額について

○ 法律案の国会審議における附帯決議等を踏まえ、下水道、地下鉄など事業の性質上、構造的に資金不足が生じる事由がある公営企業については、健全化法における比率の算定の際に、将来解消が見込まれる「解消可能資金不足額」を資金不足額から控除。

解消可能資金不足額の算定方法

省令第6条第1項：以下のいずれかの算定方法により算定した額

□ 累積償還・償却差額算定方式 【対象】 公営企業全事業

減価償却費を上回って元金償還費が発生することによる差額を算定（ただし、資本費平準化債発行済額は控除）。元金償還金への一般会計繰入を勧奨。

□ 減価償却前経常利益による耐用年数以内負債償還可能額算定方式

【対象】 下水道事業、地下鉄事業、路面交通事業

残存償却期間内の減価償却前経常利益をもって解消可能な流動負債の額を算出。残存償却期間は事業別・類型別に一定の年数を用いる。

□ 個別計画策定算定方式 【対象】 供用開始後15年以内の下水道事業

地方公共団体において経営計画を策定して供用開始後15年以内に減価償却前経常利益が見込まれる公営企業について、経営計画上の資金不足額を解消可能資金不足額とする。ただし、供用開始後15年以内における資金不足額が元利償還金の2.5倍を超える場合は、超える割合により割落とす。

▶ 基礎控除額算定方式（個別計画策定算定方式に代えて用いることも可）

過去の実例等から将来解消が見込まれるものとして基礎控除する額を設定。具体的には、累積償還償却差額に加え、未利用施設に係る利払いの累計額を解消可能資金不足額とする。

省令第6条第2項

：以下の地方債の現在高（ただし、いずれも建設改良費等以外の経費に係る地方債）

- ・ 経常利益がある法適用企業（又は、経常利益に相当する額がある法非適用企業）が起こした地方債

- ・ （上記の他）法令の規定により総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を得て起こした地方債 8

合算

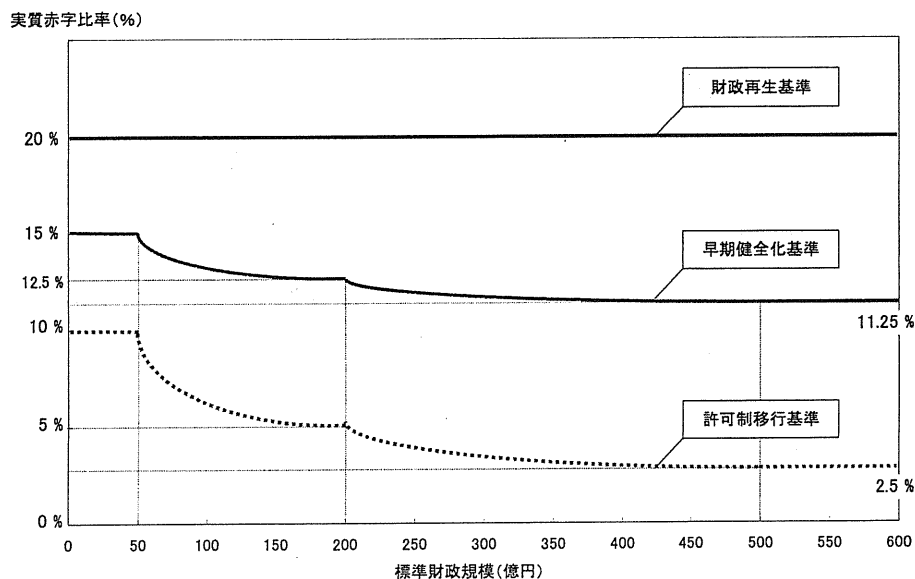
早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準の考え方(1/3)

1 実質赤字比率

(1) 早期健全化基準については、地方債協議制度における許可団体移行基準（市町村※2.5%～10%、都道府県2.5%）と財政再生基準との中間の値をとり、市町村は財政規模に応じ11.25%～15%、都道府県は3.75%とした。※特別区を含む。以下同じ。

(2) 財政再生基準については、財政規律を確保する上で事実上の規範として定着している旧再建法の起債制限の基準を用い、市町村は20%、都道府県は5%とした。

実質赤字比率に係る市町村の早期健全化基準と財政再生基準のイメージ



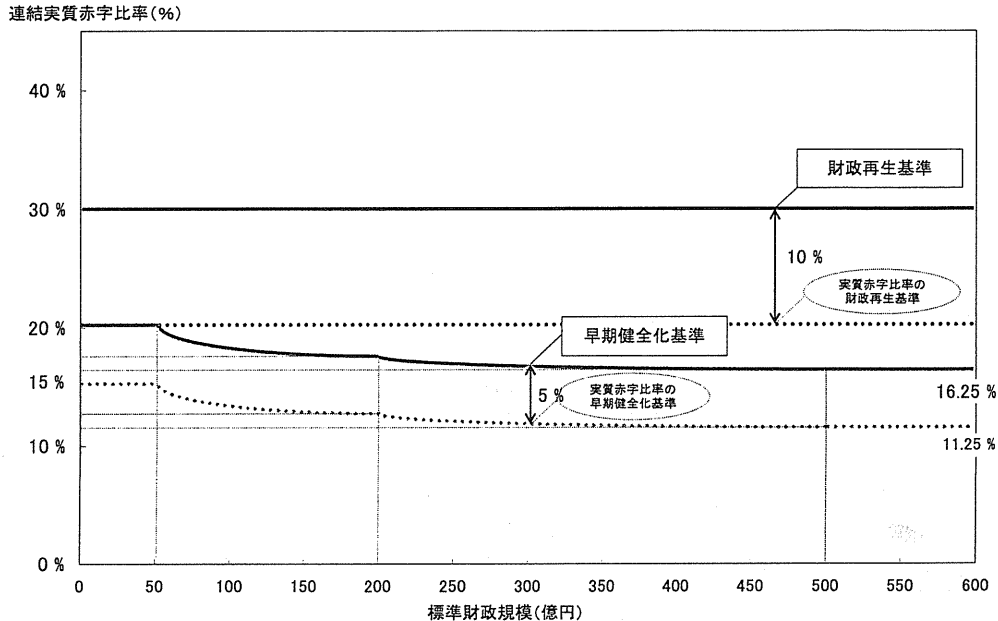
早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準の考え方(2/3)

2 連結実質赤字比率

- (1) 早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に、公営企業会計等における経営健全化等を踏まえ5%加算し、市町村については財政規模に応じ16.25~20%、都道府県については8.75%とした。
- (2) 財政再生基準は、実質赤字比率の財政再生基準に(1)と同様の観点から10%加算し、市町村は30%、都道府県は15%とした。

※ 連結実質赤字比率は、法で導入された新しい指標であることに鑑み、財政運営に大きな制約を与える財政再生基準については、3年間の経過的な基準(10~5%引上げ)を設ける。

連結実質赤字比率に係る市町村の早期健全化基準と財政再生基準のイメージ



10

早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準の考え方(3/3)

3 実質公債費比率

- (1) 早期健全化基準については、市町村・都道府県とも、健全化法施行以前の地方債協議制度において一般単独事業の許可が制限される基準とされていた25%とした。
- (2) 財政再生基準は、市町村・都道府県とも、健全化法施行以前の地方債協議制度において、公共事業等の許可が制限される基準とされていた35%とした。

4 将来負担比率

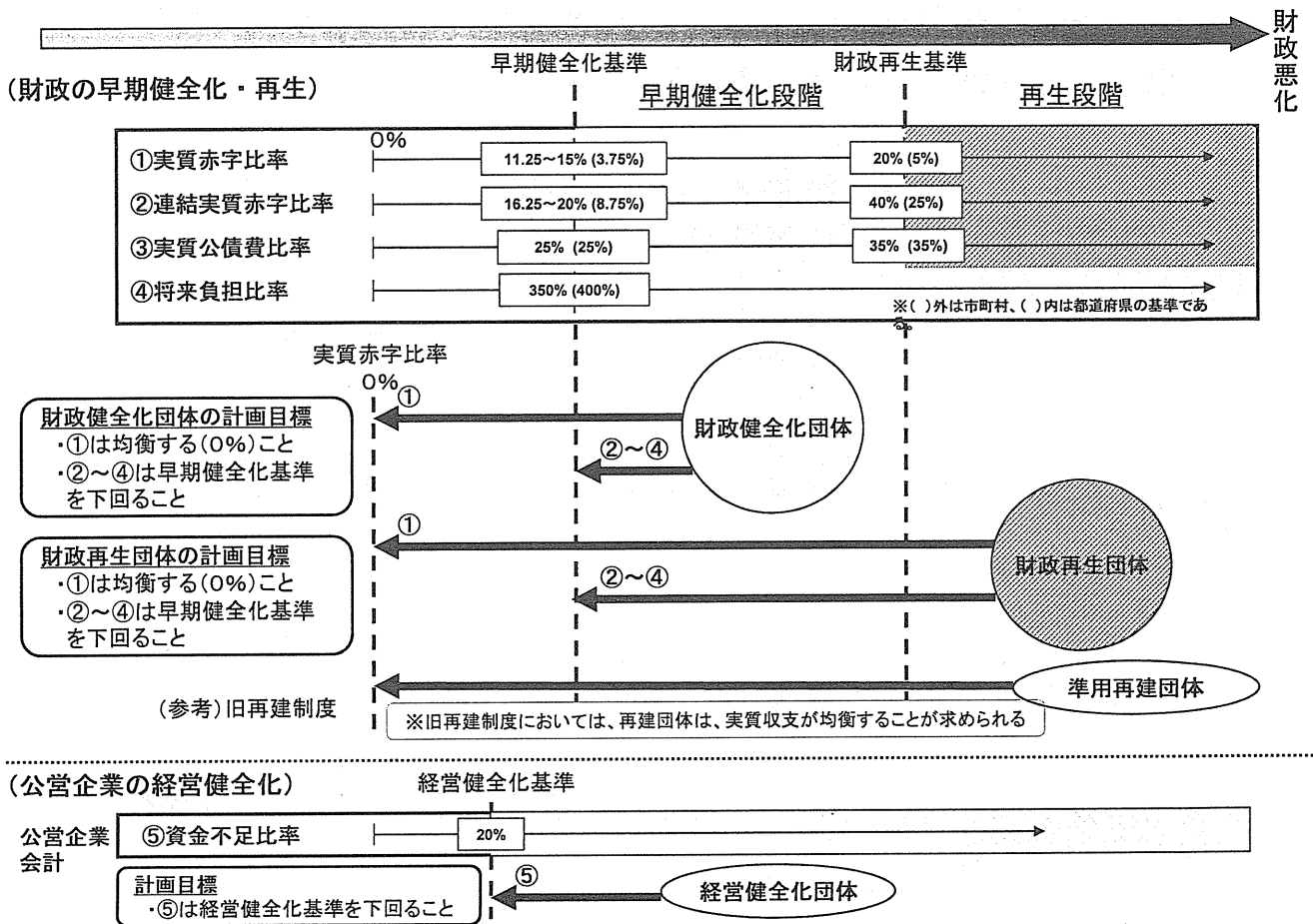
実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村は350%、都道府県及び政令市は400%とした。

5 公営企業ごとの資金不足比率

経営健全化基準(早期健全化基準に相当する基準)は、現行の地方債協議制度における許可団体移行基準を勘案して20%とした。

(営業収益/年の5%程度の合理化努力×4年相当)

財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



12

健全化判断比率等の基本的な考え方

1 全体を捉える→連結実質赤字比率、将来負担比率の導入

- ・ 特別会計に赤字を寄せても連結実質赤字比率は変わらない。
- ・ 赤字を解消するため、基金を取り崩すと、将来負担額から控除できる基金が減り、その分だけ将来負担比率が増大。(連結実質赤字額への影響分を除く。)

2 当該団体として明確に対処しなければならない赤字・資金不足、将来負担を基本

- ・ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率で捉える赤字・資金不足額は、「当該団体が解消しなければならない赤字・資金不足額」
←前年度末までに累積した赤字・資金不足額を対象。解消可能資金不足額は控除
- ・ 将来負担比率で捉える将来負担額は、「当該団体が将来負担する法的責任があるもの」
←翌年度以降、毎年度発生する義務的な支出は含まない。債務負担行為を設定していても、出来高払いに相当する支出は含まない。損失補償していない三セクの負債も含まない。

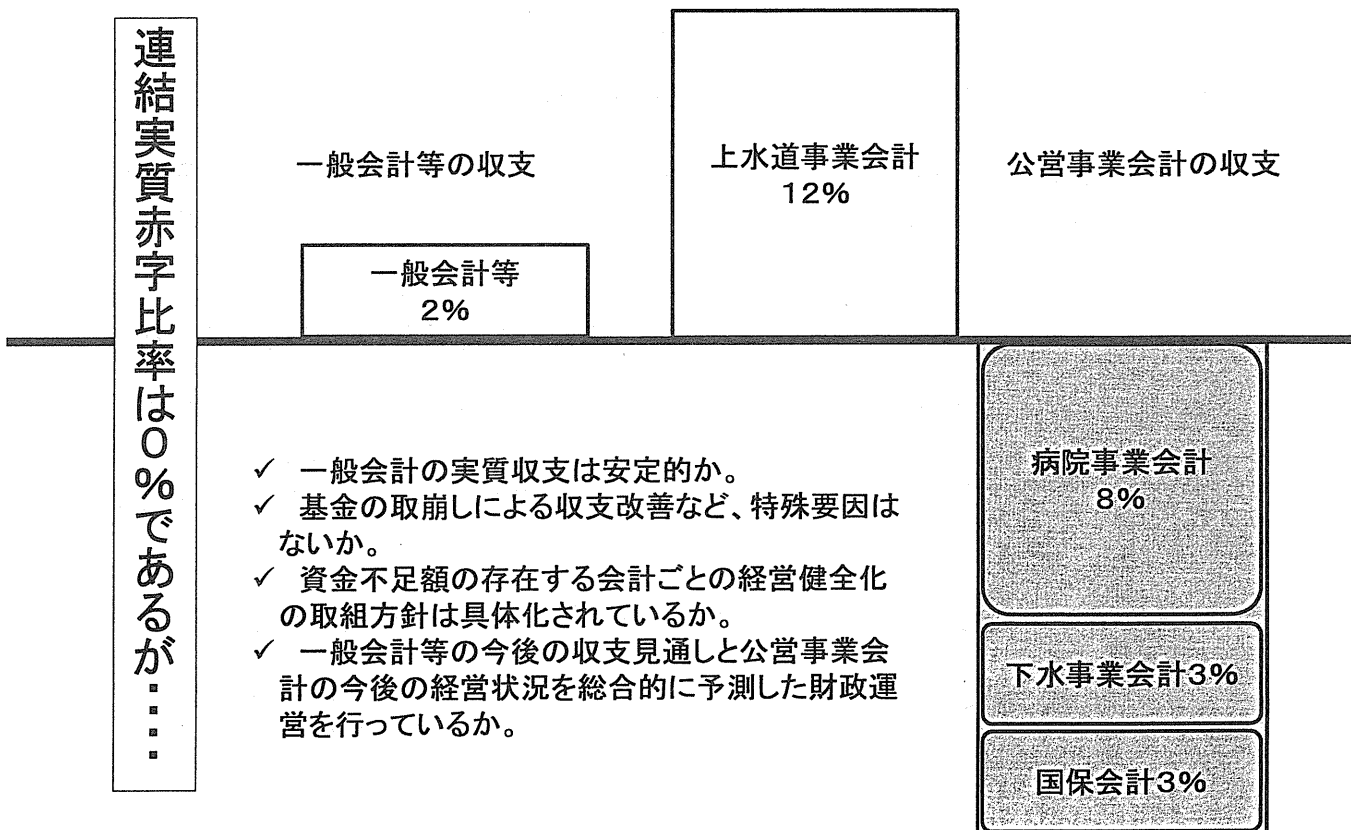
13

健全化判断比率等の評価に係る留意事項

- ✓ 早期健全化基準を下回れば問題がないということでは全くない。
- ✓ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率については、赤字・資金不足があれば、解消すべき。
- ✓ 連結実質赤字比率の数値上問題がないとしても、赤字会計については対処が必要。
- ✓ 実質公債費比率、将来負担比率については、その要素の分析が重要。
- ✓ 将来負担比率については、同じ水準でもいかなる債務償還ペースかが財政運営に大きく影響。
- ✓ 資金不足比率については、一般会計からの繰り出しの状況も合わせた分析が重要。

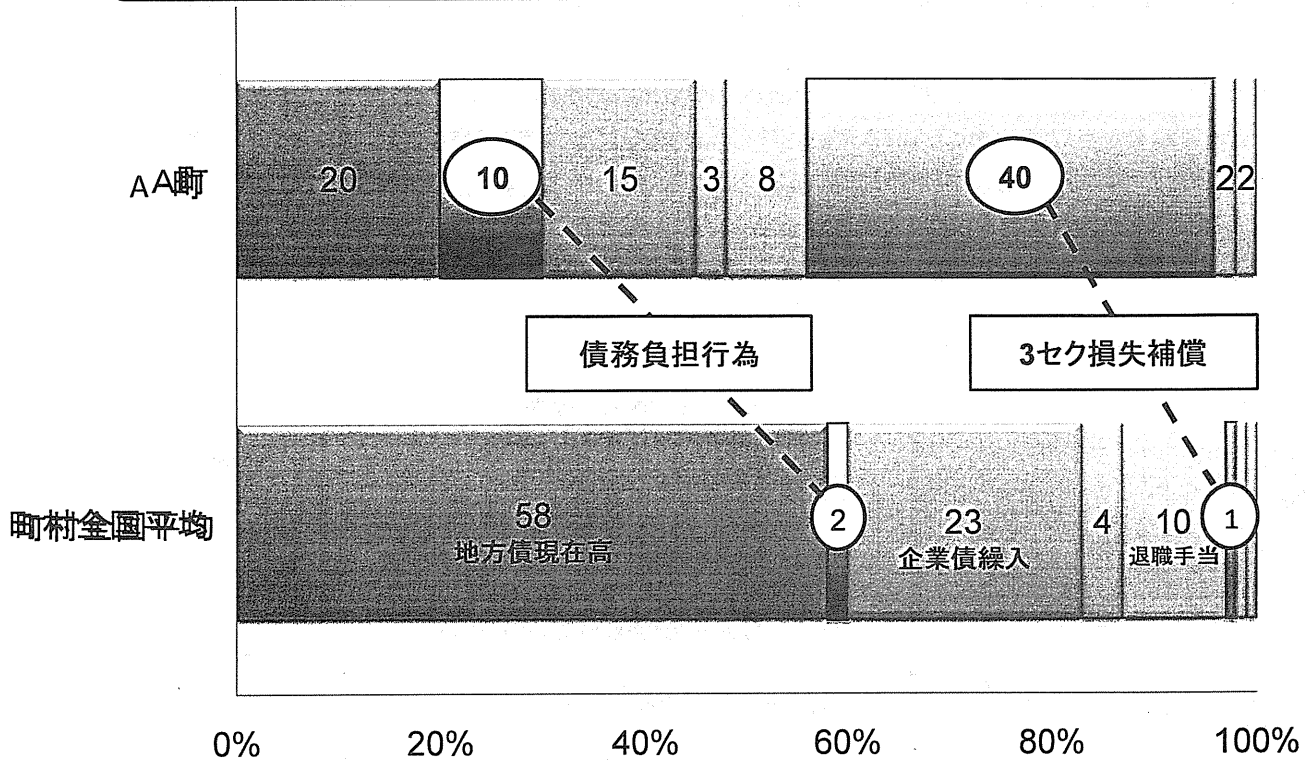
14

連結実質赤字比率の捉え方の一例



15

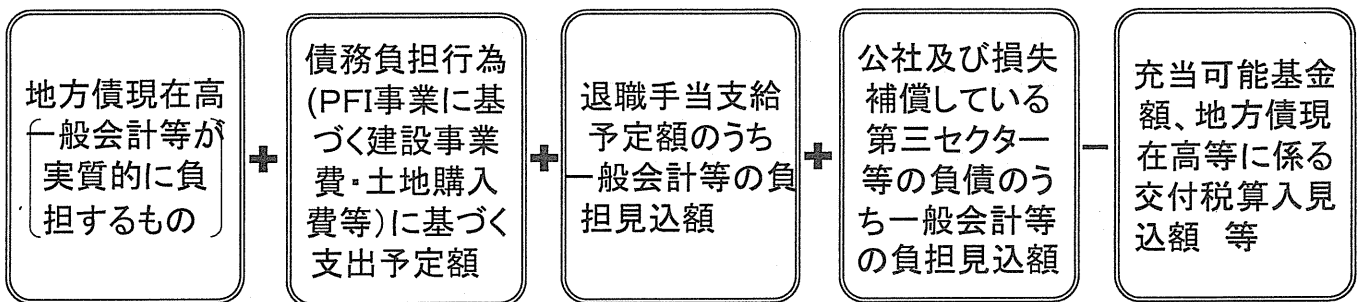
将来負担額の構成比比較



✓ 債務負担行為に基づく支出予定額等が全国平均より高い原因を分析の上、将来的な財政負担を想定した財政運営を行うことが重要。

16

将来負担比率の概要について



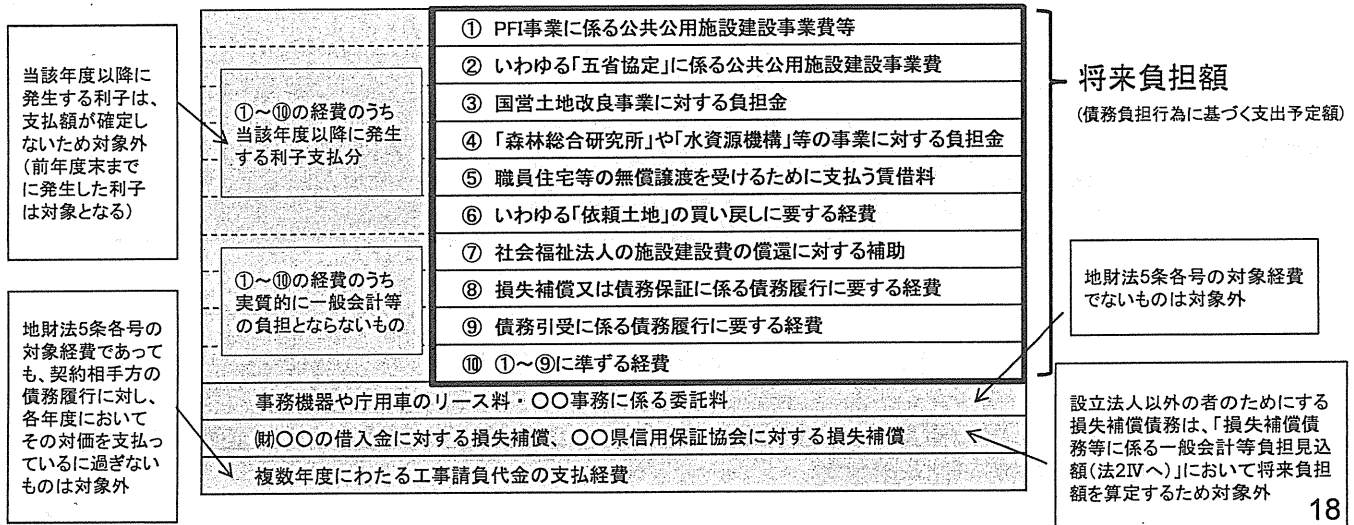
標準財政規模 - 元利償還金等に係る交付税算入額

17

債務負担行為に基づく支出予定額（省令8条関係）

● 将来負担比率の対象となる「債務負担行為に基づく支出予定額」とは、前年度末時点において地方公共団体が予算に定めている債務負担行為（設立法人以外の者のために債務を負担する行為を除く）に基づく支出予定額のうち、地方債をその財源とすることができる地方財政法第5条各号の経費に係るもので、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額（当該年度以降の利払いに係る支出予定額を除く）をいう（法24Ⅳロ、令5、則8）。

● 将来負担比率の対象となる「債務負担行為に基づく支出予定額」のイメージ（赤字は平成21年度明定分）



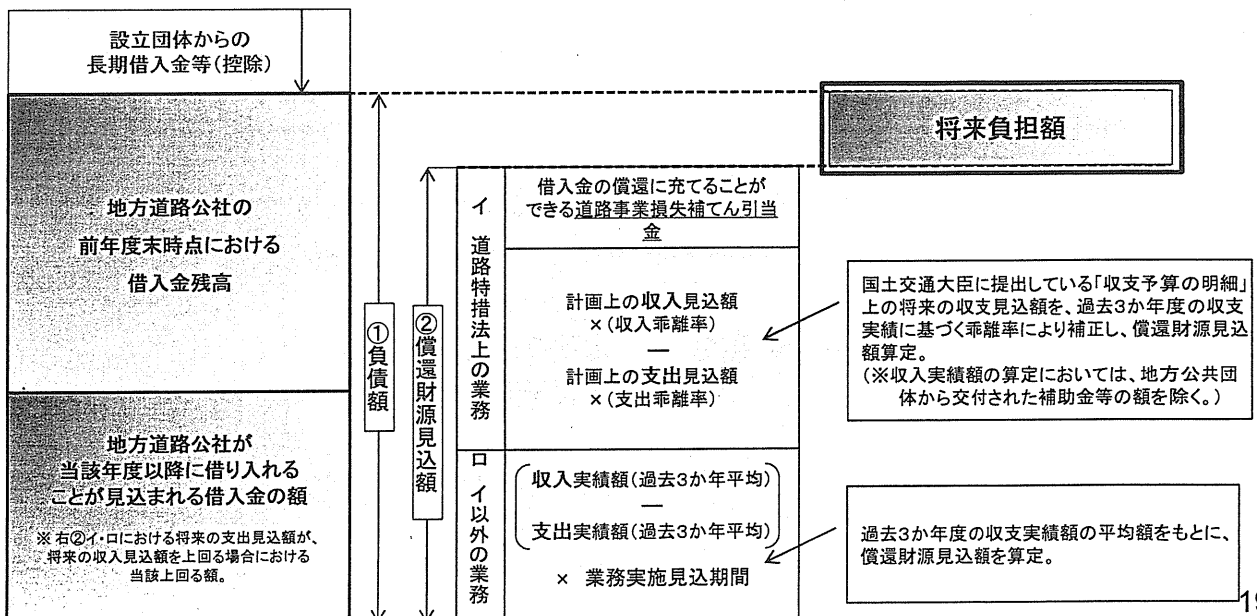
地方道路公社の負債に係る一般会計等負担見込額

● 地方道路公社の負債のうち、当該道路公社の財務内容その他の経営の状況を勘案して、当該道路公社を設立した地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額を、将来負担額として将来負担比率に算入。

● 以下の①「負債額」から②「償還財源見込額」を控除した額を、将来負担比率に算入する将来負担額（①－②）とする。

● 共同設立法人である場合は、地方道路公社に対する出資割合等により案分した（①－②）の額をそれぞれの将来負担額とする。

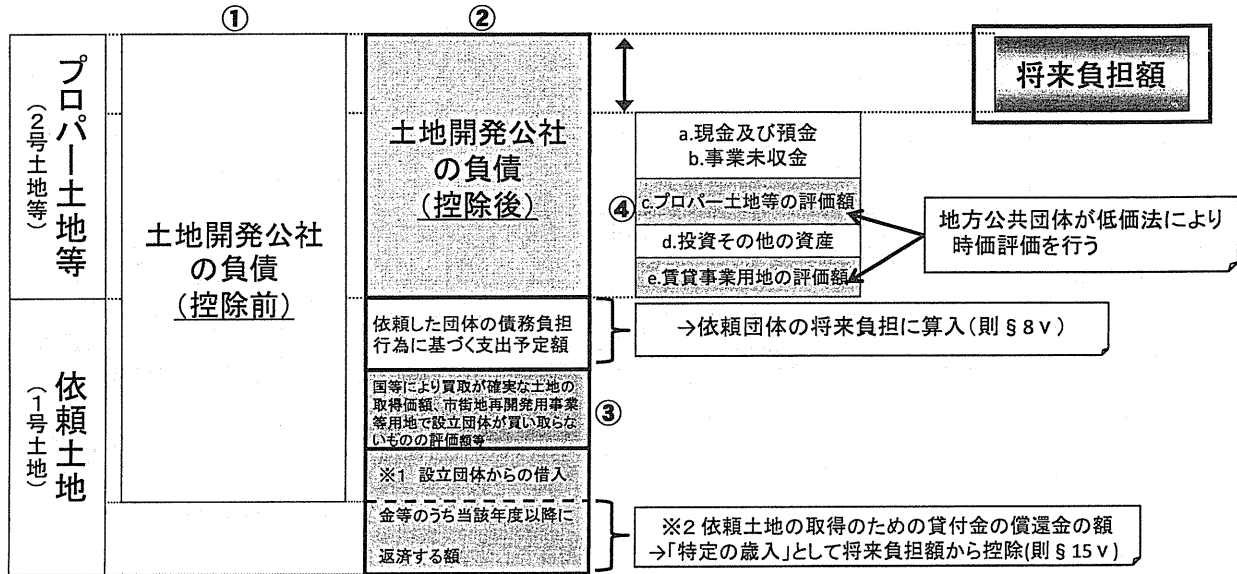
● 将来負担比率の対象となる地方道路公社の負債の額のイメージ



土地開発公社の負債に係る一般会計等負担見込額①

【土地開発公社の設立団体】 ※当該土地開発公社を設立した地方公共団体以外による損失補償又は保証がない場合

- ① 土地開発公社の貸借対照表上の負債を把握（設立団体からの借入金等（※1）のうち、設立団体が依頼土地の取得のために貸し付けたと認められる貸付金の償還金の額（※2）等以外の額であって当該年度以降に返済する額をこの負債から控除）
- ② 土地開発公社の負債（控除前）から、依頼土地に係るもので、依頼した地方公共団体の買取りに係る債務負担行為に基づく支出予定額を控除（別途、依頼団体の将来負担に算入）
- ③ また、土地開発公社の負債（控除前）から、国等の依頼による土地はその買取りが確実かつ合理的な場合に限り控除し、市街地再開発事業等用地であって設立団体が買い取らないものは低価法による評価を行い控除
- ④ 土地開発公社の負債（控除後）が、次のaからeに掲げる額を合算した額を超える場合の当該を超える額を当該設立団体の将来負担額に算入（共同設立の場合には、当該設立団体で合理的かつ適切な算定方法により按分した額とする）
 - a. 現金及び預金の額 b. 事業未収金の額（プロパー土地に係るものに限る）
 - c. プロパー土地等の評価額 d. 投資その他の資産の額（eは除く） e. 賃貸事業用地の評価額



20

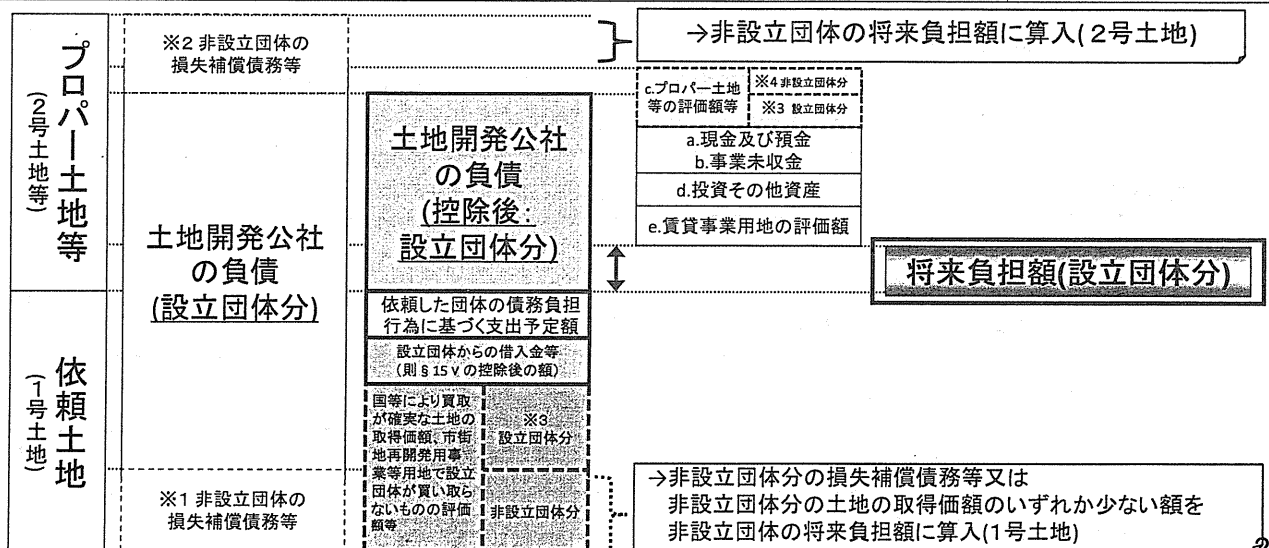
土地開発公社の負債に係る一般会計等負担見込額②

【土地開発公社の設立団体】 ※当該土地開発公社を設立した地方公共団体以外による損失補償又は保証がある場合

- (1) 土地開発公社の貸借対照表上の負債を把握（ただし、次のとおり非設立団体の損失補償債務等を控除）
 - ・ 依頼土地に係る土地開発公社に対する損失補償又は保証に係る債務の額のうち、非設立団体の損失補償債務等（※1）を控除
 - ・ プロパー土地等に係る土地開発公社に対する損失補償又は保証に係る債務の額のうち、非設立団体の損失補償債務等（※2）を控除
- (2) 以後の算定は、「土地開発公社の負債に係る一般会計等負担見込額①」（当該土地開発公社を設立した地方公共団体以外による損失補償又は保証がない場合）の例による（ただし、国等により買取が確実な土地の取得価額、市街地再開発事業等用地で設立団体が買い取らないものの評価額等及びプロパー土地等の評価額等については、設立団体分のみを控除財源とする（※3））

【設立団体以外の地方公共団体（非設立団体）】

- (1) 依頼土地に係る土地開発公社に対する損失補償又は保証に係る債務の額と当該土地の取得価額のいずれか少ない額を、非設立団体の将来負担額に算入
- (2) プロパー土地等に係る土地開発公社に対する損失補償又は保証に係る債務の額から、当該土地の評価額等（※4非設立団体分）を控除した額を、非設立団体の将来負担額に算入



21

第三セクター等の対外債務と損失補償・債務保証

※下表の会社法人・民法法人は①地方公共団体の出資比率が25%以上の法人、②地方公共団体の出資比率が25%未満であるものの財政的支援(補助金、貸付金、損失補償)を受けている法人の合計。

	法人数 (A)	対外債務を負っている法人数(B)	割合 (B)/(A)	対外債務の額 (億円)	損失補償債務残高を有する法人				債務保証残高を有する法人				損失補償債務残高+債務保証残高 (億円)
					法人数 (C)	割合 (C)/(A)	割合 (C)/(B)	額 (億円)	法人数 (D)	割合 (D)/(A)	割合 (D)/(B)	額 (億円)	
会社法人	2,656	1,113	41.9%	39,660	204	7.7%	18.3%	4,303	-	-	-	-	4,303
	2,689	1,143	42.5%	33,533	213	7.9%	18.6%	4,607	-	-	-	-	4,607
民法法人	3,754	652	17.4%	20,320	287	7.6%	44.0%	15,114	-	-	-	-	15,114
	3,835	658	17.2%	20,731	303	7.9%	46.0%	16,157	-	-	-	-	16,157
三セク計 (25%以上出資等)	6,410	1,765	27.5%	59,980	491	7.7%	27.8%	19,417	-	-	-	-	19,417
	6,524	1,801	27.6%	54,264	516	7.9%	28.7%	20,764	-	-	-	-	20,764
住宅公社	57	44	77.2%	13,411	22	38.6%	50.0%	5,908	-	-	-	-	5,908
	57	48	84.2%	14,505	24	42.1%	50.0%	7,001	-	-	-	-	7,001
道路公社	42	41	97.6%	22,281	1	2.4%	2.4%	141	41	97.6%	100.0%	21,861	22,002
	42	41	97.6%	22,578	1	2.4%	2.4%	148	41	97.6%	100.0%	22,178	22,326
土地公社	1,074	778	72.4%	34,577	66	6.1%	8.5%	2,575	690	64.2%	88.7%	29,985	32,559
	1,106	805	72.8%	38,426	63	5.7%	5.7%	3,073	712	64.4%	88.4%	33,156	36,229
三公社計	1,173	863	73.6%	70,269	89	7.6%	10.3%	8,624	731	62.3%	84.7%	51,846	60,469
	1,205	894	74.2%	75,508	88	7.3%	9.8%	10,222	753	62.5%	84.2%	55,334	65,556
総合計	7,583	2,628	34.7%	130,249	580	7.6%	22.1%	28,040	731	62.3%	84.7%	51,846	79,886
	7,729	2,695	34.9%	129,772	604	7.8%	22.4%	30,986	753	62.5%	84.2%	55,334	86,321

※下段はH19年三セク調査

22

損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定基準

1. 地方公共団体からの財政援助を受ける出資法人等の債務に対する損失補償

標準評価方式

①～③により地方公共団体が損失補償を付した法人に対する金融機関等からの融資を、以下の債務区分に分類。
 A) 正常償還見込債務(10%以上)、B) 地方団体要関与債務(30%以上)、C) 地方団体要支援債務(50%以上)、
 D) 地方団体実質管理債務(70%以上)、E) 地方団体実質負担債務(90%以上)

① 財務諸表評価方式 (公表された財務諸表等から債務区分等を判定する方法)

- I 一般法人型
- II インフラ法人型
- III 不動産取引型

② 外形事象評価方式 (経済的取引や出資地方公共団体の支援等の事象から判定する方法)

③ 格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

個別評価方式

- ① 資産債務個別評価方式
- ② 個別経営計画評価方式
- ③ 損失補償付債務償還費補助評価方法

2. 公的信用保証、制度融資等に係る損失補償

$$\text{損失補償見込額} = \text{損失補償残高} \times \text{平均残存年数} \times \text{損失補償実行率}$$

3. その他の形態の損失補償、債務保証

23

財務諸表評価方式（一般法人型の例）

別紙1-1 財務諸表評価方式（一般法人）

		損益計算書上の経常損益										
		経常損益が黒字					経常損益が赤字					
		債務超過額の3分の1以上	債務超過額の5分の1以上3分の1未満	債務超過額の10分の1以上5分の1未満	債務超過額の10分の1	経常赤字の損失補償付債務額に対する割合						
20分の1未満	20分の1以上10分の1					10分の1以上5分の1未満	5分の1以上2分の1未満	2分の1以上				
貸借対照表上の純資産	資産超過	10年後において資産超過	A					A				
		5年後において資産超過であって、10年後において債務超過						B				
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の1未満	B	B	B	B	C					
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の1以上2分の1未満	B	B	B	C	D					
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の2分の1以上4分の3未満	B	B	B	C	D					
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の3以上損失補償付債務額未満	B	B	C	D	E					
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額以上	B	B	C	D	E					
債務超過			経常赤字の損失補償付債務額に対する割合									
			債務超過額の3分の1以上	債務超過額の5分の1以上3分の1未満	債務超過額の10分の1以上5分の1未満	債務超過額の10分の1	20分の1未満	20分の1以上10分の1	10分の1以上5分の1未満	5分の1以上2分の1未満	2分の1以上	
		債務超過額が損失補償付債務額の4分の1未満	B	B	B	B	B	C	D	E	E	
		債務超過額が損失補償付債務額の4分の1以上2分の1未満	B	B	B	B	C	D	E	E	E	
		債務超過額が損失補償付債務額の2分の1以上4分の3未満	B	B	B	C	D	E	E	E	E	
		債務超過額が損失補償付債務額の4分の3以上損失補償付債務額未満	B	B	C	D	E					
債務超過額が損失補償付債務額以上	B	C	D	E	E							

* A、B、C、D及びEとは、債務区分のA、B、C、D及びEのことをいう。
資産超過額とは、資産の額が負債の額を超える場合において当該超える額をいい、損失補償付債務額とは、損失補償付債務の額をいう。

24

地方公共団体財政健全化法における販売用土地等の評価方法

1. 販売用土地等の時価評価が必要な主なケース

- ① 宅地造成事業（公営企業）における土地の売却による収入の見込額の算定（連結実質赤字比率、将来負担比率）
- ② 土地開発公社が保有する自主事業用地の時価の算定（将来負担比率）
- ③ 3セクの保有する土地の時価の算定（将来負担比率）

→ 土地の価額は、販売用土地の帳簿価額（取得価額）と、時価評価による価額から販売経費を除いた価額とを比較し、いずれか少ない額とする。（低価法の適用）

2. 時価評価の方法

次のいずれかの方法により評価

- (1) 販売見込額（販売公表価格）を時価とする方法（ただし、売出開始から1年以上経過した後は、近傍類似の土地の価格の変動を勘案し、各年1割以上の割落とを行う。）
- (2) 不動産鑑定評価を用いる方法（当該年度前3年度内の不動産鑑定評価を用いる場合は、公示地価等の変動を勘案して時点修正を行う。）
- (3) 販売用土地の近隣の公示地価又は近隣の基準地価格を調整する方法
- (4) 固定資産税評価額を調整する方法
- (5) 相続税評価額を調整する方法

25

平成19年度決算に基づく健全化判断比率等の概要（確報）①

I. 健全化判断比率の状況

平成20年11月28日公表

1. 実質赤字比率

- 2団体が早期健全化基準以上(うち1団体が財政再生基準以上)
- 実質赤字額があるのは、都道府県で1団体、市区町村で23団体

2. 連結実質赤字比率

- 11団体が早期健全化基準以上(うち2団体が財政再生基準以上)
- 連結実質赤字額があるのは、市区町村で71団体

◆ 早期健全化基準以上である団体の実質赤字比率

(単位:%)

都道府県名	市区町村名	実質赤字比率
北海道	夕張市	730.71 (15.00)
大阪府	守口市	13.57 (11.84)

- (注) 1. 実質赤字比率の高い順に記載している。
2. ()内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じ11.25%~15%)である。
3. 夕張市の実質赤字比率は、財政再生基準(20%)以上である。

◆ 早期健全化基準以上である団体の連結実質赤字比率

(単位:%)

都道府県名	市区町村名	連結実質赤字比率
北海道	夕張市	739.45 (20.00)
北海道	赤平市	68.76 (20.00)
大阪府	泉佐野市	39.31 (17.44)
北海道	留萌市	36.61 (18.78)
北海道	積丹町	32.54 (20.00)
青森県	黒石市	28.90 (18.45)
青森県	大鰐町	26.45 (20.00)
北海道	美唄市	24.15 (18.49)
大阪府	守口市	23.18 (16.84)
大阪府	泉大津市	18.58 (17.73)
和歌山県	和歌山市	17.60 (16.25)

- (注) 1. 連結実質赤字比率の高い順に記載している。
2. ()内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じ16.25%~20%)である。
3. 夕張市及び赤平市の連結実質赤字比率は、財政再生基準(平成21年度に適用される40%)以上である。

26

平成19年度決算に基づく健全化判断比率等の概要（確報）②

3. 実質公債費比率

- 33団体が早期健全化基準以上(うち2団体が財政再生基準以上)
- 33団体はすべて市区町村
- 都道府県の平均値は13.5%、市区町村は12.3%

◆ 早期健全化基準以上である団体の実質公債費比率

(単位:%)

都道府県名	市区町村名	実質公債費比率
長野県	王滝村	41.6
北海道	夕張市	39.6
北海道	歌志内市	31.5
鳥取県	日野町	31.0
北海道	浜頓別町	30.4
福島県	双葉町	30.1
沖縄県	伊平屋村	30.0
北海道	洞爺湖町	29.9
北海道	中頓別町	28.8
沖縄県	座間味村	28.5
群馬県	嬬恋村	28.3
高知県	安芸市	28.1
北海道	利尻町	27.7
北海道	江差町	27.6
北海道	赤平市	27.5
兵庫県	香美町	27.4
山形県	新庄市	27.3
青森県	西目屋村	26.8
長野県	平谷村	26.6
福島県	泉崎村	26.3
青森県	田舎館村	26.1
島根県	斐川町	26.1
長野県	黍阜村	26.0

沖縄県	伊是名村	26.0
島根県	西ノ島町	25.8
長野県	根羽村	25.7
島根県	飯南町	25.5
青森県	深浦町	25.4
北海道	南幌町	25.3
北海道	三笠市	25.1
青森県	黒石市	25.1
島根県	浜田市	25.1
島根県	奥出雲町	25.1

- (注) 1. 実質公債費比率の高い順に記載している。
2. 実質公債費比率の早期健全化基準は、25%である。
3. 王滝村及び夕張市の実質公債費比率は、財政再生基準(35%)以上である。

4. 将来負担比率

- 5団体が早期健全化基準以上(すべて市区町村)
- 都道府県の平均値は222.3%、市区町村は110.4%

◆ 早期健全化基準以上である団体の将来負担比率

(単位:%)

都道府県名	市区町村名	将来負担比率
北海道	夕張市	1237.6
青森県	大鰐町	409.4
大阪府	泉佐野市	405.7
青森県	鯉ヶ沢町	378.7
兵庫県	淡路市	371.0

- (注) 1. 将来負担比率の高い順に記載している。
2. 将来負担比率の早期健全化基準は、都道府県・政令市が400%であり、市区町村が350%である。

27

平成19年度決算に基づく健全化判断比率等の概要（確報）③

II. 資金不足比率の状況

資金不足比率

- 156公営企業会計が経営健全化基準以上(全公営企業会計数:7,448)
- 資金の不足額がある公営企業会計は256会計

◆ 経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	合計
水道事業	0 / 26	0 / 17	3 / 1,262	0 / 101	3 / 1,406
簡易水道事業	0 / 3	0 / 6	6 / 925	0 / 3	6 / 937
工業用水道事業	0 / 39	0 / 7	0 / 96	0 / 8	0 / 150
交通事業	0 / 3	4 / 20	13 / 70	0 / 4	17 / 97
電気事業	0 / 30	0 / 4	1 / 27	0 / 3	1 / 64
ガス事業	0 / 0	0 / 1	0 / 33	0 / 1	0 / 35
港湾整備事業	0 / 29	0 / 4	0 / 36	0 / 4	0 / 73
病院事業	0 / 48	1 / 17	50 / 520	2 / 83	53 / 668
市場事業	0 / 8	1 / 17	7 / 142	1 / 11	9 / 178
と畜場事業	0 / 3	0 / 6	3 / 44	0 / 12	3 / 65
宅地造成事業	0 / 54	0 / 25	24 / 451	3 / 9	27 / 539
下水道事業	0 / 44	0 / 27	13 / 2,648	0 / 22	13 / 2,741
観光施設事業	0 / 6	0 / 6	22 / 336	0 / 2	22 / 350
その他事業	0 / 19	0 / 1	2 / 84	0 / 41	2 / 145
合計	0 / 312	6 / 158	144 / 6,674	6 / 304	156 / 7,448

(注) 分母は事業種類別の公営企業会計数である。

28

財政再生計画・財政健全化計画と経営健全化計画の内容の比較

計画	財政健全化計画 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律第4条第2項)	財政再生計画 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律第8条第3項)	経営健全化計画 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条第2項)
内容	<ul style="list-style-type: none"> 一 健全化判断比率が早期健全化基準以上となった要因の分析 二 計画期間 三 財政の早期健全化の基本方針 四 実質赤字額がある場合にあつては、一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復するための方策 五 連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあつては、それぞれの比率を早期健全化基準未満とするための方策 六 各年度ごとの前二号の方策に係る歳入及び歳出に関する計画 七 各年度ごとの健全化判断比率の見通し 八 前各号に掲げるもののほか、財政の早期健全化に必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> 一 再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析 二 計画期間 三 財政の再生の基本方針 四 次に掲げる計画及びこれに伴う歳入又は歳出の増減額 <ul style="list-style-type: none"> イ 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出の削減を図るための措置に関する計画 ロ 当該年度以降の年度分の地方税その他の収入について、その徴収成績を通常の成績以上に高めるための計画(実施の要領を含む) ハ 当該年度の前年度以前の年度分の地方税その他の収入で滞納に係るものの徴収計画(実施の要領を含む) 二 使用料及び手数料の額の変更、財産の処分その他の歳入の増加を図るための措置に関する計画 ホ 普通税について標準税率を超える税率で課し、又は法定外普通税を課すことによる地方税の増収計画 五 前号の計画及びこれに伴う歳入又は歳出の増減額を含む各年度ごとの歳入及び歳出に関する総合的な計画 六 再生振替特例債の各年度ごとの償還額 七 各年度ごとの健全化判断比率の見通し 八 前各号に掲げるもののほか、財政の再生に必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> 一 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因の分析 二 計画期間 三 経営の健全化の基本方針 四 資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策 五 各年度ごとの前号の方策に係る収入及び支出に関する計画 六 各年度ごとの資金不足比率の見通し 七 前各号に掲げるもののほか、経営の健全化に必要な事項

29

地方公共団体の長と議会の関係

	地方公共団体の長	議会
財政指標の開示	4つの指標(健全化判断比率)	報告
	公営企業会計の資金不足比率	報告
(財政の早期健全化・再生)		
早期健全化 (α 以上)	財政健全化計画策定	議会の議決
	計画の実施状況	報告
	国・都道府県による勧告の内容	報告
再生 (β 以上)	財政再生計画策定	議会の議決
	計画の同意に係る協議	議会の議決
	計画の実施状況	報告
	国による勧告の内容	報告
(公営企業の経営健全化)		
公営企業の 経営健全化 (γ 以上)	経営健全化計画策定	議会の議決
	計画の実施状況	報告
	国・都道府県による勧告の内容	報告

30

地方公共団体財政健全化法における監査委員の役割

1. 財政指標の審査

(健全化判断比率の公表等)

- 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならない。
 - ・ 意見の決定は、監査委員の合議。
 - ・ 算定基礎事項を記載した書類は事務所に備付け。

(第3条)

(資金不足比率の公表等)

- 公営企業を営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならない。

(第22条)

2. 国等から勧告を受けた場合の通知受理

(国等の勧告等)

- 総務大臣又は都道府県知事は、財政健全化計画の実施状況を踏まえ、当該財政健全化団体の財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、当該団体の長に対し、必要な勧告をすることができる。
- 財政健全化団体の長は、総務大臣又は都道府県知事から勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該団体の議会に報告するとともに、監査委員(包括外部監査対象団体にあつては、監査委員及び包括外部監査人)に通知しなければならない。

(第7条)

(国の勧告等)

- 総務大臣は、財政再生団体の財政の運営がその財政再生計画に適合しないと認められる場合等においては、当該団体の長に対し、予算の変更、財政再生計画の変更等の措置を講ずることを勧告することができる。
- 財政再生団体の長は、勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該団体の議会に報告するとともに、監査委員(包括外部監査対象団体にあつては、監査委員及び包括外部監査人)に通知しなければならない。

(第20条)

31

過疎対策について

< 目次 >

- 1. 過疎地域の現状等について 1
- 2. 過疎法について 2
- 3. 過疎法に基づく施策について 6
- 4. 過疎問題懇談会について 8
- 5. 「時代に対応した新たな過疎対策に向けて」（これまでの議論の中間的整理）（要旨） . . . 9
- 6. 集落の状況と課題について 12
- 7. 過疎地域等の集落対策について 15

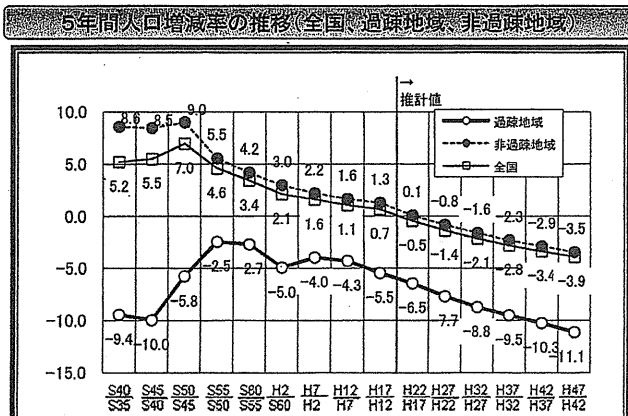
過疎地域の現状等について

- 昭和45年以来、時代の要請に対応しながら、四次にわたり議員立法として過疎法が制定され、上水道・下水道、道路といった公共施設の整備などに一定の成果。
- こうした中、現行の過疎法（10年間の時限立法）は、平成22年3月末に失効。
- 一方、過疎地域は、引き続き人口減少と著しい高齢化に直面し、財政状況も厳しく、維持が危ぶまれる集落の発生、身近な「足」の不足、農林水産業の衰退、地域医療の危機など、深刻な問題も生じている。
- 総務省においては、有識者からなる「過疎問題懇談会」等において、時代に対応した新たな過疎対策について検討中。

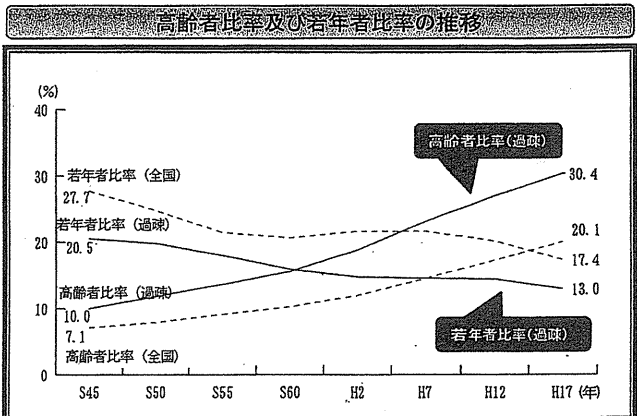
過疎地域の状況			
	（過疎関係市町村）	（全 国）	（過疎地域の割合）
関係市町村数（H21.10.5）	729	1,772	41.1%
人口（平17国調：万人）	1,056	12,777	8.3%
面積（平17国調：km ² ）	204,095	377,915	54.0%

年齢階層別人口構成		
	過疎地域	全国平均
0～14歳の人口割合	12.6%	13.7%
15～29歳の人口割合	13.0%	17.4%
65歳以上の人口割合	30.4%	20.1%

（備考）①平成17年国勢調査による。 ②過疎地域は、平成21年4月1日現在。



（備考）①過疎地域は平成21年4月1日時点。 ②平成17年までの人口は国勢調査による。
 ③総人口の将来推計人口は「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）による。



（備考）①国勢調査による。 ②過疎地域は、平成21年4月1日現在。

地方公共団体財政健全化法における外部監査に関する規定

1. 長による個別外部監査の要求の義務付け

(地方自治法の監査の特例)

- 財政健全化計画等を定めなければならない地方公共団体の長は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、当該団体の財政健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、監査委員に対し、地方自治法第百九十九条第六項の監査の要求をし、併せて、理由を付して監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めなければならない。(第26条第1項に基づく読替後)

2. 財政指標(健全化判断比率等)の調査

(健全化判断比率の公表等)

- 包括外部監査対象団体においては、包括外部監査人は、その監査のため必要があると認めるときは、公表された比率とその算定基礎事項を記載した書類について調査することができる。(第3条)

3. 財政健全化団体等における包括外部監査人の留意事項

(地方自治法の監査の特例)

- 財政健全化団体等が包括外部監査対象団体である場合にあっては、当該団体等の包括外部監査人は、その監査をするに当たっては、同条第二項の規定によるほか、当該団体等の財務に関する事務の執行と経営に係る事業の管理が財政の早期健全化等を図る観点から適切であるかどうか、特に、意を用いなければならない。(第26条第2項)

4. 国等から勧告を受けた場合の通知受理

(国等の勧告等)

- 財政健全化団体の長は、総務大臣又は都道府県知事から勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該団体の議会に報告するとともに、監査委員(包括外部監査対象団体にあつては、監査委員及び包括外部監査人)に通知しなければならない。(第7条)

(国の勧告等)

- 財政再生団体の長は、勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該団体の議会に報告するとともに、監査委員(包括外部監査対象団体にあつては、監査委員及び包括外部監査人)に通知しなければならない。(第20条)

32

平成21年度の事務スケジュール(イメージ)

	決算関係事務	財政指標の算定	個別外部監査の要求	財政健全化計画の策定
5月	出納整理期間終了(5/31)			
6月	決算の調製準備※	決算見込みでの財政指標の算定準備		
7月			準備事務	準備事務
8月	決算の提出(8/31まで) 監査委員の審査	正式算定 監査委員の審査		
9月	決算の議会認定	財政指標の議会報告		
10月				
11月			個別外部監査の要求・議決 個別外部監査の実施	
12月				計画策定作業
1月			監査結果の報告・公表	報告内容を反映
2月				
3月				計画の議決・公表等

※法適用企業については、3月末をもって決算を調整し、5月末までに管理者から長へ決算提出。

33

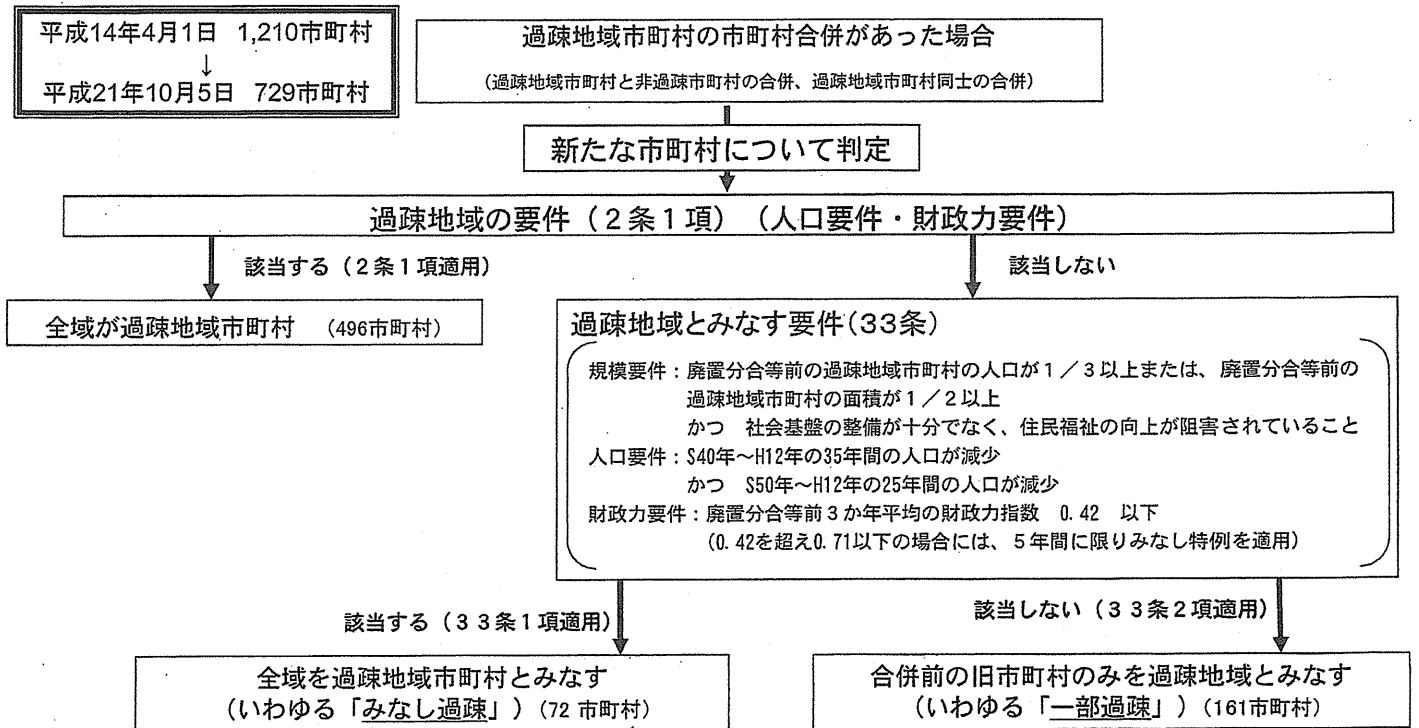
過疎地域自立促進特別措置法と過去の過疎3法の概要

法律名	過疎地域対策緊急措置法 (昭和45年 4月24日法律第31号)	過疎地域振興特別措置法 (昭和55年 3月31日法律第19号)	過疎地域活性化特別措置法 (平成 2年 3月31日法律第15号)	過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年 3月31日法律第15号)
制定経緯	議員立法 (全会一致)	議員立法 (全会一致)	議員立法 (全会一致)	議員立法 (全会一致)
期間	昭和45年度～昭和54年度	昭和55年度～平成元年度	平成2年度～平成11年度	平成12年度～平成21年度
目的	○ 人口の過度の減少防止 ○ 地域社会の基盤を強化 ○ 住民福祉の向上 ○ 地域格差の是正	○ 過疎地域の振興 ○ 住民福祉の向上 ○ 雇用の増大 ○ 地域格差の是正	○ 過疎地域の活性化 ○ 住民福祉の向上 ○ 雇用の増大 ○ 地域格差の是正	○ 過疎地域の自立促進 ○ 住民福祉の向上 ○ 雇用の増大 ○ 地域格差の是正 ○ 美しく風格ある国土の形成
過疎地域の要件	人口要件 昭和35年～昭和40年(5年間) 人口減少率 10%以上 財政力要件 ● S41-S43 財政力指数 0.4未満	人口要件 昭和35年～昭和50年(15年間) 人口減少率 20%以上 財政力要件 ● S51-53 財政力指数 0.37以下 ● 公営競技収益 10億円以下	人口要件 (以下のいずれか) ①昭和35年～昭和60年(25年間) 人口減少率 25%以上 ②昭和35年～昭和60年(25年間) 人口減少率 20%以上 かつ 昭和60年の高齢者(65歳以上) 比率 16%以上 ③昭和35年～昭和60年(25年間) 人口減少率 20%以上 かつ 昭和60年若年者(15歳以上30歳 未満)比率 16%以下 財政力要件 ● S61-63 財政力指数 0.44以下 ● 公営競技収益 10億円以下	人口要件 (以下のいずれか) ①昭和35年～平成7年(35年間) 人口減少率 30%以上 ②昭和35年～平成7年(35年間) 人口減少率 25%以上 かつ 平成7年高齢者比率 24%以上 ③昭和35年～平成7年(35年間) 人口減少率 25%以上 かつ 平成7年若年者比率 15%以下 ④昭和45年～平成7年(25年間) 人口減少率 19%以上 (①～③は昭和45年から25年間で人口が10%以上増加している団体は除く。) 財政力要件 ● H8-H10 財政力指数 0.42以下 ● 公営競技収益 13億円以下
公示 市町村数	当初 (S45. 5. 1) : 776 最終 : 1,093	当初 (S55. 4. 1) : 1,119 最終 : 1,157	当初 (H2. 4. 1) : 1,143 最終 : 1,230	当初 (H12. 4. 1) : 1,171 追加 (H14. 4. 1) : 1,210

-2-

合併により平成21年10月5日現在 729

過疎地域市町村の合併と過疎法の適用について



【過疎地域の状況】	(過疎関係市町村)	(全 国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(H21.10.5)	729	1,772	41.1%
人口(平17国調:万人)	1,056	12,777	8.3%
面積(平17国調:km ²)	204,095	377,915	54.0%

-3-

都道府県別過疎関係市町村数

都道府県名	市町村数計	過疎関係市町村数計	過疎市町村(2条1項)	みなし過疎市町村(33条1項)	一部過疎を有する市町村(33条2項)	備考
北海道	179	140	131	1	8	函館市【中核】(一部過疎)
青森	40	24	14	4	6	
岩手	35	17	11	2	4	
宮城	35	7	3	2	2	
秋田	25	19	10	5	4	秋田市【中核】(一部過疎)
山形	35	18	15	2	1	
福島	59	23	18	2	3	
茨城	44	4	1	0	3	
栃木	30	3	1	1	1	
群馬	36	12	6	0	6	
埼玉	70	3	0	1	2	
千葉	56	3	1	1	1	
東京	39	5	5	0	0	
神奈川	33	0	0	0	0	
新潟	31	15	9	2	4	
富山	15	2	0	1	1	富山市【中核】(一部過疎)
石川	19	8	4	1	3	
福井	17	6	1	1	4	福井市【県庁】(一部過疎)
山梨	28	15	7	1	7	甲府市【県庁】(一部過疎)
長野	80	34	25	0	9	長野市【中核】(一部過疎)
岐阜	42	13	5	2	6	
静岡	37	8	4	0	4	浜松市【政令】(一部過疎)
愛知	60	5	3	1	1	豊田市【政令】(一部過疎)
三重	29	7	5	0	2	津市【県庁】(一部過疎)

都道府県名	市町村数計	過疎関係市町村数計	過疎市町村(2条1項)	みなし過疎市町村(33条1項)	一部過疎を有する市町村(33条2項)	備考
滋賀	26	2	1	0	1	
京都	26	7	2	2	3	京都市【政令】(一部過疎)
大阪	43	0	0	0	0	
兵庫	41	9	3	2	4	
奈良	39	14	12	1	1	
和歌山	30	13	8	4	1	
鳥取	19	8	4	0	4	鳥取市【県庁】(一部過疎)
島根	21	19	11	5	3	松江市【県庁】(一部過疎)
岡山	27	18	9	2	7	岡山市【政令】(一部過疎)
広島	23	16	7	2	7	福山市【中核】(一部過疎)
山口	20	13	7	1	5	山口市【県庁】(一部過疎) 下関市【中核】(一部過疎)
徳島	24	13	11	0	2	
香川	17	6	2	0	4	高松市【中核】(一部過疎)
愛媛	20	17	7	4	6	松山市【中核】(一部過疎)
高知	34	27	21	1	5	高知市【中核】(一部過疎)
福岡	66	18	11	3	4	
佐賀	20	7	3	0	4	佐賀市【県庁】(一部過疎)
長崎	23	14	9	2	3	長崎市【中核】(一部過疎)
熊本	47	27	21	4	2	
大分	18	16	8	4	4	大分市【中核】(一部過疎)
宮崎	28	17	12	1	4	
鹿児島	45	39	31	3	5	鹿児島市【中核】(一部過疎)
沖縄	41	18	17	1	0	
全国	1,772	729	496	72	161	

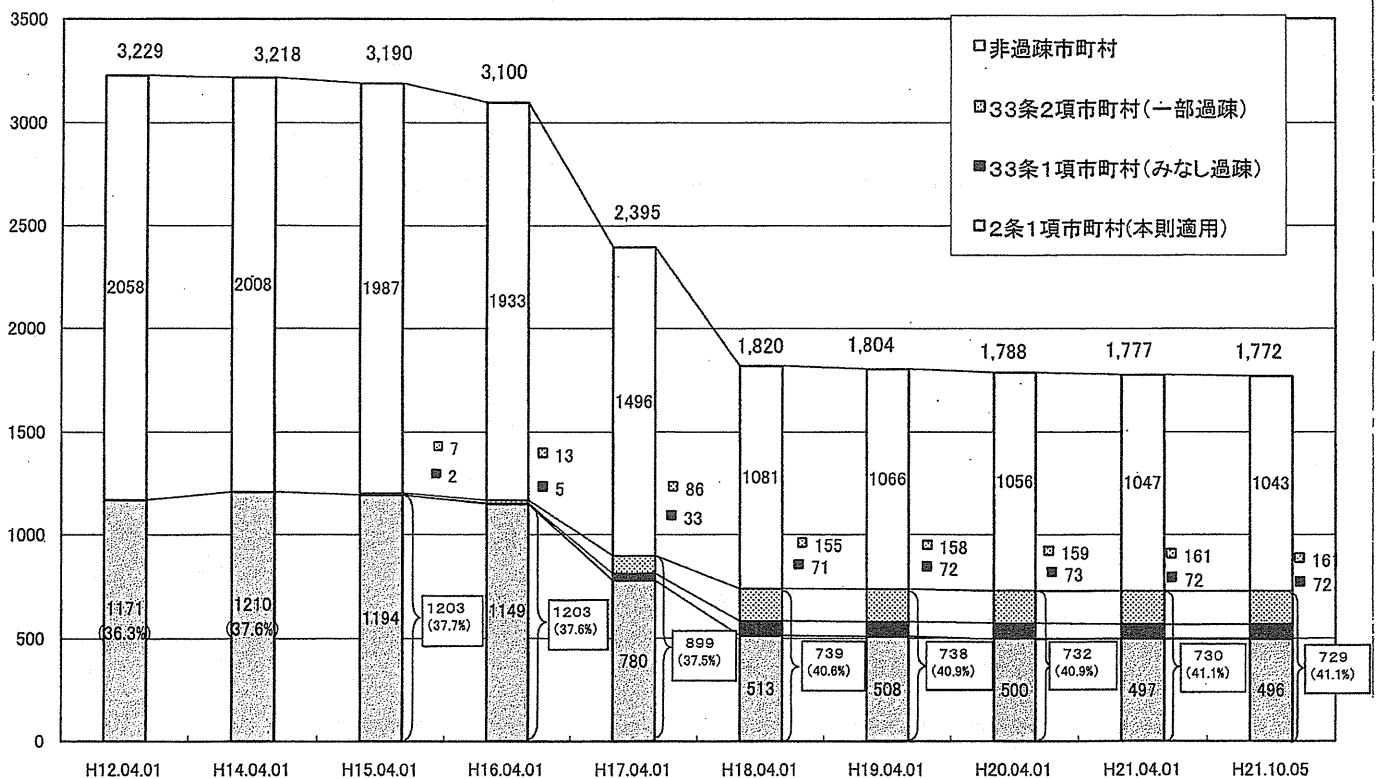
- (備考) 1 市町村数は平成21年10月5日現在。
 2 過疎関係市町村数計は、本則適用(2条1項)、みなし過疎(33条1項)、一部過疎(33条2項)市町村のすべてを合算。
 3 備考欄に記載した市は、過疎関係の政令市、中核市、県庁所在市であり、「政令」「中核」「県庁」と区分を表記している。

内訳

市町村別団体数	
市	257
町	354
村	118

平成12年4月1日以降の市町村数及び過疎関係市町村数の変遷

市町村数



過疎法に基づく施策

(1) 国の補助のかさ上げ等

- ① 統合に伴う小中学校校舎等 (1/2→5.5/10)
 - ② 公立以外の保育所 (1/2→2/3)
 - ③ 公立保育所 (1/2→5.5/10)
 - ④ 消防施設 (1/3→5.5/10)
- } 三位一体改革で補助金廃止
(特別の地方債で措置)【施設整備事業(一般財源化分)】

(2) 過疎対策事業債 : 元利償還の7割を交付税措置

平成21年度計画額 2,757億円

平成20年度計画額 2,720億円

(3) 都道府県代行制度: 基幹道路、公共下水道

(4) 金融措置 : 政府系金融機関等の資金確保

(5) 税制措置 : 所得税・法人税に係る減価償却の特例 等

(6) 地方税の課税免除・不均一課税に伴う地方交付税の減収補てん措置

(7) 過疎対策のための国庫補助金

過疎地域集落等整備事業費補助金(補助率1/2) 【21年度予算 3.0億円】

地域間交流施設整備事業費補助金(補助率1/3) 【21年度予算 2.0億円】

-6-

過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域に指定された市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の配分を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。

その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

1 対象事業

産業 振興 施設	<ul style="list-style-type: none"> ○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道・漁港施設・港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設 	厚生 施設 等	<ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○保育所、児童館 ○市町村保健センター及び母子健康センター ○診療施設 ○簡易水道施設
交通 通信 施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村道・橋りょう ○農林道 ○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○除雪機械 	教育 文化 施設	<ul style="list-style-type: none"> ○適正規模にするための統合に伴い必要となる校舎、屋内運動場、寄宿舎、教員住宅、スクール・スポーツ、学校給食施設・設備 ○小規模校校舎 ○公民館その他の集會施設 ○地域文化の振興等を図るための施設
○集落再編整備			

2 地方債計画額

平成21年度 2,757億円
平成20年度 2,720億円

-7-

過疎問題懇談会について

開催状況

<平成19年度>

第1回 9月21日

「過疎対策の今後のあり方等について」意見交換

第2回 11月22日・23日

現地調査(長野県木曾町、清内路村)

第3回 12月21日

過疎対策室から過疎地域の現状、新たな過疎対策の論点等について意見交換

第4回 1月25日

熊本県天草市長、茨城県大子町長、島根県からヒアリング

第5回 3月31日

これまでの議論の中間的整理、集落の現状等について、意見交換

<平成20年度>

第1回 4月24日

時代に対応した新たな過疎対策に向けて(これまでの議論の中間的整理) 過疎地域等における集落対策についての提言～集落の価値を見つめ直す～

第2回 5月30日

農林水産省からの報告をもとに、意見交換

第3回 6月27日

国土交通省からの報告をもとに、意見交換

第4回 7月29日

有識者からの報告、情報流通行政局からの報告をもとに、意見交換

第5回 9月30日

文部科学省、厚生労働省からの報告をもとに、意見交換

第6回 11月13日・14日

現地調査(長崎県雲仙市、五島市)

第7回 2月25日

島根県、島根県雲南市、高知県からヒアリング

第8回 3月26日

「時代に対応した新たな過疎対策について」自由討議

<平成21年度>

第1回 5月26日

「時代に対応した新たな過疎対策について(提言骨子案)」意見交換

過疎問題懇談会名簿

(座長)

宮口 侗 勉

早稲田大学教育・総合科学学術院長

(構成員)

安藤 周 治

NPO法人ひろしまね理事長

飯盛 義 徳

慶応義塾大学総合政策学部准教授

小田切 徳 美

明治大学農学部教授

上 治 堂 司

高知県安芸郡馬路村長

菊 池 恵 美

(株)テレビ長崎常務取締役

桑 野 和 泉

由布院温泉観光協会会長

沼 尾 波 子

日本大学経済学部教授

本 田 敏 秋

岩手県遠野市長

横 道 清 孝

政策研究大学院大学教授

(五十音順・敬称略)

-8-

「時代に対応した新たな過疎対策に向けて」 (これまでの議論の中間的整理) (要旨)

平成20年4月24日
過疎問題懇談会

1 検討の経緯

- 現地視察、自治体ヒアリング等も行いながら検討を進めてきたが、**主な意見・議論について、今回中間的に整理。**
- 今後、**新たな過疎対策のあり方、過疎地域の諸課題について、さらに検討を深めていく。**

2 過疎地域の現状、環境の変化

1 厳しさを増す過疎地域の環境

- **過疎地域**では、自然減の増により、**平成7年以降、再び人口減少率が拡大傾向(これに対し非過疎地域では平成22年(国調)まで人口「増」の見込み)**。引き続き**自主財源に極めて乏しい**財政構造。
- 特に地形的・地理的条件等で厳しい状況にある地域では、著しい人口減少や高齢化により**維持が困難な集落**が増加し、**生活扶助機能の低下、身近な「足」(生活交通)の不足、空き家の増加、森林**

2 これまでの過疎対策の成果と残された課題

- **道路、上下水道等の公共施設の整備は一定程度進んだが、全国との差はなお存在**
- 引き続き**人口減少と著しい高齢化、雇用問題、医師不足、維持が困難な集落の問題**など、依然として

過疎地域を取り巻く主な環境の変化

【市町村合併の進展】

- 過疎関係市町村数は732(平成20年4月1日)に再編され、「みなし過疎」、「一部過疎」の市町村が誕生

【情報通信技術の発展】

- ブロードバンドや携帯電話など情報通信技術が国民生活へ浸透。過疎地域等の条件不利地域での格差

【都市から地方への移住・交流の可能性の拡大】

- 団塊の世代の大量退職、ゆとりや豊かさ志向への国民のライフスタイルの変化、UJIターンや二地域居住の普及等により、「都市から地方への移住・交流」の可能性が拡大

3 過疎対策の成果と今後の課題

成果・効果

これまでの過疎対策により、産業の振興、住民の生活の基盤となる交通通信施設等の整備、生活環境の整備等に一定の成果。

(例)

- ①産業振興と安定的な雇用の増大
 - ・民間や住民団体等が主体となった地域発の産業の展開
 - ・工場立地件数の回復 [116件(H12)→149件(H17)]
- ②交通基盤の整備
 - ・市町村道改良率の向上 [9.0%(S45)→51.2%(H17)]
 - ・舗装率の向上 [2.7%(S45)→68.6%(H17)]
- ③情報通信基盤の整備
 - ・国の財政支援を活用したブロードバンド整備や携帯電話のエリア整備の実施 [条件不利地域携帯電話エリア外人口 52.3万人(H17)→39.6万人(H18)]
- ④住民の生活の安定と福祉の向上、教育の振興
 - ・水道の普及 [普及率56.6%(S45)→90.4%(H17)]
 - ・水洗化率の向上 [水洗化率46.5%(H12)→61.9%(H16)]
 - ・通学条件の向上 [高校進学率91.8%(S55)→98.4%(H18)]
- ⑤個性豊かな地域社会の形成
 - ・地域資源を活かした都市部との交流
 - [観光入込客数4.0億人(H12)→5.3億人(H16)]
 - ・自然環境の保全、景観の整備、地域文化の保全
- ⑥都市からの地方への移住・交流、定住促進
 - ・官民連携した移住・交流受入れ体制づくりなどの動き
 - ・住宅整備によるUJIターン・定住対策の進展
 - [H12～H17で約18,600戸整備]

今後の過疎地域の主な課題

- ①産業振興と安定的な雇用の増大
 - ・農林水産業、建設業など基幹的な産業の低迷、雇用の「場」の不足への対応が課題
 - ・所得面での非過疎地域との差の存在
- ②交通基盤の整備・利活用
 - ・道路その他の交通基盤の整備水準の差が存在
 - ・路線バスの廃止・縮小が進展。デマンドバスなどによる身近な生活交通の確保が課題
- ③情報通信基盤の整備・利活用
 - ・条件不利地域では相対的にブロードバンド整備や携帯電話のエリア整備が困難。また、地上放送デジタル化への着実な対応が必要。情報通信基盤の利活用の推進が課題
- ④住民の生活の安定と福祉の向上、教育の振興
 - ・水道、生活排水関連施設の整備水準の差が存在
 - ・医師不足、過疎地域における医療供給体制の整備が課題
 - ・児童生徒数が減少する中で教育環境の充実維持のための小中学校統合等が課題
- ⑤個性豊かな地域社会の形成
 - ・人口減少、高齢化による地域の担い手不足、特有の伝統や生活文化の喪失のおそれ
 - ・棚田や森林の保全が困難になり、個性的で特徴ある優れた景観・環境の維持が課題
- ⑥都市から地方への移住・交流、過疎地域への定住促進
 - ・ゆとりや豊かさ志向への国民のライフスタイルの変化、二地域居住の普及等、「都市から地方への移住・交流」の可能性の拡大を踏まえ、都市との交流人口の増、UJIターン者の増を図ることが課題
- ⑦集落の維持・活性化対策
 - ・集落住民自身が集落の問題を自らの課題としてとらえること、市町村が十分な目配りをしていくこと、住民と市町村の強力なパートナーシップを形成することが課題
 - ・各集落の実態に即した維持・活性化対策が課題

-10-

4 時代に対応した新たな過疎対策に向けた議論 (主な意見)

今後の過疎地域・対策のあり方についての意見

1 国民全体の安心・安全な生活への寄与

- ・過疎地域は、**下流域の土砂災害の防止、水源の涵養、安心・安全な食料の供給**、森林による**二酸化炭素の吸収**などの極めて重要な役割・都市部を支える役割を果たしており、都市と過疎地域とは**共生・互恵の関係**にある。
- ・過疎地域が健全に維持されることは、**都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活**に寄与。

2 多様な生活様式、地域文化が息づく場

- ・過疎地域は、**豊かな自然環境や景観、固有の地域文化**に恵まれ、地方での生活等を求める**都市住民のニーズに答える場**でもある。
- ・過疎地域は「**自然とつきあう“わざ”を備えた地域**」「**環境に優しい産業で我が国を支える地域**」等の積極的意義を有する。

3 ナショナルミニマムの確保と、地域の自立的発展・活性化の促進

- ・**過疎地域の住民の安心・安全な生活を維持するため**、生活道路や身近な「足」(生活交通)の確保、情報通信基盤の整備・利活用、医療、福祉、教育などの対策が不可欠。
- ・また、**都市とは異なる自立的な発展・活性化に向けた支援**として、人材・情報・財政等での支援が必要。
- ・以上について、「**二兎を追う**」、「**両立させる**」ことが必要。

過疎地域への支援のあり方等についての意見

1 過疎地域への支援のあり方

- ・身近な「足」(生活交通)の確保、情報通信基盤の整備・利活用の推進、医師不足対策、集落の維持・活性化対策、UJIターン対策などの**行政課題に対応した財政支援**が必要となっている。
- ・従来の財政支援に加え、**人材確保・人材育成**への支援、**成功事例・優良事例など知恵を共有する仕組み**が必要。
- ・**各府省の横断的な支援**が必要。
- ・市町村が**地域コミュニティやNPO・企業など多様な主体の力を合わせ、連携しながら地域の経営**を行っていくことへの支援が求められる。

2 市町村合併の進展等を踏まえた過疎対策のあり方

- ・**合併メリットの発揮、新市町村内での格差是正、遊休化した資産の有効活用**等

3 周辺地域との連携・広域的取り組み

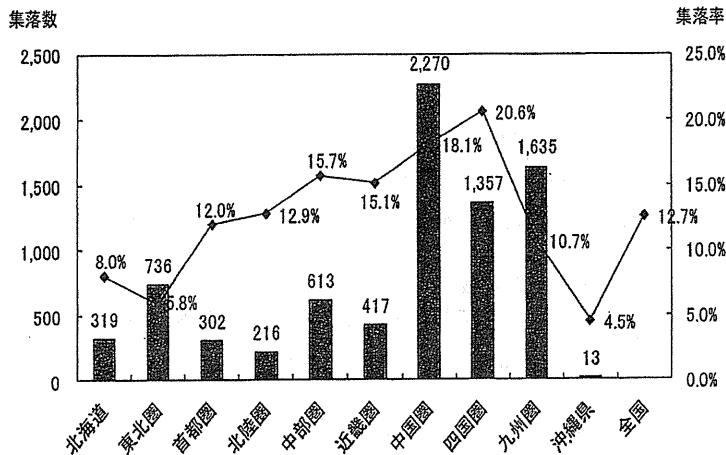
- ・生活交通の確保、医療の確保、情報通信基盤の整備といった課題については、**周辺地域との連携など広域的に取り組むことが重要**。

-11-

集落の状況について

(「行政区」単位での平成18年度国土交通省・総務省調査結果)

高齢者(65歳以上)割合が
50%以上の集落数・集落率



高齢者割合が50%以上 合計7,878集落

消滅の可能性のある集落の現状

(市町村の回答による。)

全体	今後の消滅の可能性別集落数				計
	10年以内に消滅	いずれ消滅	存続	不明	
北海道	23 (0.6%)	187 (4.7%)	3,365 (84.2%)	423 (10.6%)	3,998 (100.0%)
東北圏	65 (0.5%)	340 (2.7%)	11,218 (88.1%)	1,104 (8.7%)	12,727 (100.0%)
首都圏	13 (0.5%)	123 (4.9%)	1,938 (77.2%)	437 (17.4%)	2,511 (100.0%)
北陸圏	21 (1.3%)	52 (3.1%)	997 (59.6%)	603 (36.0%)	1,673 (100.0%)
中部圏	59 (1.5%)	213 (5.5%)	2,715 (69.6%)	916 (23.5%)	3,903 (100.0%)
近畿圏	26 (0.9%)	155 (5.6%)	2,355 (85.7%)	213 (7.7%)	2,749 (100.0%)
中国圏	72 (0.6%)	425 (3.4%)	10,548 (84.0%)	1,505 (12.0%)	12,551 (100.0%)
四国圏	10 (0.1%)	100 (1.4%)	5,447 (82.6%)	654 (9.9%)	6,595 (100.0%)
九州圏	53 (0.3%)	319 (2.1%)	13,634 (89.2%)	1,271 (8.3%)	15,277 (100.0%)
沖縄県	0 (0.0%)	2 (0.7%)	167 (57.8%)	120 (41.5%)	289 (100.0%)
全国	423 (0.7%)	2,220 (3.6%)	52,384 (84.1%)	7,246 (11.6%)	62,273 (100.0%)

2,643集落(4.4%)

各消滅の可能性において該当集落数・割合が最も大きい圏域

各消滅の可能性において該当集落数・割合が2番目に大きい圏域

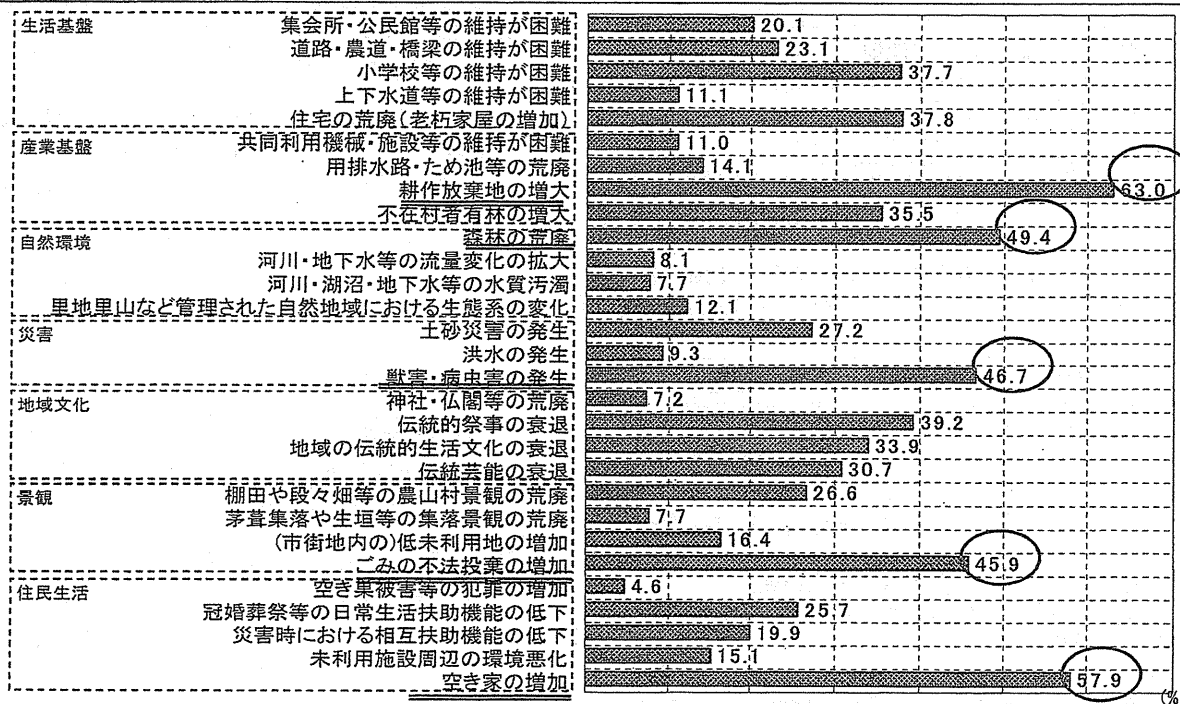
国土交通省・総務省「過疎地域等における集落の状況に関する調査」(平成19年3月とりまとめ)に基づき作成。

-12-

集落での問題の発生状況

(「行政区」単位での平成18年度国土交通省・総務省調査結果)

過疎地域等の集落で発生している問題や現象について全国的な傾向を見ると、6割を超える市町村で耕作放棄地の増大が指摘されているほか、空き家の増加、森林の荒廃、ごみの不法投棄の増加、獣害・病虫害等の発生なども高い割合となっている。



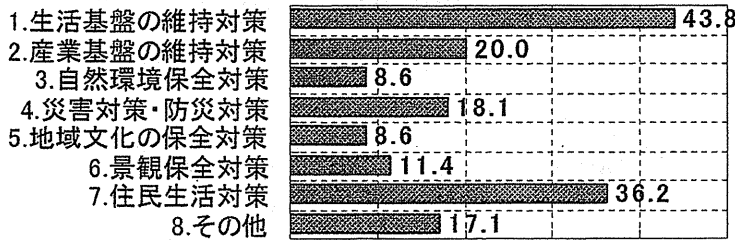
国土交通省・総務省「過疎地域等における集落の状況に関する調査」(平成19年3月とりまとめ)に基づき作成

-13-

集落機能の維持が困難となっている集落等に対する対策の状況 (「行政区」単位での平成18年度国交省・総務省調査結果)

集落機能の維持が困難となっている集落等に対する市町村の集落対策事業の内容について分野ごとにみると、生活基盤の維持や住民生活に対する支援に係る施策が多くみられる。

市町村による集落対策事業の実施状況[複数回答]



(総回答施策(N=105)に対する割合)

分類	具体的内容(例)
生活基盤の維持対策	給水施設整備、ケーブルテレビ網の整備、集会施設の整備・補修等に対する補助、高齢者住宅の整備、定住団地整備、空き家の利活用
産業基盤の維持対策	農林道の整備(材料費補助を含む)、港湾整備、農地保全事業、担い手育成、情報通信施設整備
自然環境保全対策	中山間地域直接支払
災害・防災対策	防災集団移転事業、冬期集落保安要員設置、鳥獣駆除対策事業
地域文化の保全対策	文化財保護補助金
景観保全対策	地域文化活性化事業(古民家再生等)、エコガーデン構想(花木植栽)
住民生活対策	福祉バスの運行、離島航路運営費補助、路線廃止代替バスの運行、地域づくり活動への補助(交付金)、特色ある地域づくり活動への支援、患者輸送事業、高齢者の訪問活動、へき地診療所設置
その他	山村留学

国土交通省・総務省「過疎地域等における集落の状況に関する調査」(平成19年3月とりまとめ)に基づき作成。

過疎地域等の集落対策についての提言 ～集落の価値を見つめ直す～

平成20年4月24日
過疎問題懇談会

- ◎集落の課題を「自らの地域」の課題としてとらえられるようにする
- ◎市町村が集落に対して十分な目配りを行う
- ◎住民と市町村の強力なパートナーシップを形成して取り組む

①集落支援員(仮称)の設置

・市町村に「**集落支援員**」(仮称)を設置。支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。
(行政経験者、農業委員など農業関係業務の経験者、NPO関係者など地域の実情に詳しい外部人材を活用)

②集落点検の実施

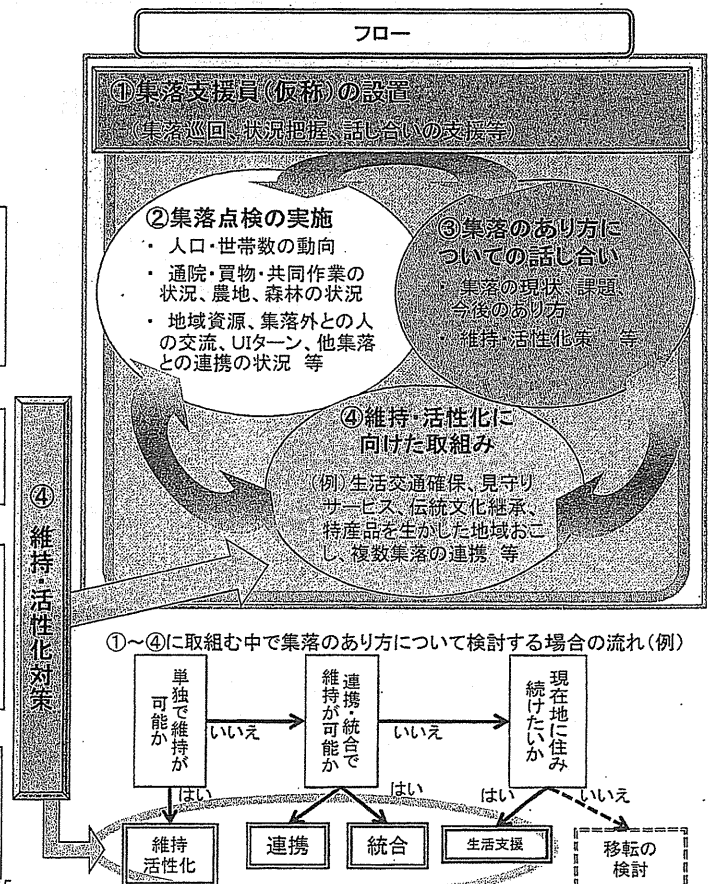
・集落支援員(仮称)は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施(集落点検チェックシートを活用)

③集落のあり方についての話し合い

・住民と住民・住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進(「集落点検」の結果を活用)
・集落支援員(仮称)がアドバイザー・コーディネーターとして参画・支援

④地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

・**住民と市町村の協働による、地域の実情に応じた集落対策を推進**
(生活交通確保、見守りサービス、伝統文化継承、特産品を生かした地域おこし、コミュニティビジネスの振興、複数集落の連携などの取組み)



集落対策の推進について

過疎地域等における集落対策について（概要）
（平成20年8月1日総行過第95号 総務省通知）

進め方等

1 集落支援員の設置

- ・市町村に「集落支援員」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。
（行政経験者、農業委員など農業関係業務の経験者、NP〇関係者など地域の実情に詳しい人材を活用）
（地域の実情に応じ、当該市町村外の人材活用も可能）

2 集落点検の実施

- ・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施（集落点検チェックシートを活用）

3 集落のあり方についての話し合い

- ・住民と住民・住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進
（「集落点検」の結果を活用）
- ・集落支援員がアドバイザー・コーディネーターとして参画、支援

集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策

積極的に実施

- ◎集落支援員の設置、集落点検、話し合いに要する経費への特別交付税措置（※）
※過疎法・離島振興法・半島振興法・山村振興法等の指定市町村への限定なし。
- ◎集落点検や話し合いの結果を踏まえて実施する集落の維持・活性化対策について、今後地方財政措置を検討

- ◎ 集落支援員の活動内容や、活動体制の検討
- ◎ 必要な集落支援員を確保・設置（設置例：非常勤の嘱託員として設置する、NPOへの集落支援員に相当する業務を委託する等）

- ◎ 地域の実情に応じた集落点検項目の検討
- ◎ 集落点検チェックシートの作成
- ◎ 集落点検の実施
- ◎ 点検結果の集約、住民への周知 等

- ◎ 実施時期・回数・参加者などを検討
- ◎ 集落支援員、市町村、住民や、外部有識者の参加を求めると、行政との「話し合い」を実施

- ◎ ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 など

この対策は、過疎地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定していない。

平成20年度の取り組み状況等

○都道府県分 11府県

○市町村分 26道府県 66市町村

○専任の「集落支援員」の設置数 199人

- ・地域コーディネーター（岩手県田野畑村） 3人
- ・喜多方市過疎集落支援員（福島県喜多方市） 5人
- ・色川地域集落支援員（和歌山県那智勝浦町） 1人
- ・里山プランナー（島根県） 4人
- ・地域マネージャー（島根県雲南市） 23人 など

※ 自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 約2,000人

○平成20年度の特別交付税措置について

集落支援員の設置、集落点検及び話し合いに要する経費について、「特別交付税に関する省令」の本則に規定（3月分）

- ・専任の集落支援員の場合 集落支援員1人当たり 2,200千円（※）
- ・自治会長など他の業務との兼任の場合 集落支援員1人当たり 400千円（※）

（※）調査した額が下回る場合、当該額

集落支援員の取り組み事例

福島県喜多方市

10集落に5人の集落支援員(喜多方市過疎集落支援員)を設置

人材

地域の実情に詳しい人材
(行政経験者、農業関係業務の経験者 等)

業務内容

地区担当の市職員等と連携し、集落を巡回

ポイント

集落支援員と市職員が協働して集落対策に取り組む



島根県

県内5市町村をモデル事業の対象に選定し、4人の集落支援員(里山プランナー)を設置

人材

島根県中山間地域研究センター客員研究員
(事業実施にあたり、やる気のある方を公募)

業務内容

地域の課題を抽出し、必要な機能・サービスを検討

ポイント

- ・ 県の予算的・人的支援をモデル市町村へ集中
- ・ 蓄積したノウハウにより、全県的な取り組みを推進



平成 22 年度地方財政対策のポイント

総務省自治財政局
平成21年12月25日

地方交付税の 1.1 兆円増額

- 地方が自由に使える財源を増やすため、地方交付税総額を配分される出口ベースで 1.1 兆円増額

※ 地方交付税の 1 兆円以上の増額は平成 11 年度以来 11 年ぶり

公債費負担の軽減

- 平成 22 年度から 3 年間で、1.1 兆円規模の公的資金の補償金免除線
上償還を実施することにより、地方公共団体の公債費負担を 2,400 億
円程度軽減(推計値)

地方交付税及び一般財源総額を増額確保

- 地方交付税 16.9 兆円(前年度比 +1.1 兆円)

- ・ 法定率分等 7.5 兆円
- ・ 国の一般会計加算等(既定ルールによる補てん) 8.4 兆円
- ・ 別枠加算 1.0 兆円

※ 地方交付税の 1 兆円以上の増額は平成 11 年度以来 11 年ぶり

- 実質的な地方交付税 24.6 兆円(前年度比 +3.6 兆円)

- ・ 臨時財政対策債 7.7 兆円(" +2.6 兆円)

※ 実質的な地方交付税 24.6 兆円は過去最高(今までは⑮23.9 兆円が最高)

- 一般財源 59.4 兆円(前年度比 +0.3 兆円)

※ 一般財源(水準超経費除き)の総額は対前年度比 +1.0 兆円

- ・ 地方税 32.5 兆円(" △3.7 兆円)
- ・ 実質的な地方交付税 24.6 兆円(" +3.6 兆円)
- ・ その他 2.3 兆円(" +0.4 兆円)

- 地方一般歳出 66.3 兆円(前年度比 +0.1 兆円)

- ※ 地方一般歳出の増は 3 年連続
- ※ 地域活性化・雇用等臨時特例費(仮称)の創設(1.0 兆円)
- ※ 人事院勧告に伴う給与関係経費の減(対前年度△0.4 兆円)等の歳出の見直しを行っ
た上で、対前年度増額を実現

平成22年度の地方財政の姿

- ① 地方財政計画の規模 82兆1,200億円程度(前年度比△4,300億円程度、△0.5%程度)
(参考)水準超経費を除いた場合 81兆4,700億円程度(" +2,000億円程度、+0.2%程度)
- ② 地方一般歳出 66兆3,200億円程度(" +1,100億円程度、+0.2%程度)
(参考)地方一般歳出(給与関係経費除き)の総額 44兆6,300億円程度(" +5,400億円程度、+1.2%程度)
- ③ 一般財源総額 59兆4,103億円(" +3,317億円、+0.6%)
(参考)一般財源(水準超経費除き)の総額 58兆7,600億円程度(" +9,600億円程度、+1.7%程度)
- ④ 実質的な地方交付税の総額 24兆6,004億円
(②)20兆9,688億円、+3兆6,316億円、+17.3%
- ⑤ 地方交付税の総額 16兆8,935億円
(②)15兆8,202億円、+1兆 733億円、+6.8%)
- ⑥ 財源不足額 18兆2,200億円程度(②)10兆4,664億円)
(参考)折半対象財源不足額 10兆7,800億円程度(②)5兆5,106億円)
※ 財源不足額18兆2,200億円程度は過去最高(今までは⑮17兆3,767億円が最高)

II 地方交付税の 1 兆円増額

- ・ 既定の加算とは「別枠」の加算等により地方交付税を1.1兆円増額
地域活性化・雇用等臨時特例費(仮称) 9,850億円
※ 地域雇用創出推進費(②)5,000億円は廃止

- 「地域活性化・雇用等臨時特例費」(仮称)として、当面の地方単独事業等の実施に必要な歳
出を計上し、地域の二一ズに適切に応えられるよう活用
- 既往の「地域雇用創出推進費」を廃止した上で、「地域活性化・雇用等臨時特例費」(仮称)
を創設

Ⅲ 財源不足の補てん

平成22年度における財源不足 18兆2,200億円程度 (㉒)10兆4,664億円)
うち折半対象財源不足 10兆7,800億円程度 (㉒) 5兆5,106億円)

○ 平成22年度においては、地方が自由に使える財源を増やすため地方交付税を1.1兆円増額した上で、国と地方が折半して財源不足を補てんするルールを引き続き適用して、以下のとおり財源不足を補てん

【折半対象前財源不足】

- ① 財源対策債の発行 7兆4,408億円
1兆 700億円
- ② 地方交付税の増額による補てん 3兆 669億円
・ 国税決算精算分の先送り 6,596億円
※ ④国税決算精算分については、必要な地方交付税総額を確保する観点から全額を後年度に繰り延べ
- ・ 一般会計における加算措置(既往法定分) 7,561億円
- ・ 交付税特別会計の償還先送り 7,812億円
※ 必要な地方交付税総額を確保する観点から、22年度に予定していた特別会計借入金償還を後年度に繰り延べ
- ・ 特別会計剰余金の活用 3,700億円
- ・ H20.12.18総務・財務両大臣覚書第3項に基づく加算 5,000億円
- ③ 臨時財政対策債の発行(既往債の元利償還金分等) 2兆3,189億円
- ④ 別枠の加算 9,850億円

【折半対象財源不足】

- ① 地方交付税の増額による補てん(臨時財政対策加算) 10兆7,760億円
- ② 臨時財政対策債の発行(臨時財政対策加算相当額) 5兆3,880億円
5兆3,880億円

Ⅳ 地方交付税の増額確保

実質的な地方交付税の総額 24兆6,004億円(前年度比+3兆6,316億円、+17.3%)
地方交付税 16兆8,935億円(" +1兆 733億円、+ 6.8%)
臨時財政対策債 7兆7,069億円(" +2兆5,583億円、+49.7%)

① 地方交付税の法定率分等

- ※ 国税5税分の法定率分 7兆4,536億円
- ※ 国税決算精算分(⑨、⑩、㉑) 9兆5,530億円
- ※ 交付税特別会計借入金支払利子 7,470億円
- ※ 交付税特別会計借入金償還額 7,812億円
- ※ 一般会計における加算措置等 8兆4,549億円

- ※ ④国税決算精算分及び交付税特別会計償還の先送り 1兆4,408億円
- ※ 折半対象前財源不足における補てん(既往法定分等) 1兆6,261億円
- ※ 臨時財政対策加算 5兆3,880億円

③ 別枠による加算 9,850億円

【参考】実質的な地方交付税総額の推移(兆円)

	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	㉑	㉒
実質的な地方交付税	22.8	23.9	21.1	20.1	18.8	17.8	18.2
うち地方交付税	19.5	18.1	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4
うち臨時財政対策債	3.2	5.9	4.2	3.2	2.9	2.6	2.8
							5.1
							7.7

Ⅴ 地方財源の確保

一般財源総額 59兆4,103億円(前年度比+3,317億円、+0.6%)
一般財源(水準超経費除き)の総額 58兆7,600億円程度(" +9,600億円程度、+1.7%程度)

- ・ 地方税 32兆5,096億円(前年度比△3兆6,764億円)
うち水準超経費相当額 6,500億円程度(前年度比△6,300億円程度)
- ・ 地方譲与税 1兆9,171億円(前年度比+4,553億円)
- ・ 地方交付税 16兆8,935億円(前年度比+1兆733億円)
- ・ 地方特別交付金 3,832億円(前年度比△788億円)
- ・ 臨時財政対策債 7兆7,069億円(前年度比+2兆5,583億円)

地方債総額 5兆7,870億円(前年度比△8,973億円、△13.4%)

(参考) 臨時財政対策債含む 13兆4,939億円(前年度比+1兆6,610億円、+14.0%)

【通常債】 4兆7,170億円(前年度比△6,773億円)

【財源対策債】 1兆 700億円(前年度比△2,200億円)

(参考) 【臨時財政対策債】 7兆7,069億円(前年度比+2兆5,583億円)

Ⅵ 臨時財政対策債の急増への対応

臨時財政対策債の急増に対処するため、前年度と同割合の公的資金を確保するとともに、財政力の弱い地方公共団体への配慮の観点から、各地方公共団体における臨時財政対策債発行可能額の算出方法を見直し

○ 一般市町村については原則として全額公的資金を配分するなど、地方公共団体の資金調達に配慮する方針

(参考) 【臨時財政対策債】
うち公的資金 7兆7,100億円程度(前年度比+2兆5,600億円程度)
・ 財政融資資金 3兆 600億円程度(前年度比+1兆 200億円程度)
・ 地方公共団体金融機構資金 2兆2,400億円程度(前年度比+6,900億円程度)
8,300億円程度(前年度比+3,300億円程度)

○ 財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、発行可能額の算出方法を見直し、全団体に配分する現行方式(各団体の人口を基礎として算出)に加えて、不交付団体には配分しない新方式を導入

Ⅳ 公債費負担対策

財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成22年度から3年間で1,1兆円規模の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融資産）の補償金免除除上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を2,400億円程度軽減（推計値）

1. 旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金の繰上償還（H22～H24）

対象地方債：普通会計債及び公営企業債（上水道、簡易水道、工業用水道、下水道、地下鉄、病院）の年利5%以上の地方債

対象団体：年利段階に応じ、市町村合併、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

※財政力指数1.0以上の団体は対象外（ただし、臨時財政対策債償還替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の数値が1.0未満の団体は対象）

○ 旧資金運用部資金対象地方債残高 6,200億円以内

○ 旧簡易生命保険資金対象地方債残高 2,000億円以内

2. 旧公営企業金融資産の繰上償還（H22～H24）

対象地方債：普通会計債（公営住宅、旧臨時地方道、旧臨時河川等、旧臨時高校）及び公営企業債（上水道、簡易水道、工業用水道、下水道、地下鉄）の年利5%以上の地方債

対象団体：年利段階に応じ、市町村合併、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

○ 旧公営企業金融資産対象地方債残高 3,200億円以内

Ⅴ 子ども手当の創設等

・平成23年度以降の子ども手当の費用負担等のあり方については、地域主権を進める観点等から「地域主権戦略会議」等で議論

・平成22年度分は、暫定的に子ども手当と児童手当を併給

○ 子ども手当の費用負担のあり方については、平成22年度において、地域主権を進める観点等から、地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方と合わせて「地域主権戦略会議」等で議論

○ 平成22年度分の子ども手当に関する暫定措置として、

・ 子ども手当と児童手当を併給し、合わせて1人につき月額13,000円を支給

・ 子ども手当は全額国庫負担、児童手当については国、地方、事業主が負担

・ 併給に伴う市町村の事務負担が生じないよう制度設計

※ 所得税・住民税の扶養控除の廃止等国民の負担増に伴う地方財政の増収分等については、平成22年度の検討を通じて、サービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の見直しにより国と地方の負担調整等を行い、最終的には子ども手当の財源に活用されるよう制度設計

Ⅵ 高校の実質無償化

公立の高等学校については授業料を不徴収とし、私立学校の生徒については授業料の一定額を国費により助成（3,933億円）

○ 公立高校については、設置者である地方公共団体が徴収していた授業料を国が肩代わりすることとし、地方公共団体に対して、授業料相当額を国費により負担

○ 私立学校の生徒については、高等学校等就学支援金として授業料について一定額を国費により都道府県が助成

Ⅶ 維持管理に係る負担金制度の廃止等

直轄事業負担金制度の廃止への第一歩として、平成22年度から維持管理に係る負担金制度を廃止

○ 経過措置として、平成22年度に限り、維持管理のうち特定の事業に要する費用について、その対象を明確にした上で、地方から負担金（①1,735億円、②579億円）を徴収（平成23年度には維持管理負担金は全廃）

※ 次期通常国会に、平成22年度から維持管理に係る負担金制度を廃止する法案を提出予定

○ 直轄事業負担金の業務取扱費を全廃し、併せて公共事業に係る補助金の事務費も全廃

Ⅷ 自動車関係諸税の取扱い

自動車重量税の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないよう措置するとともに、自動車取得税に係る減収補てん特例交付金を継続

○ 自動車重量税の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないよう、自動車重量税と税の地方への譲与割合を3分の1から1000分の407に引上げ

○ 平成21年度に創設された、自動車取得税に係る減収を補てんするための特例交付金（総額500億円）は平成22年度も継続

Ⅸ 平成21年度補正対策

国税の減額補正に伴う地方交付税総額の減少（△2兆9,515億円）については、国の一般会計からの加算により全額を補てん

○ 国税5税の減額補正に伴う地方交付税の減少 △2兆9,515億円

○ 国の一般会計からの加算

+2兆9,515億円

【国負担分】臨時財政対策加算

+1兆4,758億円

【地方負担分】臨時財政対策債償還加算

+1兆4,758億円

※ 臨時財政対策債償還加算に相当する額については②から④までの交付税総額から減額

平成22年度地方財政収支見通しの概要

平成21年12月25日現在

項目	平成22年度 (見込)	平成21年度	増減率 (見込)	備考
地方税	325,096 億円	361,860 億円	▲ 10.2 %	
地方譲与税	19,171 億円	14,618 億円	▲ 31.1 %	
地方特例交付金等	3,832 億円	4,620 億円	▲ 17.1 %	
地方交付税	168,935 億円	158,202 億円	6.8 %	
地方債	134,939 億円	118,329 億円	14.0 %	
うち臨時財政対策債	77,069 億円	51,486 億円	49.7 %	
歳入合計	約 821,200 億円	825,557 億円	約 ▲ 0.5 %	
「一般財源」 (水増し経費を除く)	約 594,103 億円	590,786 億円	約 0.6 %	
給与関係経費	約 216,900 億円	221,271 億円	約 ▲ 2.0 %	
退職手当以外	約 194,100 億円	197,652 億円	約 ▲ 1.8 %	
退職手当	約 22,800 億円	23,619 億円	約 ▲ 3.5 %	
一般行政経費				
うち単独分	約 138,300 億円	138,285 億円	約 0.0 %	
地方再生対策費	4,000 億円	4,000 億円	0.0 %	
地域雇用創出推進費	0 億円	5,000 億円	▲ 100.0 %	
地域活性化・雇用等臨時特別費(原簿)	9,850 億円	-	皆増	
公債費	約 134,000 億円	132,955 億円	約 0.8 %	
投資的経費				
うち単独分	約 68,700 億円	80,808 億円	約 ▲ 15.0 %	
公営企業繰出金	約 27,000 億円	26,628 億円	約 1.3 %	
うち企業債返済 普通会計負担分	約 17,500 億円	17,616 億円	約 ▲ 0.9 %	
水準超過経費	約 6,500 億円	12,800 億円	約 ▲ 49.2 %	
歳出合計	約 821,200 億円	825,557 億円	約 ▲ 0.5 %	
(水増し経費を除く)	約 814,700 億円	812,757 億円	約 0.2 %	
地方一般歳出	約 663,200 億円	662,186 億円	約 0.2 %	

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合があります。

主な地方財政指標

一般財源総額

59.4兆円(平①)=59.1兆円、+0.6%

(注)この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方譲与税、地方特例交付金等の計である

一般財源比率

63.0%程度(平①)=65.3%

(注)この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金等の計である

地方債依存度

16.4%程度(平①)=14.3%
[臨時財政対策債を含む]

地方の借入金残高(平②末見込み)

200兆円程度(平①末見込み)=198兆円)

交付税特別会計借入金残高(平②末見込み)

33.6兆円程度(平①末見込み)=33.6兆円)

(参考) 地方財政計画の伸び率等の推移 (単位：%)

年度	地方財政計画		(対前年度伸び率)		地方交付税
	地方財政計画	地方一般歳出	地方	税	
昭和51年度	17.2	16.2	△ 0.0	△ 0.0	17.1
52	14.2	13.7	18.1	10.0	10.0
53	19.1	18.7	10.4	23.4	23.4
54	13.0	12.6	11.6	9.2	9.2
55	7.3	6.0	16.5	5.0	5.0
56	7.0	5.5	13.4	7.9	7.9
57	5.6	4.5	11.7	7.0	7.0
58	0.9	0.2	△ 0.1	△ 4.9	△ 4.9
59	1.7	0.3	△ 6.8	△ 3.9	△ 3.9
60	4.6	3.5	10.6	10.9	10.9
61	4.6	4.3	6.9	4.0	4.0
62	2.9	2.9	0.6	0.6	0.6
63	6.3	5.7	9.4	7.5	7.5
平成元年度	8.6	7.1	8.1	17.3	17.3
2	7.0	6.7	7.5	10.3	10.3
3	5.6	7.4	6.1	7.9	7.9
4	4.9	5.9	4.1	5.7	5.7
5	2.8	4.4	1.6	△ 1.6	△ 1.6
6	3.6	4.6	5.7	0.4	0.4
7	4.3	3.6	3.6	4.2	4.2
8	3.4	2.3	0.1	4.3	4.3
9	2.1	0.9	9.6	1.7	1.7
10	0.0	△ 1.6	3.9	2.3	2.3
11	1.6	1.8	△ 8.3	19.1	19.1
12	0.5	△ 0.9	△ 0.7	2.6	2.6
13	0.4	△ 0.6	1.5	△ 5.0	△ 5.0
14	△ 1.9	△ 3.3	△ 3.7	△ 4.0	△ 4.0
15	△ 1.5	△ 2.0	△ 6.1	△ 7.5	△ 7.5
16	△ 1.8	△ 2.3	0.5	△ 6.5	△ 6.5
17	△ 1.1	△ 1.2	3.1	0.1	0.1
	[△ 1.5]	[△ 1.7]			
18	△ 0.7	△ 1.2		△ 5.9	△ 5.9
	[△ 1.3]	[△ 2.0]			
19	△ 0.0	△ 1.1	15.7	△ 4.4	△ 4.4
			(6.5)		
20	0.3	0.0	0.2	1.3	1.3
	<△ 0.2>	<△ 0.6>			
21	△ 1.0	0.7	△ 10.6	2.7	2.7
	《△ 1.6》	《△ 0.1》			
22	△ 0.5	0.2	△ 10.2	6.8	6.8

(注1) [] 内は、国保調整交付金、児童手当拡充等を除いた場合である。
 (注2) () 内は、税源移譲分を除いた伸率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸率を算出)である。
 (注3) < > 内は、地方再生対策費を除いた場合である。
 (注4) 《 》内は、地域雇用創出推進費を除いた場合である。

地方債等関係資料

年度	地計	地方債額(億円)	対前年度増減(億円)	依存度(%)	地方の借入金残(兆円)
昭和51年度	29,169	16,421	11.5	18	
52	30,174	1,005	10.5	23	
53	40,106	9,932	11.7	29	
54	49,007	8,901	12.6	34	
55	44,276	△ 4,731	10.6	39	
56	42,700	△ 1,576	9.6	43	
57	38,100	△ 4,600	8.1	47	
58	50,011	11,911	10.5	52	
59	47,602	△ 2,409	9.9	55	
60	39,500	△ 8,102	7.8	57	
61	44,290	4,790	8.4	61	
62	53,900	9,610	9.9	64	
63	60,481	6,581	10.4	66	
平成元年度	55,592	△ 4,889	8.8	66	
2	56,241	649	8.4	67	
3	56,107	△ 134	7.9	70	
4	51,400	△ 4,707	6.9	79	
5	62,254	10,854	8.1	91	
6	103,915	41,661	13.1	106	
7	113,054	9,139	13.7	125	
8	129,620	16,566	15.2	139	
9	121,285	△ 8,335	13.9	150	
10	110,300	△ 10,985	12.7	163	
11	112,804	2,504	12.7	174	
12	111,271	△ 1,533	12.5	181	
13	119,107	7,836	13.3	188	
14	126,493	7,386	14.4	193	
15	150,718	24,225	17.5	198	
16	141,448	△ 9,270	16.7	201	
17	122,619	△ 18,829	14.6	201	
18	108,174	△ 14,445	13.0	200	
19	96,529	△ 11,645	11.6	199	
20	96,055	△ 474	11.5	197	
21	118,329	22,274	14.3	198程度(見込み)	
22	134,939	16,610	16.4	200程度(見込み)	

公債負担対策について

財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成22年度から3年間で1.1兆円規模の公的資金(旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金)の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を2,400億円程度軽減(推計値)。

1. 旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金の繰上償還 (H22～H24)

対象地方債：普通会計債及び公営企業債(上水道、簡易水道、工業用水道、下水道、地下鉄、病院)の年利5%以上の地方債
 対象団体：年利段階に応じ、市町村合併、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定
 ※財政力指数1.0以上の団体は対象外(ただし、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の数値が1.0未満の団体は対象)

- 旧資金運用部資金対象地方債残高 6,200億円以内
- 旧簡易生命保険資金対象地方債残高 2,000億円以内

2. 旧公営企業金融公庫資金の繰上償還 (H22～H24)

対象地方債：普通会計債(公営住宅、旧臨時地方道、旧臨時河川等、旧臨時高校)及び公営企業債(上水道、簡易水道、工業用水道、下水道、地下鉄)の年利5%以上の地方債
 対象団体：年利段階に応じ、市町村合併、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

- 旧公営企業金融公庫資金対象地方債残高 3,200億円以内

3. その他の

1及び2の繰上償還については、その財源として、必要に応じ借換債を発行する。

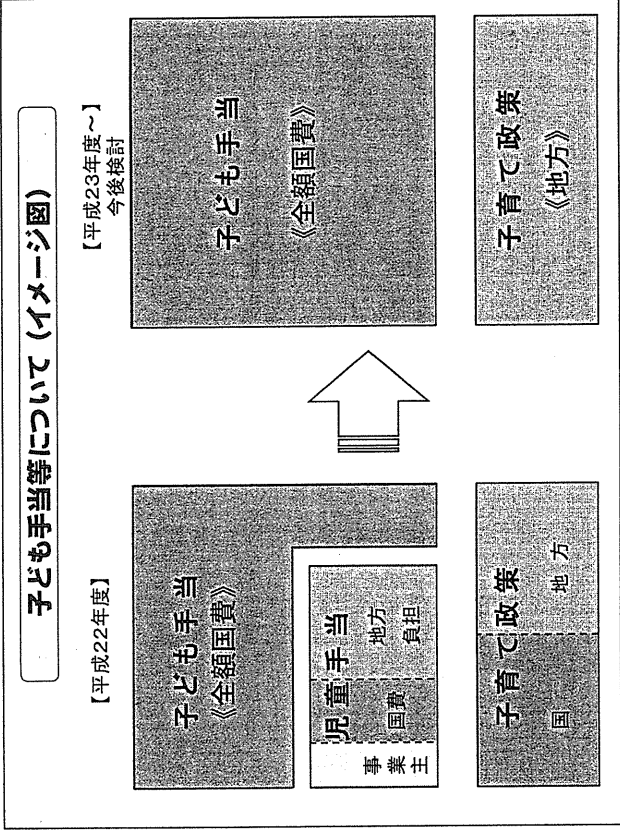
子ども手当の創設等

費用負担のあり方等の検討

- 子ども手当の費用負担のあり方については、平成22年度において、地域主権を進める観点等から、地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方と合わせて「地域主権戦略会議」等で議論。

平成22年度分の子ども手当に関する暫定措置

- 子ども手当と児童手当を併給し、合わせて1人につき月額13,000円を支給
- 子ども手当は全額国庫負担、児童手当については国、地方、事業主が負担
- 併給に伴う市町村の事務負担が生じないよう制度設計

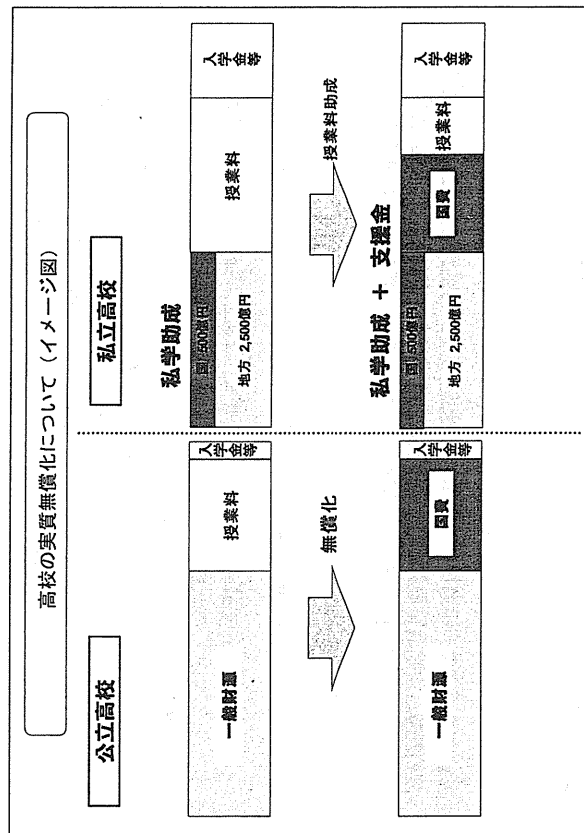


※ 所得税・住民税の扶養控除の廃止等国民の負担増に伴う地方財政の増収等については、平成22年度の検討を通じて、サービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の見直しにより国と地方の負担調整を行い、最終的には子ども手当の財源に活用されるよう制度設計。

高校の実質無償化について

制度概要

- 公立の高等学校については授業料を不徴収とし、設置者である地方公共団体が徴収していた授業料を国が肩代わりすることとし、地方公共団体に対して、授業料相当額を国費により負担。
- 私立学校の生徒については、高等学校等就学支援金(年 118,800 円を基本)として授業料について一定額を国費により都道府県が助成(学校設置者が代理受領)することにより、教育費負担を軽減。
- 私立学校に通う低所得世帯の生徒については、所得に応じて、助成金額を1.5倍～2倍した額を上限として助成。
 - ・年収250万円未満程度 237,600 円(2倍)
 - ・年収250万円～350万円未満程度 178,200 円(1.5倍)



平成 22 年度税制改正大綱（地方税関係）の概要

総 務 省

政府の税制調査会は、平成 21 年 12 月 22 日、平成 22 年度税制改正大綱を取りまとめた。地方税制に関する概要は以下のとおり。

1 個人住民税の扶養控除

- 16 歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33万円）を廃止。
- 16 歳以上 19 歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止し、扶養控除の額を 33万円とする。
- なお、19 歳以上 23 歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除（45万円）及び 23 歳以上 70 歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33万円）については、現行どおり。

2 暫定税率、地球温暖化対策のための税等

◎ 燃料課税

- 軽油引取税について、現行の 10 年間の暫定税率は廃止。
- 原油価格や石油製品価格が安定的に推移していること、地球温暖化対策との関係に留意する必要があることから、当分の間、軽油引取税について、現在の税率水準を維持。
- 国民の生活を守るため、原油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止するような法的措置を創設。

◎ 車体課税

- 自動車取得税について、現行の 10 年間の暫定税率は廃止。
- 地球温暖化対策の観点から、当分の間、自動車取得税について、現在の税率水準を維持。

- 自動車取得税におけるいわゆる「エコカー減税」について、エコカーの普及に相当の効果があること、その減収が特例交付金で補てんされていることを踏まえ、継続。
- 自動車重量税（国税）の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないよう、自動車重量税と地方税の議与割合を 3 分の 1 から 1,000 分の 407 に引上げ。

◎ 地球温暖化対策のための税

- 平成 23 年度実施に向けて成案を得るべく、更に検討。
- ◎ 地方環境税の検討
- CO₂の排出を抑制するためには、地方税においても、燃料や自動車に対して、環境への負荷に応じた措置を行うことが必要。
- 地方公共団体が、地球温暖化対策について果たしている役割を踏まえ、地方の財源を確保する仕組みが不可欠。

3 たばこ税の税率

国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があり、平成 22 年度においては、税率を次のように引き上げる。

（平成 22 年 10 月 1 日から）

	（現行）	（改正案）
道府県たばこ税 1,000 本につき	1,074 円	→ 1,504 円
市町村たばこ税 1,000 本につき	3,298 円	→ 4,618 円
合 計 1,000 本につき	4,372 円	→ 6,122 円（+1,750 円）

（参考 1）

国のたばこ税とたばこ特別税を合わせた税率についても、4,372 円 → 6,122 円（+1,750 円）となり、国と地方の配分比率 1：1 は維持。

（参考 2）

国のたばこ税と合わせれば、1 本につき 3.5 円の引上げであり、これにより 5 円程度の価格上昇が見込まれる。

4 税負担軽減措置等の見直し等

◎ 地方税における税負担軽減措置等の見直し

納税者の視点に立って、公平で分かりやすい仕組みを構築する観点から、固定資産税、不動産取得税等を中心に見直し。

- ・全体の件数 286 項目
- ・うち 今回見直しの対象としたもの 90 項目
 - 〔 21 年度末期限到来 76 項目
 - 〔 その他 14 項目
- ・見直し結果
 - 拡充：6 項目 単純延長等：27 項目
 - 縮減：10 項目 廃止（サンセット含む）：47 項目

◎ 地方税における税負担軽減措置等の透明化

地方税における税負担軽減措置等の適用実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、適用実態を把握し、その結果を国会へ報告する。

5 地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方

地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲する。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直し。

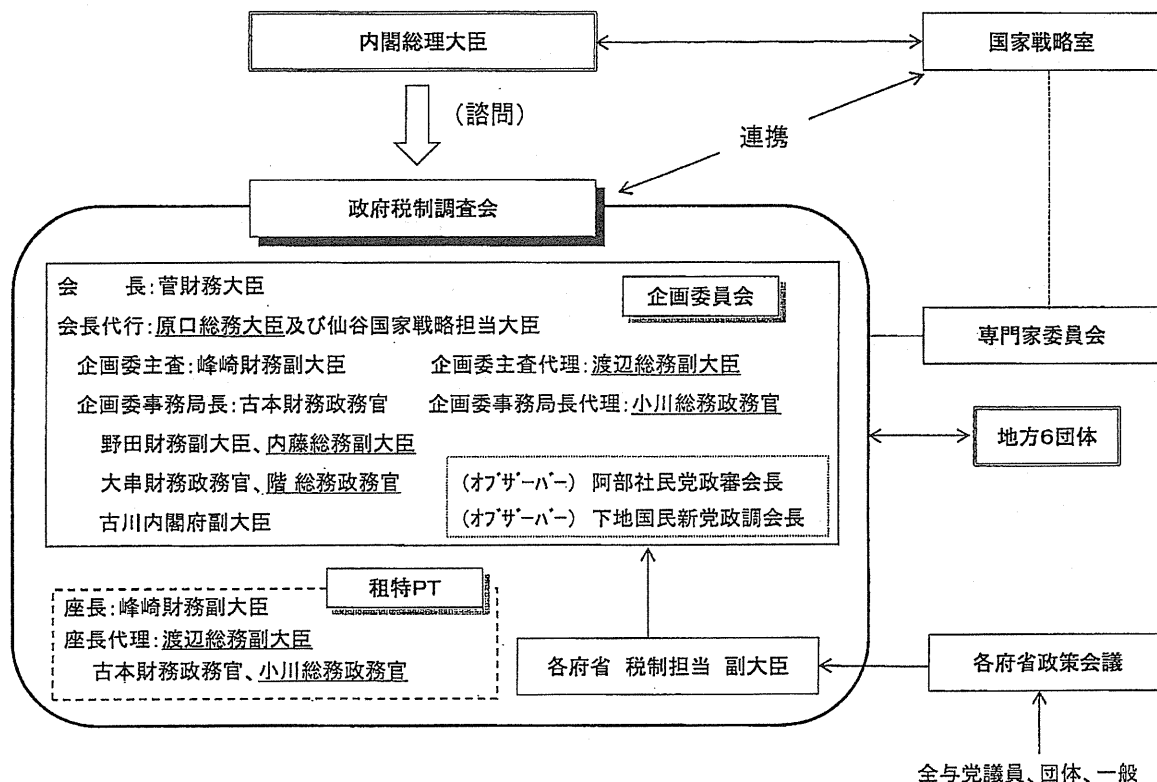
社会保険など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。

地方税制参考資料

平成22年1月15日
総務省自治税務局

税制調査会 組織イメージ

[平成22年1月7日]



平成21年9月29日
閣議決定

- 1 内閣総理大臣の諮問に応じ、租税（国が課する税及び地方税）に関する制度について調査審議するため、内閣府に税制調査会（以下「調査会」という。）を設置する。
- 2 調査会の構成員は、次のとおりとする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

会長	財務大臣		
会長代行	総務大臣及び国家戦略担当大臣		
委員	財務大臣の指名する財務副大臣及び財務大臣政務官	総務大臣の指名する総務副大臣及び総務大臣政務官	
	内閣総理大臣の指名する内閣府副大臣	各府省に置かれる副大臣のうち、税制を担当する者	
- 3 調査会は、会長が主宰し、会長の命を受けて、会長が指名する財務副大臣又は総務副大臣が議事を整理する。
- 4 調査会に、運営その他の重要な事項を審議させるため、企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 5 委員会の構成員は、第2項に規定する財務大臣並びに財務大臣の指名する財務副大臣及び財務大臣政務官、総務大臣並びに総務大臣の指名する総務副大臣及び総務大臣政務官、国家戦略担当大臣、内閣総理大臣の指名する内閣府副大臣並びに関係者とする。
- 6 委員会の主査、主査代理、事務局長及び事務局長代理は、前項に規定する委員会の構成員のうち、次に掲げる者をもって充てる。

主査	財務大臣の指名する財務副大臣	主査代理	総務大臣の指名する総務副大臣
事務局長	財務大臣の指名する財務大臣政務官	事務局長代理	総務大臣の指名する総務大臣政務官
- 7 委員会は、会長が主宰し、会長の命を受けて、前項に規定する主査又は主査代理が議事を整理する。
- 8 調査会及び委員会は、専門的事項について意見を求めるため、学識経験者の参集を求めることができる。
- 9 調査会及び委員会の庶務は、財務省及び総務省の協力を得て、内閣府において処理する。
- 10 前各項に定めるもののほか、調査会及び委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。
- 11 会長は、調査会及び委員会を運営するに当たっては、あらかじめ、会長代行に協議するものとする。

2

平成22年度税制改正大綱(抄) ～第2章 新しい税制改正のしくみ～

平成21年12月22日
閣議決定

1. 新しい税制調査会の設置

これまでの税制改正は、与党の税制調査会と政府の税制調査会においてバラバラに議論されてきました。また、その実質的な意思決定は、税制改正について法的な権限や責任を有しない与党の税制調査会で行われてきました。このように、税制改正については議論の過程が不透明であり、国民にとって理解や納得を得にくい形で進められてきました。

しかしながら、税は国民の皆さんに納めていただくものであり、税制改正に当たっては、政府において権限と責任を有する政治家が決定する透明な仕組みを作った上で、税制改正の議論に携わった政治家が責任を持って国会審議の場で答弁を行い、国民の理解や納得が得られるように努めていかなければなりません。

そこで、鳩山政権では、これまでの与党の税制調査会と政府の税制調査会の機能を一元化し、政府の責任の下で税制改正の議論を行うために、政治家から構成される「税制調査会」を政府に新しく設置しました。また、鳩山政権では、予算編成過程を抜本的に透明化・可視化するとの方針の下、国民の皆さんにどのような議論が行われているのかが良く見えるようにしています。歳出面における行政刷新会議の事業仕分けの全面公開などと同様、歳入面でも、税制調査会の審議の様態をインターネット中継によりリアルタイムで配信するとともに、その議事録や資料を迅速に公表することとしました。

さらに、税制調査会には、各府省の副大臣が委員として参加し、多様な税制改正要望が反映できるようにしました。各府省では、税制改正要望を公募したり、提出された税制改正要望のヒアリングを公開するなど様々な工夫が行われており、今後もこうした透明化の工夫を進めていく必要があります。

これらに加え、税制については専門的・技術的な見地からの検討も必要です。このため、第5章で述べるとおり、税制の専門家として中長期的視点から税制のあり方に関して助言を行う専門家委員会を近日立ち上げることとしています。

地方税制については、地方の声を反映する仕組みを構築することが必要です。税制調査会では、平成22年度税制改正に当たり、全国知事会、全国市長会、全国町村会との意見交換を行いました。今後、国と地方が対等に協議する場の法制化の議論との関連を整理しつつ、地方税制に関する地方の声を十分反映できる仕組みを検討します。

鳩山政権では、こうした様々な場を通じ、国民の理解と納得を得ながら税制改正を行っていきます。

3

政府税調開催実績等(平成22年度税制改正)

10月8日(木)	第1回税調(総理府等)
20日(火)	第2回税調(税財政の状況、租税特別措置等 納税環境整備 等)
22日(木)	第3回税調(法人課税 国際課税)
27日(火)	第4回税調(個人所得課税 間接税 資産税 経団連等4団体からのヒアリング)
29日(木)	第5回税調(地方団体との意見交換 有識者からのヒアリング)
11月5日(木)	第6回税調(各省ヒアリング①)(前々回の積み残し(資産税))
6日(金)	第7回税調(各省ヒアリング②)
10日(火)	企画委員会①(今後の審議の進め方、平成22年度税制改正の検討項目、租特PT報告)
11日(水)	総務・財務政策会議①
17日(火)	第8回税調(今後の進め方、租特PT報告、主要事項①「個人所得課税」「資産課税」)
18日(水)	第9回税調(主要事項②「暫定税率の廃止」「エネルギー課税等」「地方環境税」「法人課税」「国際課税」「市民公益税制(寄附税制)」)
20日(金)	第10回税調(要望項目についての集中審議① 経産省、環境省)
24日(火)	第11回税調(要望項目についての集中審議② 国交省、文科省)
25日(水)	第12回税調(要望項目についての集中審議③ 農水省、務務省)(要望にない項目等)
26日(木)	第13回税調(要望項目についての集中審議④ 厚労省、金融庁、防衛省)
27日(金)	総務・財務政策会議② 第14回税調(要望項目についての集中審議⑤ 内閣府本府、外務省、財務省) (主要事項③「たばこ税」)
30日(月)	第16回税調(要望項目の一次査定案①) (主要事項④「納税環境整備」「地方税制」「税制基本改革に向けての具体的なビジョン」)

12月1日(火)	企画委員会②(日程、意思決定方法、主要事項の取りまとめに向けた議論①、② 要望項目の処理状況) 第16回税調(要望項目の一次査定案②)
2日(水)	第17回税調(主要事項の取りまとめに向けた議論③「租特透明化法」「法人課税」)
3日(木)	企画委員会③(主要事項の取りまとめに向けた議論④、⑤ 要望項目の二次査定案) 第18回税調(要望項目の二次査定案) (主要事項の取りまとめに向けた議論②「国際課税」「資産課税」「納税環境整備」)
4日(金)	総務・財務政策会議③ 第19回税調(主要事項の取りまとめに向けた議論③「たばこ税」)
7日(月)	第20回税調(主要事項の取りまとめに向けた議論④「暫定税率の廃止」「エネルギー課税等」「地方環境税」「市民公益税制」「個人所得課税」)
8日(火)	第21回税調(主要事項の取りまとめに向けた議論⑤(なお議論し足りない事項)) 企画委員会④(主要事項の取りまとめに向けた議論)
9日(水)	総務・財務政策会議④
14日(月)	企画委員会⑤(今後の日程、残された課題)
15日(火)	第22回税調(大綱骨子等) 大綱起草会① 総務・財務政策会議⑤
18日(金)	第23回税調(議案整理案P除き) 大綱起草会② 総務・財務政策会議⑥
21日(月)	大綱起草会③
22日(火)	第24回税調(残された課題の調整結果) + 大綱起草会④ 総務・財務政策会議⑦ 第25回税調(整理へ手交、大綱決定) 閣議決定(臨時)

4

民主党政権政策 Manifesto (抄)

【政策総論1】

税金のムダづかいと天下りを根絶します。

●租税特別措置などを見直す

公平で透明な税制を創る	○不透明な租税特別措置を全て見直して、効果の乏しいもの、役割を終えたものを廃止する。 ○「控除」から「手当」へ転換するため、所得税の配偶者控除・扶養控除を廃止し、「子ども手当」を創設。	2.7兆円
-------------	---	-------

※特定扶養控除、老人扶養控除、障害者控除等は存続させる。年金税制について公的年金等控除拡大・老年者控除復活を実施するので、配偶者控除を廃止しても、年金受給者の税負担は軽減される。

子ども手当の創設と所得税(国税)の控除見直しによる影響(抄)

～ 平成21年7月27日 民主党ホームページより ～

●子どものいない65歳未満の専業主婦世帯の内、納税世帯では税額が若干増える(対象は推定で全世帯の4%未満)。増加額は、平均的な収入(年収437万円)の世帯で年間1万9000円(月額1400円程度)。

<子ども手当創設/所得税制改革による手取り収入の変化> 単位:万円

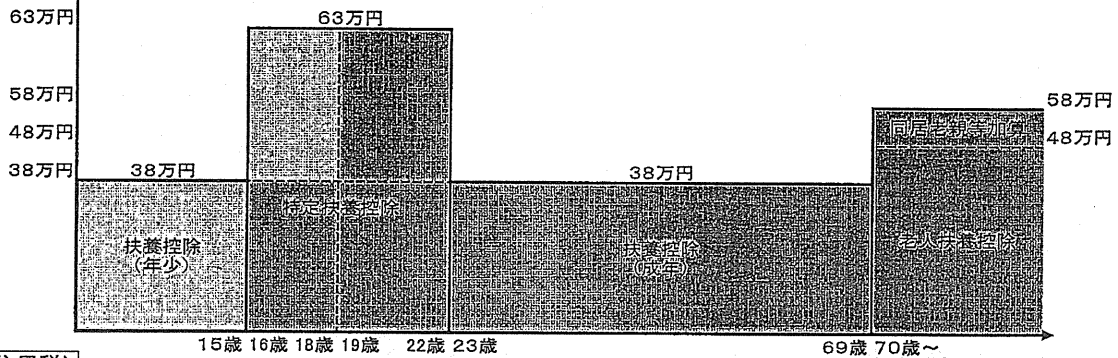
給与収入	300	500	600
子ども無し	▲1.9	▲3.8	▲3.8
子1人(2歳児)	+15.4	+13.4	+11.6
子2人(小学生と中学生)	+51.1	+48.7	+45.4

○住民税(地方税)の配偶者控除、扶養控除は見直しの対象とせず、現状のままとする。

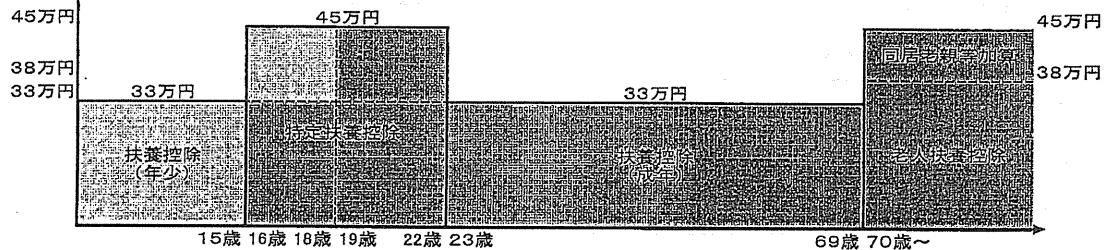
5

扶養控除等

扶養控除(所得税)



扶養控除(住民税)



6

民主党政権政策Manifesto (抄)

4 地域主権

29. 目的を失った自動車関連諸税の暫定税率は廃止する

【政策目的】

- 課税の根拠を失った暫定税率を廃止して、税制に対する国民の信頼を回復する。
- 2.5兆円の減税を実施し、国民生活を守る。特に、移動を車に依存することの多い地方の国民負担を軽減する。

【具体策】

- ガソリン税、軽油引取税、自動車重量税、自動車取得税の暫定税率は廃止して、2.5兆円の減税を実施する。
- 将来的には、ガソリン税、軽油引取税は「地球温暖化対策税(仮称)」として一本化、自動車重量税は自動車税と一本化、自動車取得税は消費税との二重課税回避の観点から廃止する。

民主党政権政策集INDEX2009 (抄)

税制

- 自動車関連諸税の整理、道路特定財源の一般財源化、地球温暖化対策税

暫定税率は地方分を含めてすべて廃止します。国直轄事業に対する地方自治体の負担金制度を廃止して、暫定税率廃止後においても、地方における道路整備事業は従来水準を維持できるようにします。

7

国・地方の自動車関係諸税の内訳

(単位：億円)

税目	税率	21年度	21年度	
			本則税率相当	暫定上乗せ分相当
国	揮発油税 (暫定税率) 48.6円/ℓ (本則税率) 24.3円/ℓ	26,280	13,140	13,140
	石油ガス税 (本則税率) 17.5円/kg	130	130	—
	自動車重量税 <自家用乗用> (暫定税率) 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	6,460	2,849	3,611
	計	32,870	16,119	16,751
地方	地方揮発油譲与税 <地方揮発油税> (暫定税率) 5.2円/ℓ (本則税率) 4.4円/ℓ	2,812	2,379	433
	石油ガス譲与税 <石油ガス税> (本則税率) 17.5円/kg	133	133	—
	自動車重量譲与税 <自動車重量税・自家用乗用> (暫定税率) 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	3,300	1,455	1,845
	自動車取得税 (暫定税率) 自家用は取得価額の5% (本則税率) 取得価額の3%	2,533	1,698	835
	軽油引取税 (暫定税率) 32.1円/ℓ (本則税率) 15.0円/ℓ	9,277	4,335	4,942
	計	18,055	10,000	8,055
合計		50,925	26,119	24,806

(注1) 平成21年度以降、道路特定財源は一般財源化されるため、上記の税及び譲与税は道路特定財源ではない。

(注2) 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

(注3) 計数は、平成21年度予算・地方財政計画ベースであり、整理の結果、異動を生ずることがある。

都道府県(政令市特例分を含む) 5,473億円
市町村 2,582億円

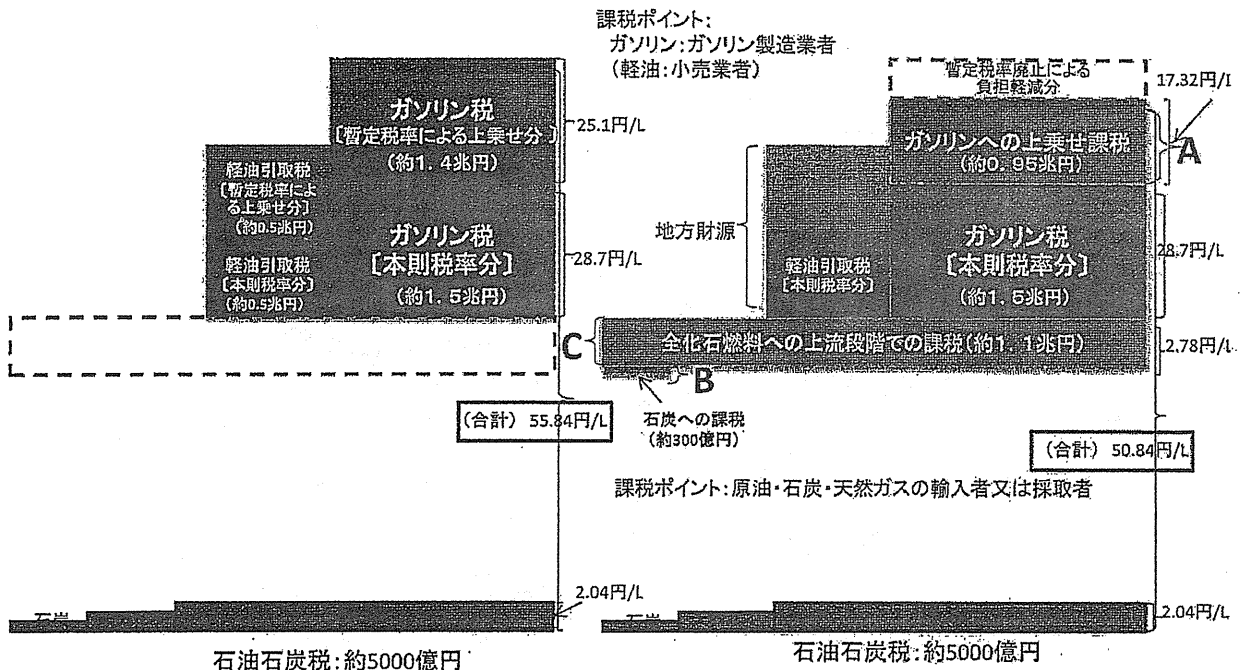
地球温暖化対策税の全体像

環境省作成資料

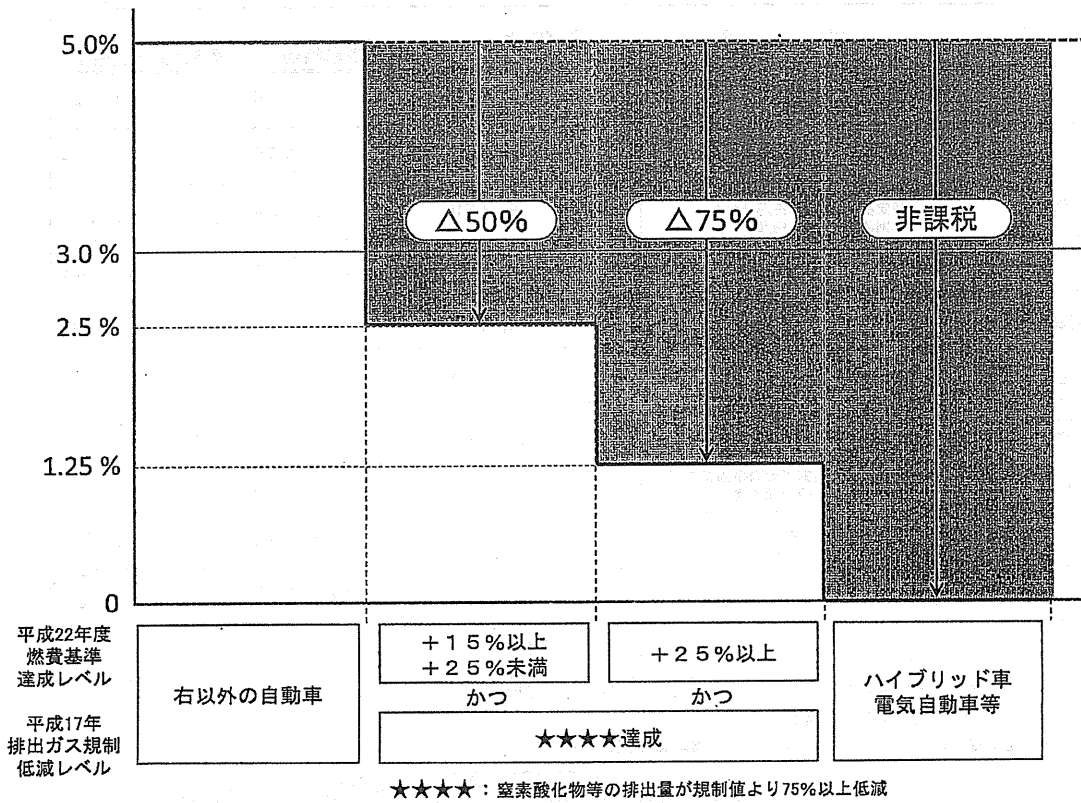
※【〇円/L】は、ガソリンの税率

〔現行制度〕

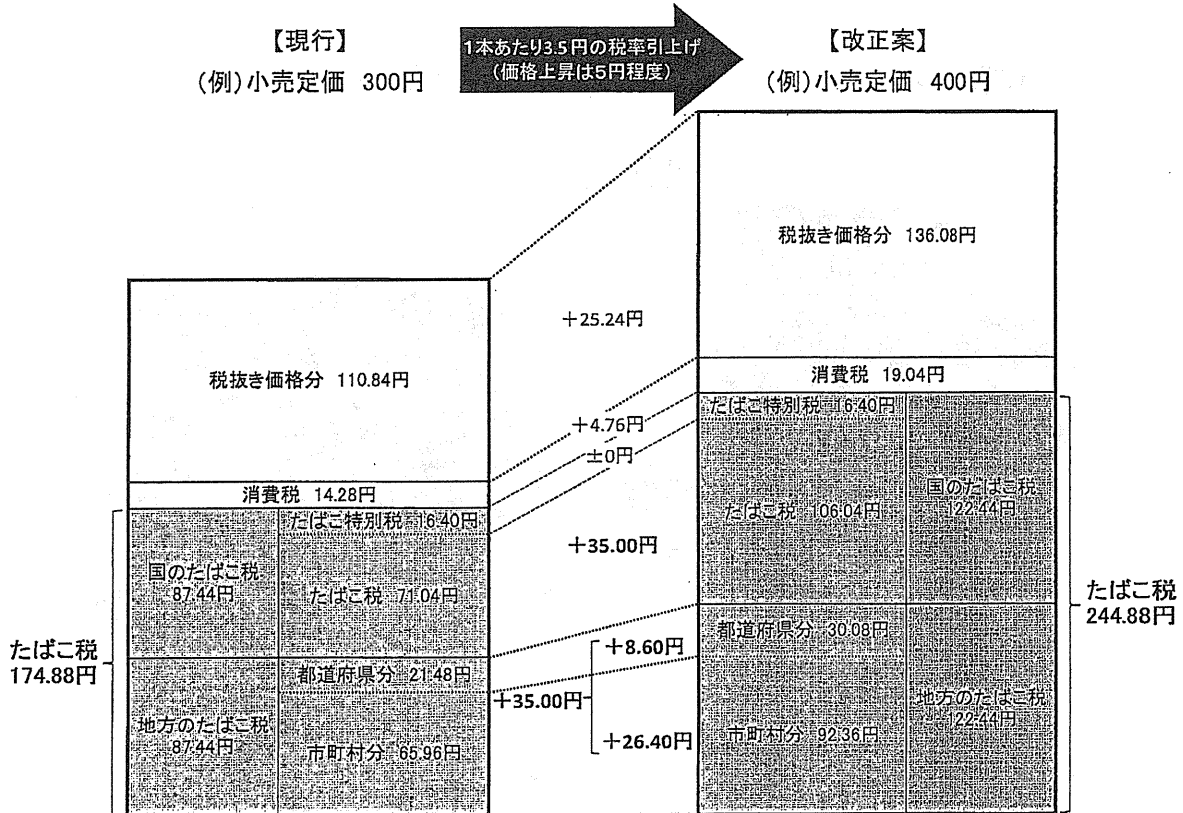
〔導入後〕



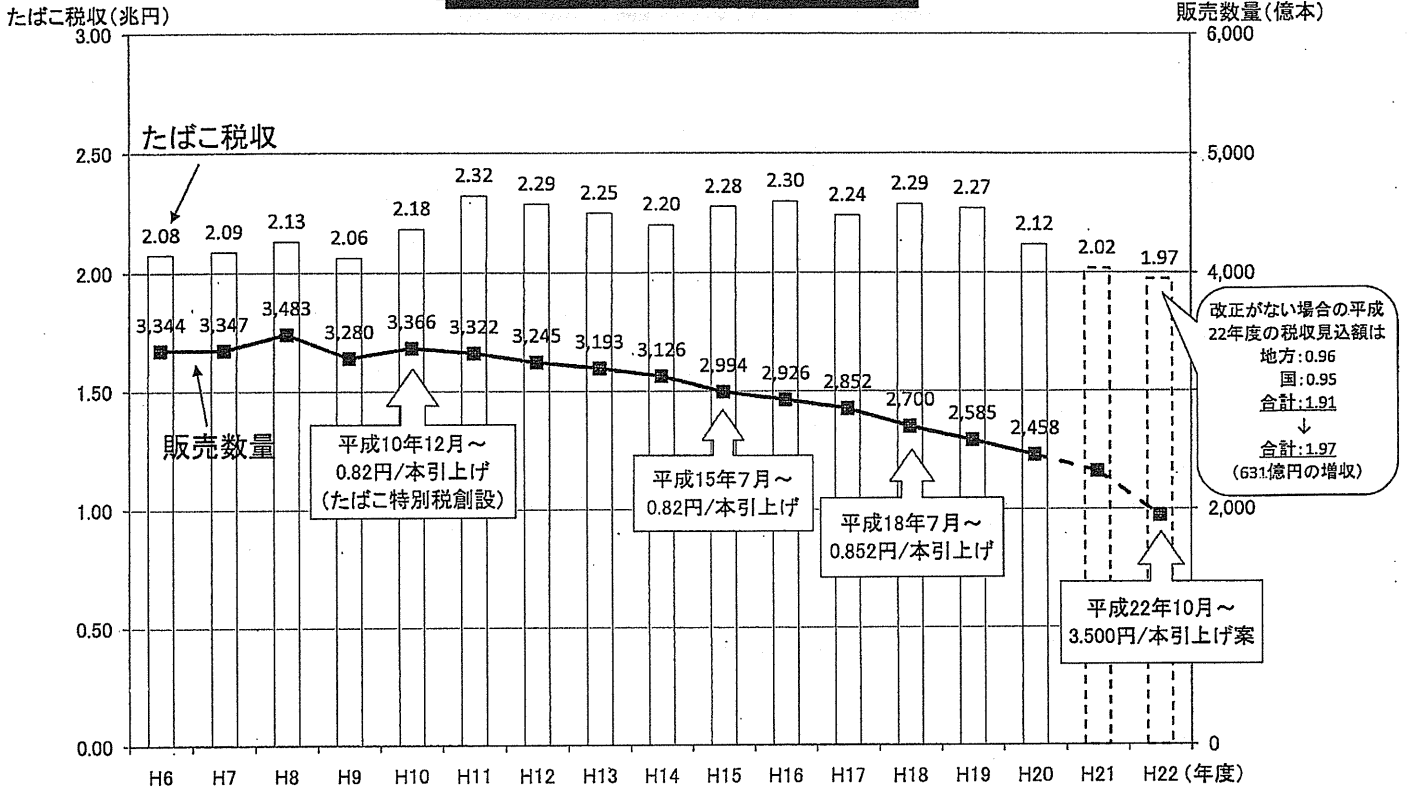
エコカー減税適用後の税率のイメージ(自家用乗用車(軽自動車を除く))



たばこ1箱あたりの税負担額(案)



たばこ税収と販売数量の推移

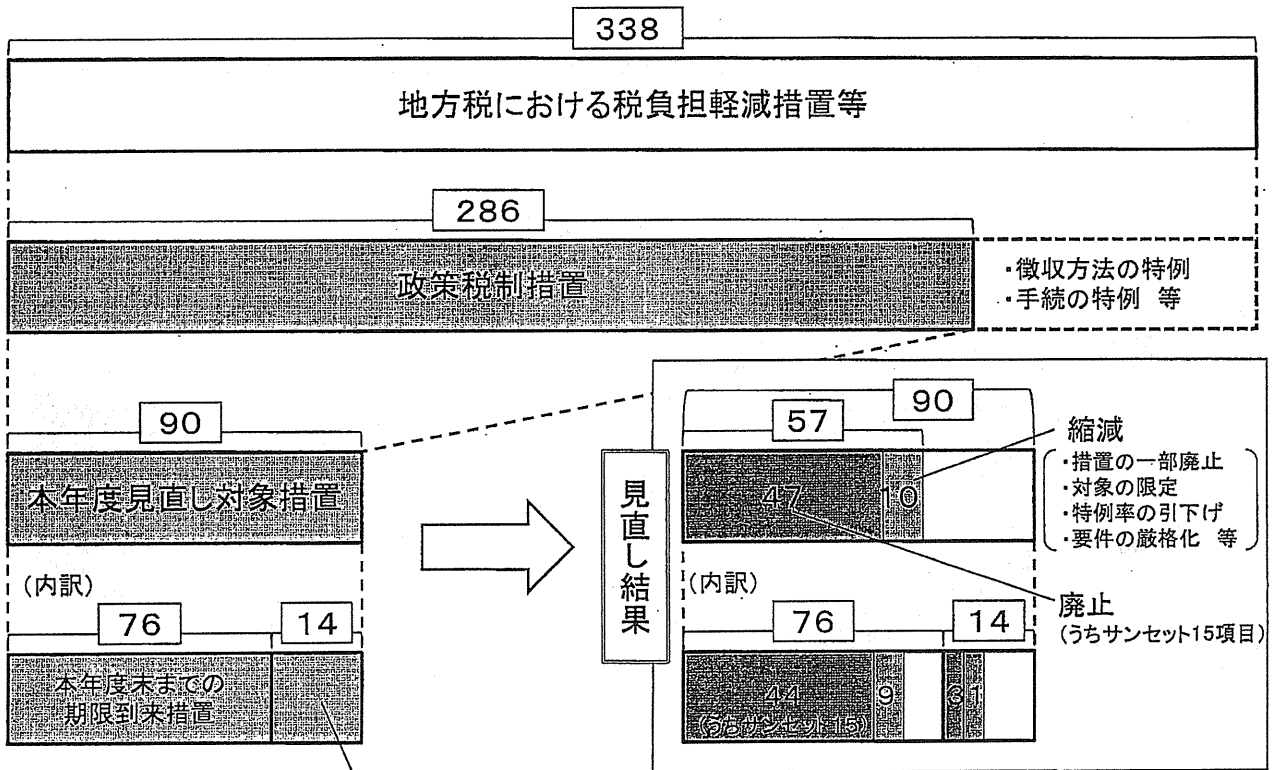


※1 収入帰属年度について、国たばこ税は、売渡月＝収入月となっているため、4月～翌3月に売渡し等を行ったたばこに係る税収が1年度の税収となるが、地方たばこ税は、売渡月の翌月＝収入月となっているため、3月～翌2月に売渡し等を行ったたばこに係る税収が1年度となっており、国と地方で1年度における課税本数は一致しない。

※2 たばこ税収は平成20年度までは決算額、21年度については地方たばこ税は決算見込額、国のたばこ税は補正後予算額(概算)、22年度については地方たばこ税は地方財政計画額、国のたばこ税は予算額(概算)である。

※3 販売数量は日本たばこ協会調べによる。

地方税における税負担軽減措置等の見直し(案)



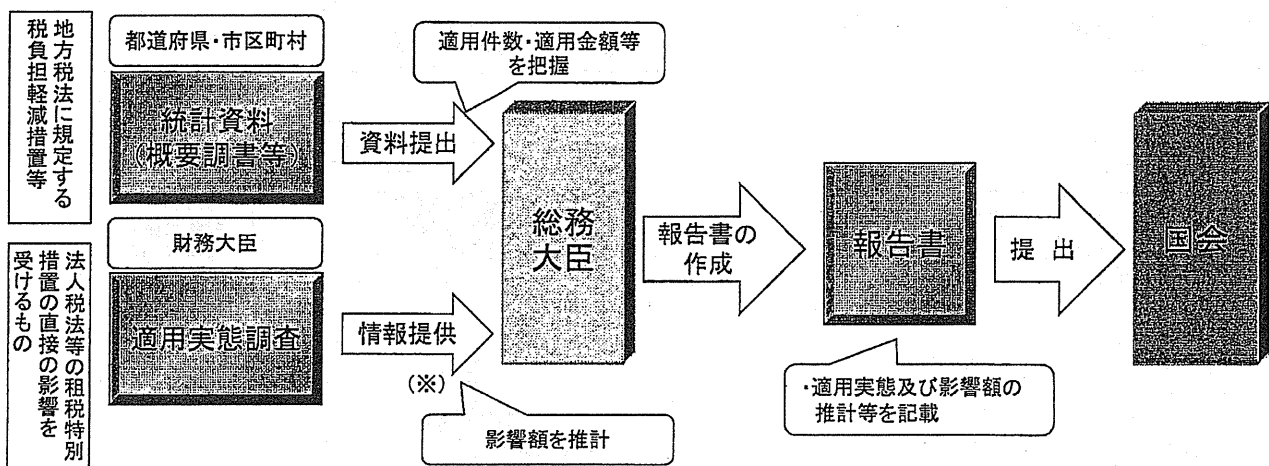
【具体的な見直し例】

- ① 料金収入のある法人に対する措置を廃止
 - ・日本電気計器検定所、日本消防検定協会、小型船舶検査機構、軽自動車検査協会〔廃止〕
 - ② 大企業中心の支援策となっているものを整理
 - ・都市再生緊急整備地域等における大規模ビルの取得に係る特例〔廃止〕
 - ・鉄道事業者等が取得した乗継円滑化のための特例〔廃止〕
 - ・次世代ブロードバンド基盤構築施設特例〔資本金50億円以下の企業に限定の上、サンセット〕
 - ③ 漫然と延長してきたものを整理
 - ・農業委員会のあっせん等により取得する農地に係る特例〔廃止〕（S52～）
 - ・公害防止用設備特例の対象施設の大幅な見直し〔縮減〕（S51～）
- <検討事項としたもの>
- ・事業税に係る社会保険診療報酬の取扱い（S27～）
（1年間真摯に議論し、結論を得る）
 - ・固定資産税に係る新築住宅特例の取扱い（S39～）
（住宅ストック重視の観点から見直しを検討）
- ④ サンセット方式の導入（事業の促進を図る観点から、時間を区切り施策の実現を促す）
 - ・周産期医療施設にかかる特例（6年間で整備を促進）

地方税における税負担軽減措置等の透明化について

地方税における税負担軽減措置等の適用実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進する。

○ 地方税における税負担軽減措置等の適用実態の把握の流れ(イメージ)



(※)総務大臣は、財務大臣に対して資料・情報提供等の協力を求めることができる。

平成22年度税制改正大綱(抄)

平成21年12月22日
閣議決定

第1章 税制改革に当たっての基本的考え方

2. 税制改革の視点

第五に、地域主権を確立するための税制を構築していきます。地域再生のためにはもちろんのこと、市民に一番身近な自治体が、自らの権限と責任で自らの税制のあり方を定め、そこから得られる税収によって住民が求める行政サービスを提供することは、納税者としての意識を高め、税の無駄遣いを防ぐことにもつながります。今後、地域主権を確立するためには、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、それぞれの担う役割に見合った形へと国・地方間の税財源の配分のあり方を見直します。

第2章 新しい税制改正の仕組み

1. 新しい税制調査会の設置

地方税制については、地方の声を反映する仕組みを構築する必要があります。税制調査会では、平成22年度税制改正に当たり、全国知事会、全国市長会、全国町村会との意見交換を行いました。今後、国と地方が対等に協議する場の法制化の議論との関連を整理しつつ、地方税制に関する地方の声を十分反映できる仕組みを検討します。

第3章 各主要課題の改革の方向性

9. 地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方

(1) 国と地方の税源配分のあり方の見直し

地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲します。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直します。 社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。

(2) 地方税に関する国の関与のあり方の見直し

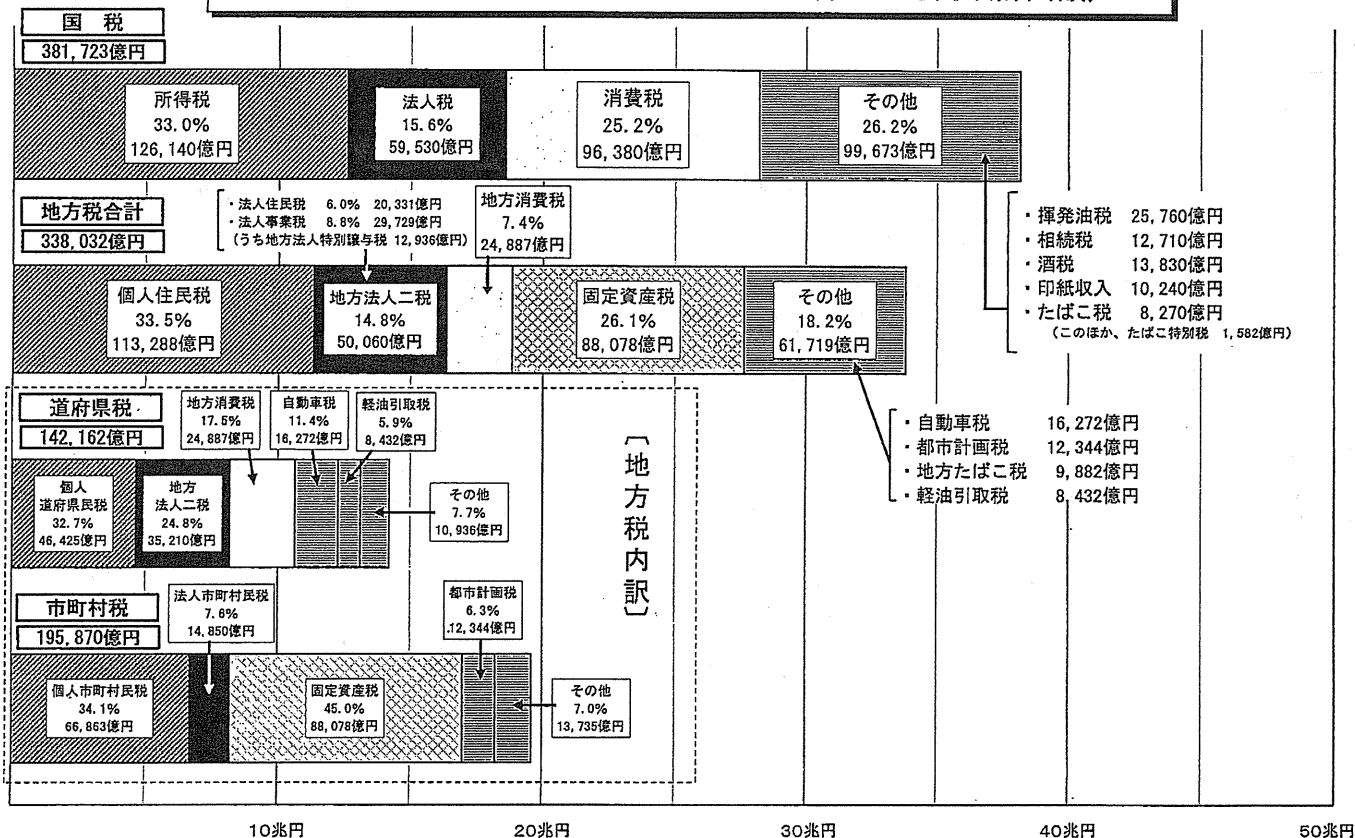
地方自治体が事務事業のみならず税の面でも創意工夫を活かすことができるよう、課税自主権の拡大を図ります。

(3) 地方の意見を反映する仕組みの構築

国が地方に優越する上下関係から、対等の立場で対話していける新たなパートナーシップ関係に転換します。そのために、国と地方が対等に協議する場の法制化の議論との関連を整理しつつ、地方税制に関する地方の声を十分反映できる仕組みを検討します。

16

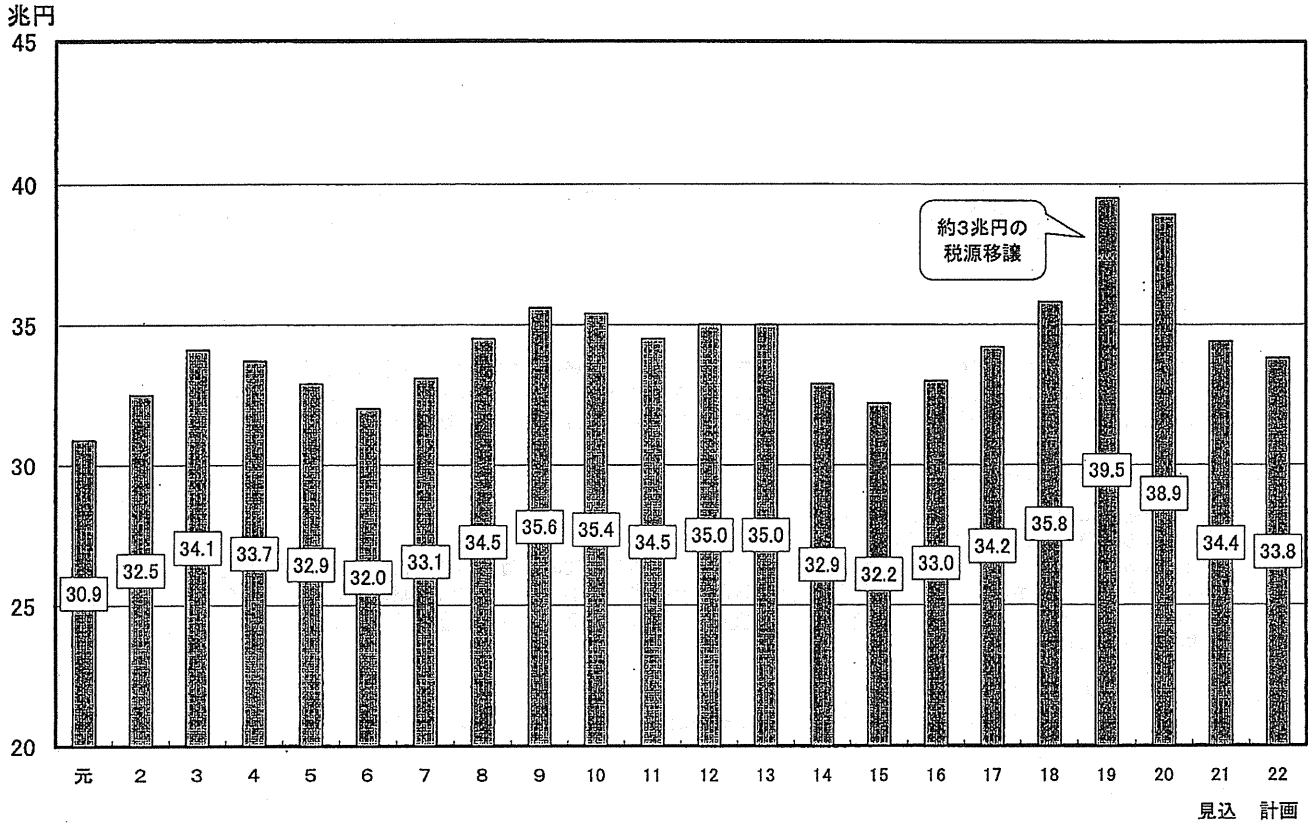
国税・地方税の税収内訳（平成22年度予算・地方財政計画額）



(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
2 国税は予算額（特別会計を含む）、地方税は、超過課税及び法外税を含まない。
3 国税は地方法人特別税を除いた額、地方税は地方法人特別譲与税を加えた額である。

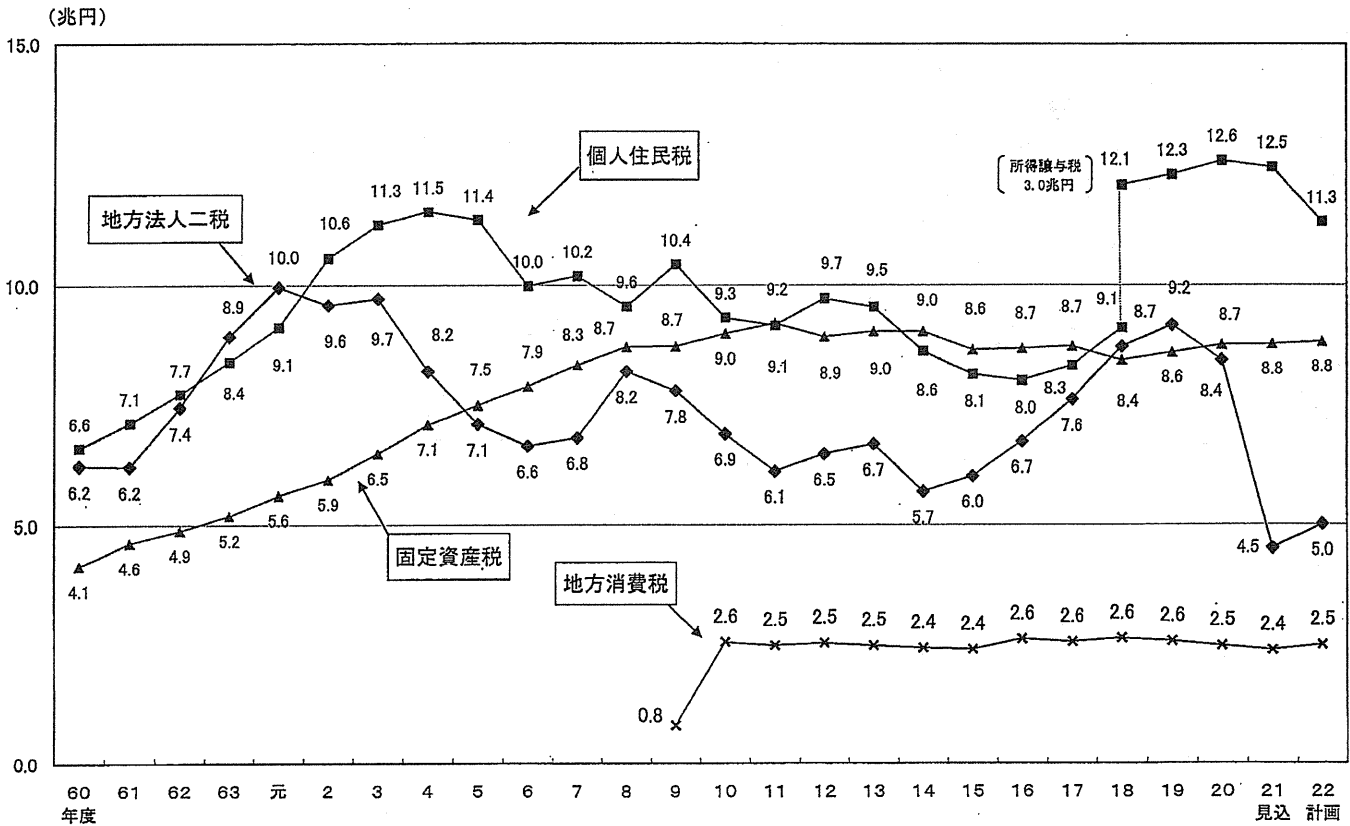
17

地方税収の推移



(注1) 表中における計数は、超過課税及び法定外税を含まず、地方法人特別譲与税を含む。
 (注2) 平成20年度までは決算額、21年度は決算見込額、22年度は地方財政計画額である。

主要税目(地方税)の税収の推移



(備考) 1 計数は、超過課税及び法定外税を含まない。
 2 平成20年度までは決算額、21年度は決算見込額、22年度は地方財政計画額である。
 3 地方法人二税には、地方法人特別譲与税を含む。

(2) 税目別内訳

区 分	平成21年度 当初見込額 (A)	平成21年度 当分の見込額 (B)	現行法による 収入見込額 (A)+(B) (C)	平成 22 年 度			改正法による 収入見込額 (C)+(F) (G)	(G)/(A) ×100 (%)
				税制改正による増減(Δ)取戻金額		計 (D)+(E) (F)		
				地方自治体の 改正による もの (D)	国庫の改正 に伴うもの (E)			
A.道府県税								
(1) 普通税								
1.道府県民税	59,830 △	7,924	51,906	51,906 △	7,924	86.8		
個人均等割	608 △	1	605	605 △	1	98.8		
所得割	47,906 △	4,601	43,305	43,305 △	4,601	90.4		
法人均等割	1,419 △	19	1,400	1,400 △	19	98.7		
法人税割	5,801 △	1,720	4,081	4,081 △	1,720	70.3		
利子割	2,767 △	784	1,983	1,983 △	784	71.7		
雇労割	1,117 △	739	378	378 △	739	33.8		
株式会社等課税割	214 △	60	154	154 △	60	72.0		
2.事業税	32,939 △	14,016	18,923	18,923 △	14,016	57.3		
個人	2,143 △	133	2,010	2,010 △	133	93.8		
法人	30,696 △	13,883	16,813	16,813 △	13,883	54.7		
3.地方消費税	25,464 △	580	24,884	24,884 △	580	97.7		
課 渡 割	18,493	236	18,729	18,732	239	101.3		
貨物割	6,971 △	816	6,155	6,155 △	816	88.3		
4.不動産取得税	4,507 △	942	3,565	3,575 △	932	79.3		
5.道府県たばこ税	2,559 △	208	2,351	2,428 △	131	94.9		
6.ゴルフ場利用税	565	1	566	566	1	100.2		
7.自動車取得税	2,538 △	242	2,291	2,296 △	247	90.2		
8.軽油引取税	8,364	66	8,432	8,432	68	100.8		
9.自動車税	16,470 △	198	16,272	16,272 △	198	98.9		
10.都区 区 税	4	0	4	4	0	100.0		
11.固定資産税(特別分等)	150 △	102	48	48 △	102	32.0		
普通 税 計	153,285 △	24,143	128,142	128,142 △	24,000	84.3		
(II) 目的 税								
1.軽油引取税	913 △	913	--	0 △	913	皆減		
2.狩猟 税	20 △	1	19	19 △	1	95.0		
目的 税 計	933 △	914	19	19 △	914	2.0		
(III) 道府県 税 計	154,218 △	25,057	129,161	129,161 △	24,992	83.8		

※ 数値については、今後、精査の結果変わる可能性がある。

地方法人特別課税与税	8,096	4,853	12,949	12,949 △	4,840	159.8
計	162,314 △	20,204	142,110	142,110 △	20,152	87.6

平成22年度地方税及び地方譲与税収入見込額 (未定稿)

1 地方税 表
(1) 総括表

区 分	平成21年度 当初見込額 (A)	平成21年度 当分の見込額 (B)	現行法による 収入見込額 (A)+(B) (C)	平成 22 年 度			改正法による 収入見込額 (C)+(F) (G)	(G)/(A) ×100 (%)	
				税制改正による増減(Δ)取戻金額		計 (D)+(E) (F)			
				地方自治体の 改正による もの (D)	国庫の改正 に伴うもの (E)				
1. 道府県 県 税	154,218 △	25,057	129,161	82 △	17	65	129,228 △	24,992	83.8
2. 市 市 町 村 税	207,642 △	12,006	195,636	235 △	1	234	195,870 △	11,772	84.3
3. 計	361,860 △	37,063	324,797	317 △	18	299	325,098 △	36,764	89.8

地方法人特別課税与税	8,096	4,853	12,949	13 △	13	13	12,936	4,840	159.8
計	369,956 △	32,210	337,746	317 △	31	296	338,032 △	31,924	91.4

(参考) 新子割交付金、 equal 割交付金、株式会社等課税新割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に算入した場合は、次のとおりである。

区 分	平成21年度 当初見込額 (A)	平成21年度 当分の見込額 (B)	現行法による 収入見込額 (A)+(B) (C)	平成 22 年 度			改正法による 収入見込額 (C)+(F) (G)	(G)/(A) ×100 (%)	
				税制改正による増減(Δ)取戻金額		計 (D)+(E) (F)			
				地方自治体の 改正による もの (D)	国庫の改正 に伴うもの (E)				
1. 道府県 県 税	135,100 △	22,374	112,726	86 △	18	68	112,794 △	22,306	83.5
2. 市 市 町 村 税	236,760 △	14,689	212,071	231	231	231	212,302 △	14,498	93.6
3. 計	361,860 △	37,063	324,797	317 △	18	299	325,096 △	36,764	89.8

地方法人特別課税与税	8,096	4,853	12,949	13 △	13	13	12,936	4,840	159.8
計	369,956 △	32,210	337,746	317 △	31	286	338,032 △	31,924	91.4

※ 数値については、今後、精査の結果変わる可能性がある。

2 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	平成21年度 当初見込額 (A)	平成 22 年 度			平成21年度 当初見込額 に對する増 減(△)取崩 減(△)取崩 (E)-(A) (%)	
		現行法に よる収入見込 額 (A)+(B)	制度改正に よる増減(△)取 見込額 (C)	改正法に よる収入見込 額 (C)+(D)		
1. 地方譲与油増与税	1,764	1,013	2,777	2,777	1,013	157.4
2. 地方譲与雑増与税	1,048	1,048	-	0	1,048	100.0
3. 石油方入譲与税	133	10	123	123	10	92.5
4. 自動車重量増与税	3,300	210	3,090	3,090	210	93.6
5. 航空機燃料増与税	152	9	143	143	9	94.1
6. 特別とん譲与税	125	23	102	102	23	81.6
7. 地方法人特別譲与税	8,006	4,853	12,949	13	4,940	159.8
合 計	14,618	4,566	19,184	13	4,553	131.1

※ 数値については、今後、精査の結果変わる可能性がある。

(単位：億円)

区 分	平成21年度 当初見込額 (A)	平成 22 年 度			平成21年度 当初見込額 に對する増 減(△)取崩 減(△)取崩 (D)-(A) (%)		
		現行法に よる収入見込 額 (A)+(B)	制度改正に よる増減(△)取 見込額 (C)	改正法に よる収入見込 額 (C)+(E)			
日市町村税							
(I) 普通税							
1. 市町村長税	83,211	11,497	81,714	1	81,713	11,498	87.7
個人均等割	1,816	1	1,815		1,815	1	99.9
所得割	71,976	6,928	65,048		65,048	6,928	90.4
法人均等割	4,079	21	4,100		4,100	21	100.5
法人税割	15,340	4,589	10,751	1	10,750	4,590	70.1
2. 固定資産税	89,099	67	89,032	1	89,033	66	99.9
土地	34,548	48	34,500	2	34,502	46	99.9
家屋	36,555	942	37,497		37,497	942	102.6
償却資産	17,045	965	16,080	1	16,079	966	94.3
純固定資産税小計	88,148	71	88,077	1	88,078	70	99.9
交付金	951	4	955		955	4	100.4
3. 軽自動車税	1,743	49	1,792		1,792	49	102.8
4. 市町村たばこ税	7,859	639	7,220	234	7,454	405	94.8
5. 藍産税	18	7	25		25	7	138.9
6. 特別土地保有税	19	4	23		23	4	121.1
普通税計	191,949	12,143	179,806	235	180,040	11,909	93.8
(II) 目的税							
1. 入場税	239	14	225		225	14	94.1
2. 事業所税	3,252	9	3,261		3,261	9	100.3
3. 都市計画税	12,202	142	12,344		12,344	142	101.2
4. 水利地帯税等	0	0	0		0	0	0.0
目的税計	15,693	137	15,830		15,830	137	100.9
(III) 市町村税計	207,642	12,006	195,636	235	185,870	11,772	94.3

※ 数値については、今後、精査の結果変わる可能性がある。

平成22年度税制改正による事項別増減収見込額

米定稿

(単位：億円)

改正事項	初年度		平年度		計
	道府県税	市町村税	道府県税	市町村税	
1 個人住民税					
(1) 一般扶養控除(年少分)の廃止			1,652	2,476	4,128
(2) 特定扶養控除の見直し			1,671	2,506	4,177
(3) 企業型厚生拠出年金への個人拠出の導入等			157	235	392
(4) 生命保険料控除の取組			△	57 △	86 △
			△	119 △	288 △
2 不動産取得税					
(1) 分譲控除に係る特例の見直し	10		28		28
(2) 非住宅家屋に係る特例の見直し	0		1		1
(3) 農地等のあっせん等に係る特例の廃止	1		16		16
(4) 国の補助等を受けて取得する共同利用施設に係る特例の廃止	4		4		4
(5) (独)都市再生機構に係る特例の廃止	3		3		3
(6) その他	1		3		3
3 自動車取得税					
環境性能に優れた中量車の特別税率への追加	△		27		27
4 固定資産税	△		△		△
(1) 外資埠頭公社から民営化した会社が取得した一定のテナナ埠頭に係る特別措置の取組	1		1		1
(2) 国内路線に接続する航空機に係る特別措置の拡充	0		0		0
(3) 公害防止施設に係る特別措置の見直し	2		2		2
(4) 廃棄物衛生処理施設に係る特別措置の見直し	△		△		△
(5) 底田国際空港株式会社とその事業の用に供する一定の施設に係る特別措置の見直し	0		0		0
(6) PFI法に基づき国又は地方公共団体により選定された選定事業者が整備する一定の公共施設に係る特別措置の見直し	0		0		0
(7) 次世代プロードバンド通信を構成する電気通信設備に係る特別措置の見直し	0		0		0
(8) 家庭排せつ物の処理又は保管の用に供する施設に係る特別措置の見直し	0		0		0
(9) 外資埠頭公社が取得し又は所有する一定のテナナ埠頭に係る特別措置の見直し	0		0		0
4 債権性向上施設取組等に新設された電気通信設備に係る特別措置の廃止	0		0		0
01 その他	1		1		1
5 地方たばこ税					
税率の引上げ	77	234	205	628	833
6 額面課税	77	234	205	628	833
(1) 外資埠頭公社が取得し又は所有する一定のテナナ埠頭に係る特別措置の見直し					
(2) その他					
合計	82	235	317	1,858	5,006
国税の税制改正に伴うもの					
個人住民税	△	171 △	18 △	122 △	58 △
法人住民税	0	0	0 △	44 △	66 △
法人事業税	0	△	1 △	3	8
地方消費税	△	20 △	20 △	91 △	91 △
	3	3	10	10	10
再計	65	234	299	1,736	4,826

地方税等	再計	再々計	再々々計
地方法人特別課税	△	13 △	65 △
地方法人特別課税を含む合計	52	234	286
合計	117	468	4,761

(注) 表中における計数は、1億円未満を四捨五入している。

目 次

はじめに	1
1. 我が国を取り巻く環境の変化	1
(1) 経済・社会構造の変化	1
(2) これまでの政府の対応	2
2. 鳩山政権での対応	3
(1) 構造変化への対応・新たな国づくり	3
(2) 政府への信頼の回復・国民不安の解消	4
第1章 税制改革に当たっての基本的考え方	5
1. 税制の現状について	5
2. 税制改革の視点	5
第2章 新しい税制改正の仕組み	8
1. 新しい税制調査会の設置	8
2. 「ふるい」、租特透明化法（仮称）	9
(1) 「ふるい」による租税特別措置の抜本的な見直し	9
(2) 租特透明化法（仮称）の制定等	9
第3章 各主要課題の改革の方向性	11
1. 納税環境整備	11
(1) 納税者権利憲章（仮称）の制定	11
(2) 国税不服審判所の改革	11
(3) 社会保障・税共通の番号制度導入	11
(4) 歳入庁の設置	12
(5) 罰則の適正化	12
(6) 納税環境整備に係るP Tの設置	12
2. 個人所得課税	13
(1) 所得税	13
(2) 個人住民税	16
3. 法人課税	17
(1) 現状と課題	17
(2) 法人税の改革の方向性	17
(3) 中小法人に対する軽減税率の引下げ	17

平成22年度税制改正大綱 ～納税者主権の確立へ向けて～

平成21年12月22日

(4) 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度	17	(2) 移転価格税制の見直し	53
(5) 地方法人課税	18	(3) 外国税務当局との情報交換	54
4. 国際課税	18	(4) 租税特別措置	54
(1) 現状と課題	18	5. 資産課税	56
(2) 改革の方向性	19	(1) 住宅関係	56
(3) 国際連帯税	19	(2) 租税特別措置等	57
5. 資産課税	20	(3) その他	70
(1) 相続税・贈与税	20	6. 消費課税	72
(2) 固定資産税	20	(1) 燃料課税	72
6. 消費税	21	(2) 車体課税	73
7. 個別間接税	21	(3) たばこ税	75
(1) 基本的な考え方	21	(4) 租税特別措置等	76
(2) たばこ税・酒税	21	(5) その他	78
(3) 暫定税率、地球温暖化対策のための税等	22	7. 市民公益税制（寄附税制）	80
8. 市民公益税制（寄附税制など）	24	(1) 認定NPO法人に係る措置	80
9. 地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方	24	(2) 所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げ	81
(1) 国と地方の税源配分のあり方の見直し	24	8. 納税環境整備	81
(2) 地方税に関する国の関与のあり方の見直し	24	(1) 租税に関する罰則の見直し	81
(3) 地方の意見を反映する仕組みの構築	25	(2) その他	83
第4章 平成22年度税制改正	26	9. 租特透明化法（仮称）等	83
1. 平成22年度税制改正の考え方	26	10. 関税	84
2. 個人所得課税	26	(1) 暫定税率等の適用期限の延長	84
(1) 諸控除の見直し	26	(2) 罰則水準の見直し	84
(2) 金融証券税制	27	11. 検討事項	85
(3) 租税特別措置等	34	第5章 今後の進め方	88
(4) その他	37	別紙1 租税特別措置の見直しに関する基本方針	89
3. 法人課税	42	別紙2 地方税における税負担軽減措置等に関する基本方針	92
(1) 資本に係る取引等に係る税制	42	別紙3 租特透明化法案（仮称）の概要	93
(2) 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度	45	別紙4 地方税における税負担軽減措置等の透明化の概要	95
(3) 租税特別措置等	45	別紙5	96
(4) その他	50	別紙6 租税に関する罰則の見直し（国税関係）	97
4. 国際課税	50		
(1) 外国子会社合算税制等の見直し	51		

【参考資料】

資料 1	所得税の税率の推移 (イメージ図)	i
資料 2	申告納税者の所得税負担率 (平成 19 年分)	ii
資料 3	法人所得税の実効税率の国際比較	iii
資料 4	社会保険料事業主負担及び法人所得税の税率の国際比較 (対国民所得比)	iv
資料 5	法人所得税及び社会保険料の法人負担の国際比較に関する 調査 (平成 18 年 3 月)	v
資料 6	最近における相続税の課税割合・負担割合及び税収の推移	vi

はじめに

1. 我が国を取り巻く環境の変化

(1) 経済・社会構造の変化

我が国は、内外の経済・社会構造の激しい変化に直面し、様々な問題を抱えています。

第一の最も大きな変化は、人口減少と高齢化が同時進行する社会への突入です。このような人口構造の変化は、我が国経済を支える労働者や消費者の減少を通じて、経済成長力を低下させます。また納税者も減少するため、税収にも大きな影響を与えます。これらの結果、年金・医療・介護などの現行社会保障制度の根幹は大きく揺らいでおり、国民の将来不安の大きな原因にもなっています。

第二に、グローバル化の急速な進展があります。もはやいかなる活動も国内で完結せず、私たちの生活は常にグローバルな経済社会の中で営まれています。グローバル化の進展は、経済の効率化による世界的な富の拡大など、大きな成果をもたらしてきました一方、競争に敗れた国内産業の衰退、国際的な格差の拡大、投機的資金の流出入による市場の混乱などの副作用ももたらしています。

第三に、国内での格差拡大があります。グローバル化や規制緩和の急速な進展に伴う競争の激化や非正規雇用の増大、税財政の所得再分配機能の低下などにより、所得階層間や世代間の利害が対立する様相を呈し、また、地域間格差も広がっており、このままでは格差が固定化するおそれがあります。

第四に、資源制約の問題です。我が国は資源小国であり、特にエネルギー資源の確保は長年の課題です。我が国経済はエネルギー価格の上昇に対して脆弱であり、近年、途上国の経済発展などに伴うエネルギー価格の上昇が、企業収益の圧迫を通じて人件費削減につながってきたとの指摘もあります。

第五に、気候変動をはじめとする環境問題です。温室効果ガスによる地球温暖化は、海面上昇、異常気象、穀物生産量の低下、希少生物の絶滅の危機などを引き起こし、人類と生物の生存基盤である豊かな地球環境を脅かすおそれが生じると指摘されています。

なお、現下の経済動向を見ると、景気は、持ち直してきていますが、高い失業率や下落傾向にある物価水準など依然として国民生活を取り

巻く情勢は厳しく、政府は大幅な税収減などの困難に直面しています。先行きも、雇用環境の一層の悪化や円高、デフレ、財政悪化に伴う長期金利の上昇などの懸念材料が存在し、予断を許さない状況にあります。

(2) これまでの政府の対応

(1) で指摘したような問題に対し、これまでの政府は十分な対応をとってきたとはいえません。

まず、人口減少・超高齢社会への対応が、大幅に遅れています。近年のグローバル化による競争激化などにより企業による福祉は減少し、また核家族化や単身世帯の増加、生活スタイルの変化などにより家族・地域を中心とするコミュニティの力が失われてきました。こうした中で、本来は、セーフティネット機能を社会全体できちんと担う形へと、現行の社会保障制度を抜本的に改革することや少子化対策を行うことなどが必要でした。

次に、既得権益を見直すことなく擁護してきたきらいがあります。例えば、これまでの予算編成では事業そのものの必要性が厳格に問われてきませんでした。しかしながら、こうしたやり方では、一度予算がつくとそれが既得権となり、不必要な予算までもが温存されることになりました。また、税制改正も、決定過程が極めて不透明であり、結果として一部の人や組織に特典を与えているのではないかと、納税者の立場から見て公平性が大いに疑われるような形になってしまいました。

さらに、累次にわたる大規模な経済対策や少子高齢化の進展による社会保障関係費の増大等により、現政権に引き継がれた国の長期債務残高は他の先進諸国に類を見ない水準に達しています。国債発行が増大すれば金利の上昇を招き、財政がさらに悪化し、政策の自由度が制限されるとともに、個人の債務負担の増加、企業の設備投資・資金繰りへの悪影響を招いたりするおそれがあります。また、財政赤字は将来世代への負担先送りを意味し、世代間の不公平が拡大する原因ともなっています。同時に地方の債務残高の累積も大きな問題であり、抜本的な解決が求められています。

時代の大きな転換期の中で今必要なことは、病氣や失業、老後といった誰もが持つリスクへの不安に対して政府がきちんとしたセーフティネットを整備することによって、国民に安心感を与えることです。この安心感が、国民に起業や創業などリスクを取ってチャレンジする勇気を与え、また貯蓄を消費に向かわせる原動力となります。これらが新たな経済成長へ、さらには税収増となって財政の健全化へとつながります。

そして財政の健全化は支え合う社会に必要な財源確保に結びつきます。つまり、セーフティネットの確立と経済活性化、財政健全化の三つは一体の関係にあり、この好循環を確立することが求められています。ところが現在はこれが全く逆回転をしています。

2. 鳩山政権での対応

(1) 構造変化への対応・新たな国づくり

鳩山政権では、経済・社会構造の変化に対し、以下のような方針で対応を開始しています。

第一に、市場メカニズムの持つ効率的な資源配分機能は十分に認識しつつ、市場は万能ではないという認識の下、「人間のための経済」を目指しています。経済面での自由な競争は促しつつも、雇用や人材育成といった面でのセーフティネットの整備、食品の安全や治安の確保、消費者の視点の重視といった、国民の暮らしの豊かさに力点を置くという考えです。

第二に、チルドレンファーストの考え方に立ち、子どもは「社会の宝」として、社会全体で責任をもって育て上げる体制を作り、少子化に歯止めをかけることを目指しています。具体的には、現金給付型サービスの拡充と併せて、NPOなどの「新たな公共」の担い手の参画も得ながら、市場では調達しにくい育児・保育サービスなどの現物給付型サービスが子どもを持つ世帯に行き渡るようにする政策をセットで提供していきます。男女の働き方を制約している要因を取り除き、家庭での時間を大切にできるような政策を進めることも重要です。

第三に、地域主権の確立による地方の再生です。地方自治体の自由度を高め、地域のことは地域の住民が決められるように改め、それぞれの地方にあった政策を行えるようにすることで、活気に満ちた地域社会をつくります。地域主権を早期に確立するために、先般、「地域主権戦略会議」を発足させました。

第四に、世界で最も進んだ持続可能な低炭素社会をつくることを目指しています。豊かな地球環境は子どもを育む宝です。国連気候変動首脳会議で、全ての主要国の意欲的な参加を前提に、2020年までに1990年比で温室効果ガスの25%削減を目指す「チャレンジ25」や途上国支援等の「鳩山イニシアティブ」を提唱し、その実現に向け政策を総動員する方向で検討を進めています。低炭素社会の構築は、未来への責任を果たすことだけでなく、資源制約を抱えた我が国の弱点克服にもつながり

1. 税制の現状について

我が国では、戦後のシャウプ勧告により、公平性を重視するとともに恒久的・安定的な税制を目指すという理念の下に、課税ベースを広く取った直接税中心の税体系への改革が行われました。しかしその後、半世紀以上にわたる変遷の中で、各種の租税特別措置の導入や所得控除の拡大等による課税ベースの縮小、所得課税・資産課税における累進性の緩和など、当初の税制からは相当に形が変わりました。

その過程において、税制が複雑になりすぎたり、一部に既得権が生まされたり、あるいは税を払うことでどれだけの恩恵があるのか、すなわち受益と負担の関係が不明確になったりと、納税者から見た「納得」という観点から大きくかけ離れた形になってしまっています。また構造的な財政赤字は、現行税制が税における「充分性の原則」、すなわち社会保険などの必要な財政需要を賄うのに必要な租税収入を確保すること、を満たせなくなっていることを示しています。

2. 税制改革の視点

このような現行税制の抱える問題点を払しょくべく、厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、経済・社会の構造変化に適応した新たな税制を構築することは、新しい国のかたちを作るために必要不可欠です。

特に税制は「代表なくして課税なし」の言葉に象徴されるように、議会制民主主義の根幹をなすものであり、そのあり方については主権者たる国民、すなわち納税者にとつて納得できるものでなければなりません。したがって、税制論議を行うに際しては、常に納税者の立場に立つて論議を行うことが必要です。

税制全般の抜本改革を進めるに当たっては、こうした考えから、以下の視点に特に重点を置きます。

第一に、納税者の立場に立つて「公平・透明・納得」の三原則を税制のあり方を考える際に常に基本とします。納税者の立場に立ったとき、好ましい税制のあり方は、制度が公平で、かつ、制度の内容が透明で分かりやすく、その制度に基づいて納税することについて納税できるものである必要があります。

ます。さらに、環境技術で国際的な優位性を確保することにもつながります。

(2) 政府への信頼の回復・国民不安の解消

鳩山政権では、国民の政府への信頼を回復し、国民不安を解消するため、以下のような方針で対応を開始しています。

第一に、不安解消のための社会保障制度改革実現に向けたインフラ整備です。国民が安心して生活するためには、社会保障制度の抜本改革が必要で、そのために、社会保障・税共通の番号制度などのインフラ整備に向けて取組を進めています。

第二に、社会の公益を重視します。営利事業者や行政だけではなく、NPOなども含めて、皆で協働して社会の公益を実現していく「新しい公共」づくりを重視し、支援する仕組みの検討を進めています。

第三に、「未来への責任」という観点から、膨大な国債の発行・累積は未来を担う子どもたちにツケを回すものであるとの意識を持って、中長期的な財政健全化に取り組みます。まずは事業仕分け、特別会計の見直し、徹底的な行政改革、「コンクリートから人へ」など、税金の無駄遣いの徹底的な排除と予算の総組み替えを進めていきます。さらに、来年前半には、中長期的な財政健全化への道筋を明らかにします。

第四に、中長期的視点に立ち安定的・持続的な成長を実現するための成長戦略を策定します。国民生活を守るためには力強い経済成長が必要です。インフラ整備の進展、経済構造の変化に伴い、公共投資の経済効果は趨勢的に低下してきています。将来世代を含めて国民の暮らしの豊かさや地域の発展等を実現するとともに、我が国の潜在力と知恵を引き出すことにより新たな需要の創出と生産性の向上を両立させ、内需と世界のバランスのとれた経済構造へと転換していく必要があります。世界の最高の低炭素型産業・「緑の産業」の育成、情報通信技術（ICT）の利活用促進、先端分野における研究開発・人材育成の強化、規制のあり方の全面的見直し、「コンクリートから人へ」という基本方針に基づく産業構造の転換や、医療・介護、子育て・教育、農林漁業、観光などの分野における新しい雇用と需要の創出などが重要です。

第二に、「支え合い」のために必要な費用を分かち合うという視点を大事にします。国民一人一人が頑張り、かつ、その結果が報われる社会であるべきことは大前提です。しかし、人はその人だけの頑張りによって生きられるのではなく、様々な人と関わり互いに支え合うことにより、社会は成立しています。現在、我が国が抱える様々な問題を解決するためには、世代間および世代内の両面にわたり、お互いに「支え合い」、共によりよい社会をつくっていくという共通認識を持って、そのために必要な費用を社会全体で分かち合うことが必要です。税制はまさにその費用の分かち合い方を決めるものです。

第三に、税制改革と社会保障制度改革とを一体的にとらえて、その改革を推進します。年金の抜本改革をはじめとして、真に必要な人に重点的に手を差し伸べることができるような社会保障制度へと改革を行う過程では、必ず税制との役割分担の議論が生じます。したがって税制改革の議論を行うに際しては、社会保障制度改革の議論とも平仄を合わせることも重要です。また、例えば、政策税制を検討する場合においても、雇用機会の拡大につながるかといった社会政策的な視点においても重要となります。

第四に、グローバル化に対応できる税制のあり方を考えます。グローバル化の進展により、「国は納税者である人や企業を囲い込むことができる」というこれまでの前提が根本的に変化し、税制以外の判断要素もあるものの、担税力の高い者ほど納税する場所を自ら選択できる状況が生まれています。このような状況の中では税制の仕組みもそれに適合したものに変わっていくかざるを得ません。また地球温暖化をはじめとする環境問題や資源・エネルギー問題といった地球規模の課題に対応するための税制のグリーン化などの取組も求められています。

あわせて、税制の国際協調を推進していきます。例えば各国において法人税率の引下げが進む中、タックス・ヘイブンを利用した租税回避などに対応するためには、情報交換ネットワークの拡充等を通じた税に関する国際協調が求められています。各国と協力し、国際的な税制面での協調促進によって、国際的な税の争奪戦が起きない状況を目指します。

第五に、地域主権を確立するための税制を構築していきます。地域再生のためにはもちろんのこと、市民に一番身近な自治体が、自らの権限と責任で自らの税制のあり方を定め、そこから得られる税収によって住民が求める行政サービスを提供することは、納税者としての意識を高め、税の無駄遣いを防ぐことにもつながります。今後、地域主権を確立するためには、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、それぞれの担

う役割に見合った形へと国・地方間の税財源の配分のあり方を見直しします。

第2章 新しい税制改正の仕組み

1. 新しい税制調査会の設置

これまでの税制改正は、与党の税制調査会と政府の税制調査会においてバラバラに議論されてきました。また、その実質的な意思決定は、税制改正について法的な権限や責任を有しない与党の税制調査会で行われてきました。このように、税制改正については議論の過程が不透明であり、国民にとって理解や納得を得にくい形で進められてきました。

しかしながら、税は国民の皆さんに納めていただくものであり、税制改正に当たっては、政府において権限と責任を有する政治家が決定する透明な仕組みを作った上で、税制改正の議論に携わった政治家が責任を持って国会審議の場で答弁を行い、国民の理解や納得が得られるように努めていかなければなりません。

そこで、鳩山政権では、これまでの与党の税制調査会と政府の税制調査会の機能を一元化し、政府の責任の下で税制改正の議論を行うために、政治家から構成される「税制調査会」を政府に新しく設置しました。また、鳩山政権では、予算編成過程を抜本的に透明化・可視化するとの方針の下、国民の皆さんにどのような議論が行われているのかが良く見えるようにしています。歳出面における行政刷新会議の事業仕分けの全面公開などと同様、歳入面でも、税制調査会の審議の様相をインターネット中継によりリアルタイムで配信するとともに、その議事録や資料を迅速に公表することとしました。

さらに、税制調査会には、各府省の副大臣が委員として参加し、多様な税制改正要望が反映できるようにしました。各府省では、税制改正要望を公募したり、提出された税制改正要望のヒアリングを公開するなど様々な工夫が行われており、今後もしこうした透明化の工夫を進めていく必要があります。

これらに加え、税制については専門的・技術的な見地からの検討も必要です。このため、第5章で述べており、税制の専門家として中長期的視点から税制のあり方に関して助言を行う専門委員会を近日立ち上げることとしています。

地方税制については、地方の声を反映する仕組みを構築することが必要です。税制調査会では、平成22年度税制改正に当たり、全国知事会、全国市長会、全国町村会との意見交換を行いました。今後、国と地方が対等に協議する場の法制化の議論との関連を整理しつつ、地方税制に

関する地方の声を十分反映できる仕組みを検討します。

鳩山政権では、こうした様々な場を通じ、国民の理解と納得を得ながら税制改正を行っていきます。

2. 「ふるい」、租特透明化法（仮称）

(1) 「ふるい」による租税特別措置の抜本的な見直し

税制の中には、「租税特別措置」と呼ばれるものがあります。租税特別措置には様々なものがありますが、その多くが特定の者の税負担を軽減することなどにより産業政策等の特定の政策目的の実現に向けて経済活動を誘導する手段となっています。他方、こうした租税特別措置は、「公平・透明・納得」の原則から見れば、税負担の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものでなくてはなりません。しかし、現状では、適用実態がはつきりしないものや、適用件数が非常に少ないもの、導入から相当期間が経過し役割を終えているもの、特定の業界や一部の企業のみが恩恵を受けていると思われるものが散見されます。

税制における既得権益を一掃し、納税者の視点に立つて公平で分かりやすい仕組みとするためには、租税特別措置をゼロベースから見直し、整理合理化を進めることが必要です。この見直しのための「ふるい」として、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」と「地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針」を定めました（別紙1、2参照）。租税特別措置のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う「政策税制措置」は、現在、国税で241項目、地方税で286項目ありますが、これらの全てを「ふるい」にかけて、平成22年度税制改正から始まる今後4年間で抜本的に見直します。

見直しの初年度となる平成22年度税制改正では、平成21年度未までに適用期限が到来する措置を中心に、各府省から拡充や見直しの要望があった項目等を含め、国税で82項目、地方税で90項目の見直しを行いました。この結果として、国税で41項目、地方税で57項目を廃止又は縮減することとしました。

なお、一般適用期限を延長としたものについても、下記の「租特透明化法（仮称）」の制定や地方税法の改正によりその適用実態を明らかにするとともに、政策評価を厳格に行うこととします。

(2) 租特透明化法（仮称）の制定等

租税特別措置の抜本的な見直しを進めるに当たり問題となるのが、現行の租税特別措置の中に、その適用実績の把握や効果の検証が十分なされないものが少なからずあることです。租税特別措置は、特定の者に税負担の軽減という経済的な利益を与え、外国では「租税歳出」とも呼ばれています。こうした租税特別措置がどのように利用され、どのような効果を生じているかは、補助金と併せて、透明でなければなりません。

このため、租税特別措置の適用実績を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、来年の通常国会において「租特透明化法（仮称）」の制定を目指します。租特透明化法（仮称）では、法人税関係の租税特別措置について提出を求める「適用額明細書」を集計するなどの方法により租税特別措置の適用実績調査を行い、その結果を国会へ報告することなどを定めます（別紙3参照）。なお、法施行後の状況を踏まえ、国会への報告のあり方等について必要な見直しを検討します。

また、地方税における税負担軽減措置等についても、その適用実績の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、地方税法において所要の措置を講じます。具体的には、地方税に関する統計資料等により地方税における税負担軽減措置等の適用実績を把握し、その結果を国会へ報告することなどを定めます（別紙4参照）。

第3章 各主要課題の改革の方向性

1. 納税環境整備

(1) 納税者権利憲章（仮称）の制定

「代表なくして課税なし」の言葉に象徴されるように、議会制度は税と共に発展してきたといっても過言ではありません。つまり、議会制民主主義における税のあり方は、あくまでも税を納める主権者たる国民の立場に立つて決められるべきものです。国民主権にふさわしい税制を構築していくため、納税者の税制上の権利を明確にし、税制への信頼確保に資するものとして「納税者権利憲章（仮称）」を早急に制定します。

納税者の権利を守るための具体的な改革として、更正等の期間制限が課税庁からの更正と納税者からの修正で異なる点について見直していきます。特に課税庁の増額更正（事後的な納税額の増額）の期間制限が3～7年であるのに対して、納税者からの更正の請求（事後的な納税額の減額）の期間制限が1年であることは納税者の理解を得られにくく、早急に見直す必要があります。

(2) 国税不服審判所の改革

税が議会制民主主義の根幹であることを考えれば、個別の課税事案に対して納得できない納税者の主張を聞く「国税不服審判所」は、民主主義にとつて極めて重要な機関です。

しかし、国税不服審判所の現状は、この重要な役割を果たすには十分ではありません。特に、その機能を果たすために最も重要な審判官の多くを国税庁の出身者が占めていることは問題です。そのほかにも証拠書類の閲覧・謄写が認められていないなどの問題があります。

これらの観点から、国税不服審判所の組織や人事のあり方、不服申立前置主義の見直し、不利益処分理由附記などについて、行政不服審査制度全体の見直しの方向を勘案しつつ、納税者の立場に立つて、適正な税務執行が行われていることが国民に明らかになるよう、必要な検討を行います。

(3) 社会保障・税共通の番号制度導入

社会保障制度と税制を一体化し、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障を充実させるとともに、社会保障制度の効率化を進めるため、また所得税の公正性を担保するために、正しい所得把握体制の環境整備

が必要不可欠です。そのために社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。

番号は基礎年金番号や住民票コードなどの既存番号の活用、新たな付番など様々な選択肢が考えられます。付番・管理する主体については、(4)で詳述する歳入庁が適当であると考えます。

以上、徴収とも関連しますが、主として給付のための番号としての制度設計を進めます。その際は、個人情報保護の観点が必要なことは言うまでもありません。

(4) 歳入庁の設置

年金制度改革と並行して、年金の保険料の徴収を担っている日本年金機構(2010年1月に社会保険庁より改組予定)を廃止し、その機能を国税庁に統合、歳入庁を設置する方向で検討を進めます。

歳入庁は税と社会保険料の賦課徴収を一元的に行います。行政の効率化が進み、行政コストも大幅に削減できます。国民にとっても、税は税務署、保険料は社会保険事務所など別々の場所に納付する手間が省けます。

歳入庁は、国税と国が管掌する社会保険料の徴収を行うこととなりますが、国税と徴収対象や賦課基準が類似の税について自治体都希望する場合、地方税等の徴収事務を受託することも検討します。

(5) 罰則の適正化

納税者の税制上の権利の裏返しとして、納税者には適正に税制上の義務を履行することが求められます。義務を適正に履行しない納税者に対しては、厳正かつ的確に対処する必要があります。

課税の適正化を図り、税制への信頼を確保するためには、罰則の適正化も重要です。他の経済犯とのバランスなどを考えながら、罰則の見直しを行う必要があります。

(6) 納税環境整備に係るP.Tの設置

以上、(1)納税者権利憲章(仮称)の制定、(2)国税不服審判所の改革、(3)社会保障・税共通の番号制度導入、(4)歳入庁の設置、等について、具体化を図るため、税制調査会の下にプロジェクト・チーム(P.T)を設置します。特に、(1)(2)(3)については1年以内を目途に結論を出します。

なお、社会保障・税共通の番号制度やこれを付番・管理する歳入庁の

設置については、税制のみならず、社会保障制度も関連することから、税制調査会のP.Tと並行して、内閣官房国家戦略室を中心に、府省横断的に検討を行うこととします。

2. 個人所得課税

(1) 所得税

① 基本的仕組み

現行所得税では、収入や経済的利益などから、発生形態に応じて設けている給与・事業など10種類の所得分類に従って、給与所得控除や必要経費などを差し引き、所得金額を計算しています。原則として、これらの10種類の所得金額を合算し、その金額から基礎控除、配偶者控除などの所得控除を差し引き、その残額に対して超過累進税率を適用して税額を計算する総合課税の仕組みをとっています。

累進税率とは、所得が多くなるに従い高い税率を課す方法であり、我が国では6つの税率適用所得区分(ブラケット)を設け、ブラケットに応じた税率を課す超過累進税率をとっています(資料1参照)。

例えば、300万円の所得(収入ではありません)がある場合、0円から195万円までは税率5%、195万円超330万円までは10%です。195万円×5%+(300万円-195万円)×10%=20.25万円という計算になります。

ただし、利子などは源泉分離課税と言って、源泉徴収段階で課税し、他の所得と合算しません。株式譲渡益などは申告分離課税と言って、確定申告の段階で他の所得と合算せず、課税しています。

② 現状と課題

所得税については、累次の改正により、税率の引下げ・その適用範囲(ブラケット幅)の拡大が行われるとともに、各種控除の累次にわたる拡充によって課税最低限の引上げが行われてきており、所得再分配機能や財源調達機能が低下している状況にあります。

現在の所得税は累進構造をとっていますが、実効税率はなだらかに上昇し、一定所得以上は下降しており、累進性を喪失している状態と言えます(資料2参照)。

その原因としては、第一に、所得控除が相対的に高所得者に有利なこと、第二に、分離課税している金融所得などに軽減していることなどが挙げられます。

格差が拡大する中、所得税には所得再分配機能の発揮が求められています。特に、中間層が低所得層へと落ちていく下への格差拡大を食い止めることは喫緊の課題です。

累進構造を回復させる改革を行って所得再分配機能を取り戻す必要があります。

③ 改革の方向性

所得再分配機能を回復し、所得税の正常化に向け、税率構造の改革のほか、以下のような改革を推進します。

第一に、的確に所得捕捉できる体制を整え、課税の適正化を図るために、社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。ただし、一般の消費者を顧客としている小売業等に係る売上げ（事業所得）や、グローバル化が進展する中で海外資産や取引に関する情報の把握などには一定の限界があり、番号制度も万能薬ではないという認識も必要です。

第二に、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ転換を進めます。

第三に、本来、全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想ではありますが、金融資産の流動性等にかんがみ、当面の対応として、景気情勢に十分配慮しつつ、株式譲渡益・配当課税の税率の見直しを取り組むとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めます。

④ 所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ

現行所得税の所得控除制度は、結果として、高所得者に有利な制度となっています。なぜなら同額の所得を収入から控除した場合、高所得者に適用される限界税率が高いことから高所得者の負担軽減額は大きくなくなる一方で、低い税率の適用される低所得者の実質的な軽減額は小さくなるからです。

例えば、0歳から15歳までの子どもを対象とする扶養控除は子育て支援の機能を有していますが、同じ38万円の所得控除を適用した場合、高所得者が10万円を超える減税になるのに対して、低所得者では2万円の減税にもなりません。

所得控除を一律の税額控除に変えれば、限界税率の低い低所得者と所得比で見た負担軽減効果が大きい仕組みになります。

手当は相対的に高所得者に有利な所得控除に代えて現金給付を行う

ものであり、定額の給付であることから相対的に支援の必要な人に実質的に有利な支援を行うことができます。

所得再分配機能の回復や「所得控除から手当へ」との考え方の下で、支え合う社会づくりの第一歩として、子どもの養育を社会全体で支援するとの観点から、22年度において、子ども手当の創設とあいまって、0歳から15歳までの子どもを控除対象とする扶養控除を廃止することとします（平成23年分からの適用となります）。23歳から69歳までの成年を控除対象とする扶養控除についても、このような観点に加えて、就労している人と就労していない人との公平の観点からも検討を行ってききましたが、さらに議論を深めて幅広い国民的な合意を得ながら、今後、その見直しに取り組みすることとします。

教育費等の支出がかさむ世代の税負担の軽減を図るために創設された16歳から22歳までの特定扶養親族を控除対象とする特定扶養控除については、22年度において、高校の実質無償化に伴い、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（25万円）を廃止することとします（平成23年分からの適用となります）。これらの見直しに伴い、現行よりも負担増となる家計については適切な対応を検討します。

なお、所得税・個人住民税の扶養控除等について、「所得控除から手当へ」等の考え方の下で見直すことにより、現行制度においては、これらの税額等と連動している国民健康保険料、保育料等の医療・福祉制度に関する負担に影響が生じることになりますが、見直しの趣旨を踏まえて、制度の所管府省においては、負担の基準の見直し、経過措置の導入など適切な措置を講じることとします。

配偶者控除については、その考え方等について広く意見を聴取しつつ整理を行った上で、今後、その見直しに取り組むこととします。

また、所得再分配機能の回復等の観点からの、給与所得控除の見直しや、税率構造などの所得税改革にも取り組むこととします。

給与所得控除には上限がありませんが、給与所得者の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも増加するとは考えにくく、高所得者により有利な制度となっています。このため、給与所得控除に関しては、上限を設けるなどの見直しが必要ですが、また、給与所得者であっても、本来は実際になかった経費の実額を控除することが望ましいと言えます。現行の特定支出控除（通勤費など一定の支出の額が給与所得控除額を超えるときは、その超える部分を控除する制度）の適用実績は僅

少で推移しています。給与所得控除の見直しと併せ、特定支出控除の対象範囲を拡大することにより、給与所得者にとって使いやすい制度にすることを検討します。

国民の納税者としての意識を高め、より強固な民主主義を構築していくため、納税者自らが所得及び税額を確定申告することが基本でなければなりません。給与所得控除と特定支出控除を見直すことにより、特定支出控除の選択的適用の増加を通じ、給与所得者の確定申告の機会拡大につなげます。

さらに、所得再分配機能を高めていくために、「給付付き税額控除」の導入も考えられます。これは税額控除を基本として、控除額が所得税額を上回る場合には、控除しきれない額を現金で給付するといった制度です。給付とほぼ同じ効果を有する税額控除を基本とすることから、手当てと同様に、相対的に低所得者に有利な制度です。

給付付き税額控除は多くの先進国で既に導入されています。我が国で導入する場合には、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進めます。

以上で述べた税額控除・給付付き税額控除と手当などの社会保障政策のベスツミックスで「支え合う」社会を構築していきます。

(2) 個人住民税

個人住民税は「地域社会の会費」として、住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという性格を有しており、所得税よりも課税最低限が低く設定されていて、比例税率をとっています。

前述した通り、平成 22 年度税制改正では所得税において①0 歳から 15 歳までの子どもを控除対象とする扶養控除の廃止、②16 歳から 18 歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止を行います。税体系上の整合性の観点等から、個人住民税についても平成 22 年度税制改正において同様の措置を講じます（平成 24 年度分からの適用となります）。その際、扶養控除等の見直しにより国民健康保険料等に影響が生じることになります。また、制度の所管府省において、負担の基準の見直し・経過措置の導入など、適切な措置を講じることとします。さらに、今後の所得税における控除整理も踏まえ、控除のあり方について検討を進めます。

個人住民税の所得割は前年所得を基準に課税しているため、収入が前年より大きく減少した人にとっては金銭的負担感が過重になります。納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、現年課税

化についても検討を行います。

3. 法人課税

(1) 現状と課題

我が国の国税と地方税を合わせた法人実効税率は、国際的にみると高く、国際競争力などの観点から税率引下げの必要性が指摘される所です。他方で、法人所得課税の負担に社会保険料事業主負担をあわせてみると、国際的にも必ずしも高い水準ではないという見方もあります。また、租税特別措置により、実質的な企業の負担には産業によってはばらつきが見られます（資料 3、4、5 参照）。

(2) 法人税の改革の方向性

このところ法人課税の分野では、主に租税特別措置により特定の分野や活動に限られた財源を集中することで我が国経済を後押しする手法がとられてきました。しかし、諸外国をみれば、この間に課税ベースの拡大と併せた法人税率の引下げが進んできています。そこで、我が国でも、第 2 章で述べた通り、租税特別措置の抜本的な見直しを進め、これにより課税ベースが拡大した際には、成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上、国際的な協調などを勘案しつつ、法人税率を見直していくこととします。

(3) 中小法人に対する軽減税率の引下げ

我が国において地域経済の柱となり、雇用の大半を担っているのは中小企業です。こうした中小企業を支えることは、税制にとっても重要な課題の一つです。このため、租税特別措置の見直しに当たっても、中小企業にはできる限りの配慮を行います。また、公益法人などに対する税率との均衡等も勘案しつつ、厳しい経営環境の中で必死に利益を上げている中小企業を支援するため、中小法人に対する軽減税率を引き下げる必要があります。これについては、課税ベースの見直しによる財源確保などと合わせ、その早急な実施に向けて真摯に検討します。

(4) 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度

特殊支配同族会社（いわゆる一人オーナー会社）については、現在、業務主宰役員（一人オーナー）の役員給与の一部を損金不算入とする制度が設けられています。この制度は、特殊支配同族会社の業務主宰役員

は自ら給与を決めることで税負担の調整を図ることが可能であるという点を踏まえ、そうした役員給与が法人段階で損金算入され、個人段階でも給与所得控除の対象となる「二重控除」の問題に対処するために設けられたものです。しかし、この制度については、二重控除を是正する手法として適当かといった批判があります。

このため、本制度は平成 22 年度税制改正で廃止します。その上で、給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成 23 年度税制改正で講じることとします。

(5) 地方法人課税

国民が自らのニーズや地域の特性に合った行政サービスを享受できるようにするためには、地方自治体の財源を安定させさせる必要があります。しかし、法人住民税と法人事業税は地方自治体の基幹的税目でありながら、景気に左右されやすいという問題を有しています。

また、法人住民税と法人事業税は、地方税の税目の中で最も地域間格差が大きい税目です。各都道府県別に人口 1 人当たりの法人住民税と法人事業税の税収額の指数（平成 20 年度決算見込み）を比較すると、最大の東京都と最小の奈良県の差は 6.6 倍となっています。格差是正のためには地方法人特別税・譲与税の仕組みが導入されましたが、税制の根本改革において偏在性の小さい地方税法系の構築が行われるまでの暫定措置にすぎません。

現行の地方交付税制度よりも財政調整の機能を一層強化した新たな制度を創設するための検討と併せて、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税法体系の構築に向けて議論を進めます。

4. 国際課税

(1) 現状と課題

近年、経済取引のグローバル化の進展に伴い、外国関係会社との取引関係の操作や税負担の少ない国（いわゆるタックス・ヘイブンなど）を利用した租税回避行為のリスクが高まっています。また、グローバル化が進む中、国境を超える取引が恒常的に行われるとともに、その取引も法人その他の多様な事業体の利用により複雑化していますが、実際に課税・徴収を確保するには、情報の把握の困難性や外国の主権により執行上の制約を受けるなど、税務執行も困難化しています。

一方で、税務執行に係るルールを一層明確化し、経済取引の実態により即したものとすることが、納税者側に過大な負担をかけず、正常な企業活動を阻害しないために重要です。

このため、制度・運用の両面において租税回避を防止して我が国の適切な課税権を確保すると同時に、企業活動活性化のため税務執行に係るルールを明確化・適正化する必要があります。

(2) 改革の方向性

移転価格税制については、平成 22 年度税制改正において必要な改正を行う予定です。今後、OECDにおける移転価格ガイドライン見直しの議論の動向などを踏まえつつ、関連者の判定基準における実質的な判断や独立企業間価格の算定方式における「幅（レンジ）」の概念のあり方などについて検討を行うとともに、独立企業間価格の算定方式の適用優先順位の柔軟化や比較対象取引の候補となりうる取引が複数存在する場合等の選定のあり方の方の更なる明確化、シークレットコンパブル（類似の取引を行う第三者から質問検査等により入手した比較対象取引についての情報）のあり方、執行体制の充実などによる事前確認の一層の迅速化など、必要な方策を検討します。

また、適切な課税・徴収の確保の観点から、クロスボーダーで活動を行う者の適切な課税の確保や、国外資産等に係る情報の確かな把握についても、具体的な方策について検討する必要があります。

さらに、租税条約については、今後とも我が国経済の活性化や我が国課税権の適切な確保に資するよう、我が国の経済構造及び国内法制、国際課税を巡る状況等を勘案しつつ、そのネットワークの迅速な拡充に努めます。

(3) 国際連帯税

国際金融危機、貧困問題、環境問題など、地球規模の問題への対策の一つとして、国際連帯税に注目が集まっています。金融危機対策の財源確保や投機の抑制を目的として、国際金融取引等に課税する手法、途上国の開発支援の財源確保などのために、国境を越える輸送に課税する手法など、様々な手法が議論されています。すでにフランスやチリ、韓国などが航空券連帯税を導入するなど、国際的な広がりを見せています。我が国でも、地球規模の問題解決のために国際連帯税の検討を早急に進めます。

5. 資産課税

(1) 相続税・贈与税

相続税は格差是正の観点から、非常に重要な税です。バブル期の地価急騰に伴い、相続税の対象者が急激に広がったことなどから、基礎控除の引上げや小規模宅地等の課税の特例の拡充により、対象者を抑制する等の改正が行われました。バブル崩壊後、地価が下落したにもかかわらず、基礎控除の引下げ等が行われてきませんでした。そのため、相続税は100人に4人しか負担しない構造となり、最高税率の引下げを含む税率構造の緩和も行われてきた結果、再分配機能が果たせているとは言えません（資料6参照）。また、金融資産の増加などの環境の変化が見られます。

今後、格差是正の観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて平成23年度改正を目指します。

その見直しに当たっては、我が国社会の安定や活力に不可欠な中堅資産家層の育成や事業の円滑な承継等に配慮しつつ、本人の努力とは関係のない大きな格差が固定化しない社会の構築や課税の公平性に配慮すべきです。

さらに、相続税の課税方式の見直しに併せて、現役世代への生前贈与による財産の有効活用などの視点を含めて、贈与税のあり方も見直していく必要があります。

また、法人等を利用した租税回避への対応など、課税の適正化の観点からの見直しを引き続き行っていきます。

(2) 固定資産税

固定資産税は市町村税収の約42.5%（平成21年度地方財政計画）を占める重要な税目です。

しかし、これまで適用実態や正当性等が検証されず、数多くの政策税制措置が設けられ、課税ベースを侵食しています。「公平・透明・納得」の税制の構築に向けて、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」による見直しに加え、①実施期間が長期にわたる措置、②適用件数が少ない措置、③適用金額が小さい措置のいずれかの要件に該当する政策税制措置を今後4年間で厳格に見直します。

上記の見直しにより、国民の生活を支える行政サービスを提供する市町村がより安定的に財源を確保できるようになります。

また、公平性・公正性の観点から、負担調整措置のあり方及び固定資

産の適正な評価について検討を進めます。

6. 消費税

消費税については、三党連立政権合意において、「現行の消費税5%は据え置くこととし、今回の選挙において負託された政権担当期間中に、歳出の見直し等の努力を最大限行い、税率引き上げは行わない」との方針を示しています。

消費税は景気に比較的左右されない税目であり、我が国の基幹税目となつています。一方、消費税には所得が低いほど負担感が強い、いわゆる逆進性が指摘される場所があります。逆進性対策として、軽減税率も考えられますが、非常に複雑な制度を生むこととなる可能性があることなどから、「給付付き税額控除」の仕組みの中で逆進性対策を行うことを検討していきます。

消費税のあり方については、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、使途の明確化、逆進性対策、課税の一層の適正化も含め、検討していきます。

7. 個別間接税

(1) 基本的な考え方

消費税は基本的に全ての財・サービスに課されていることから、そのほかに間接税を課すことは、実質的に二重の負担をもたらすこととなります。したがって、個別間接税については、特定の政策目的を含め、課税の趣旨を明確にすべきです。

一方で、個別間接税に関連し、「グッド減税・バッド課税」という考え方が示されています。これは特定の財・サービスが環境や健康などに影響をもたらす時に、それが好影響である時には税負担を軽減し、悪影響である時には税負担を課すという考え方です。

「グッド減税・バッド課税」の考え方に立ち、健康に配慮した税制や地球規模の課題に対応した税制の検討も進めます。

(2) たばこ税・酒税

たばこ税・酒税は、いずれも消費税と実質的に二重の負担をもたらすものであると同時に、これまで安易な財源確保策として用いられてきたという問題があります。

これはたばこ税・酒税が財源確保を目的に創設されたことに由来するものですが、前記の基本的な考え方に照らして、このようなあり方は望ましいものではありません。

たばこ税・酒税は国民の健康に対する負担を踏まえた課税に改めるべきであり、その際には国民に分かりやすい仕組みにすることが必要です。その観点から、酒税については、酒類の生産・消費の状況等に配慮しつつ、類似の酒類については、基本的に致酔性の観点からアルコール度数に着目した税制とすることを検討します。

たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。その判断にあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を見極めつつ行っていくこととします。その過程で、たばこ法制については、現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、上記のたばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指すこととします。

上記の方針に沿って、平成 22 年度において、1 本あたり 3.5 円の税率引上げ（価格上昇は 5 円程度）を行います。

(3) 暫定税率、地球温暖化対策のための税等

① 暫定税率

揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、自動車重量税及び自動車取得税の暫定税率は、これまで累次の道路整備計画に定められた道路整備のための財源として、道路整備計画と一体的なものとして延長されてきました。

現在の暫定税率は、平成 19 年 12 月に検討された 10 年間の道路整備計画の案を根拠に平成 20 年 4 月から平成 30 年 3 月末までの 10 年間のものとして定められましたが、財源の使途については、前政権下の平成 21 年 4 月に一般財源化され、道路特定財源制度はなくなりました。

このような認識に立って、現行の 10 年間の暫定税率は廃止することとします。

他方、現在は石油価格も安定しており、化石燃料消費が地球温暖化に与える影響についても度外視できない状況にもあります。また、急激な税収の落ち込みにより、財政事情も非常に厳しい状況にあることも踏まえる必要があります。このようなことから、今回の税制改正では、長い経緯に縛られてきた現行の 10 年間の暫定税率は、廃止します

が、当分の間、揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税について現在の税率水準を維持することとしました。

ただし、国民の生活を守る観点から、平成 20 年度上半期に見られたような石油価格の異常な高騰時には、本則税率を上回る部分の課税を停止するための措置を併せて講じることとします。

② 地球温暖化対策のための税

地球温暖化対策の観点から、1990 年代以降、欧州各国を中心として、諸外国において、エネルギー課税や自動車関連税制などを含む、環境税制の見直し・強化が進んできています。

我が国における環境関連税制による税収の対 GDP 比は、欧州諸国に比べれば低いといえますが、今後、地球温暖化対策の取組を進める上で、地球温暖化対策のための税について、今回、当分の間として措置される税率の見直しを含め、平成 23 年度実施に向けて成案を得るべく更に検討を進めます。

③ 車体課税

自動車関連諸税においてはかねてより簡素化、負担の軽減、グリーン化が強く求められてきました。

平成 22 年度においては、自動車重量税について、現行の 10 年間の暫定税率を廃止した上で、地球温暖化対策の観点から、当分の間、次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車等）には本則税率を適用するとともに、次世代自動車と比べて、単位重量あたりの CO₂ 排出量が多いガソリン車等については、本則税率の 2 倍（自家用乗用車の場合）の税率を設定するなどの措置を講じることとします。

また、いわゆる「エコカー減税」（24 年 4 月末まで）については、制度の仕組みを維持します。

以上の措置により、自動車重量税のグリーン化を行いつつ、暫定税率による上乗せ分の国分の約 2 分の 1 に相当する規模の税負担の軽減を図ることとします。

自動車取得税については、現行の 10 年間の暫定税率を廃止した上で、地球温暖化対策の観点から、当分の間、現在の税率水準を維持することとします。また、いわゆる「エコカー減税」（24 年 3 月末まで）については、制度の仕組みを維持します。

④ 地方環境税の検討

喫緊の課題である地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組を進め、地球環境に貢献することが求められています。

CO2の排出を抑制するためには、地方税においても、すでに軽油等に課税していることを踏まえ、燃料や自動車に対して、環境への負荷に応じた措置を行うことが必要です。

また、地方公共団体は、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施しています。このような地方の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税を検討する場合には、地方の財源を確保する仕組みが不可欠です。

8. 市民公益税制（寄附税制など）

従来、公共は行政により専ら担われてきました。昨今、市民・事業者・行政が協働して課題を解決していく「新しい公共」の役割が重要性を増してきています。

少子高齢化が進む中、国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するため、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や介護・福祉などの公益活動に市民が積極的に参加していただけるよう、社会全体で支えていく必要があります。

市民が担う公益活動を資金面で支える上で寄附の役割は重要です。市民公益税制に係るプロジェクト・チーム（PT）を設置し、平成22年4月末を目標に成果を得るよう改革に向けた検討を進めます。PTでは、寄附税制に加え、公益活動を担う法人（NPO法人や公益法人など）に係る税制についても検討を行います。

9. 地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方

(1) 国と地方の税源配分のあり方の見直し

地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲します。国と地方の役割分担を踏まえとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直します。

社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。

(2) 地方税に関する国の関与のあり方の見直し

地方自治体が事務事業のみならず税の面でも創意工夫を活かすことができるよう、課税自主権の拡大を図ります。

(3) 地方の意見を反映する仕組みの構築

国が地方に優越する上下関係から、対等の立場で対話していただける新たなパートナーシップ関係に転換します。そのために、国と地方が対等に協議する場の法制化の議論との関連を整理しつつ、地方税制に関する地方の声を十分反映できる仕組みを検討します。

第4章 平成22年度税制改正

1. 平成22年度税制改正の考え方

鳩山政権では、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築する観点から、税制全般にわたる改革に取り組みむこととしています。

こうした取組の第一歩として、平成22年度税制改正においては、「控除から手当て」等の観点からの扶養控除の見直し、国民の健康の観点を明確にしたたばこ税の税率の引上げ、「新しい公共」を支える市民公益税制の拡充、納税者の視点に立った租税特別措置等の見直しその他の各般の税目にわたる所要の措置を一体として講じます。

2. 個人所得課税

(1) 諸控除の見直し

〔国税〕

① 扶養控除の見直し

イ 年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳未満の者をいいます。以下同じです。）に係る扶養控除を廃止します。

ロ 特定扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の者といいます。以下同じです。）のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止し、扶養控除の額を38万円とします。

ハ 扶養控除の見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書並びに給与所得及び公的年金等の源泉徴収票についてその記載事項及び様式の見直しを行うなど所要の措置を講じます。

（注）上記の改正は、平成23年分以後の所得税について適用します。

② 同居特別障害者加算の特例の改組

イ 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に35万円を加算する措置（同居特別障害者加算の特例措置）について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に35万円を加算する措置に改めます。

ロ イの見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項及び当該申告書の提出された給与所得に係る源泉徴収税額の計算の特例の整備を行うなど所要の措置を講じます。

（注）上記の改正は、平成23年分以後の所得税について適用します。

〔地方税〕

① 扶養控除の見直し

イ 年少扶養親族に係る扶養控除を廃止します。

ロ 特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止し、扶養控除の額を33万円とします。

（注）上記の改正は、平成24年度分以後の個人住民税について適用します。

② 同居特別障害者加算の特例の改組

扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に23万円を加算する措置（同居特別障害者加算の特例措置）について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に23万円を加算する措置に改めます。

（注）上記の改正は、平成24年度分以後の個人住民税について適用します。

③ 諸控除の見直しに伴う所要の措置

イ 個人住民税の非課税限度額制度等に活用するため、扶養控除の見直しの後も市町村が扶養親族に関する事項を把握できるように所要の措置を講じます。

ロ 標準的な生活保護基準額を基礎としている個人住民税の非課税限度額制度については、現行の仕組みを維持します。なお、非課税限度額の水準については、子ども手当が導入された際の生活保護制度における取扱いを踏まえ、今後、検討します。

ハ 現行の調整控除について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止等に伴う所要の措置を講じます。

ニ 扶養控除の見直しに伴い、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書についてその記載事項及び様式の見直しを行うなど所要の措置を講じます。

（注）上記イ、ハ及びニの改正は、平成24年度分以後の個人住民税について適用します。

(2) 金融証券税制

① 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の

非課税措置の創設

金融所得課税の一体化の取組の中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成 24 年から実施される上場株式等に係る税率の 20%本則税率化にあわせて、次の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入します。

イ 非課税措置の概要

(イ) 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において管理されている上場株式等（以下「非課税口座内上場株式等」といいます。）に係る配当等でその非課税口座の開設の日の属する年の 1 月 1 日から 10 年以内に支払を受けるべきもの（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限りません。）については、所得税及び個人住民税を課さないこととします。

(ロ) 居住者等が、非課税口座の開設の日の属する年の 1 月 1 日から 10 年以内にその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税及び個人住民税を課さないこととします。また、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなします。

ロ 非課税口座

(イ) 「非課税口座」とは、居住者等（その年 1 月 1 日において満 20 歳以上である者に限ります。）が、上記イの非課税の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所に対し、その者の氏名、住所等を記載した非課税口座開設届出書に非課税口座開設確認書を添付して提出することにより平成 24 年から平成 26 年までの各年において設定された上場株式等の振替記載等に係る口座（1 人につき 1 年 1 口座に限りません。）をいいます。

(ロ) 非課税口座には、その設定の日からその年 12 月 31 日までの間に当該非課税口座を設定された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等（その非課税口座を設定した時からの取得対価の額の合計額が 100 万円を超えない範囲内のもの）に限りません。）及び当該上場株式等を発行した法人の合併等により取得する合併法人株式等のみを受け入れることができます。

(ハ) 非課税口座内上場株式等の範囲は、上場株式等に係る 10%軽減税率の対象となる上場株式等と同様とします。

ハ 非課税口座開設確認書の申請手続

(イ) 上記ロの非課税口座開設確認書の交付を受けようとする居住者等は、その者の氏名、住所等を記載した交付申請書にその者の平成 23 年 1 月 1 日における住所を証する住民票の写し等を添付して、その者が最初に非課税口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日からその開設年の 9 月 30 日までの間に、金融商品取引業者等の営業所の長に対して提出しなければならないこととします。当該申請書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その申請書に記載された事項を e-Tax 等を利用する方法により、すみやかに当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に送付しなければならないこととします。

(ロ) 当該申請書の記載事項の送付を受けた税務署長は、その申請書の提出をした者につき、その送付を受けた時以前に申請書の提出がないことを確認しなければならないものとし、当該申請書の提出がないことを確認をした税務署長は、申請者の氏名、生年月日、基準日の住所等を記載した非課税口座開設確認書を当該金融商品取引業者等の営業所を通じてその申請書を提出した者に交付しなければならないこととします。

ニ 非課税口座年間取引報告書（仮称）の税務署長への提出

金融商品取引業者等は、その年中に非課税の適用を受けた非課税口座内上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の金額、非課税口座内上場株式等の残高等を記載した報告書を作成し、これを翌年 1 月 31 日までに、非課税口座が開設されていた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととします。

ホ その他所要の措置を講じます。

② 生命保険料控除の改組

〔国税〕

生命保険料控除を改組し、次のイからハまでによる各保険料控除の合計適用限度額を 12 万円とします。

イ 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に係る控除

(イ) 平成 24 年 1 月 1 日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「新契約」といいます。）のうち介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で、適用限

度額4万円の所得控除（介護医療保険料控除）を設けます。

(ロ) 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ4万円とします。

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとします。

年間の支払保険料等	控 除 額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

(ニ) 新契約については、主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を各保険料控除に適用します。

(ホ) 異なる複数の保障内容が一の契約で締結されている保険契約等は、その保険契約等の主たる保障内容に応じて保険料控除を適用します。

(ハ) 剰余金の分配や割戻金の割戻し（以下「剰余金の分配等」といいます。）については、主契約と特約のそれぞれの支払保険料等の金額の比に応じて剰余金の分配等の金額を按分し、それぞれの支払保険料等の額から差し引くこととします。

ロ 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「旧契約」といいます。）については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額5万円）を適用します。

ハ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方の支払保険料等について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記イ(ロ)及びロにかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（上限4万円）とします。

(イ) 新契約の支払保険料等につき、上記イ(ハ)の計算式により計算した金額

(ロ) 旧契約の支払保険料等につき、従前の計算式により計算した金額

(注) 上記の改正は、平成24年分以後の所得税について適用します。

〔地方税〕

生命保険料控除を改組し、次のイからハまでによる各保険料控除の合計適用限度額を7万円とします。

イ 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除

(イ) 平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「新契約」といいます。）のうち介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で、適用限度額2.8万円の所得控除（介護医療保険料控除）を設けます。

(ロ) 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ2.8万円とします。

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとします。

年間の支払保険料等	控 除 額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

(ニ) 新契約については、主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を各保険料控除に適用します。

(ホ) 異なる複数の保障内容が一の契約で締結されている保険契約等は、その保険契約等の主たる保障内容に応じて保険料控除を適用します。

(ハ) 剰余金の分配や割戻金の割戻し（以下「剰余金の分配等」といいます。）については、主契約と特約のそれぞれの支払保険料等の金額の比に応じて剰余金の分配等の金額を按分し、それぞれの支払保険料等の額から差し引くこととします。

ロ 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「旧契約」といいます。）については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額3.5万円）を適用します。

ハ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方の支払保険料等について一般生命保険料控

除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記イ(ロ)及びロにかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額(上限 2.8 万円)とします。

- (イ) 新契約の支払保険料等につき、上記イ(ハ)の計算式により計算した金額
- (ロ) 旧契約の支払保険料等につき、従前の計算式により計算した金額

(注) 上記の改正は、平成 25 年度分以後の個人住民税について適用します。

③ 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例について、平成 22 年 12 月 31 日まで適用する措置を講じた上、廃止します。なお、本特例の廃止に伴い、上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例等について次の措置を講じます。

イ 自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当に係る大口株主の判定の基準日を、その公開買付けの終了の日とします。

ロ みなし配当のうち上場株式等の配当等に該当するものの支払をする内国法人は、その配当等の支払事務取扱者である金融商品取引業者等に対し、そのみなし配当等の発生の基因となった事由、みなし配当の額等を通知しなければならぬこととします。

④ 平成 13 年 9 月 30 日以前に取得した上場株式等の取得費の特例について、適用期限(平成 22 年 12 月 31 日)の到来をもって廃止します。

⑤ 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例(いわゆるエンジェル税制)の対象となる特定中小会社の範囲から、地域再生法に規定する特定地域再生事業会社を除外します。

⑥ 上場特定受益証券発行信託(日本版預託証券)について、次の措置を講じます。

イ 上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例の適用対象に、内国法人等が上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配を追加します。

ロ 居住者等が上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約によ

り交付を受ける金銭の額その他の資産の価額については、その全額を、株式等譲渡所得等の収入金額とみなして課税するとともに、株式等証券投資信託等の償還金等の支払調書等の対象とします。

⑦ 株式投資による収益の申告手続を簡便にする趣旨で設けられている特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次のものを追加します。

イ 上場株式等以外の株式等を発行した法人の合併(その法人の株主に合併法人株式又は合併親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限ります。)によりその株主が取得する合併法人株式又は合併親法人株式

ロ 上場株式等以外の株式等を発行した法人の分割(その分割法人の株主に分割承継法人株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限ります。)によりその株主が取得する分割承継法人株式又は分割承継親法人株式

ハ 上場株式等以外の株式等を発行した法人の株式交換(その法人の株主に株式交換完全親法人株式又はその親法人の株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限ります。)によりその株主が取得する株式交換完全親法人株式若しくはその親法人の株式又は当該法人の株式移転(その法人の株主に株式移転完全親法人株式のみの交付がされるものに限ります。)によりその株主が取得する株式移転完全親法人株式

⑧ 国内の金融商品取引所において上場されている国外株式の配当等のうちその配当等の支払事務取扱者である金融商品取引業者を通じて支払をするものについては、その金融商品取引業者をその配当等の源泉徴収義務者(特別徴収義務者)とします。

⑨ 譲渡益課税の対象となる公社債の範囲に、利子が支払われない公社債(割引の方法により発行されるものを除きます。)を追加します。(注) 上記の改正は、平成 22 年 4 月 1 日以後に行う譲渡について適用します。

⑩ 先物取引に関する支払調書制度等の対象となる取引に、次に掲げる取引を追加します。

- イ 商品先物取引法の次に掲げる取引
 - (イ) 先物取引のうち商品スワップ取引等（同法第2条第3項第5号から第7号までに掲げる取引）
 - (ロ) 店頭商品デリバティブ取引
 - (ハ) 外国商品市場取引
 - ロ 金融商品取引法の次に掲げる取引
 - (イ) 市場デリバティブ取引のうちスワップ取引等（同法第2条第21項第4号から第6号までに掲げる取引）
 - (ロ) 外国市場デリバティブ取引
- (注1) 上記イの改正は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第74号）の施行の日以後に行われる差金等決済について適用します。
- (注2) 上記ロの改正は、平成23年1月1日以後に行われる差金等決済について適用します。

- ⑪ 信託の受託者がその信託の受益者に対して交付する上場株式配当等の支払通知書、オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書及び配当等とみなす金額に関する支払通知書の交付期限を、その配当等の支払の確定した日から45日以内（現行1月以内）とします。
- ⑫ 保険法の制定により新たに第三分野の保険契約の種類が設けられたこと等を契機に、所得税関係の法令における「生命保険契約」及び「損害保険契約」の範囲について明確化等を図ります（相続税、贈与税及び法人税関係の法令並びに地方税関係の法令についても同様とします。）。)

(3) 租税特別措置等

[国税]

(廃止・縮減等)

- ① 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡に係る対価の額が2億円以下であることの要件を追加した上、その適用期限を2年延長します。
- (注) 上記の改正は、平成22年1月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用します。

② 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例について、平成22年12月31日の適用期限の到来をもって廃止するとともに、同日以前に使用者から住宅資金の貸付け等を受けている者に対して本特例を引き続き適用するための所要の経過措置を講じます。

③ 次のイの特例並びに次のロ及びハの特例に係る適用除外措置の範囲から、独立行政法人空港周辺整備機構に対する土地等の譲渡を除外します。

- イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ロ 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例
- ハ 短期譲渡所得の課税の特例

④ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の範囲から、空港周辺整備計画に係る事業の用に供するために土地等が買収される場合の措置を除外します（法人税についても同様とします。）。)

⑤ 承継義務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例について、期限が到来したため、その規定を削除します（法人税についても同様とします。）。)

(延長・拡充等)

① 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長します。

② 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長します。

③ 自然公園法及び自然環境保全法の改正に伴い、特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除及び特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除を引き続き適用するための所要の整備を行います（法人税についても同様とします。）。)

- ④ オリゾンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして各競技統括団体から交付される金品について、一定の金額（第1位：300万円、第2位：200万円、第3位：100万円）までの部分を非課税とするとともに、租税特別措置法に規定されているオリゾンピック競技大会又はパラリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして交付される金品の非課税措置と併せて、所得税法に規定します。
- (注1) 本非課税措置の適用対象となる各競技統括団体は、文部科学大臣が財務大臣と協議して指定するものとします。
- (注2) 上記の改正は、平成22年度分以後の所得税について適用します。

[地方税]

(廃止・縮減等)

- ① 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例について、平成22年12月31日の適用期限の到来をもって廃止するとともに、同日以前に使用者から住宅資金の貸付け等を受けている者に対して本特例を引き続き適用するための所要の経過措置を講じます。
- ② 次のイの特例並びに次のロ及びハの特例に係る適用除外措置の範囲から、独立行政法人空港周辺整備機構に対する土地等の譲渡を除きます。
- イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ロ 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例
- ハ 短期譲渡所得の課税の特例
- ③ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の範囲から、空港周辺整備計画に係る事業の用に供するために土地等が買い取られる場合の措置を除外します。

- ④ 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡に係る対価の額が2億円以下であることの要件を追加した上、その適用期限を2年延長します。
- (注) 上記の改正は、平成22年1月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用します。

(延長・拡充等)

- ① 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長します。
- ② 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長します。
- ③ 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金制度の適用期限を2年延長します。
- ④ 自然公園法及び自然環境保全法の改正後も、特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除及び特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除を引き続き適用します。
- ⑤ オリゾンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして各競技統括団体から交付される金品について、一定の金額（第1位：300万円、第2位：200万円、第3位：100万円）までの部分を非課税とするとともに、国税において、租税特別措置法に規定されているオリゾンピック競技大会又はパラリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして交付される金品の非課税措置と併せて所得税法に規定されることに伴い、両措置を本則措置として取り扱います。
- (注1) 本非課税措置の適用対象となる各競技統括団体は、所得税の例によるものとします。
- (注2) 上記の改正は、平成23年度分以後の個人住民税について適用します。
- (4) その他
- [国税]
- ① 小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者について、所要の法律改正を前提に、次の措置を講じます。
- イ 共同経営者が支払った掛金については、その全額を所得控除の対象とします。
- ロ 共同経営者が支給を受ける分割（年金）払いの共済金等について

は、公的年金等控除を適用し、一括払いの共済金等については退職手当等とみなします。

② 中小企業退職金共済制度の加入対象者に追加される同居親族のみを雇用する事業の従業員及びその従業員に係る事業主について、所要の省令改正を前提に、次の措置を講じます。

イ その事業主掛金については、事業主の所得の金額の計算上必要経費に算入します（法人税についても同様とします。）。

ロ その事業主掛金に係る従業員の給与所得の金額の計算上、収入金額に算入しないこととします。

ハ その従業員が支給を受ける分割（年金）払いの退職金については公的年金等控除を適用し、一括払いの退職金については退職手当等とみなします。

③ 確定拠出年金制度について、所要の法律改正を前提に、次の措置を講じます。

イ 企業型確定拠出年金に導入される個人拠出（いわゆるマッチング拠出）の掛金について、その全額を所得控除の対象とします。

ロ 中途引き出し要件の緩和及び資格喪失年齢の引上げ後も現行の確定拠出年金制度に対する税制上の措置を適用します。

④ 子ども手当（仮称）について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。

イ 所得税を課さないこととします。

ロ 国税の滞納処分による差押えを禁止します。

⑤ 高校の実質無償化について、所要の制度の整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。

イ 所得税を課さないこととします。

ロ 国税の滞納処分による差押えを禁止します。

⑥ 父子家庭に支給されることとなる児童扶養手当及び一部支給停止制度の廃止により支給されることとなる児童扶養手当について、所要の法律改正が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。

イ 所得税を課さないこととします。

ロ 国税の滞納処分による差押えを禁止します。

⑦ 求職者支援給付（仮称）について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。

イ 所得税を課さないこととします。

ロ 国税の滞納処分による差押えを禁止します。

⑧ 新たに雇用保険制度の対象となる者が支給を受ける失業等給付について、所要の法律改正が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。

イ 所得税を課さないこととします。

ロ 国税の滞納処分による差押えを禁止します。

⑨ 新たに身体障害者手帳の交付対象者とされる肝機能障害を有する者について、所要の政令改正を前提に、障害者控除の対象とするなど、現行の障害者に対する税制上の措置を適用します（法人税、相続税、贈与税、印紙税、地価税及び国税徴収についても同様とします。）。

⑩ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正により、新たに支給されることとなる一時金（特例老齢農林一時金）について、次の措置を講じます。

イ 国税徴収法に規定する「退職手当等」として、一定額までの差押えを禁止する財産に追加します。

ロ 所得税法に規定する「退職手当等」とみなします。

⑪ 独立行政法人地域医療機能推進機構法の制定を前提に、独立行政法人地域医療機能推進機構を所得税法別表第一（公共法人等の表）に追加します。

〔地方税〕

〈個人住民税〉

① 市町村の合併の特例等に関する法律の一部改正により、合併市町村に係る地方税に関する特例措置を延長します（個人住民税以外の

市町村税についても同様とします。)

- ② 父子家庭に支給されることとなる児童扶養手当及び一部支給停止制度の廃止により支給されることとなる児童扶養手当について、所要の法律改正が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。
 - イ 個人住民税を課さないこととします。
 - ロ 地方税の滞納処分による差押えを禁止します。
- ③ 新たに雇用保険制度の対象となる者が支給を受ける失業等給付については、所要の法律改正が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。
 - イ 個人住民税を課さないこととします。
 - ロ 地方税の滞納処分による差押えを禁止します。
- ④ 新たに身体障害者手帳の交付対象者とされる肝機能障害を有する者について、所要の政令改正を前提に、障害者控除の対象とするなど、現行の障害者等に対する税制上の措置を適用します(事業税、固定資産税、不動産取得税、事業所得税についても同様とします。)
- ⑤ 中小企業退職金共済制度の加入対象者に追加される同居親族のみを雇用する事業の従業員及びその従業員に係る事業主について、所要の省令改正を前提に、次の措置を講じます。
 - イ その事業主掛金については、事業主の所得の金額の計算上必要経費に算入します。
 - ロ その事業主掛金に係る従業員の給与所得の金額の計算上、収入金額に算入しないこととします。
 - ハ その従業員が支給を受ける分割(年金)払いの退職金については、公的年金等控除を適用し、一括払いの退職金については退職手当等とみなします。
- ⑥ 小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者について、所要の法律改正を前提に、次の措置を講じます。
 - イ 共同経営者が支払った掛金については、その全額を所得控除の対象とします。
 - ロ 共同経営者が支給を受ける分割(年金)払いの共済金等について

は、公的年金等控除を適用し、一括払いの共済金等については退職手当等とみなします。

- ⑦ 高校の実質無償化について、所要の制度の整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。
 - イ 個人住民税を課さないこととします。
 - ロ 地方税の滞納処分による差押えを禁止します。
- ⑧ 子ども手当(仮称)について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。
 - イ 個人住民税を課さないこととします。
 - ロ 地方税の滞納処分による差押えを禁止します。
- ⑨ 求職者支援給付(仮称)について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。
 - イ 個人住民税を課さないこととします。
 - ロ 地方税の滞納処分による差押えを禁止します。
- ⑩ 独立行政法人地域医療機能推進機構法の制定を前提に、独立行政法人地域医療機能推進機構が支払を受ける利子等については、利子割を課さないこととします。
 - ⑪ 確定拠出年金制度について、所要の法律改正を前提に、次の措置を講じます。
 - イ 企業型確定拠出年金に導入される個人拠出(いわゆるマッチング拠出)の掛金について、その全額を所得控除の対象とします。
 - ロ 中途引き出し要件の緩和及び資格喪失年齢の引上げ後も現行の確定拠出年金制度に対する税制上の措置を適用します。
 - ⑫ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正により、新たに支給されることとなる一時金(特例老齢農林一時金)について、次の措置を講じます。
 - イ 一定額まで差押えを禁止する財産とします。
 - ロ 退職手当等とみなします。

⑬ 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができるとします。

⑭ 平成22年度課税分の個人の道府県民税に係る徴収取扱費交付金については、納税義務者数に3,300円(本則3,000円)を乗じて得た金額とします。

(国民健康保険税)

⑮ 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を50万円(現行47万円)、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を13万円(現行12万円)に引き上げます。

⑯ 国民健康保険税の減額について、市町村の判断により減額割合を選択できることとします。

⑰ 国民健康保険税について、国民健康保険の被保険者が、非自発的な理由により離職した一定の者である場合において、在職中の保険料負担と比較して過重とならないよう、所要の措置を講じます。

(注) 上記の「非自発的な理由により離職した一定の者」とは、雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者及び雇用保険法第13条第3項に規定する特定理由離職者となります。

3. 法人課税

(1) 資本に係る取引等に係る税制

[国税]

企業グループを対象とした法制度や会計制度が定着しつつある中、税制においても、法人の組織形態の多様化に対応するとともに、課税の中立性や公平性等を確保する観点から、次の見直しを行います。

① グループ内取引等に係る税制

イ 100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等

(イ) 連結法人間取引の損益の調整制度を改組し、100%グループ内の内国法人間で一定の資産の移転(非適格合併による移転を含む

ます。)を行ったことにより生ずる譲渡損益を、その資産のそのグループ外への移転等の時に、その移転を行った法人において計上する制度とします。これに伴い、適格事後設立制度を廃止します。

(注) 100%グループ内の法人とは、完全支配関係(原則として、発行済株式の全部を直接又は間接に保有する関係)のある法人をいいます。

(ロ) 100%グループ内の法人間の非適格株式交換等を、非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度の対象から除外します。

(注) 合併等の対価として一定の外国親法人株式が交付されるものを除きます。

ロ 100%グループ内の法人間の寄附

100%グループ内の内国法人間の寄附金について、支出法人において全額損金不算入とするとともに、受領法人において全額益金不算入とします。

ハ 100%グループ内の法人間の資本関連取引

(イ) 100%グループ内の内国法人間の現物配当(みなし配当を含みます。)について、組織再編税制の一環として位置づけ、譲渡損益の計上を繰り延べる等の措置を講じます。この場合、源泉徴収等を行わないこととします。

(ロ) 100%グループ内の内国法人からの受取配当について益金不算入制度を適用する場合には、負債利子控除を適用しないこととします。

(ハ) 100%グループ内の内国法人の株式を発行法人に対して譲渡する等の場合には、その譲渡損益を計上しないこととします。

(ニ) いわゆる無対価組織再編成について、その処理の方法等を明確化します。

ニ 中小企業向け特例措置の大法人の100%子法人に対する適用

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人に係る次の制度については、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等の100%子法人には適用しないこととします。

(イ) 軽減税率

(ロ) 特定同族会社の特別税率の不適用

(ハ) 貸倒引当金の法定繰入率

(ニ) 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度

ホ 欠損金の繰戻しによる還付制度

ホ 連結納税制度

(イ) 連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度の適用対象外となる連結子法人のその開始又は加入前に生じた欠損金額を、その個別所得金額を限度として、連結納税制度の下での繰越控除の対象に追加します。

(ロ) 連結納税の承認申請書の提出期限について、その適用しようとする事業年度開始の日の3月前の日（現行6月前の日）とします。

(ハ) 事業年度の中で連結親法人との間に完全支配関係が生じた場合の連結納税の承認の効力発生日の特例制度について、加入法人のその完全支配関係が生じた日（加入日）以後最初の月次決算日の翌日を効力発生日とすることができ、以後最初の月次決算日の翌日を効力発生日とする制度に改組します。

(ニ) 連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度について、その開始又は加入後2月以内に連結グループから離脱する法人の有する資産の時価評価の対象から除外します。

ヘ その他

その他要の措置を講じます。

② 資本に係る取引等に係る税制

イ みなし配当の譲渡損益

(イ) 100%グループ内の内国法人の株式を発行人に対して譲渡する等の場合には、その譲渡損益を計上しないこととします。（再掲）

(ロ) 自己株式として取得されることを予定して取得した株式が自己株式として取得された際に生ずるみなし配当については、益金不算入制度（外国子会社配当益金不算入制度を含みます。）を適用しないこととします。

(ハ) 抱合株式については、譲渡損益を計上しないこととします。

ロ 清算所得課税

清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行します。その際、期限切れ欠損金の損金算入制度を整備する等の所要の措置を講じます。また、連結子法人の解散を原則として連結納税の承認の取消事由から除外します。

ハ その他

(イ) 適格合併等の場合における欠損金の制限措置等について、実

態に応じて適用要件を見直します。

(ロ) 分割型分割については、みなし事業年度を設けないこととします。

(ハ) 売買目的有価証券、未決済デリバティブ取引に係る契約等を適格分社型分割等により移転する場合の処理について整備を行います。

(ニ) 合併類似適格分割型分割制度を廃止します。

(ホ) 受取配当の益金不算入制度における負債利子控除額の計算の簡便法の基準年度を見直します。

(ハ) その他所要の措置を講じます。

(注) 上記の改正は、①ハ(ロ)、ニ及びホ(イ)並びに②ハ(ホ)を除き、平成22年10月1日から適用します。

〔地方税〕

地方税については、法人住民税及び法人事業税が単体法人を納税単位としていくことを踏まえた上で、所要の措置を講じます。

(2) 特殊支配同族会社における業務主幸役員給与の損金不算入制度

特殊支配同族会社における業務主幸役員給与の損金不算入制度について、廃止します。特殊支配同族会社の役員給与に係る課税のあり方については、いわゆる「二重控除」の問題を踏まえ、給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成23年度税制改正で講じます。

(注) 本制度は、平成22年4月1日以後に終了する事業年度から適用されないこととなります。

(3) 租税特別措置等

〔国税〕

(廃止・縮減等)

① 情報基盤強化税制について、適用期限の到来をもって廃止します（所得税についても同様とします。）。

② エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、対象設備から地方ガス天然ガス化設備等を除外する等の見直しを行います（所得税についても同様とします。）。

- ③ 中小企業等基盤強化税制について、対象から特定旅館業を営む大規模法人に係る措置を除外します。
- ④ 公害防止用設備の特別償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を1年延長します（所得税についても同様とします。）。
 - イ 対象設備から揮発性有機化合物排出抑制設備及び産業廃棄物処理用設備を除外します。
 - ロ 対象となるPCB汚染物等処理用設備及び石綿含有廃棄物無害化処理用設備を環境大臣の認定を受けたPCB汚染物等又は石綿含有廃棄物の無害化処理に使用するものに限定します。
- ⑤ 地震防災対策用資産の特別償却制度における耐震改修工事に係る措置について、適用期限の到来をもって廃止します（所得税についても同様とします。）。
 - ⑥ 特定電気通信設備等の特別償却制度について、適用期限の到来をもって廃止します（所得税についても同様とします。）。
 - ⑦ 資源再生化設備等の特別償却制度について、適用期限の到来をもって廃止します（所得税についても同様とします。）。
 - ⑧ 特定地域における工業用機械等の特別償却制度のうち過疎地域に係る措置について、関係法律の改正が行われた場合には、ソフトウェア業を対象事業から除外する等の所要の見直しを行った上、その適用期限を1年延長します（所得税についても同様とします。）。
 - ⑨ 優良賃貸住宅の割増償却制度における中心市街地優良賃貸住宅に係る措置について、適用期限の到来をもって廃止します（所得税についても同様とします。）。
 - ⑩ 海外投資等損失準備金制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長します。
 - イ 資源探鉱事業者及び資源探鉱投資法人に係る準備金積立率を90%（現行100%）に引き下げます。
 - ロ 資源開発事業者等の対象となる資源から石炭及び木材を除外します。

- ⑪ 保険会社等の異常危険準備金制度における火災保険等及び火災共済に係る準備金積立率の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長します。
 - イ 火災共済に係る準備金積立率を2%（現行2.5%）に引き下げます。
 - ロ 火災保険等及び火災共済に係る準備金積立率の特例について、次の見直しを行います。
 - (イ) 特例積立率を4%（現行火災保険等については4%、火災共済については5%）とします。
 - (ロ) 対象となる事業年度について、準備金の積立事業年度の残高が、火災保険等については正味収入保険料の30%を超える事業年度を、火災共済協同組合が行う火災共済については正味収入共済掛金の75%（火災共済協同組合が行う火災共済は60%）を超える事業年度を、それぞれ除外します。
- ⑫ 農業経営基盤強化準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例について、次の見直しを行います。
 - イ 対象となる法人から特定農業団体及びこれに準ずる組織を除外します。
 - ロ 予算措置を前提に、対象となる交付金等に米戸別所得補償モデル事業交付金（仮称）及び水田利活用自給力向上事業交付金（仮称）を追加します（所得税についても同様とします。）。
 - ⑬ 次の特例に係る適用除外措置の範囲から、独立行政法人空港周辺整備機構に対する土地等の譲渡を除外します。
 - イ 土地の譲渡等がある場合の特別税率
 - ロ 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率
 - ⑭ 地域再生法に規定する特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例を廃止します。
 - ⑮ 特定目的会社に係る課税の特例等における導管要件について、国内募集割合を50%超とする要件の対象から特定社債を除外し、特定出資を追加する等の見直しを行います。

(延長・拡充等)

- ① 中小企業投資促進税制の適用期限を2年延長します(所得税についても同様とします。)
- ② 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長します(所得税についても同様とします。)
- ③ 中小企業等基盤強化税制を拡充し、資本金の額等が1億円以下の法人による仮想化ソフトウェア等を含む情報基盤強化設備等の取得に係る措置を追加します(所得税についても同様とします。)
- ④ 試験研究費の増加額に係る税額控除(増加型)又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除(高水準型)を選択適用できる制度の適用期限を2年延長します(所得税についても同様とします。)
- ⑤ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度及び支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却制度について、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正に伴い、障害者雇用割合の算定に係る計算式の見直し等を行います(所得税についても同様とします。)
- ⑥ 障害者対応設備等の特別償却制度の適用期限を1年延長します(所得税についても同様とします。)
- ⑦ 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の適用期限を2年延長します(所得税についても同様とします。)
- ⑧ 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金制度の適用期限を2年延長します(所得税についても同様とします。)
- ⑨ 探鉱準備金制度又は海外探鉱準備金制度の適用期限を3年延長します(所得税についても同様とします。)
- ⑩ 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、過疎地域に係る関係等の外から内への買換えに係る措置について、過疎地域に係る関係

法律の改正が行われた場合には、同地域を対象とする等の所要の措置を講じます(所得税についても同様とします。)

- ⑪ 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、中小企業倒産防止共済法の改正を前提に、対象となる掛金の見直しを行います(所得税についても同様とします。)
- ⑫ 農林中央金庫の合併等に係る課税の特例における農林中央金庫等の合併に係る措置の適用期限を3年延長します。
- ⑬ 交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長します。
- ⑭ 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限を2年延長します。

⑮ 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用期限を2年延長します。

(地方税)

(延長・拡充等)

- ① 中小企業者等の試験研究費に係る法人住民税の特例措置について、試験研究費の増加額に係る税額控除(増加型)又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除(高水準型)を選択適用できる制度の適用期限を2年延長します。
- ② 法人事業税の資本割の課税標準について、無償減資等の金額を資本金等の額から控除するとともに、無償増資等の金額を資本金等の額に加算する措置を地方税法本則において講じます。
- ③ ガス供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガス事業法に規定する大口供給に於けるガスの供給に係る託送料金として支払うべき金額に相当する収入金額を

追加する課税標準の特例措置の適用期限を3年延長します。

(4) その他

[国税]

① 独立行政法人地域医療機能推進機構法の制定を前提に、次の措置を講じます。

イ 独立行政法人地域医療機能推進機構を法人税法別表第一（公共法人の表）に追加します。

ロ 収益事業から除外する措置について、公益社団法人等が独立行政法人地域医療機能推進機構から委託を受けて行う社会保険病院等の運営又は管理に係る医療保健業を追加する等の所要の措置を講じます。

② 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、予算措置を前提に、対象となる国庫補助金等の範囲に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に基づく助成金で高速不揮発メモリー機能技術開発事業（仮称）等に係るものを追加します（所得税についても同様とします。）。)

[地方税]

① 独立行政法人地域医療機能推進機構法の制定を前提に、独立行政法人地域医療機能推進機構を非課税独立行政法人とする措置を講じます（非課税独立行政法人の規定があるその他のすべての税目についても同様とします。）。)

② 移行型以外の地方独立行政法人のうち、地方公共団体から承継した業務のみを行うものについて、非課税とする措置を講じます（非課税地方独立行政法人の規定があるその他のすべての税目についても同様とします。）。)

③ 法人住民税等に係る還付加算金の起算日について、法人税の決定等を受けて法人住民税等の期限後申告を行い、その後減額更正を受けた場合について、当該期限後申告に係る納付の日の翌日から還付加算金を計算するよう、所要の措置を講じます。

4. 国際課税

(1) 外国子会社合算税制等の見直し

国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応する一方、租税回避行為を一層的に防止する観点から、内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（いわゆる外国子会社合算税制）等について、次の見直しを行います。

① 特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準（いわゆるトリガー税率）を20%以下（現行25%以下）に引き下げます。

また、トリガー税率の計算における非課税所得の範囲から除くこととされている配当等に、外国法人の所在地の法令により、二重課税排除を目的としたものとして株式保有割合要件以外の要件により所在地の課税標準に含まれないこととされる配当等を追加します。

② 外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人等の直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合要件を10%以上（現行5%以上）に引き上げます。

③ 特定外国子会社等の適用除外基準について、次の措置を講じます。

イ 事業基準に関し、適用除外とならない「株式会社等の保有を主たる事業として営む法人」の判定上、統括会社が保有する被統括会社の株式等については、「株式等」から除外します。

ロ 非関連者基準の判定上、卸売業を主たる事業として営む統括会社が被統括会社との間で行う取引については、関連者取引に該当しないものとします。

ハ 特定外国子会社等で所在地国基準又は非関連者基準を満たさないものが、事業基準、実体基準及び管理支配基準を満たす場合の適用対象金額の計算において、人件費の10%相当額を控除する措置を廃止します。

(注1) 統括会社とは、次のすべての要件を満たす特定外国子会社等をいいます。

1 内国法人等に係る特定外国子会社等で、その内国法人等により発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されていること

2 二以上の被統括会社を有し、その被統括会社の事業を統括する業務として一定のものを行っていること

3 所在地国において統括業務に係る固定施設及び統括業務を行うに必要な従業者（専ら統括業務に従事する者であって、当該特定外国子会社等の役員を除きます。）を有すること

(注2) 被統括会社とは、次のすべての要件を満たす外国法人をいいます。

- 1 統括会社が、発行済株式等の25%以上を直接に保有し、かつ、議決権の25%以上を直接に保有する当該統括会社の関連者(非関連者基準における関連者であって、外国法人に限るものとし、内国法人等の同族関係者に係る関連者を除きます。)であること
- 2 所在地国において、実体のある事業活動を行っていること

(注3) 内国法人等に係る特定外国子会社等が統括会社に該当する場合には、当該特定外国子会社等が行う統括業務の内容及び被統括会社との資本関係等を確定申告書に添付しなければならぬこととします。

- ④ 特定外国子会社等に係る資産性所得合算課税制度の導入
特定外国子会社等のうち適用除外基準を満たす者であっても、次に掲げる所得(以下「資産性所得」といいます。)を有する場合には、当該資産性所得について、内国法人等の当該特定外国子会社等に対する株式等の保有割合に応じ、内国法人等の所得に合算して課税します。
イ 株式保有割合10%未満の株式等の配当等に係る所得又はその譲渡(取引所又は店頭における株式等の譲渡に限ります。)による所得

ロ 債券の利子に係る所得又はその譲渡(取引所又は店頭における債券の譲渡に限ります。)による所得

ハ 工業所有権及び著作権(出版権及び著作隣接権を含みます。)の提供による所得(特定外国子会社等により開発されたもの等から生ずる所得を除きます。)

ニ 船舶又は航空機の貸付けによる所得

ただし、特定外国子会社等の資産性所得の合計額が当該特定外国子会社等の取引前所得の5%相当額以下である場合は特定外国子会社等の資産性所得に係る収入金額の合計額が1,000万円以下である場合には、本措置は適用しないこととします。

(注1) 資産性所得の金額は、当該特定外国子会社等の課税対象金額を上限とします。

(注2) 資産性所得に係る収入金額から直接経費(収支の関係が明らかかなものに限りません。)を控除します。ただし、株式等の配当等及び債券の利子については、当期の支払利息を按分した金額の控除を認めます。

(注3) 特定外国子会社等が行う事業(事業基準に掲げる事業を除き

ます。)の性質上、基本的かつ重要で欠くことのできない業務から生ずる上記イ及びロの所得を除きます。

- ⑤ 内国法人等が外国法人から配当等を受ける場合には、その配当等の額のうち、内国法人等の配当等を受ける日を含む事業年度及び当該事業年度開始の前2年以内に開始した各事業年度における次のいずれか少ない金額に達するまでの金額は、益金の額に算入しないこととします。

イ 当該外国法人が他の外国法人(合算対象とされた金額を有さない者を除きます。)から受けた配当等の額のうち、当該内国法人等が当該外国法人を通じて間接に有する株式等に対応する部分の金額に相当する金額の合計額

ロ 当該他の外国法人につき合算対象とされた金額のうち、当該内国法人等が当該外国法人を通じて間接に有する株式等に対応する部分の金額の合計額

- ⑥ 特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例について、上記①、③ハ、④及び⑤と同趣旨の改正を行います。

- ⑦ その他所要の措置を講じます。

(注) 上記の改正は、特定外国子会社等の平成22年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。ただし、上記⑤は、内国法人の同日以後に開始する事業年度において受ける外国法人からの配当等について適用します。

(2) 移転価格税制の見直し

国際取引を行う企業の予見可能性を確保し、事務負担に配慮しつつ、税務執行の透明化・円滑化の観点から、国外関連者との取引に係る課税の特例(いわゆる移転価格税制)について、次の見直しを行います。

- ① 移転価格課税について、独立企業間価格の算定及び検証に当たり、国外関連者との間の取引価格の交渉過程等の検討を要する場合に特に留意すべき事項等を運用において明確にします。

- ② 移転価格調査における納税者の協力が得られない場合の推定課税規定において提出又は提示を求めている書類について、その範囲を、次の区分に基づき、明確にします。

イ 国外関連取引の内容を記載した書類

ロ 国外関連取引について法人が算定した独立企業間価格に係る書類

(3) 外国税務当局との情報交換

外国税務当局との情報交換に関し、租税条約や行政取極の締結により情報交換ネットワークを迅速に拡充するとともに、情報提供と守秘義務の関係を整理することによって一層効率的かつ円滑に情報交換を実施していくため、租税条約等に定めるところにより、当該租税条約等の相手国の税務当局に対し、租税に関する情報の提供を行うことができる旨の規定を創設します。

(4) 租税特別措置

〔国税〕

(廃止・縮減等)

○ 民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を撤廃します。

イ 指定民間国外債制度について、2年間の経過措置を講じた上、廃止します。

ロ 非課税措置の対象から除かれる民間国外債について、軽課税国に本店等が所在する実体のない外国法人により発行される民間国外債に代えて、次のものとします。

(4) その利子の額が民間国外債の発行者等の利益の額等に連動する場合の当該民間国外債

(ロ) 民間国外債の発行者と特殊の関係のある者が有する当該民間国外債

(注) 発行者と特殊の関係のある者とは、発行者との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある者等をいいます。

ハ 国内金融機関等が支払を受ける上記ロ(4)又は(ロ)に該当する民間国外債の利子について、源泉徴収を免除します。

ニ 民間国外債の発行者が提出すべき書類、特定民間国外債制度における利子受領者情報等について、所要の措置を講じます。

(注) 上記ロからニまでの改正は、平成22年4月1日以後に発行される民間国外債について適用します。

(延長・拡充等)

① 振替国債等の利子の課税の特例等について、次の措置を講じます。

イ 次のいずれかに該当する外国投資信託(証券投資信託又は公社債等運用投資信託に該当するもの)に限り、(ア)は、適格外国証券投資信託に該当するものとします。

(イ) その設定に係る受益権の国外における募集が公募により行われている外国投資信託で、次の要件を満たすもの

(a) 当該受益権の国内における募集が公募のみにより行われること

(b) 上記(a)の受益権に係る収益の分配が国内における支払の取扱者を通じてのみ交付されること

(ロ) その設定に係る受益権が、他の適格外国証券投資信託(上記(4)に該当するものを含まず。)の信託財産としてのみ取得される外国投資信託

ロ 非居住者又は外国法人が支払を受ける振替国債等(利子が支払われるものに限ります。)の償還価額と取得価額との差額について所得税及び法人税を非課税とし、外国法人が支払を受ける特定短期国債の償還価額と取得価額との差額について法人税を非課税とします。ハ 振替国債等の利子の課税の特例等に係る適用手続について、次の措置を講じます。

(4) 適格外国仲介業者の承認制度について、源泉徴収義務者ごとの承認から振替機関ごとの承認とし、承認の取消事由を明確化した上、非課税のための口座の設定を受けている非居住者又は外国法人ごとの取引内容の報告及び各人別帳簿の作成を不要とします。

(ロ) 非課税適用申告書について、源泉徴収義務者ごとの所轄税務署長への提出を簡素化し、特定口座管理機関又は適格外国仲介業者ごとに、これらを経由して特定口座管理機関の所轄税務署長に提出するとともに、非課税のための口座の設定の確定の確認等の事務が適正に行われると認められる特定口座管理機関について承認を受けるものとし、

(ハ) 所有期間明細書について、特定振替機関等が源泉徴収の計算の明細書を源泉徴収義務者に提出した場合には、その提出を不要とするともに、適格外国仲介業者から利子等の受領者の情報を特定口座管理機関に通知させ、これを基に特定口座管理機関が振替国債等の利子の支払調書等を提出するものとし、

ニ 非課税のための口座の設定手続等について、所要の措置を講じます。

(注) 上記の改正は、原則として、平成22年6月1日以後にその計算期間が開始する振替国債等の利子及び同日以後に発行される特定短期国債の償還価額と取得価額との差額について適用します。

- ② 海外投資家の我が国金融・資本市場への投資の促進等の観点から、非居住者等が受ける振替社債等の利子等の非課税制度を創設します。
- イ 非居住者又は外国法人が平成25年3月31日までに発行される振替社債等（利子が支払われるものに限り、その利子の額が振替社債等の発行者等の利益の額等に連動するものを除きます。）につき支払を受ける利子及び償還差益（償還価額と取得価額との差額）並びに外国法人が支払を受ける同日までに発行される特定短期社債の償還差益について、所得税及び法人税を非課税とします。
- ロ 上記イの措置は、振替社債等又は特定短期社債の発行者と特殊の関係のある者が支払を受ける利子及び償還差益については適用しないこととします。
- (注) 発行者と特殊の関係のある者とは、発行者との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある者等をいいます。
- ハ 非課税措置の適用手続、振替社債等又は特定短期社債の発行者が提出すべき書類等について、所要の措置を講じます。
- (注) 上記の改正は、原則として、平成22年6月1日以後にその計算期間が開始する振替社債等の利子及び同日以後に発行される特定短期社債の償還差益について適用します。

- ③ 外国組合員に対する課税の特例について、本特例の適用要件における「業務の執行」は、金融商品取引法に規定する自己取引等に対して投資組合の有限責任組合員が同意することを含まないものとします。

5. 資産課税

(1) 住宅関係

[国税]

- ① 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じます。
- イ 非課税限度額（現行500万円）を次のように引き上げます。
- (イ) 平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,500万円
- (ロ) 平成23年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,000万円
- ロ 適用対象となる者を贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下の者に限定します。
- ハ 適用期限を平成23年12月31日（現行平成22年12月31日）までとします。

- (注) 上記の改正は、平成22年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用します。ただし、平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者については、上記の改正前の制度と選択して適用できることとします。

- ② 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例について、特別控除の上乗せ（現行1,000万円）の特例を廃止し、年齢要件の特例の適用期限を2年延長します。
- ③ 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、その適用期限を2年延長します。
- ④ マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置について、適用対象から施行再建マンションに関する権利について必要な登記を除外した上、その適用期限を2年延長します。

(2) 租税特別措置等

[国税]

(廃止・縮減等)

- ① 次に掲げる特別措置について、適用期限の到来をもって廃止します。
- イ 農地保有合理化法人が農用地を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
- ロ 漁業協同組合が漁業協同組合連合会から権利義務の包括承継をした場合の不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置
- ハ 農林中央金庫等が行う組織再編成によってする登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
- ニ 認定鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道施設を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置
- ② 独立行政法人都市再生機構から交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、期限が到来したため、その規定を削除します。

③ 独立行政法人農林漁業信用基金がその成立の時に旧法人（農林漁業信用基金）から承継した権利又は資産に係る登記又は登録に対する登録免許税の免税措置を廃止します。

④ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、相続人等による事業又は居住の継続への配慮という制度趣旨等を踏まえ、次の見直しを行います。

イ 相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等（現行 200 ㎡まで 50%減額）を適用対象から除外します。

ロ 一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件を判定します。

ハ 一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合を計算します。

ニ 特定居住用宅地等は、主として居住の用に供されていた一の宅地等に限定されることを明確化します。

(注) 上記の改正は、平成 22 年 4 月 1 日以後の相続又は遺贈により取得する小規模宅地等に係る相続税について適用します。

⑤ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の登記にあつては軽減税率が適用される資本金の額の上限を 3,000 億円までの部分とした上、その適用期限を 2 年延長します。

イ 株式会社の設定又は資本金の額の増加の登記

ロ 合併又は分割による株式会社の設定又は資本金の額の増加の登記における純増部分の登記

⑥ 関西国際空港株式会社等の登記に対する登録免許税の免税措置については、次のとおり軽減措置とし、その適用期限を平成 23 年 3 月 31 日までとします。

イ 資本金の額の増加の登記（政府出資部分に限り。）

1,000 分の 1 （本則 1,000 分の 7）

ロ 土地の所有権の保存登記

1,000 分の 0.5 （本則 1,000 分の 4）

ハ 土地の所有権の移転登記

1,000 分の 3 （本則 1,000 分の 20）

ニ 土地の賃借権等の設定登記

1,000 分の 1.5 （本則 1,000 分の 10）

⑦ 国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、所有権の保存登記及び抵当権の設定登記に係る軽減税率を 1,000 分の 3（現行 1,000 分の 2.5）に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長します。

⑧ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる不動産から倉庫及びその敷地を除外するとともに、所有権の移転登記の軽減税率（現行 1,000 分の 8）にあつては、次の見直しを行った上、その適用期限を 3 年（質権又は抵当権の移転登記にあつては 1 年）延長します。

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 8

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 11

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 13

(延長・拡充等)

① 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、同制度が適用されない一定の法人の株式等を会社を通じて保有する場合における認定要件の明確化を図るとともに、この場合において認定を受けた当該会社の株式等に係る納税猶予税額の計算上、当該法人の株式等相当額を算入しないこととする等の所要の見直しを行います。

② 預金保険法に規定する第一号措置を行うべき旨の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による金融機関の株式の引受けに伴い、当該金融機関が受ける資本金の額の増加の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を 2 年延長します。

③ 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法に規定する認定経営基盤強化計画又は金融機能の強化のための特別措置に関する法律に規定する経営強化計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を 2 年延長します。

〔地方税〕

(廃止・縮減等)

(固定資産税・都市計画税)

① 信頼性向上施設整備事業により新設された電気通信設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止します。

② 日本消防検定協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止します。

③ と畜場において設置される牛海綿状脳症（BSE）対策実施のため一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止します。

④ 火薬類取締法の規定による許可を受けた者が公共の危害防止のために設置する土堤及び防壁に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止します。

⑤ 日本電気計器検定所が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止します。

⑥ 鉄軌道事業者が利用者利便の向上に資する相互乗入れ、直通化等に係る一定の大規模改良工事により取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止します。

⑦ 阪神・淡路大震災による被災住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止します。

⑧ 阪神・淡路大震災による被災家屋の所有者等が取得する代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置を廃止します。

⑨ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業を実施する路線において取得する一定の家屋及び償却資産に係

る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止します。

⑩ 軽自動車検査協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止します。

⑪ 小型船舶検査機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止します。

⑫ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する一定の特定用途港灣施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止します。

⑬ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止します。

⑭ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、国又は地方公共団体により選定された選定事業者が、選定事業により整備する公共施設のうち公共代替性が強く、民間競合のおそれのない施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を5年延長した上、廃止します。

⑮ 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を4年延長した上、廃止します。

⑯ 次世代ブロードバンド基盤を構成する電気通信設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を1年延長した上、廃止します。なお、対象について、資本金の額又は出資金の額が50億円未満の事業者が取得するものに限定するとともに、加入者系無線アクセス通信用無線設備及び衛星インターネット通信用無線設備を除き、一定のIPv6対応設備について課税標準を最初

の5年間価格の5分の4として追加します。

⑰ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学法人の校地内の校舎の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を5年延長した上、廃止します。

⑱ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に規定する家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長した上、廃止します。なお、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の5年間価格の4分の3（現行3分の2）とします。

⑲ 卸売市場機能高度化事業を行う地方卸売市場の開業者等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を1年延長した上、廃止します。

⑳ 鉄軌道事業者等が政府の補助を受けて実施する駅の耐震補強工事により取得する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を1年延長した上、廃止します。

㉑ 外資埠頭公社が取得し又は所有する一定のコンテナ埠頭に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を3年延長した上、廃止します。なお、平成10年3月31日までに取得したものに係る課税標準を平成24年度分は価格の3分の2（現行2分の1）とし、旧外資埠頭公団から承継したものに係る課税標準を平成24年度分は価格の5分の4（現行5分の3）とします。

㉒ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年延長します。

イ 対象から鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理に係る施設、ばい煙処理施設、窒素酸化物燃焼改善設備、ダイオキシン類処理施設、揮発性有機化合物排出抑制施設、廃油焼却施設、廃プラスチック類破

砕施設、廃プラスチック類焼却施設、湖沼水質保全特別措置法の指定施設に係る汚水を処理するための施設、水質汚濁防止法の特定事業場に係る地下水の水質を浄化するための施設及び優良更新施設を除外します。

ロ 水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液を処理するための施設については、課税標準を価格の3分の1（現行6分の1）とします。

ハ 産業廃棄物処理施設については、対象を廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設及び廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の処理施設に限定した上、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設については、課税標準を価格の3分の1（現行6分の1）とします。

ニ 下水道除害施設については、課税標準を価格の4分の3（現行3分の2）とします。

㉓ 廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年延長します。

イ 対象から建設混合廃棄物選別装置、廃木材破砕・再生処理装置及び空びん洗浄処理装置を除外します。

ロ 自動車部品再利用製品製造設備については、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の3年間価格の5分の4、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の3年間価格の6分の5（現行4分の3）とします。

ハ 食品循環資源再生処理装置については、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の3年間価格の4分の3、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の3年間価格の5分の4（現行3分の2）とします。

㉔ 特定都市河川浸水被害対策法に基づき都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い設置される一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の3分の2（現行2分の1）とした上、その適用期限を2年延長します。

- ②⑤ 日本貨物鉄道株式会社が取得する新たに製造された一定の機関車又はコンテナ貨車に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の5年間価格の5分の3（現行2分の1）とした上、その適用期限を2年延長します。
- ②⑥ 第三セクターが政府の補助を受けて取得し、日本貨物鉄道株式会社から借り受ける鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の10年間価格の2分の1（現行最初の5年間価格の3分の1、その後5年間価格の3分の2）とした上、その適用期限を2年延長します。
- ②⑦ 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の4分の3（現行3分の2）とした上、その適用期限を2年延長します。
- (不動産取得税)
- ②⑧ 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によって取得する農用地区域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ②⑨ 国の補助金又は交付金の交付を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ②⑩ 農地保有合理化法人等が長期貸付農地保有合理化事業により取得する農地等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ②⑪ 農業協同組合が他の農業協同組合から信用事業の全部譲渡に伴い取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ②⑫ 農地保有合理化法人等が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る不動産取得税の納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を5年延長する特例措置を廃止します。

- ③③ 農業協同組合等の現物出資により設立される株式会社又は合同会社などが当該現物出資に伴い取得する不動産に係る不動産取得税の非課税措置を廃止します。
- ③④ マンション建替事業の施行に伴いやむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした者が施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地等（住宅の用に供するものを除きます。）に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ③⑤ 移転補助を受け土砂災害特別警戒区域から移転する者が従前の不動産に代わるものとして区域外に取得する不動産（住宅の用に供するものに限ります。）に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ③⑥ 独立行政法人都市再生機構が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災再開発促進地区、中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域の区域内において、一定の業務の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ③⑦ 阪神・淡路大震災による被災家屋の所有者等が取得する代替家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ③⑧ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業等により譲渡を受けた当該事業の用に供する一定の不動産に係る不動産取得税の非課税措置を廃止します。
- ③⑨ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する特定用途港湾施設のうち輸出入に係るコンテナ荷さばきを行うための家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止します。

④⑩ 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に規定する協議会の構成員のうち、公益社団・財団法人が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止します。

④⑪ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止します。

④⑫ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、国又は地方公共団体により選定された選定事業者が、選定事業により整備する公共施設のうち公共代替性が強く、民間競合のおそれのない施設の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を5年延長した上、廃止します。

④⑬ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学法人の校地内の校舎の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を5年延長した上、廃止します。

④⑭ 医療計画上の医療連携体制に基づいて周産期医療を提供する医療提供施設の開設者が取得する周産期医療のための施設の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を6年延長した上、廃止します。なお、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの取得については当該不動産の価格の2分の1、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの取得については当該不動産の価格の3分の1、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの取得については当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除します。

④⑮ 中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域若しくは都市再生整備計画の区域内において取得する一定の新築家屋（住宅の用

に供するものを除きます。）に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長した上、廃止します。なお、対象地域から認定中心市街地を、対象用途から料理店・遊技場・公衆浴場を除外します。

④⑯ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い、日本貨物鉄道株式会社が取得する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長した上、廃止します。

④⑰ 都市再生特別措置法に規定する計画の認定を受けた民間都市再生整備事業計画に係る都市再生整備事業の区域内の不動産の所有者が、当該不動産を同法に規定する認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象から整備事業区域の区域外にある不動産を取得した場合を除外します。

(事業所税)

④⑱ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者が専ら当該認定に係る事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置を廃止します。

(特別土地保有税)

④⑲ 農業協同組合等の現物出資により設立される株式会社又は合同会社当該現物出資に伴い取得する土地に係る特別土地保有税の非課税措置を廃止します。

(延長・拡充等)

(固定資産税・都市計画税)

④⑳ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の認定を受けた事業者が取得する一定のバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長します。

㉑ 高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限

を1年延長します。

③ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定事業計画に基づき鉄道事業者等が既設の駅において実施する改良工事により取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を1年延長します。

④ 長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後1年間で新築住宅に係る固定資産税の減額措置と併せて優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を2年延長します。

⑤ 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後1年間で新築住宅に係る固定資産税の減額措置と併せて優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を3年延長します。

⑥ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の家屋に係る固定資産税の減額措置の適用期限を1年延長します。

⑦ 新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後1年間で優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を2年延長します。

⑧ バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後1年間で新築住宅に係る固定資産税の減額措置と併せて優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を3年延長します。

⑨ 鉄道事業者が取得する新造車両で高齢者、障害者等の移動等の円滑化に資する一定の構造を有する車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を1年延長します。

⑩ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業

再構築事業を実施する路線において取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長します。

⑪ 外国貿易用コンテナに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を撤廃します。

⑫ 国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、200 t以上の航空機又は200 t未満で地方路線の就航時間割合が3分の2未満の航空機の課税標準を最初の3年間価格の3分の2、200 t未満で地方路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機の課税標準を最初の5年間価格の5分の2（現行130 t以上の航空機の課税標準は最初の3年間価格の3分の2、130 t未満の航空機の課税標準は最初の3年間価格の2分の1）とした上、その適用期限を2年延長します。

⑬ 特定外資埠頭の管理運営に関する法律に規定する指定会社等が国の補助又は無利子貸付けを受けて取得した一定のコンテナ埠頭に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の10年間価格の2分の1とする措置を2年間講じます。

〈不動産取得税〉

⑭ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定事業計画に基づき鉄道事業者等が既設の駅において実施する改良工事により取得する一定の家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を1年延長します。

⑮ 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について、移転補償金を受けた者が、当該土地の上に取得する代替家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長します。

⑯ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長します。

①⑦ 不動産取得税について、新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を2年延長します。

①⑧ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置（床面積の2倍（200平方メートルを限度）相当額の減額）について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を2年延長します。

①⑨ 外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とする公益社団・財団法人が、外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産を取得した場合の不動産取得税の納税義務の免除措置等について、出入国管理及び難民認定法の改正による在留資格である「留学」と「就学」の一本化に伴い、所要の措置を講じます。

②⑩ 特例民法法人の業務を承継するために設立された認可地縁団体が、平成22年4月1日から平成25年11月30日までの間に解散した当該特例民法法人からその残余財産を取得するに際して、一定の要件を満たす場合には、その残余財産に係る不動産取得税について非課税とする措置を講じます。

〈国有資産等所在市町村交付金〉

②⑪ 東京国際空港緊急整備事業により取得される一定の固定資産に係る国有資産等所在市町村交付金の算定標準額の特例措置の適用期限を1年延長します。

（3）その他

〔国税〕

① 定期金に関する権利の相続税及び贈与税の評価について、現行の評価方法による評価額が実際の受取金額の現在価値と乖離していること等を踏まえ、次の見直しを行います。

イ 給付事由が発生している定期金に関する権利の評価額は、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額とします。

（イ）解約返戻金相当額

（ロ）定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額

（ハ）予定利率等を基に算出した金額
ロ 給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価額は、原則として、解約返戻金相当額とします。

（注1）上記イの改正は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利（当該期間内に締結した契約（確定給付企業年金等を除きます。）に係るものに限りません。）及び平成23年4月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利に係る相続税又は贈与税について適用します。

（注2）上記ロの改正は、平成22年4月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利に係る相続税又は贈与税について適用します。

② 相続税の障害者控除について、控除額の算出に用いる年数を相続人等が85歳（現行70歳）に達するまでの年数とします。

（注）上記の改正は、平成22年4月1日以後の相続又は遺贈に係る相続税について適用します。

③ 小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者の死亡に伴い支給を受ける一時金について、所要の法律改正を前提に、相続税法上のみなし相続財産（退職手当金等に含まれる給付）として相続税の課税対象とするとともに、法定相続人1人当たり500万円までの非課税制度の対象とします。

④ 中小企業退職金共済制度の加入対象者に追加される従業員死亡に伴い支給を受ける一時金について、所要の省令改正を前提に、相続税法上のみなし相続財産（退職手当金等に含まれる給付）として相続税の課税対象とするとともに、法定相続人1人当たり500万円までの非課税制度の対象とします。

⑤ 保険法の制定により、保険契約の締結時に交付する書面に関する規定が新たに設けられたことから、印紙税の課税物件である「保険証券」の範囲について明確化を図ります。

⑥ 独立行政法人地域医療機能推進機構法の制定を前提に、独立行政法人地域医療機能推進機構を登録免許税法別表第二（非課税法人の

表)及び印紙税法別表第二(非課税法人の表)に追加します。

[地方税]

① 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の解散に伴い、固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について所要の措置を講じます。

② 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置及び不動産取得税の減額措置並びに当該事業所に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置について、労働者の範囲に短時間労働者を、障害者の範囲に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者を追加します。

③ 自然公園法及び自然環境保全法の改正に伴い、固定資産税及び都市計画税について所要の規定の整備を行います。

④ 土壌汚染対策法の改正に伴い、固定資産税及び特別土地保有税について所要の規定の整備を行います。

6. 消費課税

(1) 燃料課税

① 揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税に係る現行の10年間の暫定税率は廃止することとします。

② 現在、原油価格や石油製品価格が安定的に推移していること、地球温暖化対策との関係に留意する必要があることから、当分の間、揮発油税、地方揮発油税については、現在の税率水準(両税計53,800円/kl、以下同じ。)を維持することとし、軽油引取税についても、現在の税率水準(32,100円/kl)を維持することとします。

③ ただし、国民の生活を守るため、原油価格の異常な高騰が続いた場合には、ガソリン及び軽油について本則税率を上回る部分の課税を停止できるような法的措置を講ずることとします。

具体的には、ガソリン価格が一時180円/ℓ台に達した平成20年度上半期の平均価格も勘案し、一定の価格水準(発動基準価格)を定めた上で、指標となるガソリン価格がその価格を持続的に上回る

場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止するような法的措置を講じます。

上記の場合において、現在比較的安定的に推移している足元のガソリン価格の水準も勘案し、一定の価格水準(解除基準価格)を定めた上で、指標となるガソリン価格がその価格を持続的に下回った場合には、元の税率水準に還元する仕組みとします。

これらの制度の詳細については、手持品在庫に係る課税上の取扱いを含め、今後、速やかに具体化を図ることとします。

(2) 車体課税

[国税]

① 自動車重量税に係る現行の10年間の暫定税率は廃止することとします。

② 当分の間の措置として、自動車重量税について、次の見直しを行います。

イ 次に掲げる自動車については本則税率を適用します。ただし、平成24年4月30日までの間は、下記③の措置により免税となつていません。

(イ) 電気自動車

(ロ) 車両総重量が3.5t以下の天然ガス自動車であつて平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの

(ハ) 車両総重量が3.5tを超える天然ガス自動車であつて平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

(ニ) プラグインハイブリッド自動車

(ホ) ハイブリッド自動車(車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックを除く。)で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないものであつて、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあつては平成17年度燃費基準値)より25%以上燃費性能の良いもの

(ヘ) ハイブリッド自動車(車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックに限る。)で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであつて、平成27年度燃費基準を満たすもの

(ト) 平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車(乗用車

に限る。)

ロ 上記イに掲げる自動車及び下記ハに掲げる検査自動車以外の自動車の税率を別紙5に掲げる税率とします。

ハ 新車新規登録から18年を経過した環境負荷の大きい検査自動車について、暫定税率廃止前の現在の税率水準を引き続き適用することにより、その他の自動車に比べ、適用される税率をより重くすることとします。

③ 一定の排出ガス性能・燃費性能を備えた自動車について平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間の措置として講じられている自動車重量税の免税措置及び軽減措置は維持します。

また、この軽減措置の対象に、次のとおり追加します。
イ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のディーゼル車のバス・トラック等であって平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの 税額を75%軽減

ロ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン車のバス・トラック等であって平成17年排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い自動車で、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの 税額を50%軽減

④ 上記②ロの表に掲げる税率が適用となる検査自動車であって、上記③の軽減措置の対象となるものに係る税額については、上記②ロの表に掲げる税率で計算される税額に軽減割合を乗じて計算した金額とします。

⑤ 原油価格の異常高騰時の対応については、(1) ③の措置と併せ、今後、速やかに検討します。

[地方税]

〈自動車重量譲与税〉

○ 上記〔国税〕②の課税措置が継続する間の自動車重量譲与税の譲与割合を自動車重量譲与税法附則において1,000分の407とします。

〈自動車取得税〉

① 自動車取得税に係る現行の10年間の暫定税率は廃止することとします。

② 地球温暖化対策の観点から、自動車取得税について、次の措置を講じます。

イ 当分の間、現在の税率水準(100分の3。自家用の自動車で軽自

動車以外のものの取得に対して課する税率は100分の5。)を維持することとします。

ロ 一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車(新車に限ります。)について平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間の措置として講じられている自動車取得税の非課税措置及び軽減措置については、当該自動車の普及に相当の効果があること、同措置による減収について特例交付金で補てんされていることを踏まえ、継続します。

また、この軽減措置の対象に、次のとおり、車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラック等であって、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車を追加します。

(イ) 平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすディーゼル車 税額を75%軽減

(ロ) 平成17年ガソリン車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成27年度燃費基準を満たすもの 税率を75%軽減

(ハ) 平成17年ガソリン車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い自動車で平成27年度燃費基準を満たすもの 税率を50%軽減

ハ 一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車(新車以外のものに限ります。)に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を追加した上、2年延長します。

(イ) ロ(ロ)に該当する自動車 取得価額から30万円を控除

(ロ) ロ(ハ)に該当する自動車 取得価額から15万円を控除

③ 原油価格の異常高騰時の対応については、(1) ③の措置と併せ、今後、速やかに検討します。

(3) たばこ税

① 第3章7.(2)の方針に沿って、平成22年度において、国と地方のたばこ税の税率を次のように引き上げます。

イ 旧3級品以外の製造たばこ

	現行	改正案
国のたばこ税	1,000本につき 3,552円	5,302円
地方のたばこ税	1,000本につき 4,372円	6,122円
〔道府県たばこ税	1,000本につき 1,074円	1,504円
市町村たばこ税	1,000本につき 3,298円	4,618円

合 計	1,000本につき	7,924円	11,424円
ロ 旧3級品の製造たばこ			
国のたばこ税	1,000本につき	1,686円	2,517円
地方のたばこ税	1,000本につき	2,075円	2,906円
〔道府県たばこ税	1,000本につき	511円	716円
市町村たばこ税	1,000本につき	1,564円	2,190円
合 計	1,000本につき	3,761円	5,423円

- (注1) 旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされた紙巻たばこをいいます。
- (注2) 上記のほか、特定販売業者以外の者により保税地域から引取られる製造たばこに係る税率を1,000本につき11,424円(現行7,924円)に引き上げます。
- (注3) 上記イについては、過去の実績からすれば、1本につき5円程度の価格上昇が見込まれます。
- ② 上記の改正は、平成22年10月1日から適用します。
- ③ 手荷品課税を行います。
- ④ その他所要の措置を講じます。

(4) 租税特別措置等

〔国税〕

(廃止・縮減等)

- ビールに係る酒税の税率の特例措置について、軽減割合を15% (現行20%) に引き下げた上、その適用期限を3年延長します。

(延長・拡充等)

- ① 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限を1年延長します。
- ② 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置について、特例税率を1,000本につき10,500円(現行7,000円)に引き上げた上、その適用期限を1年延長します。
- (注) 上記の税率の改正は、平成22年10月1日から適用します。

- ③ 輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等に係る石油石炭税の免税・還付措置の適用期限を2年延長します。

- ④ 輸入・国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置の適用期限を1年延長します。

- ⑤ 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料料の税率の特例措置の対象に、貨物便を追加します。

〔地方税〕

(廃止・縮減等)

(自動車税)

- 自動車税について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置(いわゆる「自動車税のグリーン化」)を、軽減対象の見直しを行った上、2年延長します。

イ 環境負荷の小さい自動車

- 平成22年度及び平成23年度に新車新規登録された平成17年ガソリン車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で、平成22年度ガソリン車燃費基準値(ディーゼル車にあっては平成17年度ディーゼル車燃費基準値)より25%以上燃費性能の良いもの並びに電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車について、当該登録の翌年度の税率を概ね100分の50軽減します。

ロ 環境負荷の大きい自動車

- 平成22年度及び平成23年度に以下の年限を超えている自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗用バス及び被けん引車を除きます。)について、その翌年度から次の特例措置を講じます。

- (イ) ディーゼル車で新車新規登録から11年を経過したものについて、税率を概ね100分の10重課します。
- (ロ) ガソリン車又はLPG車で新車新規登録から13年を経過したものについて、税率を概ね100分の10重課します。

(延長・拡充等)

(自動車取得税)

- ① 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得するバスに係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を2年延長しま

税期間を含む3年間は、引き続き事業者免税点制度を適用しないこととします。

(イ) 課税事業者を選択することにより、事業者免税点制度の適用を受けないこととした事業者の当該選択の強制適用期間（2年間）

(ロ) 資本金1,000万円以上の新設法人につき、事業者免税点制度を適用しないこととされる設立当初の期間（2年間）

(注1) 上記の改正は、(イ)に該当する場合には平成22年4月1日以後に課税事業者選択届出書を提出した事業者の同日以後開始する課税期間から適用し、(ロ)に該当する場合には同日以後設立された法人について適用します。

(注2) 調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で100万円（税抜き）以上のものをいいます。

ロ 簡易課税制度の適用の見直し
イにより、引き続き事業者免税点制度を適用しないこととされた課税期間については、簡易課税制度の適用を受けないこととします。

② 特定輸出貨物に係る保税地域間の運送について、消費税が免税とされる輸出品取引の範囲に追加します。

③ 資金決済に関する法律の制定に伴い、いわゆるサーバ型前払式支払手段につき、消費税が非課税とされる物品切手の対象範囲に含まれることとする規定の整備を行います。

④ 日豪物品役務相互提供協定（仮称）の締結を前提に、同協定に基づき行われる物品又は役務の相互の提供については消費税を課さないこととします。

〔地方税〕

① 軽油の受渡しの当事者間で相手方を確実に認識できることとする等商品取引所の規則において必要な措置が講じられた軽油先物取引について、軽油引取税を適切に課税できるよう、都道府県に対する周知等の措置を講じます。

② 軽油引取税に係る運輸事業振興助成交付金の仕組みは、従来通り

す。
② 平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車（新車以外のものに限りません。）に係る自動車取得税の税率の特例措置の適用期限を平成22年8月31日まで延長します。

③ 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のバス・トラック等（新車以外のものに限りません。）であって平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものに係る自動車取得税の税率の特例措置について、次のとおり適用期限を延長します。

イ 車両総重量が3.5tを超え12t以下のディーゼル車のバス・トラック等であって、その取得が平成22年4月1日から平成22年9月30日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から100分の2、平成22年10月1日から平成23年8月31日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から100分の1を軽減します。

ロ 車両総重量が12tを超えるディーゼル車のバス・トラック等であって、その取得が平成22年4月1日から平成22年8月31日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から100分の1を軽減します。

④ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のディーゼル車のバス・トラック等（新車以外のものに限りません。）であって、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものについて、当該自動車の取得が平成22年4月1日から平成22年8月31日までの間に行われたときは、自動車取得税の税率から100分の1を軽減する特例措置を講じます。

(5) その他

〔国税〕

① 消費税の仕入控除税額の調整措置に係る適用の適正化
消費税の課税の適正化の観点から、調整対象固定資産の取得に係る仕入控除税額が過大であった場合に減額する調整措置の対象となるよう、次の見直しを行います。

イ 事業者免税点制度の適用の見直し
次の期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除きます。）中に、調整対象固定資産を取得した場合には、当該取得があった課

継続することとします。

- ③ 市町村たばこ税の課税の適正化の観点から、当該市町村に営業所を有する製造たばこの小売販売業者に対する一定の補助金を禁止するとともに、昼間流入人口を含む成人一人当たりの市町村たばこ税額が全国平均の3倍を超える場合にその超える市町村たばこ税額に相当する金額を都道府県に交付する制度について、その基準を3倍から2倍に引き下げます。

7. 市民公益税制（寄附税制）

〔国税〕

- (1) 認定NPO法人に係る措置
国税庁が行う特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）の認定審査について、2回目以降の認定は、原則として、書面審査により行うこととし、適正性の確保については、事後的な実地確認により行うこととします。併せて、認定手続の簡素化等を図るため、次の見直しを行います。

① 初回の認定を受けようとするNPO法人のパブリック・サポート・テスト等の実績判定期間を2年（原則5年）とすることができるとの特例の適用期限を1年延長します。

② 認定NPO法人の申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類等について、次のとおり簡素化します。

イ 寄附者名簿について、初回の認定に係る申請書の添付書類であることを明確化するとともに、各事業年度の報告書類から除外し、5年間保存することを義務付けます。

〔注〕これに伴い、上記の保存義務違反を認定の取消事由に追加します。

ロ 事業報告書等の所轄庁から入手することができる書類を申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類から除外し、国税庁長官が所轄庁からこれらの書類又はその写しの提出を受けることとします。

〔注〕これに伴い、NPO法人が特定非営利活動促進法の規定により所轄庁に対し事業報告書等の提出をしていることを認定要件に追加します。

ハ 「報酬又は給与を得た役員又は従業員の氏名及びその金額に関する事項」を閲覧事項及び各事業年度の報告事項から除外します。

ニ 「社員の親族割合又は特定法人等割合に関する事項」を閲覧事項

及び各事業年度の報告事項から除外します。

ホ 「財産の運用及び事業運営の状況等」の書類について、2回目以降の認定申請の際には、既に各事業年度の報告書類に記載した事項の記載を不要とします。

ヘ 認定要件の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考書類としてNPO法人が提出を求められる書類をより明確化する観点から、国税庁の「認定NPO法人制度の手引」等にその事例を明示するなどの施策を講じます。

③ NPO法人の認定申請の標準処理期間（6月）を設定し、これを国税庁のホームページで公表します。

④ 各都道府県庁所在地にある税務署にNPO法人の認定申請の相談窓口を設けるなど事前相談体制を充実するとともに、審査体制を強化します。

(2) 所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げ

寄附金控除の適用下限額を2千円（現行5千円）に引き下げます。

〔注〕上記の改正は、平成22年分以後の所得税について適用します。

8. 納税環境整備

〔国税〕

(1) 租税に関する罰則の見直し

課税の適正化を図り、税制への信頼を確保する観点から、租税に関する罰則（国税関係）について、次の措置を講じます。

① 脱税犯に係る法定刑の引上げ等

イ 脱税犯に係る法定刑の引上げ

(4) 直接税及び間接税等の脱税犯に係る懲役刑の上限を10年（現行5年（源泉所得税に係るものは3年））に引き上げます。ただし、航空機燃料税及び電源開発促進税については5年（現行3年）とし、印紙税については3年（現行1年）とします。

(ロ) 直接税及び間接税等の脱税犯に係る罰金刑の上限（定額部）を、直接税及び消費税については1,000万円（現行500万円）に、間接税等（消費税、航空機燃料税及び電源開発促進税を除く。）については100万円（現行50万円（印紙税は20万円））にそれぞれ引き上げます。ただし、源泉所得税不納付犯に係るものは200万円（現行100万円）とし、源泉所得税不納付犯を除く源泉所得税の脱税犯に係るものは100万円（現行50万円）とし

③ 税務職員の守秘義務違反（秘密漏洩）に対する罰則の見直し
イ 現行の所得税法等に規定されている守秘義務違反に対する罰金刑の上限を100万円（現行30万円）に引き上げます。

ロ 国税通則法に、国税の調査に関する事務に従事している職員（従事していた職員を含む。）の守秘義務違反に対する統一的な罰則規定（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）を設け、現行の所得税法等の規定を承継（削除）するほか、現在その規定がない間接税等の調査に関する事務、国税の犯罪事件の調査及び国税の徴収の事務における同様の守秘義務違反を処罰対象に含めます。

④ その他所要の規定の整備を行います。

（注1）以上全体につき別紙6参照。

（注2）「直接税」とは、所得税、法人税、相続税、贈与税及び地価税をいい、「間接税等」とは、消費税、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、航空機燃料税、電源開発促進税及び印紙税をいいます。

（注3）上記の改正は、平成22年6月1日以後にした違反行為について適用します。

（2）その他

資金決済に関する法律の制定に伴い、国外送金等に係る調書の提出義務者となる金融機関の範囲に資金移動業者を追加します。

9. 租特透明化法（仮称）等

〔国税〕

租税特別措置の適用実態を明確にし、その効果の検証に役立てる仕組みを構築するため、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査やその結果の国会への報告等について定める「租特透明化法案（仮称）」を平成22年の通常国会に提出します。

※「租特透明化法案（仮称）」の概要については、別紙3参照

〔地方税〕

地方税における税負担軽減措置等の適用の実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、統計資料等による地方税における税負担軽減措置等の適用実態の把握やその結果の国会への報告等について定める地方税法改正案を平成22年の通常国会に提出します。

ます。

ロ 所得税の脱税犯の対象に、非居住者の給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告に係るものを加えます。

ハ 滞納処分免脱税に係る罰金刑の上限を、納税者又はその財産を占有する第三者については250万円（現行50万円）に、これらの者の相手方については150万円（現行30万円）にそれぞれ引き上げます。

ニ 所得税（源泉所得税に係るもの）、航空機燃料税及び電源開発促進税の納税者の代理人等（行為者）が、納税者の業務等に関して脱税に係る違反行為をした場合における納税者の業務主（法人又は業務主たる個人）としての罪の公訴時効期間は、代理人等（行為者）に係る罪の公訴時効期間によるものとします。

② 秩序犯に係る法定刑の引上げ等

イ 秩序犯に係る法定刑の引上げ

（イ）間接税等の申告書不提出犯、検査忌避犯、虚偽帳簿書類提示犯、記帳義務違反犯、免税物品の不正譲受渡犯及び免税用除外消費等の秩序犯（印紙税法25条2号、26条に規定するものを除く。）並びに国税徴収法に規定する検査忌避等の秩序犯に係る罰則について、直接税と同様に、1年以下の懲役刑を設けます（現行は罰金刑のみ）。

（ロ）直接税及び間接税等の秩序犯並びに国税通則法、国税徴収法、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律、清酒製造業等の安定に関する特別措置法及び内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律に規定する検査忌避等の秩序犯に係る罰則について、罰金刑の上限を50万円に引き上げます。ただし、印紙税法（25条2号、26条）、国税通則法（126条）及び租税特別措置法（66条の4第12項、68条の88第11項）に規定するものは30万円とします。

（ハ）納税貯蓄組合法（14条）及び清酒製造業等の安定に関する特別措置法（19条）に規定する過料の上限を10万円に引き上げます。

ロ 申告書不提出犯の対象に、相続税法及び租税特別措置法に規定する義務的修正申告書及び義務的期限後申告書を提出しない場合を加えます。

ハ 間接税等に設けられている科料規定を廃止します。

※地方税における税負担軽減措置等の透明化の概要については、別紙4 参照

10. 関税

(1) 暫定税率等の適用期限の延長

平成 21 年度末に適用期限が到来する暫定税率(415 品目)、特別緊急関税制度及び牛肉等に係る関税の緊急措置(牛肉についての発動基準の特例を含む。)について、来年の妥結を目指しているWTOドーハ・ラウンド交渉で関連事項が交渉対象となっていること等を踏まえ、適用期限を1年延長します。

(2) 罰則水準の見直し

昨今の関税は脱税の悪質・巧妙化や覚せい剤等不正薬物の乱用に対する国民の危機感の一層の高まりに対応すべく、関税に関する罰則について、次の措置を講じます。

① 関税は脱税に係る法定刑の引上げ

関税は脱税の既遂・未遂に係る懲役刑の上限を10年(現行5年)に、罰金刑の上限(定額部分)を1,000万円(現行500万円)にそれぞれ引き上げます。

② 輸入禁止品輸入罪等に係る法定刑の引上げ

イ 輸入禁止品輸入罪、輸出禁止品輸出罪及び輸入禁止品を保税地域に置く等の罪(トランジット罪)の既遂・未遂に係る懲役刑の上限を10年(現行7年)に引き上げます。

ロ 輸入禁止品輸入罪及び輸出禁止品輸出罪(知財侵害物品等)の既遂・未遂に係る罰金刑の上限を1,000万円(現行700万円)に引き上げます。

ハ トランジット罪の既遂・未遂に係る罰金刑の上限を、麻薬類等については1,000万円(現行700万円)に、知財侵害物品等については700万円(現行500万円)にそれぞれ引き上げます。

③ 密輸貨物運搬罪に係る法定刑の引上げ

イ 密輸貨物運搬罪に係る懲役刑の上限を、関税は脱税、輸入禁止品輸入罪、輸出禁止品輸出罪及びトランジット罪に係る貨物については3年(現行2年)にそれぞれ引き上げます。

ロ 密輸貨物運搬罪に係る罰金刑の上限(関税は脱税に係る貨物にあっては定額部分)を、関税は脱税、輸入禁止品輸入罪、輸出禁止品

輸出罪及びトランジット罪に係る貨物については500万円(現行300万円)に、無許可輸出入罪に係る貨物については300万円(現行200万円)にそれぞれ引き上げます。

(注)上記(2)の改正は、平成 22 年 6 月 1 日以後にした違反行為について適用します。

11. 検討事項

[国税]

(1) 非上場株式等の信託を利用した事業承継に係る税制上の措置については、現行の事業承継税制の定着を図る中で、その利用状況や、信託を利用した事業承継の実態及び税制上の措置の必要性等を踏まえ、引き続き検討を行います。

(2) 外資埠頭公社の民営化に伴い承継する不動産の登記に係る登録免許税については、4つの公社(財団法人大阪港埠頭公社、財団法人神戸港埠頭公社、財団法人横浜港埠頭公社及び財団法人名古屋港埠頭公社)の株式会社化に対する取組状況等を踏まえ、引き続き検討を行います。

(3) 郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便局会社等に係る税制上の措置については、消費税を含む税制の基本的な考え方等に基づき、国会や与党におけるこれまでの議論、「郵政改革の基本方針」(平成 21 年 10 月 20 日閣議決定)等に沿った検討も踏まえつつ、ユニバーサルサービスの担保等のための政策のあり方の観点から、所要の検討を行います。

(4) 輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等に係る石油石炭税の免税・還付措置及び揮発油税法等における石油化学製品製造用揮発油に係る免税措置については、地球温暖化対策との関係、制度が導入された際の趣旨の整理と今日的な評価、対象企業・関連産業の国際競争力に与える効果の検証等を踏まえ、引き続き検討を行います。

(5) 市民公益税制プロジェクト・チームの設置

第 3 章でも述べたとおり、市民公益税制に係るプロジェクト・チームにおいて、寄附税制や公益活動を担う法人(NPO法人や公益法人など)に係る税制について、専門的・総合的観点から検討します。そ

の際、次の項目についても、併せて検討します。

- ① 認定NPO法人の収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出（繰入れ）をした金額をその収益事業に係る寄附金の額とみなして寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入を認める制度（いわゆる「みなし寄附金制度」）に係る損金算入限度額の引上げについては、他の公益法人における「みなし寄附金制度」とのバランス等も踏まえつつ検討します。
- ② 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律に基づく研究開発法人に対する寄附金を指定寄附金とする制度の創設については、独立行政法人改革との関係を整理した上で、特定公益増進法人に対する寄附金から指定寄附金とする場合の効果等について検討します。
- ③ 寄附文化醸成に向けた寄附税制の拡充については、所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げを含むこれまでに行った制度拡充の効果の検証を行うとともに、寄附金控除を年末調整の対象とするか否かについては、執行面の問題などを検討します。
- ④ 給付制奨学金事業を行う民間団体への寄附金に係る税額控除制度の創設については、特定の団体への寄附のみを税額控除化することの適否を検討します。

〔地方税〕

- (1) 個人住民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲について、市民公益税制に係るプロジェクト・チームにおいて検討します。
- (2) 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、来年1年間真摯に議論し、結論を得ます。
- (3) 現在収入金額課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、中長期的に検討します。
- (4) 特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行する法人が設置する図書館、博物館及び幼稚園に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、移行状況や施設の使用・経営実態等を調査したうえで、平成22年度に結論が得られるよう必要な検討を

行います。

〔国税・地方税共通〕

- (1) 金融証券税制については、金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成23年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討します。
- (2) 地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めます。
車体課税については、エコカー減税の期限到来時までに、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。
これらを法律において規定することとします。

このたびの大綱で、税制調査会は年度税制改正だけでなく、第 1 章では基本的考え方、第 3 章では中長期的な改革の方向性も示しました。

今後、経済財政運営の方針、中長期的な財政健全化の道筋、社会保障制度改革、真の地域主権に向けた国・地方の役割分担や地方消費税も含めた地方税制のあり方、低炭素社会の実現に向けた取組に関する政府全体の検討を踏まえながら、税制の抜本改革を実現していく必要があります。

そのためには、このたびの大綱を踏まえ、さらに議論を深掘りする必要があるとあります。

議論を深掘りするに当たっては、過去の経験からも学ぶ必要があります。その意味で 80 年代以降の内外の税制改革の総括も必要です。

そのため、第 2 章で述べた通り、専門家委員会を近日立ち上げ、税制全般にわたり詳細な検討を進めます。専門家委員会の議論には政治家も加わります。専門家委員会には、税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンの全体像について助言を求めていくこととなりますが、それに当たっては、80 年代以降の世界的潮流の中での内外の税制改革を総括しつつ、検討すべき課題を見出し、考えていきます。そうした課題の中には、給付付き税額控除の制度設計や国際課税などの実務的・技術的な検討課題もあります。

税制調査会は、専門家委員会のごような助言を受けながら、内閣官房国家戦略室とも連携しつつ、歳入・歳入一体の改革が実現できるよう、税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンとして、工程表を作成し、国民の皆様にお示しします。

同時に、国民を代表する政治家が各々国民と議論を交わし、国民の納得を得た上で、工程表に基づき税制の抜本改革を実現します。

1. 見直しの対象

(1) 租税特別措置の見直しは、租税特別措置法に規定された措置や特例等のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置（以下「政策税制措置」という。）に該当するものを対象とする。

(2) 政策税制措置に該当するもの（現時点で 241 項目）の全てについて、今後 4 年間で抜本的に見直し。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を随時加えたものとする。これを基本とする。

2. 見直しの方針（「ふるい」）

租税特別措置の見直しに当たっては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、以下の方針により行うこととする。

(1) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのある措置については、その期限到来時に廃止する（サンセット）。ただし、別添の「指針」に照らして合理性、有効性及び相当性のすべてが明確に認められる措置に限り、その内容の厳格な絞込みを前提に、原則として 3 年以下の期限を付して存続させることを検討する。

なお、別添の「指針」に照らして厳格な見直しを行った結果、実質的に同じ内容の措置を 20 年を超えて存続させることとなる場合には、原則として、期限の定めのない措置とすることを検討する。

(2) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのない措置については、関連する措置を見直す場合等の適時に、別添の「指針」に照らして、その適用状況や政策評価等を踏まえて存続の必要性を判断し、存続させざる場合は、内容の厳格な見直しを行う。

なお、期限の定めのない措置のうち、もはや適用状況や政策評価等を踏まえた必要性を判断する必要がなく、かつ、課税の公平原則

を逸脱するものではないと明確に認められるものについては、本則化の適否を検討する。

(3) 政策税制措置を新設又は拡充する場合には、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、その費用対効果の見通しと検証可能性に留意しつつ、別添の「指針」を踏まえてその緊要性を厳格に判断し、原則として、3年以下の期限を付すものとする。

以上

(別添)

政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）

- 背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか
 1. 法律に規定されるなど、所管官庁の政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているか。
 2. 当初の政策目標が既に達成されていないか。
- 政策的にに向けた手段としての「有効性」が認められるか
 3. 適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないか。
 4. 政策評価法に基づき所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するよう有効性（費用対効果）が客観的に確認されているか。
- 補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか
 5. 同様の政策的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確に役割分担がなされているか。
 6. 適用実態などからみて、その政策的を達成するための政策手段としての確であり、かつ、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているか。

※ 上記の「合理性」、「有効性」、「相当性」の検証に当たっては、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的小さい措置（2桁台以下）等については、特に厳格に判断する。

地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針

1. 見直しの対象

- (1) 地方税における税負担軽減措置等の見直しは、地方税法に規定された措置や特例等のうち、特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置(以下「政策税制措置」という。)に該当するものを対象とする。
 - (2) 政策税制措置に該当するもの(現時点で286項目)の全てについて、今後4年間で抜本的に見直し。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を随時加えたものとするを基本とする。
- #### 2. 見直しの方針
- (1) 地方税における税負担軽減措置等の見直しについては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」に準じて行うこととする。
 - (2) 固定資産税、不動産取得税、自動車関係税等については、(1)による見直しに加え、以下のいずれかの要件に該当する措置について特に厳格な見直しを行う。
 - ① 実施期間が長期にわたる措置(10年起)
 - ② 適用件数が少ない措置(100件未満)
 - ③ 適用金額が小さい措置(1億円未満)
 - (3) 特別の必要により延長を認める場合でも、経過年数に応じて段階的・自動的に特例措置を縮減する仕組み(新サンセット方式)の導入を検討する。

以上

租税透明化法案(仮称)の概要

1. 目的

租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与する。

2. 対象とする租税特別措置

対象とする「租税特別措置」は、租税特別措置法に規定する措置・特例等のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたもの(租税特別措置法の条番号により特定)とする。

3. 適用額明細書の提出義務

法人税申告書を提出する法人であって法人税関係特別措置(増収効果のあるもの等を除く。)の適用を受けようとするものは、適用額明細書を当該法人税申告書に添付しなければならないこととする。(平成23年4月1日以後終了する事業年度の申告から適用する。)

なお、適用額明細書の提出及び適正な記載を担保するため、その不提出や虚偽記載については、やむを得ない事情がある場合を除き、法人税関係特別措置を適用しないこととする。

(注)「適用額明細書」とは、法人税申告書を提出する法人が、その法人税申告書において適用を受ける各法人税関係特別措置の内容、適用額(税額控除額、特別償却限度額、準備金や積立金の額等)等必要な事項を記載した一覧表をいう。

4. 適用実態調査の実施

- (1) 財務大臣は、法人税関係特別措置について、適用額明細書に記載された事項を集計することにより、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額等の適用の実態を調査する。

【別紙4】

地方税における税負担軽減措置等の透明化の概要

(2) 上記のほか、財務大臣は、租税特別措置の適用の実態を調査する必要があると認めるときは、税務署長に提出される調書等を利用し、並びに行政機関その他の関係団体に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

5. 報告書の作成と国会への提出

財務大臣は、毎会計年度、上記4.の調査により把握した租税特別措置ごとの適用数や適用額の総額、法人税関係特別措置ごとの高額適用額その他の事項を記載した適用実態調査の結果に関する報告書を作成し、内閣は、これを国会に提出しなければならないこととする。

なお、この報告書は、翌年1月に開会される国会の常会に提出することを常例とする。

6. 適用実態調査情報の提供

行政機関の長等は、政策評価を行うため、財務大臣に対し、適用実態調査により収集した情報（以下「適用実態調査情報」という。）の提供を求めることができることとする。

7. 適用実態調査情報の管理・利用制限

財務大臣及び行政機関の長等は、適用実態調査情報を適正に管理することとし、適用実態調査情報の目的外の利用や提供をしてはならないこととする。また、適用実態調査情報の取扱いに従事する者又は従事していた者に対して、守秘義務を課する。

○ 地方税における税負担軽減措置等の適用の実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、地方税法において以下のような措置を講ずる。

1. 対象

- (1) 地方税法に規定する税負担の軽減等に係る措置・特例のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたもの
- (2) 住民税及び事業税の税負担の軽減等のうち、法人税等の租税特別措置の直接の影響を受けるもの

2. 適用実態の把握等

上記1. (1)については、地方税に関する統計資料（固定資産の価格等の概要調書など）等により、その適用実態を把握し、上記1. (2)については、財務大臣による適用実態調査により収集された情報等に基づき、その影響額を推計するものとする。

3. 報告書の作成と国会への提出

総務大臣は、毎会計年度、上記2.により把握した適用実態及び影響額の推計について報告書を作成し、これを国会に提出しなければならないものとする。

4. 財務大臣の情報提供等

総務大臣は、上記2.の適用実態の把握等を行うために、財務大臣に対し、参考となるべき資料又は情報の提供その他の協力を求めることができるものとする。

1. 脱税犯

(単位：円)

車種	車検期間	車重	自家用	営業用
乗用自動車	3年	車両重量0.5tごと	15,000	—
	2年	〃	10,000	—
	1年	〃	5,000	2,700
バス	1年	車両総重量1tごと	5,000	2,700
	2年	〃	10,000	5,400
	1年	〃	5,000	2,700
トラック	2年	車両総重量2.5t超	7,600	5,400
	1年	〃	3,800	2,700
	2年	〃	10,000	5,400
特種自動車	1年	車両総重量2.5t以下	5,000	2,700
	2年	〃	6,600	4,800
	3年	〃	4,400	3,200
小型二輪	1年	〃	2,200	1,600
	2年	〃	11,400	—
	3年	〃	7,600	5,400
検査対象軽自動車	1年	〃	3,800	2,700
	2年	〃	5,500	4,300
	3年	〃	11,300	8,100

＜条文等（現行）＞	＜改正案＞
<p>○通脱、不正還付犯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税法 238 条、法人税法 159 条、相続税法 68 条、地価税法 39 条、消費税法 64 条 	<p>(現行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懲役 10 年以下 ・罰金 1,000 万円以下 (※1) ・所得税の脱税犯の対象に、非居住者の給与等につき源泉徴収を受けなさい場合の申告に係るもの（所得税法 172 条）を加える。 <p>(改正案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懲役 5 年以下 ・罰金 500 万円以下 (※1)
<ul style="list-style-type: none"> ・所得税法 239 条 1 項（源泉所得税の納税義務者）・ 244 条 2 項 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 10 年以下 ・罰金 100 万円以下 (※1) ・同罰規定について、業務主に罰金刑を科す場合における公訴時効期間を、行為者の罪の公訴時効期間によるものとする。
<ul style="list-style-type: none"> ・酒税法 55 条、たばこ税法 28 条、たばこ特別税法 21 条、揮発油税法 27 条、地方揮発油税法 15 条、石油ガス税法 28 条、石油石炭税法 24 条、租税法 90 条の 7 第 1、2 項、輸送法 23 条 ・航空機燃料税法 20 条・ 22 条、電源開発促進税法 13 条・ 15 条 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 10 年以下 ・罰金 100 万円以下 (※2) <p>(改正案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懲役 5 年以下 ・罰金 50 万円以下 (※2)
<ul style="list-style-type: none"> ・甲種税法 22 条 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 3 年以下 ・罰金 100 万円以下 (※2) <p>(改正案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懲役 1 年以下 ・罰金 20 万円以下 (※2)
<p>○無免許製造犯等（酒税法 54 条）</p> <p>○源泉所得税不納付犯（源泉徴収義務者）（所得税法 240 条・ 244 条 2 項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 10 年以下 ・罰金 100 万円以下 (※2) ・懲役 10 年以下 ・罰金 200 万円以下 (※1) ・同罰規定について、業務主に罰金刑を科す場合における公訴時効期間を、行為者の罪の公訴時効期間によるものとする。 <p>(改正案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懲役 5 年以下 ・罰金 50 万円以下 (※2) ・懲役 3 年以下 ・罰金 100 万円以下 (※1)

<ul style="list-style-type: none"> 租特法 66 条の 4 第 12 項・68 条の 88 第 11 項 (国外関連取引) 国税通則法 126 条 	<ul style="list-style-type: none"> 罰金 30 万円以下 罰金 30 万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> 罰金 10 万円以下 罰金 3 万円以下
<ul style="list-style-type: none"> ○検査忌避犯、記載義務違反等 酒税法 59 条、たばこ税法 30 条、たばこ特別税法 22 条、航空機燃料税法 21 条 2・3 号、電源開閉器連動税法 14 条 2・3 号 	<ul style="list-style-type: none"> 懲役 1 年以下 罰金 50 万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> 懲役なし 罰金又は科料 10 万円以下 (たばこ税及びたばこ特別税は罰金のみ)
<ul style="list-style-type: none"> 酒税法 60 条、揮発油税法 29 条、地方解散油税法 15 条の 2、石油ガス税法 30 条、石油石炭税法 26 条、租特法 90 条の 7 第 4 項、輸徴法 24 条 印紙税法 25 条 1・3・4 号 	<ul style="list-style-type: none"> 懲役 1 年以下 罰金 50 万円以下 罰金 50 万円以下 罰金 10 万円以下 通料 5 万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> 懲役なし 罰金又は科料 3 万円以下 罰金 10 万円以下 通料 5 万円以下
<ul style="list-style-type: none"> 清酒業等安定法 19 条 納付印番組合法 14 条 	<ul style="list-style-type: none"> 懲役 1 年以下 罰金 50 万円以下 罰金 50 万円以下 通料 10 万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> 懲役なし 罰金又は科料 3 万円以下 罰金 10 万円以下 通料 5 万円以下

【その他】

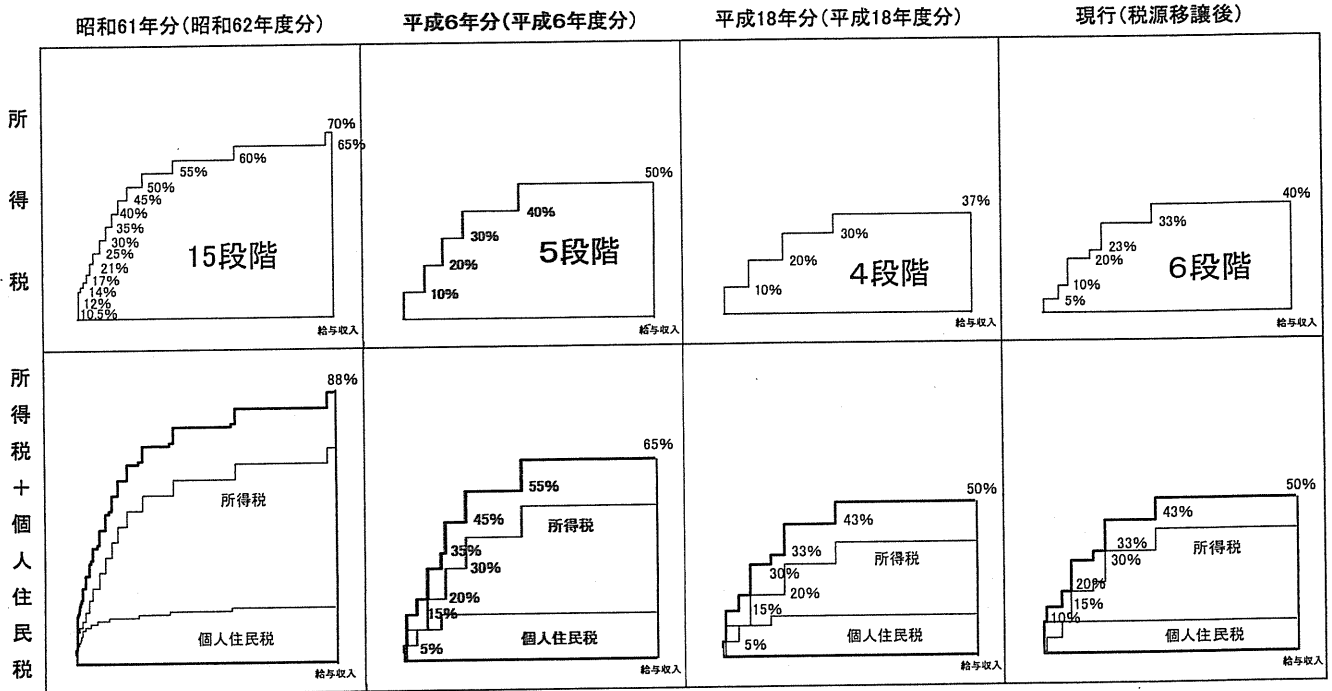
<ul style="list-style-type: none"> ○無免許販売売犯等 (酒税法 56 条、租特法 87 条の 8 第 5 項) ○免税物品の不正譲渡受渡犯等 (消費税法 67 条、日米相互協定離税法 5 条 5 項) ○免許条件違反犯等 (酒税法 58 条) ○免税用途外消費 (揮発油税法 28 条 3 号、石油ガス税法 29 条 1 号、租特法 90 条の 7 第 3 項) ○免税物品の不正譲渡受渡犯 (日米地位協定離税法 11 条 3 項) ○納付印等差違犯 (印紙税法 23 条) ○届出書等不届出犯 (印紙税法 25 条 2 号) ○印紙不消印犯等 (印紙税法 26 条) ○監督命令違反犯等 (清酒業等安定法 19 条) 	<ul style="list-style-type: none"> 懲役 1 年以下 罰金 50 万円以下 懲役 1 年以下 罰金 50 万円以下 懲役 1 年以下 罰金 50 万円以下 懲役 1 年以下 罰金 50 万円以下 懲役 1 年以下 罰金 50 万円以下 懲役 1 年以下 罰金 30 万円以下 罰金 30 万円以下 通料 10 万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> 懲役 1 年以下 罰金 20 万円以下 懲役なし 罰金 20 万円以下 懲役なし 罰金又は科料 10 万円以下 懲役なし 罰金又は科料 3 万円以下 罰金又は科料 1 万円 (注) 以下 (注) 罰金等離税法より 2 万円 通料 1 万円以下
--	--	--

<ul style="list-style-type: none"> ○滞納処分免税 国税徴収法 187 条 1・2 項 (納税者・その財産を占有する第三者) 国税徴収法 187 条 3 項 (行為の相手方) 	<ul style="list-style-type: none"> 懲役 3 年以下 罰金 50 万円以下 懲役 2 年以下 罰金 30 万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> 懲役 3 年以下 罰金 50 万円以下 懲役 2 年以下 罰金 30 万円以下
<ul style="list-style-type: none"> (※1) 脱税額が、定額刑を超える場合には、情状により、脱税額が罰金刑の上限となる。 (※2) 脱税額の 3 倍が、定額刑を超える場合には、情状により、脱税額の 3 倍が罰金刑の上限となる。 		
<p>2. 秩序刑</p> <p>【申告書不届出犯】</p> <p><条文等 (現行) ></p> <ul style="list-style-type: none"> 所得税法 241 条、法人税法 160 条、相続税法 69 条、地価税法 40 条、消費税法 66 条、酒税法 56 条 	<ul style="list-style-type: none"> 懲役 1 年以下 罰金 50 万円以下 申告書不届出犯の対象に、相続税法及び租税特別措置法に規定する義務的修正申告書及び義務的期限後申告書を提出しない場合を含める。 	<ul style="list-style-type: none"> 懲役なし 罰金 20 万円以下 懲役 1 年以下 罰金 20 万円以下
<ul style="list-style-type: none"> たばこ税法 29 条 揮発油税法 28 条 1・2 号、石油ガス税法 29 条 2・3 号、航空機燃料税法 21 条 1 号、石油石炭税法 25 条、電源開閉器連動税法 14 条 1 号 印紙税法 24 条 	<ul style="list-style-type: none"> 懲役 1 年以下 罰金 50 万円以下 懲役 1 年以下 罰金 50 万円以下 懲役 1 年以下 罰金 50 万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> 懲役なし 罰金 20 万円以下 懲役なし 罰金又は科料 10 万円以下 懲役なし 罰金又は科料 5 万円以下
<p>【検査忌避犯、虚偽帳簿書類提示犯、記載義務違反犯等】</p> <p><条文等 (現行) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○検査忌避犯、虚偽帳簿書類提示犯等 所得税法 242 条、法人税法 161 条・162 条、相続税法 70 条、地価税法 41 条、消費税法 65 条、租特法 42 条の 3 第 1 項 (特定口匯等)、国外送金法 7 条 消費税法 68 条、国税徴収法 188 条 租税法約実施特例法 13 条 1 項 	<ul style="list-style-type: none"> 懲役 1 年以下 罰金 50 万円以下 懲役 6 月以下 罰金 50 万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> 懲役 1 年以下 罰金 20 万円以下 懲役 1 年以下 罰金 10 万円以下 懲役 6 月以下 罰金 20 万円以下

所得税の税率の推移(イメージ図)

資料1

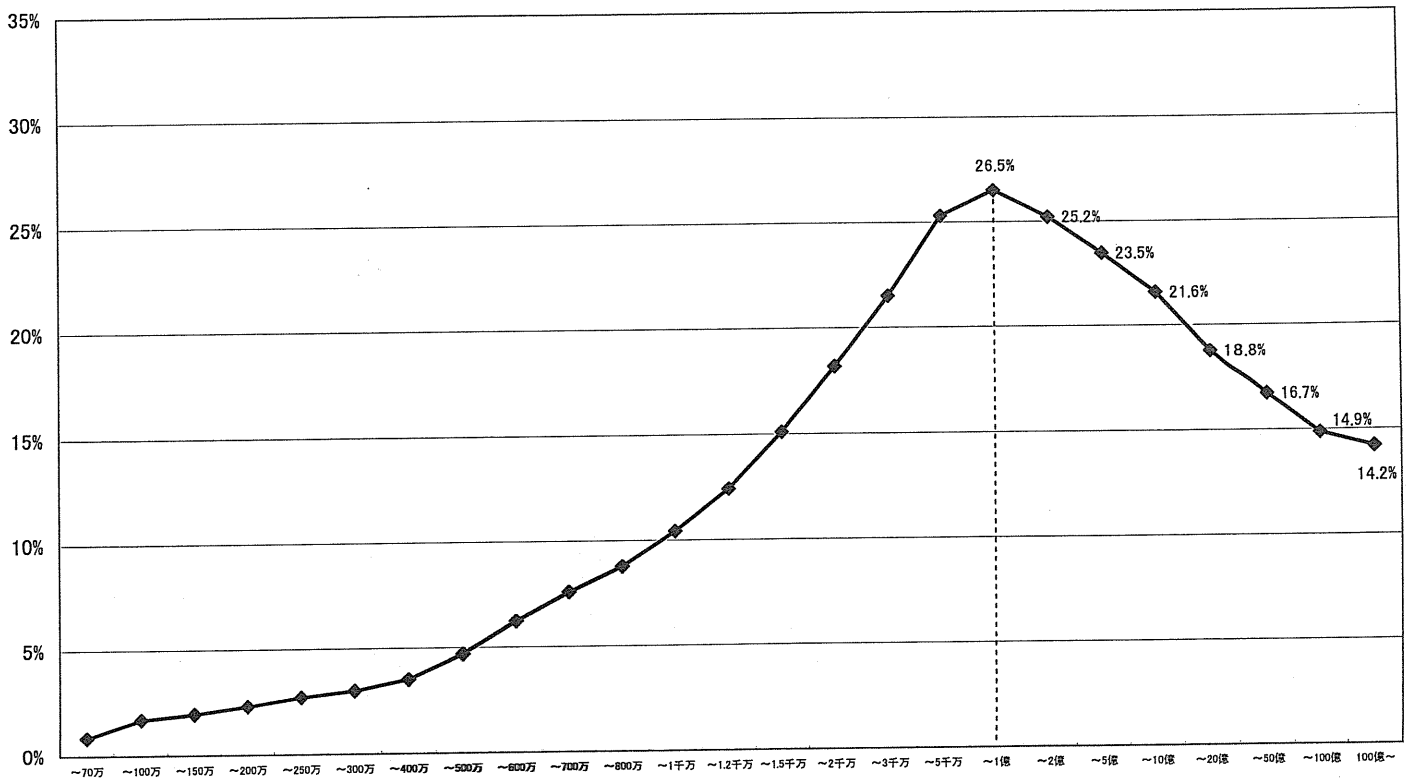
- 昭和61年当時の所得税は、10.5%~70%の15段階の税率構造であり、個人住民税と合わせた最高税率は88%。
- 現在は5%~40%の6段階の税率構造であり、個人住民税と合わせた最高税率は50%。



申告納税者の所得税負担率(平成19年分)

資料2

(負担率)



(備考) 国税庁「平成19年分申告所得税標本調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。

(合計所得金額:円)

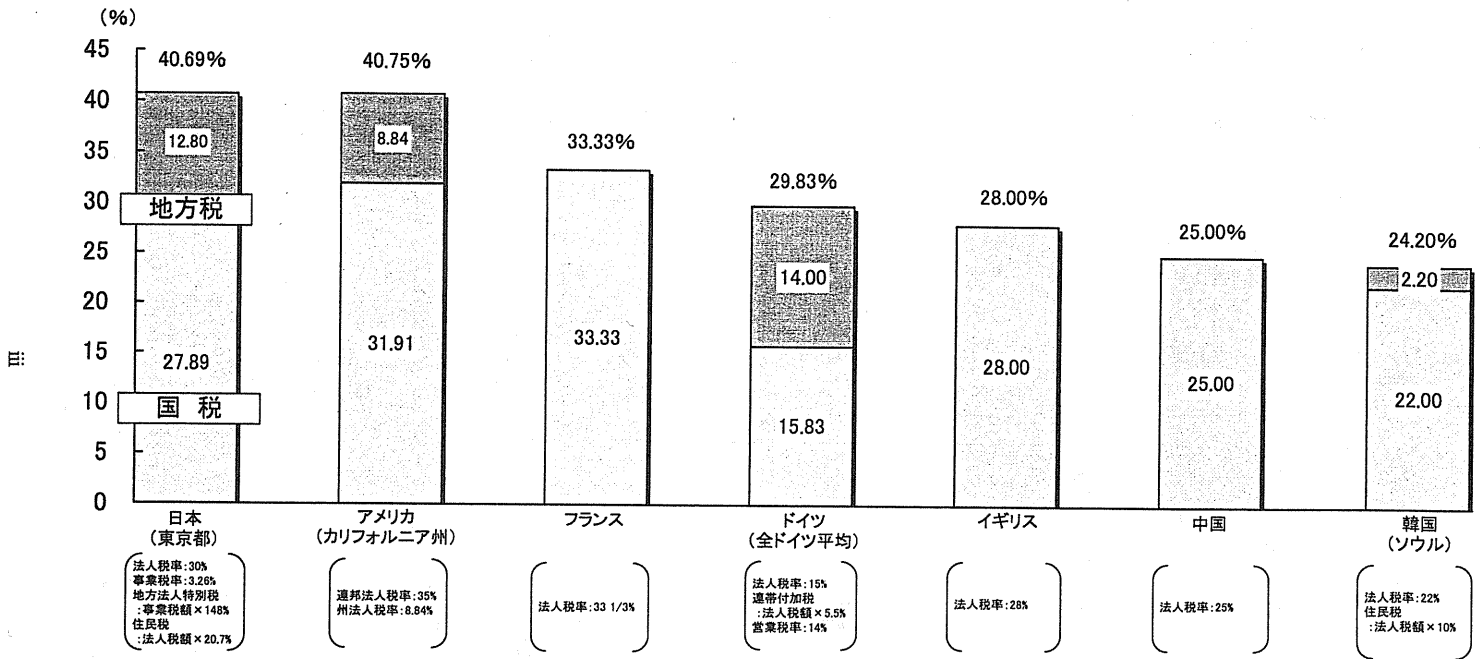
(注) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。

また、申告不要を選択した場合の配当所得や源泉徴収で課税関係が終了した源泉徴収特定口座における株式等譲渡所得や利子所得等も含まれていない。

法人所得課税の実効税率の国際比較

資料3

(2009年1月現在)

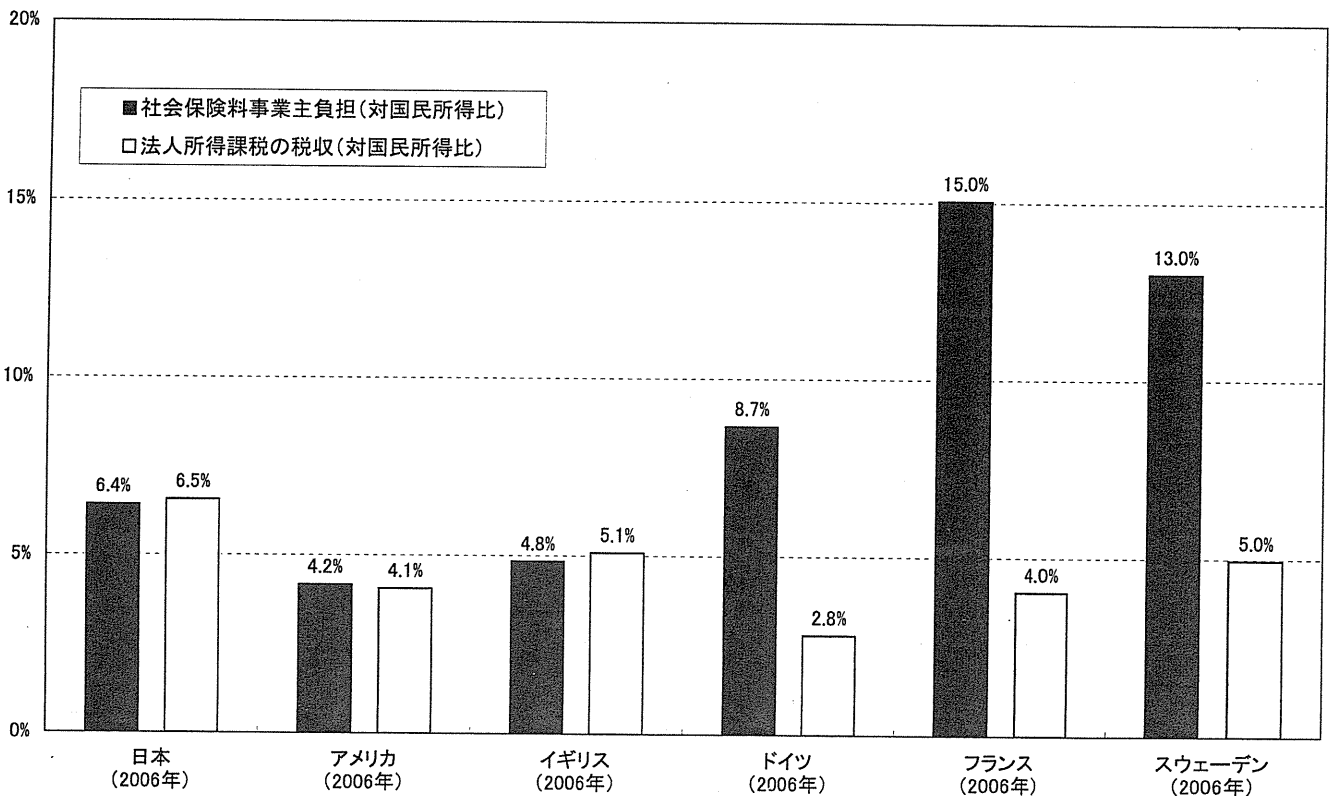


- (注) 1. 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
 2. 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別税として都道府県に譲与される)を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。
 3. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%、付加税[税額の17%]・市税(8.85%)を合わせた実効税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では実効税率は連邦法人税率の33%となる。
 4. フランスでは、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。なお、法人所得課税のほか、法人概算課税及び職業税(地方税)等が課される。
 5. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦財務省の発表内容に従い、賦課率400% (2007年の全ドイツ平均値) に基づいた場合の計数を表示している。
 6. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。
 7. 韓国の住民税においては、上記の所得割のほか、資本金額及び従業員数に応じた均等割が課される。

資料4

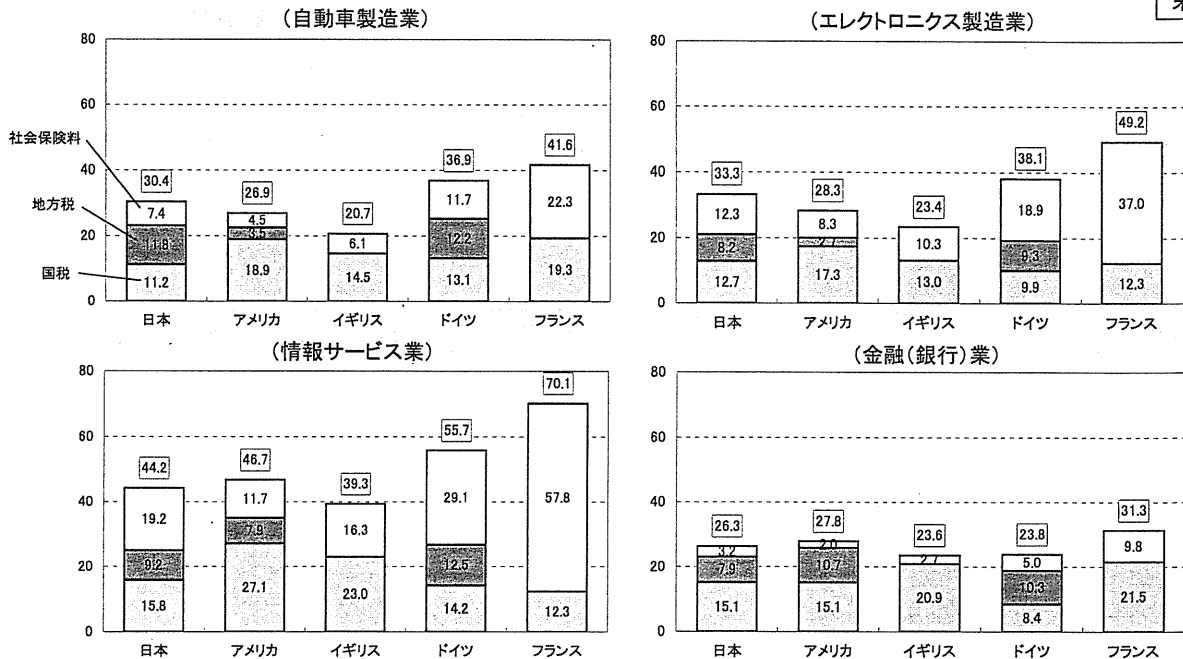
(未定稿)

社会保険料事業主負担及び法人所得課税の税收の国際比較(対国民所得比)



- (注) 社会保険料事業主負担については、法人事業主及び個人事業主の負担分の他に、公共部門の社会保険料納付義務者の負担分も含まれている。
 (出所) OECD "Revenue Statistics 1965-2007" 及び同 "National Accounts 1995-2006"

未定稿



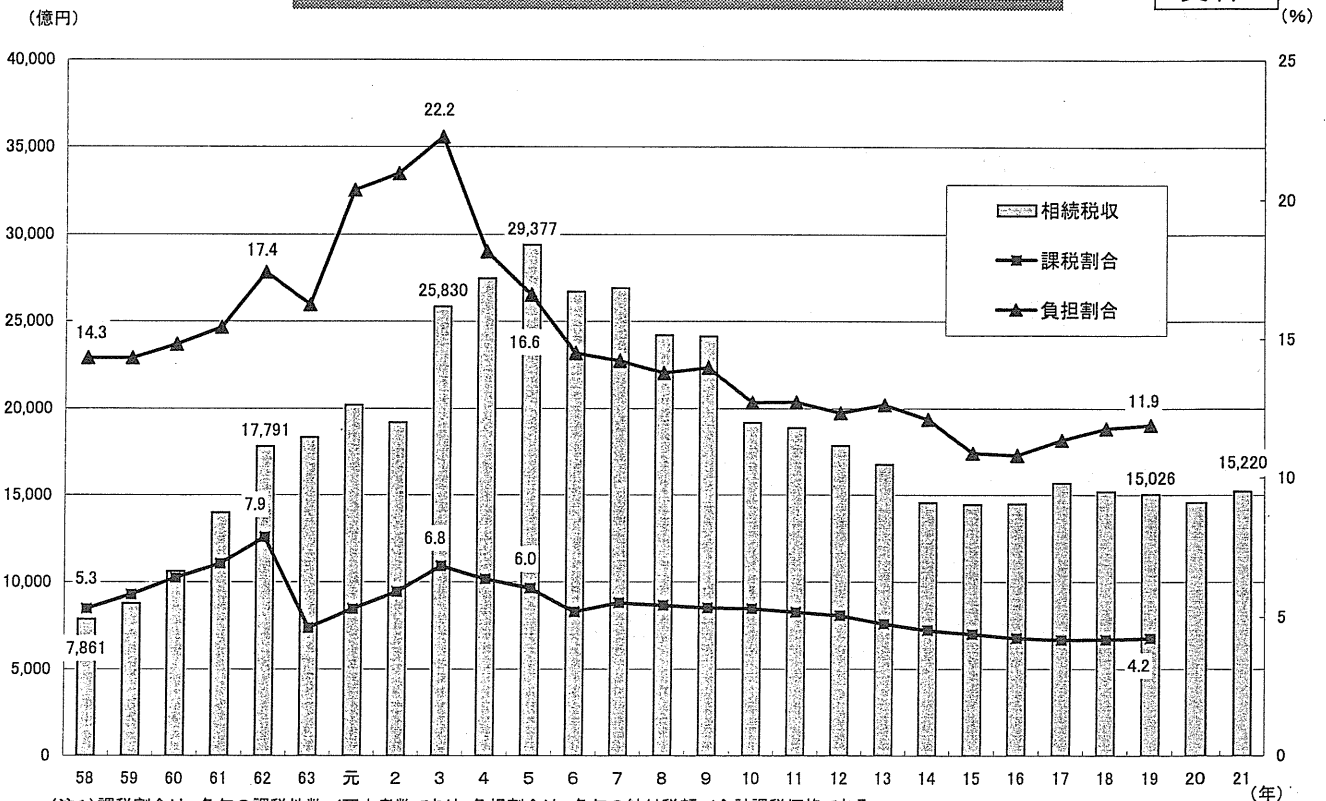
※ なお、アメリカの企業が負担する民間医療費は、自動車製造業15.4%、情報サービス業1.8%、エレクトロニクス製造業2.1%、金融業0.7%であると推計されている。

【調査手法について】

- 財務省の委託によりKPMG税理士法人が試算した。
 - 上記グラフは、法人所得課税負担及び社会保険負担の[税引前当期利益+社会保険負担](総売上から社会保険負担以外の費用を引いた額に等しい値)に対する比率を国際比較したもの。法人所得課税負担は、法人所得を課税標準とする諸税を対象としており、また、外国当局による課税は対象としていない。
 - モデル企業の立地場所は、日本は東京、アメリカはカリフォルニア州及びテキサス州(自動車製造業)、カリフォルニア州及びニュージャージー州(エレクトロニクス製造業)、カリフォルニア州(情報サービス業)、カリフォルニア州及びニューヨーク市(金融業)、イギリスはロンドン、ドイツはデュッセルドルフ、フランスはパリと仮定した。
 - 各業種における我が国の売上上位4~5社の2005年度財務諸表をベースとして、業種毎のモデル企業の財務諸表を作成。各国の税制(国税、地方税)、社会保険料制度を一定の前提の下で適用し、各国における企業の負担額を計算。
 - 課税ベースの計算においては、恒久的な影響を与える永久差異項目(試験研究費等の税額控除、受取配当益金不算入、交際費・寄付金等の損金算入、外国税額控除、地方税額控除等)のみを試算に反映し、税負担の前払いまたは先送りともみなせる一時差異項目(貸倒引当金及び減価償却等)の影響は反映していない。
 - 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
- * 前提条件の置き方によって負担は変わりうるため、試算結果についてはある程度の幅をもって解釈する必要がある。

最近における相続税の課税割合・負担割合及び税収の推移

(%)



(注1) 課税割合は、各年の課税件数/死亡者数であり、負担割合は、各年の納付税額/合計課税価格である。
 (注2) 相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む(平成21年度は当初予算額)。

第三セクター等の抜本的改革について

本日のレジェメ

- | | |
|----------------------|----|
| 1. 第三セクター等の現況について | 2 |
| 2. 損失補償について | 8 |
| 3. 財政健全化法について | 17 |
| 4. 第三セクター等の抜本的改革について | 28 |

第三セクター等の状況に関する調査の対象

- ① 会社法法人(株式会社、合名会社、合資会社又は特例有限会社)のうち、地方公共団体等が出資を行っている法人
- ② 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の規定に基づいて設立されている社団法人、財団法人及び特例民法法人のうち、地方公共団体が出資を行っている法人
- ③ 地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社(以下「地方三公社」という。)
- ④ 地方独立行政法人

区分	会社法法人			社団法人・財団法人			第三セクター計
	株式会社	その他会社法法人	計	社団法人	財団法人	計	
都道府県	587	2	589	243	1,253	1,496	2,085
指定都市	257	2	259	7	324	331	590
市区町村	2,533	291	2,824	154	1,882	2,036	4,860
全国合計	3,377	295	3,672	404	3,459	3,863	7,535
(構成比)	(38.7%)	(3.4%)	(42.1%)	(4.6%)	(39.6%)	(44.3%)	(86.3%)
(参考)20年度調査	3,404	309	3,713	414	3,559	3,973	7,686

区分	地方三公社				地方独立行政法人	合計
	地方住宅供給公社	地方道路公社	土地開発公社	計		
都道府県	45	39	45	129	33	2,247
指定都市	10	3	18	31	7	628
市区町村	0	0	990	990	4	5,854
全国合計	55	42	1,053	1,150	44	8,729
(構成比)	(0.6%)	(0.5%)	(12.1%)	(13.2%)	(0.5%)	(100.0%)
(参考)20年度調査	57	42	1,076	1,175	38	8,899

平成21年
3月31日現在

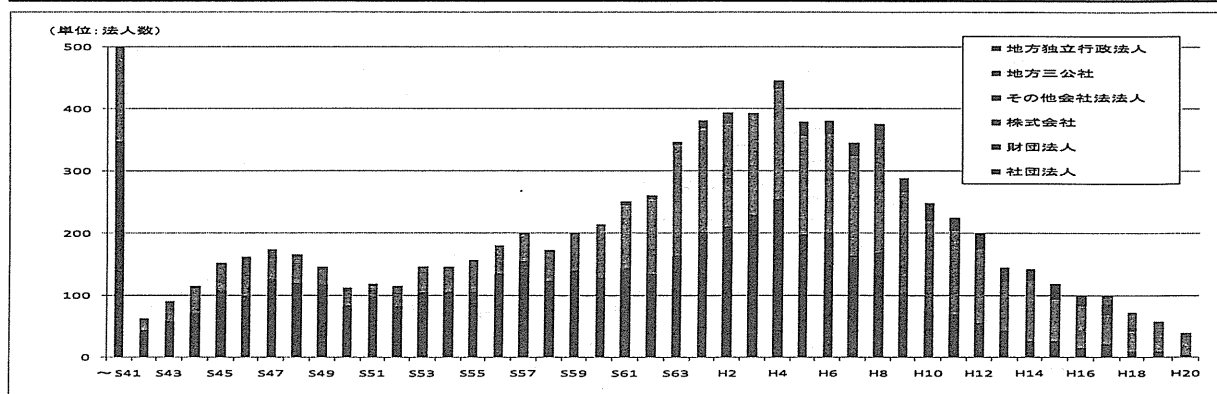
2

第三セクター等の設立数

地方公共団体等の出資割合が25%以上の第三セクターの数

区分	会社法法人			社団法人・財団法人			第三セクター計
	株式会社	その他会社法法人	計	社団法人	財団法人	計	
都道府県	345	0	345	182	1,047	1,229	1,574
指定都市	145	1	146	3	294	297	443
市区町村	1,769	262	2,031	142	1,820	1,962	3,993
全国合計	2,259	263	2,522	327	3,161	3,488	6,010
(構成比)	(37.6%)	(4.4%)	(42.0%)	(5.4%)	(52.6%)	(58.0%)	(100.0%)
(参考)20年度調査	2,275	279	2,554	334	3,264	3,598	6,152

第三セクター等の設立数の推移をみると、昭和60年代から株式会社及び財団法人が多く設立されたこと等から平成4年にピークを迎え、平成5年以降、財団法人の設立数が減少したこと等から、設立数は減少傾向に転じ、特に平成9年以降は大幅に減少している。



3

第三セクター等の経営状況

(単位：億円)

区分		H21調査				H20調査			
		全体法人数	法人数	構成比	金額	全体法人数	法人数	構成比	金額
第三セクター計	黒字法人	6,238	3,924	62.9%	1,781	6,410	4,240	66.1%	1,975
	赤字法人		2,314	37.1%	▲ 952		2,170	33.9%	▲ 924
社団法人・財団法人	当期正味財産増加法人	3,631	2,188	60.3%	660	3,754	2,422	64.5%	766
	当期正味財産減少法人		1,443	39.7%	▲ 429		1,332	35.5%	▲ 512
会社法人	経常黒字法人	2,607	1,736	66.6%	1,121	2,656	1,818	68.4%	1,209
	経常赤字法人		871	33.4%	▲ 523		838	31.6%	▲ 412
地方三公社計	経常黒字法人	1,149	680	59.2%	547	1,173	662	56.4%	685
	経常赤字法人		469	40.8%	▲ 127		511	43.6%	▲ 154
地方住宅供給公社	経常黒字法人	54	30	55.6%	274	57	34	59.6%	248
	経常赤字法人		24	44.4%	▲ 28		23	40.4%	▲ 30
地方道路公社	経常黒字法人	42	37	88.1%	115	42	40	95.2%	191
	経常赤字法人		5	11.9%	▲ 18		2	4.8%	▲ 2
土地開発公社	経常黒字法人	1,053	613	58.2%	158	1,074	588	54.7%	246
	経常赤字法人		440	41.8%	▲ 80		486	45.3%	▲ 122
地方独立行政法人	経常黒字法人	44	40	90.9%	112	38	36	94.7%	99
	経常赤字法人		4	9.1%	▲ 14		2	5.3%	▲ 11
総計	黒字法人	7,431	4,644	62.5%	2,440	7,621	4,938	64.8%	2,759
	赤字法人		2,787	37.5%	▲ 1,093		2,683	35.2%	▲ 1,089

4

第三セクター等の経営状況

純資産又は正味財産の状況

(単位：億円)

区分		H21調査				H20調査			
		全体法人数	法人数	構成比	金額	全体法人数	法人数	構成比	金額
第三セクター計	資産が負債を上回っている法人	6,238	5,897	94.5%	48,116	6,410	6,043	94.3%	48,596
	負債が資産を上回っている法人		341	5.5%	▲ 2,294		367	5.7%	▲ 3,020
社団法人・財団法人	資産が負債を上回っている法人	3,631	3,538	97.4%	25,603	3,754	3,655	97.4%	26,206
	負債が資産を上回っている法人		93	2.6%	▲ 361		99	2.6%	▲ 397
会社法人	資産が負債を上回っている法人	2,607	2,359	90.5%	22,513	2,656	2,388	89.9%	22,390
	負債が資産を上回っている法人		248	9.5%	▲ 1,933		268	10.1%	▲ 2,623
地方三公社計	資産が負債を上回っている法人	1,149	1,081	94.1%	21,374	1,173	1,116	95.1%	21,186
	負債が資産を上回っている法人		68	5.9%	▲ 1,412		57	4.9%	▲ 1,265
地方住宅供給公社	資産が負債を上回っている法人	54	43	79.6%	5,556	57	49	86.0%	5,506
	負債が資産を上回っている法人		11	20.4%	▲ 636		8	14.0%	▲ 575
地方道路公社	資産が負債を上回っている法人	42	39	92.9%	11,776	42	41	97.6%	11,612
	負債が資産を上回っている法人		3	7.1%	▲ 30		1	2.4%	▲ 9
土地開発公社	資産が負債を上回っている法人	1,053	999	94.9%	4,043	1,074	1,026	95.5%	4,068
	負債が資産を上回っている法人		54	5.1%	▲ 746		48	4.5%	▲ 681
地方独立行政法人	資産が負債を上回っている法人	44	44	100.0%	8,289	38	38	100.0%	7,135
	負債が資産を上回っている法人		0	0.0%	0		0	0.0%	0
総計	資産が負債を上回っている法人	7,431	7,022	94.5%	77,780	7,621	7,197	94.4%	76,918
	負債が資産を上回っている法人		409	5.5%	▲ 3,705		424	5.6%	▲ 4,286

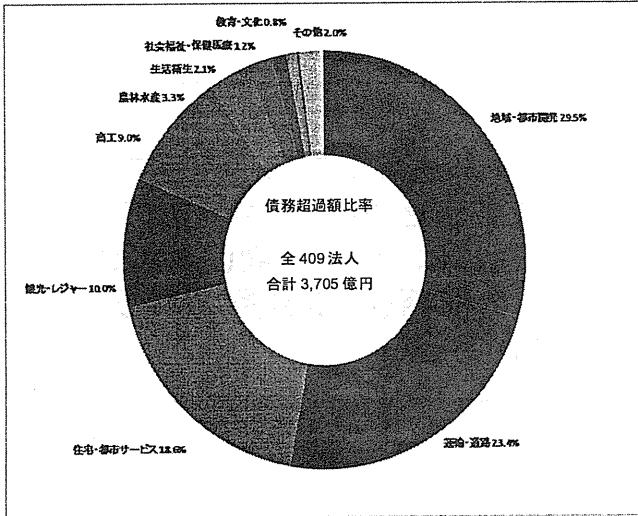
5

第三セクターの経営状況

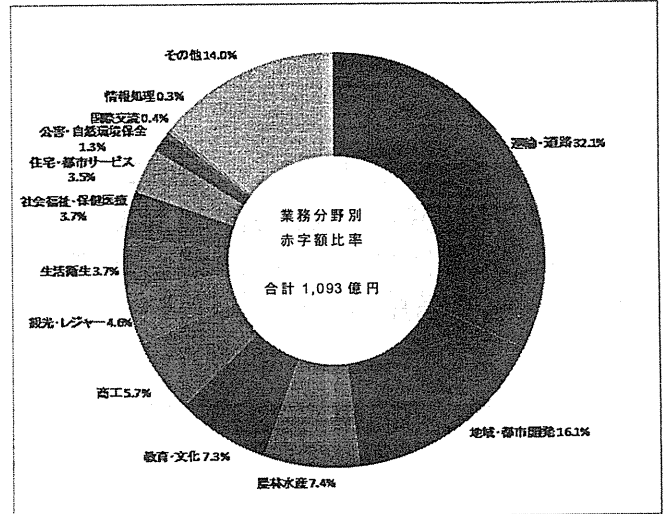
債務超過額を業務分野別にみると、「地域・都市開発」(1,092億円、29.5%)と最も多く、次いで「運輸・道路」(866億円、23.4%)となっており、この2分野で52.9%を占めている。また、「商工」、「住宅・都市サービス」、「観光・レジャー」、「商工」を加えた5分野で超過債務額が3,354億円となっており、90.5%を占めている。

赤字法人額の赤字額を業務分野別にみると、「運輸・道路」が最も多く、「地域・都市開発」、「農林水産」が続いている。

業務分野別債務超過額



業務分野別赤字額



6

損失補償・債務保証の状況

(単位: 億円)

区分	経営状況等 調査対象 法人数	赤字法人			損失補償残高を 有する法人		債務保証残高を 有する法人		損失補償残高 + 債務保証残高
		法人数	構成比	額	法人数	額	法人数	額	
第三セクター	6,238	2,314	37.1%	▲ 952	465	18,306	-	-	18,306
地方住宅供給公社	54	24	44.4%	▲ 28	20	5,479	-	-	5,479
地方道路公社	42	5	11.9%	▲ 18	1	134	41	21,430	21,564
土地開発公社	1,053	440	41.8%	▲ 80	63	2,557	657	26,877	29,435
合計	7,387	2,783	37.7%	▲ 1,079	549	26,477	698	48,307	74,784

※経営状況調査対象法人とは、①地方公共団体等出資割合が25%以上の第三セクター、②出資割合が25%未満であるものの財政的支援を受けている第三セクター、③地方三公社
(上表「法人数の推移」は、出資割合が25%未満で財政的支援を受けていない第三セクター等を含むため、法人数が異なる。)

＜第三セクター等の状況に関する調査結果(平成21年3月31日現在)＞

7

損失補償とは？

＝> 特定の者が金融機関等から融資等を受ける場合、その融資の全部又は一部が返済不能となって、当該金融機関等が損害を被ったときに、地方公共団体が、融資を受けた者に代わって当該金融機関等に対してその損失を補償すること

メリット

- 地方公共団体の当面の財政負担を伴わずに、第三セクターに対して信用補完を行い得る。

デメリット

- 当該第三セクター等が経営破綻した時には、当初予期しなかった巨額の債務(財政負担)を負うリスクがある。

8

損失補償に関する法令等

昭和21年法律第24号(法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律)
「財政援助制限法」

第3条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣(地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣)の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

法人に対する地方公共団体の損失補償(行政実例)

<昭和29年5月12日自丁行発第65号行政課長から大分県総務部長あて回答>

問 財団法人大分県信用保証協会が保証する特別小口融資について地方公共団体が損失補償することは、昭和21年法律第24号第3条に抵触するか。

答 損失補償については、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条の規制するところではないものと解する。

9

①川崎市KCT損失補償に関する件(神奈川県)

事案

1. 対象

- (1) 川崎市が第3セクター方式にて本件会社を設立するに際し、関係金融機関との間で締結した損失補償を目的とする協定に基づき、本件会社の破産後、市が関係金融機関に対して支出した損失補償金

2. 請求

- (1) 川崎市が、本件協定締結時の市長ならびに当該損失補償金支出時の市長に対し、損失補償金相当額の損害賠償等を請求すること
- (2) 川崎市が、本件関係金融機関に対し、損失補償金相当額の不当利得の返還等を請求すること

3. 争点

- (1) 本件協定が財政援助制限法3条に違反するかどうか
 - ① 財政援助制限法3条の趣旨
 - ② 損失補償契約と債務保証契約の法的性質の違い
- (2) 財政援助制限法3条に違反して締結された契約の効力
- (3) 各請求の是非

10

損害賠償請求権行使請求事件(横浜地裁平成18年11月15日)

- 1 市が金融機関との間で第三セクターに対する融資について締結した損失補償協定につき、政府又は地方公共団体の不確定な債務がむやみに増加することを防止し、もって財政の健全化を図るという財政援助制限法第3条の趣旨からすると、これに類し同様の機能、実質を有する合意も同条の規制に服するものと解するのが相当であるとした上、前記協定は、民法上の保証契約とはいえないまでも、それと同様の機能、実質を有するものであって、財政援助制限法3条による規制を潜脱するものというほかないから、同条に違反した無効なものである。
- 2 市長個人に損害賠償をすることを求める請求につき、損失補償協定は財政援助制限法3条に違反した無効なものであって、損失補償金の支出は違法なものであるが、当時、自治省行政課長の回答を前提として、損失補償契約は財政援助制限法3条に反しない旨の理解が広く受け入れられており、地方公共団体において前記協定のような損失補償契約は広く利用されていたし、裁判例としてもこれを適法とするものがあつたことから、市長が前記協定を有効なものと考え、これを前提とする支出命令を発したとしても、その責めに帰すことのできない、やむを得ない事情があつたものと認められ、その点に故意、過失があつたとも認められないとして、前記請求を棄却。

原告の請求は却下及び棄却、被告側勝訴のまま確定

11

②大牟田市ネイブルランド損失補償に関する件(福岡県)

事案

1. 対象

- (1) 大牟田市が、第3セクター方式にて設立した本件会社に対し、運営補助のため地方自治法232条の2に基づき支出した補助金
- (2) 本件関係金融機関から本件会社への融資に際し、大牟田市が関係金融機関との間で締結した損失補償契約に基づき、本件会社の倒産後、市が関係金融機関に対して支出した損失補償金

2. 請求

- (1) 本件補助金支出時の市長が、大牟田市に対し、補助金相当額の損害賠償等を支払うこと
- (2) 本件損失補償契約に基づく支出につき、当該支出を差し止めること

3. 争点

- (1) 本件補助金支出に関して、本件補助金の支出が地方自治法232条の2「公益上必要がある場合」の要件を満たしているか
- (2) 本件損失補償契約に基づく支出行為の違法性の有無(本件各損失補償契約が私法上当然に無効となるか否か)

12

住民訴訟による損害賠償請求事件等(福岡地裁平成14年3月25日)

仮に本件各損失補償契約が市長としての裁量の範囲を逸脱又は濫用し違法であるとしても、それが私法上当然に無効とはいえない場合には、普通地方公共団体は契約の相手方に対して当該契約に基づく債務を履行すべき義務を負い、同債務の履行として行われる行為自体を違法ということはできないとし、損失補償契約と債務保証契約とはその内容及び効果の点において異なるものであり、また、会社その他の法人のために地方公共団体が損失補償契約を締結し債務を負担することは法の予定するところであるといえる(法221条3項※参照)から、損失補償契約の締結自体をもって、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律等の法令に違反するものとはいえないため、当該損失補償契約は私法上当然に無効とはいえないとした。

※地方自治法(昭和22年法律第67号)

第221条第3項(抄) 前2項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

住民訴訟による損害賠償請求事件等(福岡高裁平成16年2月27日)

「事業は低迷する市の財政を改善させる意義もあった。市議会の議決も経ており、公益上の必要性があるとの判断に裁量権の逸脱はない」とした。損失補償契約についても、適正な手続きを経たものとした。

最高裁第一小法廷で確定(平成18年3月9日上告棄却決定)

上告棄却 上告受理申し立て不受理

13

③荒尾市アジアパーク損失補償に関する件(熊本県)

事案

1. 対象

- (1) 荒尾市が、第3セクター方式にて設立した本件会社に対し、運営補助のため地方自治法232条の2に基づき支出した補助金
- (2) 本件関係金融機関から本件会社への融資に際し、荒尾市が関係金融機関との間で締結した損失補償契約に基づき、本件会社の解散後、市が関係金融機関に対して支出された損失補償金

2. 請求

- (1) 本件補助金ならびに本件損失補償金(既払い分)支出時の市長が、荒尾市に対し、補助金ならびに損失補償金相当額(既払い分)の損害賠償等を支払うこと
- (2) 本件損失補償契約に基づく支出(未払い分)につき、当該支出を差し止めること

3. 争点

- ・ 本件各損失補償契約の違法性の有無
 - ① 本件損失補償契約が法律の禁じる債務保証に該当するか
 - ② 本件損失補償契約が公益性の要件(地方自治法232条の2)を満たすか

14

損害賠償等請求事件(熊本地裁平成16年10月8日)

確かに、本件損失補償契約は、経済的な効果の面において保証契約と類似するといえるが、損失補償契約と債務保証契約は、法的にはその内容及び効果の点において異なる別個の契約類型であり、また、会社その他の法人のために地方公共団体が損失補償契約を締結し債務を負担することは法の予定するところであるといえる(法221条3項参照)から、損失補償契約の締結自体をもって、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律3条に違反するものとはいえず、本件損失補償契約は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律3条の禁じる債務保証であり、違法であるとする原告らの主張は採用することができない。

損害賠償等請求控訴事件(福岡高裁平成19年2月19日)

以上のとおりであり、控訴人らがその他るる主張する点を勘案しても、本件損失補償契約に基づく支出が違法であるとはいえないから、控訴人らの上記各請求は理由がないというほかはない。

福岡高裁の判決に対する上告事件(最高裁第二小法廷平成19年9月21日)

上告棄却 上告受理申し立て不受理

15

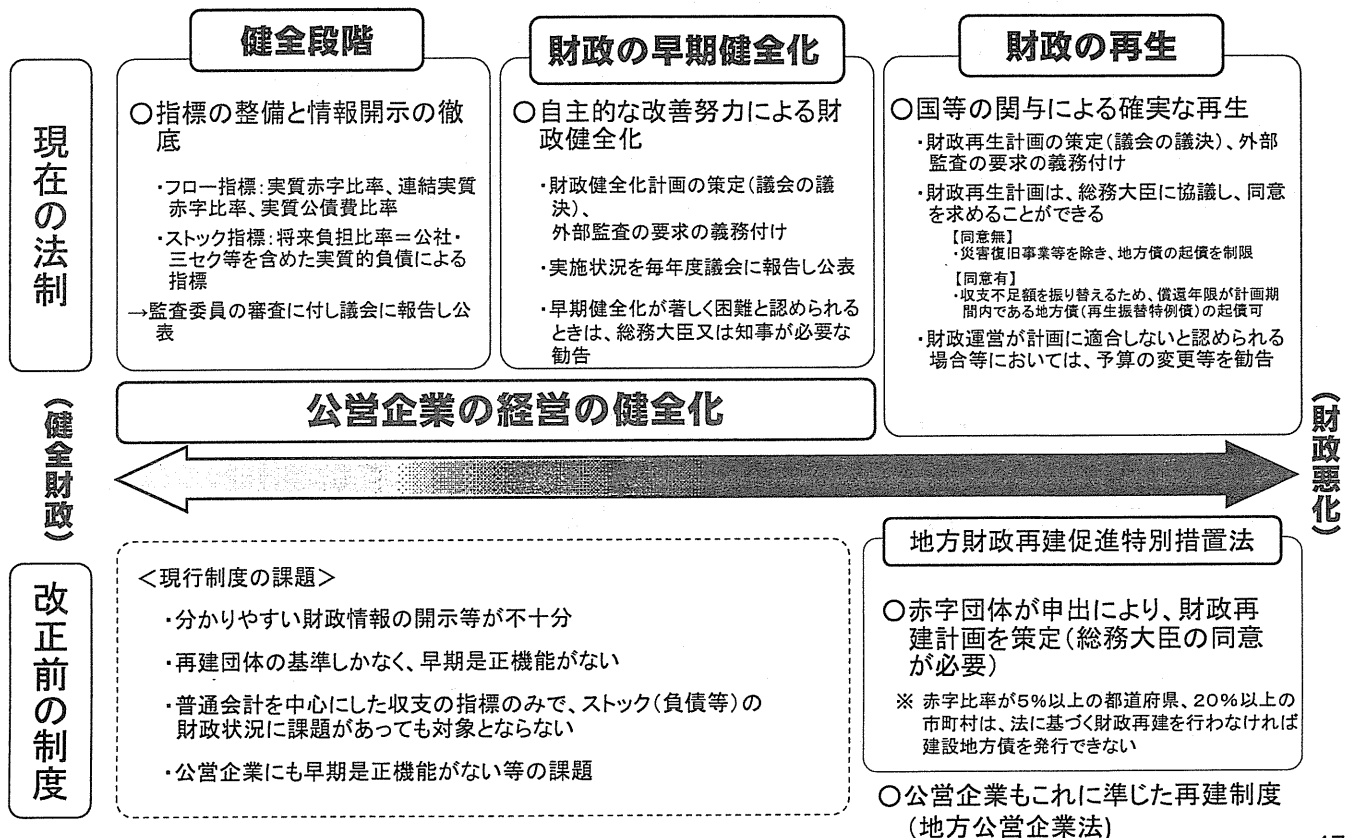
(参考:3判決例の時系列整理)

区分	川崎市	大牟田市	荒尾市
平成14年3月25日		地裁判決	
平成16年2月27日		高裁判決	
平成16年10月8日			地裁判決
平成18年3月9日		最高裁判決 (確定)	
平成18年11月15日	地裁判決 (確定)		
平成19年2月19日			高裁判決
平成19年9月21日			最高裁判決 (確定)

16

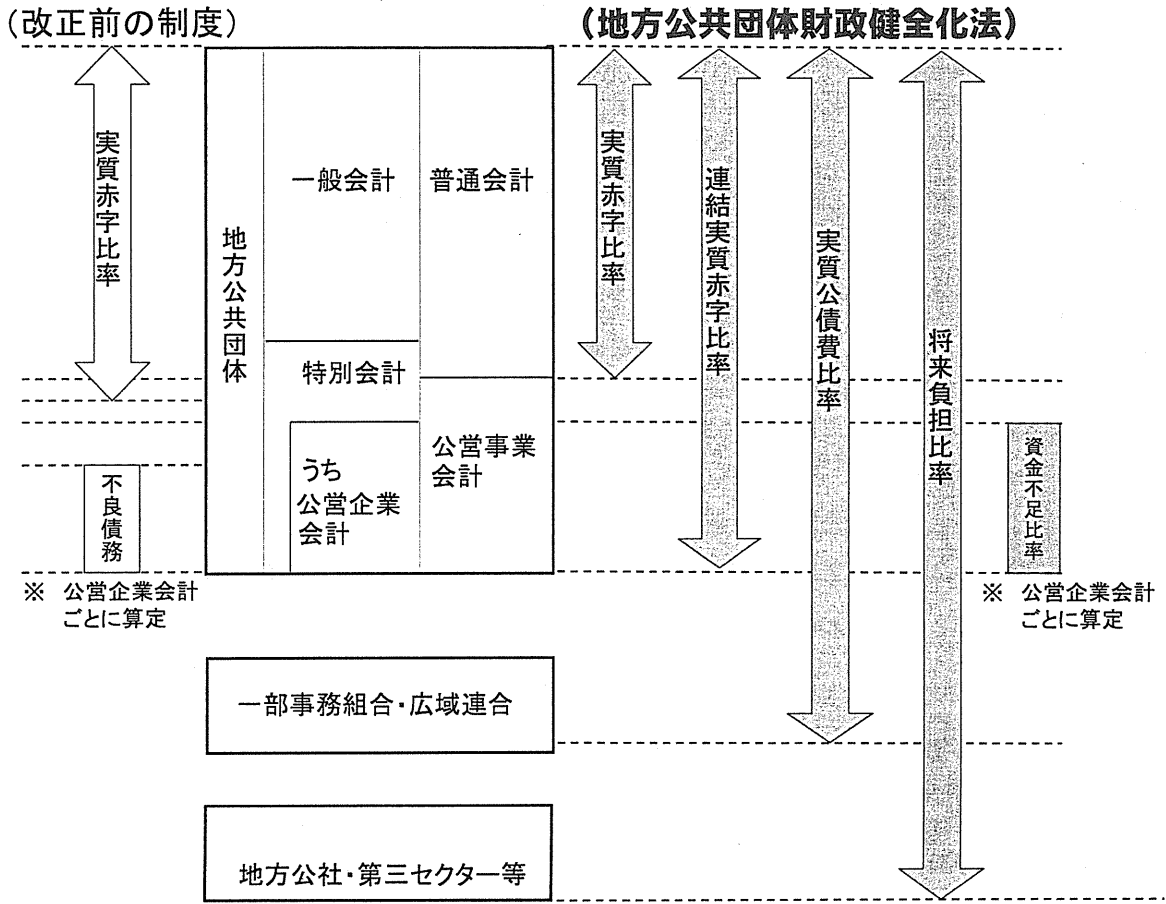
地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)



17

健全化判断比率等の対象について



18

健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

19

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
 - ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
 - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
 - ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
 - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

20

将来負担比率の概要



標準財政規模 - 元利償還金等に係る
交付税算入額

損失補償債務に係る一般会計負担見込額の算定基準

地方公共団体からの財政援助を受ける出資法人等の債務に対する損失補償

標準評価方式

- ①～③により地方公共団体が損失補償を付した法人に対する金融機関等からの融資を、以下の債務区分に分類。
 A) 正常償還見込債務(10%以上)、B) 地方団体要関与債務(30%以上)、C) 地方団体要支援債務(50%以上)、
 D) 地方団体実質管理債務(70%以上)、E) 地方団体実質負担債務(90%以上)

- ① 財務諸表評価方式 (公表された財務諸表等から債務区分等を判定する方法)
- I 一般法人型
 - II インフラ法人型
 - III 不動産取引型
- ② 外形事象評価方式 (経済的取引や出資地方公共団体の支援等の事象から判定する方法)
- ③ 格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

個別評価方式

- ① 資産債務個別評価方式
 ② 個別経営計画評価方式
 ③ 損失補償付債務償還費補助評価方式

公的信用保証、制度融資等に係る損失補償

$$\text{損失補償見込額} = \text{損失補償残高} \times \text{平均残存年数} \times \text{損失補償実行率}$$

その他の形態の損失補償、債務保証

22

財務諸表評価方式(一般法人型の例)

別紙1-1 財務諸表評価方式(一般法人)

		損益計算書上の経常損益									
		経常損益が黒字				経常損益が赤字					
		債務超過額の3分の1以上	債務超過額の5分の1以上3分の1未満	債務超過額の10分の1以上5分の1未満	債務超過額の10分の1	経常赤字の損失補償付債務額に対する割合					
						20分の1未満	20分の1以上10分の1	10分の1以上5分の1未満	5分の1以上2分の1未満	2分の1以上	
貸借対照表上の純資産	資産超過	10年後において資産超過	A				A				
		5年後において資産超過であって、10年後において債務超過	A				B				
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の1未満	B	B	B	B	B	B	B	B	C
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の1以上2分の1未満	B	B	B	B	B	B	B	C	D
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の2分の1以上4分の3未満	B	B	B	B	B	B	B	C	D
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の3以上損失補償付債務額未満	B	B	C	D	B	B	C	D	E
貸借対照表上の純資産	債務超過	5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額以上	B	B	C	D	B	B	C	D	E
		債務超過額の3分の1以上	B	B	B	B	経常赤字の損失補償付債務額に対する割合				
		債務超過額の5分の1以上3分の1未満	B	B	B	B	20分の1未満	20分の1以上10分の1	10分の1以上5分の1未満	5分の1以上2分の1未満	2分の1以上
		債務超過額の10分の1以上5分の1未満	B	B	B	B	B	C	D	E	E
		債務超過額の10分の1	B	B	B	B	C	D	E	E	E
		債務超過額が損失補償付債務額の2分の1以上4分の3未満	B	B	B	C	D	E	E	E	E
債務超過額が損失補償付債務額の4分の3以上損失補償付債務額未満	B	B	C	D	E						
債務超過額が損失補償付債務額以上	B	C	D	E	E						

※ A、B、C、D及びEとは、債務区分のA、B、C、D及びEのことをいう。
 資産超過額とは、資産の額が負債の額を超える場合において当該超える額をいい、損失補償付債務額とは、損失補償付債務の額をいう。

23

早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準等

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を平成19年6月に制定。
- 財政指標の公表は平成19年度決算から、計画策定の義務付けは平成20年度決算から適用。
- 早期健全化、財政再生等の基準を定める政令を平成19年12月28日に公布。

財政の早期健全化

財政健全化計画の策定、
外部監査の要求 等

財政の再生

財政再生計画の策定、計画について
国の同意手続、地方債の制限、
再生振替特例債 等

	(参考:地方債協議制・許可移行基準)	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率 ・一般会計等の実質赤字の比率	都道府県:2.5% 市町村:財政規模に応じ2.5~10%	都道府県:3.75% 市町村:財政規模に応じ11.25~15%	都道府県:5% 市町村:20%
○連結実質赤字比率 ・全ての会計の実質赤字の比率	—	都道府県:8.75% 市町村:財政規模に応じ16.25~20%	都道府県:15%(※) 市町村:30%(※)
○実質公債費比率 ・公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	18%	都道府県・市町村:25%	都道府県・市町村:35%
○将来負担比率 ・地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率	—	都道府県・政令市:400% 市町村:350%	—
○公営企業資金不足比率 ・公営企業ごとの資金不足の比率	10%	経営健全化基準 20%	—

(※) 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準(市町村は40%→40%→35%)を設ける。

24

平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の概要(確報)①

I. 健全化判断比率の状況

平成21年11月30日公表

- 早期健全化基準以上である団体 19年度決算:43団体→20年度決算:22団体
(新規3団体、基準を下回った団体24団体)(▲21団体)
- うち、財政再生基準以上の団体 19年度決算:3団体 →20年度決算:1団体
(新規なし、基準を下回った団体2団体)(▲2団体)

1. 実質赤字比率

- 2団体が早期健全化基準以上(うち1団体が財政再生基準以上)
(※19年度決算:2団体(うち1団体が財政再生基準以上))
- 実質赤字額があるのは、市区町村で19団体
(※19年度決算:都道府県で1団体、市区町村で23団体)

19年度決算 2団体 $\xrightarrow{+1\text{団体}}$ 20年度決算 2団体
▲1団体

◆ 早期健全化基準以上である団体の実質赤字比率

(単位:%)

都道府県名	市区町村名	実質赤字比率
北海道	夕張市	703.60 (15.00)
奈良県	御所市	16.31 (13.74)

(注) 1. 実質赤字比率の高い順に記載している。
2. ()内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じ11.25%~15%)である。
3. 夕張市の実質赤字比率は、財政再生基準(20%)以上である。

2. 連結実質赤字比率

- 2団体が早期健全化基準以上(うち1団体が財政再生基準以上)
(※19年度決算:11団体(うち2団体が財政再生基準以上))
- 連結実質赤字額があるのは、市区町村で39団体
(※19年度決算:市区町村で71団体)

19年度決算 11団体 $\xrightarrow{\text{新規なし}}$ 20年度決算 2団体
▲9団体

◆ 早期健全化基準以上である団体の連結実質赤字比率

(単位:%)

都道府県名	市区町村名	連結実質赤字比率
北海道	夕張市	705.67 (20.00)
大阪府	泉佐野市	26.42 (17.44)

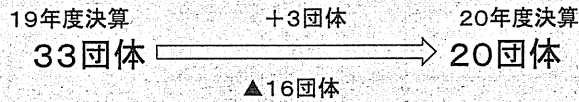
(注) 1. 連結実質赤字比率の高い順に記載している。
2. ()内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じ16.25%~20%)である。
3. 夕張市の連結実質赤字比率は、財政再生基準(平成21年度に適用される40%)以上である。

25

平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の概要（確報）②

3. 実質公債費比率

- 20団体が早期健全化基準以上(うち1団体が財政再生基準以上)
(※19年度決算:33団体(うち2団体が財政再生基準以上))
- 20団体はすべて市区町村
- 都道府県の平均値は12.8%、市区町村は11.8%



◆ 早期健全化基準以上である団体の実質公債費比率

(単位:%)

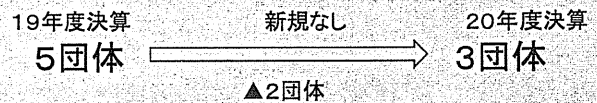
都道府県名	市区町村名	実質公債費比率
北海道	夕張市	42.1
長野県	王滝村	32.1
鳥取県	日野町	30.2
北海道	洞爺湖町	29.8
福島県	双葉町	29.4
沖縄県	伊平屋村	29.0
北海道	江差町	28.6
北海道	中頓別町	28.3
北海道	浜頓別町	28.2
高知県	安芸市	27.6
沖縄県	座間味村	27.4
沖縄県	伊是名村	27.4
北海道	歌志内市	26.8
群馬県	嬭恋村	26.7

兵庫県	香美町	26.6
北海道	由仁町	26.4
奈良県	上牧町	26.4
北海道	利尻町	26.2
山形県	新庄市	25.9
奈良県	御所市	25.8

- (注) 1. 実質公債費比率の高い順に記載している。
 2. 実質公債費比率の早期健全化基準は、25%である。
 3. 夕張市の実質公債費比率は、財政再生基準(35%)以上である。

4. 将来負担比率

- 3団体が早期健全化基準以上(※19年度決算:5団体)
- 3団体はすべて市区町村
- 都道府県の平均値は219.3%、市区町村は100.9%



◆ 早期健全化基準以上である団体の将来負担比率

(単位:%)

都道府県名	市区町村名	将来負担比率
北海道	夕張市	1164.0
大阪府	泉佐野市	393.5
青森県	大鱒町	392.6

- (注) 1. 将来負担比率の高い順に記載している。
 2. 将来負担比率の早期健全化基準は、都道府県・政令市が400%であり、市区町村が350%である。

26

平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の概要（確報）③

II. 資金不足比率の状況

資金不足比率

- 全7,345公営企業会計中、61会計が経営健全化基準以上(※19年度決算:全7,448公営企業会計中、156会計)
- 資金の不足額がある公営企業会計は202会計(※19年度決算:256会計)

◆ 経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	合計
水道事業	0 / 26	0 / 18	2 / 1,247	0 / 99	2 / 1,390
簡易水道事業	0 / 1	0 / 6	4 / 908	0 / 3	4 / 918
工業用水道事業	0 / 41	0 / 8	0 / 94	0 / 8	0 / 151
交通事業	0 / 3	3 / 20	7 / 68	0 / 4	10 / 95
電気事業	0 / 28	0 / 4	0 / 28	0 / 3	0 / 63
ガス事業	0 / 0	0 / 1	0 / 30	0 / 1	0 / 32
港湾整備事業	0 / 32	0 / 4	0 / 36	0 / 6	0 / 78
病院事業	0 / 48	0 / 18	8 / 512	2 / 80	10 / 658
市場事業	0 / 8	1 / 18	2 / 138	0 / 11	3 / 175
と畜場事業	0 / 2	0 / 6	1 / 44	0 / 13	1 / 65
宅地造成事業	0 / 53	0 / 24	9 / 444	3 / 8	12 / 529
下水道事業	0 / 45	0 / 27	6 / 2,616	0 / 22	6 / 2,710
観光施設事業	0 / 5	0 / 6	12 / 325	0 / 2	12 / 338
その他事業	0 / 17	0 / 0	1 / 83	0 / 43	1 / 143
合計	0 / 309	4 / 160	52 / 6,573	5 / 303	61 / 7,345

(注)分母は事業種類別の公営企業会計数である。

27

第三セクター等の法的整理の状況（平成20年度中）

平成20年度中に法的整理を申し立てた法人は14法人となっている。

区分	法人数	整理方法					H20調査
		会社更生	民事再生	特定調停	特別清算	破産	法人数
社団法人 財団法人	1	0	0	0	0	1	2
会社法法人	13	1	2	0	4	6	18
合計	14	1	2	0	4	7	20

＜第三セクター等の状況に関する調査結果＞

〈参考〉過去5年間の法的整理を申し立てた法人数

区分	H16年度調査	H17年度調査	H18年度調査	H19年度調査	H20年度調査	H21年度調査
社団法人 財団法人	0	2	3	0	2	1
会社法法人	22	15	14	16	18	13
地方三公社	4	0	0	0	0	0
合計	26	17	17	16	20	14

28

第三セクター等改革推進債の創設（地方財政法の一部改正）

1. 対象経費

● 第三セクター等の整理又は再生に伴い負担する必要がある以下の経費

◇ 第三セクター（及び地方住宅供給公社）

⇒ 地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等を行う場合に必要となる当該損失補償に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）

①法的整理…破産手続、特別清算手続、再生手続及び更正手続

②私的整理…一般に公表された債務処理のための準則として、

・ 私的整理に関するガイドライン ・ RCC企業再生スキーム

・ 中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順

・ 特定認証紛争解決手続 等が該当

◇ 土地開発公社及び地方道路公社

⇒ 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）

◇ 公営企業

⇒ 公営企業の廃止（特別会計の廃止）を行う場合に必要となる以下に掲げる経費

・ 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費、 ・ 地方債の繰上償還に要する経費、 ・ 一時借入金の償還に要する経費

・ 退職手当の支給に要する経費、 ・ 公営企業型独法の設立に際して必要となる資金その他財産のうえんに要する経費

・ 国又は地方公共団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費

2. 対象期間

● 平成21年度～25年度（一定期間内の集中的な改革を推進）

3. 発行手続

● 議会の議決

● 総務大臣又は都道府県知事の許可

4. 償還年限

第三セクター等改革推進債を発行することによる当該地方公共団体の財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し等を総合的に勘案して必要な最小限の期間とすることとし、10年以内を基本とするが、必要に応じ10年を超える償還年限を設定することができる。

5. 財源措置

第三セクター等改革推進債の支払利息の一部について、必要に応じて特別交付税措置を講じる。

29

第三セクター等の抜本的改革等に関する指針

経緯

「債務調整等に関する調査研究会」(宮脇淳座長(北海道大学公共政策大学院教授))が、「総務省においては、こうした地方公共団体が主体的かつ早期に取り組む第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革の推進を支援するべきである。具体的には、第三セクター等の改革を促進するため、処理方策について一定の考え方を示す実効性のある指針を策定する(略)」と提言(平成20年12月5日付け報告書)したこと等に基づき、研究会の報告書の内容も踏まえ、表題の指針を策定、通知(平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知)した。

指針の主な内容

第1 地方公共団体財政健全化法の全面施行

- ・ 地方公共団体は、健全化法等を踏まえ、一般会計等のみならず、第三セクター等も対象として、財政状況を全体としての確に分析した上で、財政健全化に取り組む必要がある。
- ・ 健全化法が平成21年度から全面施行されることにかんがみ、同年度から5年間で、基本的にすべての第三セクター等を対象として、必要な検討を行い、存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うべきである。

第2 抜本的改革の推進

- ・ 処理策検討の手順について助言する。
抜本的改革を行うに当たっては、事業そのものの意義、採算性、事業手法の選択等について、可能な限り広範かつ客観的な検討を行い、最終的な費用対効果を基に判断をすべきである。
参考で、抜本的処理策の検討についてのフローチャートを示す。
- ・ 情報開示の徹底により、事業採択から現状に至った経緯と責任の明確化に際しては、これまで実施した対策の内容とその効果、経営の責任、経営悪化の原因について明らかにするとともに、善管注意義務違反等に係る損害賠償請求等の是非も検討の上、その旨明らかにする必要がある。

30

- ・ 地方公共団体の損失補償等の負担が一時的には大きくなるものの、中・長期的には早期に抜本的な改革を行った方が、将来の経済・財政環境の変化等に耐える安定的な財政の構築につながりうることを勧告して、最善であると考えられる方法を選択していることを特に説明すべきである。
- ・ 第三セクター等の抜本的な改革を行う際には、関連予算の議決をはじめとして、地方債の特例の活用がなされる場合など様々な局面で議会の議決が行われることから、その際には、議会において十分な議論がなされ、その処理が適切なものであることについての確認がなされる必要がある。
- ・ 地方公共団体が健全化法の全面施行から5年度間で第三セクター等の抜本的改革を集中的に行えるよう、「地方財政法」が改正され、平成21年度から平成25年度までの間の時限措置として、第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる一定の経費を議会の議決等の手続を経て地方債の対象とできることとする特例措置が創設されたことを受け、地方公共団体は、この地方債の特例(第三セクター等改革推進債)も活用し、第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うべきである。

第3 存続する第三セクター等の指導監督等

- ・ 前記第2に基づき、基本的にすべての第三セクター等を対象として抜本的処理策の必要性の検討、所要の対応を行った結果、なお引き続き存続することとした第三セクター等については、経営状況等の把握、監査、定期的な点検評価等により、適切にその指導監督等を行うことが、適当である。
- ・ 経営者は、その任務懈怠により将来的に事業の整理又は再生を行うこととなった場合等にあっては、民事上の責任追及や刑事上の責任追及が問われることもあることについて十分に認識しておくべきである。
- ・ 地方公共団体は、既存の損失補償債務で他の方策による公的支援に移行することが困難であり、かつ、当該債務に係る債務の借換えに際し、損失補償の更新が不可欠と認められるときなど特別な理由があるとき以外は、第三セクター等の資金調達に関する損失補償は行うべきではない。
- ・ 特別な理由によりやむを得ず損失補償を行う場合は、あらかじめ損失補償契約の内容、損失補償を行う特別な理由、健全化法の規定に基づき将来負担比率に算入される一般会計等負担見込額等を記載した調書を調製し、議会、住民等に明らかにするべきである。
- ・ 第三セクター等に対する短期貸付けを反復かつ継続的に実施する方法による支援は、本来長期貸付け又は補助金の交付等により対応すべきものであり、早期に見直すべきである。

31

第4 第三セクター等の設立に関する留意事項

- ・ 外部の専門家の意見を聞くことにより、客観性、専門性の確保に特に留意した上で、将来の需要予測、事業計画の策定等が行われるべきものであり、事業実施ありきによる収支の辻褃合わせは厳に行ってはならない。
- ・ 資金調達方式としては、投入した資金を事業収入により回収することが困難と認められる場合には、第三セクター等による事業化を原則として断念すべきである。
- ・ 議会に対して、事業及び行政関与の必要性、公的支援の必要性及び内容等に関する事前の検討結果に加え、設立団体の財政運営に及ぼす影響についてもあらかじめ十分説明し、理解、同意を得ておく必要がある。また、地域住民に対しても、議会に説明した内容について、十分な理解を得るよう努める必要がある。

第5 その他

- ・ 林業公社については、総務省、林野庁及び地方公共団体で構成する「林業公社の経営対策等に関する検討会」の報告にも留意されたい。
- ・ 昨年国会に提出された「株式会社地域力再生機構法案」は、地方公共団体の出資割合が4分の1以上の第三セクターを支援対象から除くなどの修正が行われた上で、「株式会社企業再生支援機構法」として成立したところであるので、対象となる第三セクター等において事業再生を図る場合には留意されたい。

32

法的整理の事例（会社更生法：「株式会社大阪ワールドトレードセンタービルディング（WTC）」）

1 「WTC」の概要

- ・ 国際情報交流促進のための会議施設、展示施設等の管理運営等を行うことを目的に、平成元年4月に設立された第三セクター
- ・ これまでの出資総額は259億円。うち大阪市が190億円を出資。他に、政府系金融機関が7億円、民間企業が62億円を出資しているが、平成17年度に減資を実施しており、平成21年3月末の資本金は1億円。

2 「WTC」の経営破綻

- ・ 平成7年4月にビルがオープンしたが、バブル崩壊の影響等を受けテナント入居は低迷。開業1年目の平成7年度から累積損失を計上し、平成15年3月末時点で約236億円の債務超過にあった。
- ・ このため、平成15年6月に特定調停を申し立て、平成16年2月に調停が成立。主な内容は以下のとおり。
 - ① 金融機関等が有する782億円の債権のうち、137億円を債権放棄。残る645億円については、40年間で分割返済（大阪市の損失補償契約付き）
 - ② 大阪市が有する200億円の債権は、125億円について債権の株式化（DES）、残る75億円は劣後債権化。また、大阪市は40億円を追加出資
- ・ しかし、以後も経営は低迷を続け、平成21年3月に会社更生法適用を大阪地裁に申請。負債総額は643億円（平成22年3月下旬に更生計画認可決定見込み）。

33